

平成25年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成25年 3 月12日～15日

場 所 第2委員会室

平成25年 3月12日(火曜日)

- ・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の最終案について
- ・宮崎県離島振興計画の策定について

午前11時11分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成25年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第24号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第26号 みやざき成長産業育成加速化基金条例
- 議案第27号 宮崎県大規模災害対策基金条例
- 議案第29号 宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 包括外部監査契約締結について
- 議案第39号 みやざきボランティア活動促進基本方針の変更について
- 請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・新宮崎県公社等改革指針の改訂について
 - ・平成25年度組織改正案について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部改正について
 - ・新たな「津波浸水想定」の策定について
 - ・復興から新たな成長に向けた基本方針について
 - ・みやざきフードビジネス振興構想の最終案について
 - ・記紀編さん1300年記念事業基本構想について

出席委員(8人)

委員 長	黒木 正一
副委員 長	渡辺 創
委員	外山 三博
委員	星原 透
委員	宮原 義久
委員	岩下 斌彦
委員	鳥飼 謙二
委員	有岡 浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	四本 孝
危機管理統括監兼 危機管理局長	橋本 憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当)	亀田 博昭
総務部次長 (財務・市町村担当)	茂 雄二
危機管理局次長 兼危機管理課長	大坪 篤史
部参事兼総務課長	柳田 俊治
人事課長	武田 宗仁
行政経営課長	片寄 元道
財政課長	福田 直
税務課長	吉本 佳玄
部参事兼市町村課長	鈴木 一郎
総務事務センター課長	花坂 政文
消防保安課長	厚山 善光

事務局職員出席者

議事課主幹 伊豆雅広
議事課主査 佐藤亮子

○黒木委員長 それでは、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。

今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、3課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと思っております。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第24号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総務部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

当委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

○四本総務部長 おはようございます。今回、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会資料によりまして、御説明をいたします。

まず、平成25年度当初予算の概要につきましては、資料の1ページから17ページで御説明をいたします。

この部分の資料につきましては、別途配付いたしております。「平成25年度当初予算の概要について」という冊子の冒頭部分を抜粋して掲載をしておりますが、先日、御審議いただきました追加補正予算の関係で、基金残高及び県債残高が変わりましたので、変更後の数値に置き換え、該当箇所には下線を付して記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1ページをごらんください。

まず、今回の予算編成の基本的考え方であり、平成25年度の当初予算につきましては、財政改革の着実な実行、特別重点施策としました「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」を初めとする3つの重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行を基本方針として、編成をしたところであります。

また、予算編成方針において設置することとしておりました、「地域経済活性化・防災対策特別枠」につきましては、特別重点施策の積極的な推進や防災・減災対策の強化を図る観点から、知事の判断により今年度の特別枠と比べ大幅に増額をし、37億円増の総額87億円を措置したところであります。

このようなことにより、平成25年度当初予算の全体的な姿としましては、四角囲みの一番下にありますように、「光あふれる未来へ向けて～元気なみやざき成長予算」としたところであります。

特別枠の内容につきましては、ページの下の方に掲げておりましたが、まず、公共事業については、国の公共事業予算を積極的に確保するために、補助公共事業を大きく増額し、46億円の追加措置を行っております。

また、その他の措置としまして、フードビジネスを初めとする本県の成長産業の育成を図るため、30億円の「みやざき成長産業育成加速化基金」を設置することとしたほか、5億円の「宮崎県大規模災害対策基金」の設置、また、県立学校の緊急耐震対策の推進などに41億円を措置し、特別枠総額で87億円の規模としております。

次に、2ページをお開きください。

予算規模についてであります。

一般会計の予算額は5,661億円となっております。

前年度比で1.2%の減となっておりますが、前年度は公債管理特別会計の新設に伴い、臨時的な経費が発生しておりましたので、この分の影響額を除いた場合の実質的な予算規模は、ほぼ前年度並みとなっております。

さらに、先日御審議いただきました、25年度当初予算と一体となって執行してまいります、今回の追加補正予算を合わせた実質的な当初予算額は6,144億4,600万円となり、平成24年度当初予算を大きく上回る規模の積極型の予算となっております。

3ページから、歳入予算の特徴を記載しております。4ページをお願いいたします。

自主財源についてであります。真ん中の表をごらんいただきますと、まず、県税につきましては、税率の改正に伴う県たばこ税の減や地方消費税の減などに伴い、788億7,000万円と、20億9,000万円の減となっております。

表の下から3段目、繰入金につきましては、国の経済対策により造成した基金からの繰り入れの減等によりまして、468億3,000万円、5億6,000万円の減となっております。

なお、財源調整のための財政関係2基金からの繰り入れにつきましては、冒頭に御説明いたします地方交付税の減等により261億1,900万円と、前年度から76億9,400万円の増となっております。

この結果、右の5ページの基金残高の推移の表を見ていただきますと、平成25年度末の基金残高につきましては、194億円程度となる見込みであります。

6ページをお開きください。

次に、依存財源についてであります。

下の表をごらんいただきますと、まず、地方

譲与税については、地方法人特別譲与税の減少等に伴い160億8,100万円、8億4,800万円の減となっております。

地方交付税は、一旦飛ばしまして、表の下から2段目の国庫支出金につきましては、農業農村整備事業の増等に伴いまして、793億9,500万円、7億4,400万円の増となっております。

次の7ページの一番上の表をごらんください。

地方交付税及び臨時財政対策債の状況であります。

平成25年度の地方財政対策においては、国家公務員と同様の給与削減措置を7月以降に実施することを前提に、地方公務員給与費が削減をされており、このような措置の影響等により、地方交付税は1,835億300万円と、また、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債は375億2,700万円と、いずれも減となっております、この2つを合計した実質的な地方交付税額は2,210億3,000万円、約46億円、2.0%の減となっております。

次に、その下の表ですが、県債の状況であります。

平成25年度の当初予算における県債発行額は740億円であり、臨時財政対策債の減少等により49億円の減となっております。

臨財債を除いた場合では365億円と、5億円の減となっております、特別枠での補助公共事業の増額措置などとのバランスを見きわめながら、抑制を図ったところであります。

また、県債残高につきましては、24年度末は今回の追加補正の関係で、やや増加しますが、25年度末では1兆565億円に減少する見込みであり、特に、臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除いた実質的な県債残高につきましては、268億円減少し、5,850億円程度となる見込

みであります。

8ページをお願いいたします。

次に、歳出予算の特徴について御説明いたします。

まず、性質別の状況を記載しておりますが、内容につきましては、次の9ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、①の義務的経費につきましては、人件費、扶助費、公債費とも減少し、2,583億3,900万円、前年度に比べ28億3,100万円の減となっております。

人件費につきましては、職員数の減等により7億7,200万円の減となっており、このうち退職手当については、退職者数の増加等によりまして130億5,400万円と、8億6,000万円の増となっております。

また、公債費につきましては、2年連続減少し、929億1,800万円となっております。

次に、②の投資的経費ですが、全体では、「第三期財政改革推進計画」に基づく取り組みにより1,089億5,400万円と、6億9,500万円の減となっております。このうち普通建設事業費につきましては、特別枠による増額措置に伴い、農業農村整備事業などが増加しますが、一方で、県立特別支援学校などの施設整備事業の減等により、全体では0.7%減とやや減少をしております。

次に、③の一般行政経費につきましては、公債管理特別会計への繰出金が減少すること等により1,988億600万円と、32億300万円の減となっております。このうち補助費等は、後期高齢者医療費負担金などの社会保障関係費が増加するなどにより、15億7,800万円の増となっております。

次の10ページから12ページまでは、款別の歳

出予算の状況を記載しておりますが、後ほどごらんをいただきたいと思います。

13ページにつきましては、特別会計及び公営企業会計について記載しております。

特別会計につきましては、今年度新設をしました公債管理特別会計が、新設に伴う臨時的な経費が減少することなどから、101億4,500万円の減となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

財政改革の取り組みについてまとめております。

平成25年度の当初予算の編成に当たりましては、3年目となります、「第三期財政改革推進計画」を踏まえ、引き続き、歳出削減及び歳入確保の対策を積極的に講じたところであります。

この結果、25年度の収支不足額は一定程度圧縮をし、261億円となったところであります。

財政改革の取り組み状況につきまして、参考として、ページの下の方にまとめておりますが、ポイントだけ申し上げますと、まず、24年度につきましては、表の一番下、基金残高について、中期財政見通しでは312億円でありましたが、執行段階での経費節約などの見直しを行った結果、454億円を確保できたところであります。

25年度につきましては、収支不足が261億円程度となり、現時点での基金残高の見込みは194億円となっております。基金残高については減少傾向が続いており、引き続き、効率的・効果的な事業の展開に取り組むとともに、執行段階での積極的な経費節約等に努めることとしております。

右の15ページは、財政改革に係る具体的な取り組みを記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次の16ページから17ページは、その他特記事

項を記載しております。

25年度におきましても、新たな予算を伴うことなく、県民へのサービスの向上等を図るゼロ予算施策を積極的に推進するとともに、不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施につきましても、記載しておりますとおり、予算執行システムや物品調達システム面での対策等を、しっかり推進することといたしております。

次に、19ページをお願いいたします。

総務部の各課別集計表でございます。太線で囲んだ表の一番下をごらんください。

総務部の平成25年度の当初予算額は、一般会計と特別会計を合計しまして、2,436億4,817万3,000円で、前年度と比べて180億5,803万2,000円の減となっております。

次に、20ページをお開きください。

総務部の主な新規・重点事業でございます。25年度は、9つの新規・改善事業がございますが、主なものをご説明いたします。

22ページをお願いいたします。

「県有財産有効活用推進事業」は、県有財産を適切に維持管理するとともに、貸し付けや未利用財産の売却など、さらなる有効活用を推進することにより歳入の確保を図るものであります。

次に、24ページの「市町村地域づくり支援資金貸付金事業」は、市町村が取り組む防災・減災事業、行財政経営健全化など、当面する課題の解決を図るための事業に対して無利子貸し付けを行い、重点的に支援するものであります。

次に、25ページの「宮崎県大規模災害対策基金設置事業」は、東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、県内で発生が予想される大規模災害への対策の充実・強化や、県外で発生した大規模災害の被災者等支援

などを行うため、基金を設置するものであります。

また、この基金を財源とする新規・改善事業を27ページから31ページに記載しております。これらの事業は、巨大地震等の大規模災害に備えるため、避難場所やルートの確保、防災活動の中核的な人材となり得る防災士の養成、国や九州各県、市町村その他の防災関係機関等を含めた広域連携の体制強化、BCPの推進及び消防常備・広域化の推進などを行うものであります。

次に、特別議案について御説明いたします。33ページをお開きください。

議案第24号「議員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、平成24年の人事委員会勧告等を踏まえまして、自宅に係る住居手当の廃止や新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の創設など、所要の改正を行うものであります。

次に、34ページでございます。

議案第27号の「宮崎県大規模災害対策基金条例」であります。

これは、先ほどの新規事業のところで御説明しましたが、現行の「東日本大震災被災者等支援基金」を廃止し、新たに基金を設置するものであります。

次に、35ページでございます。

議案第29号の「宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例」であります。

これは、災害対策基本法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

特別議案は、以上の3件でございます。

最後に、その他報告についてであります。36ページをお願いいたします。

本日、御報告いたしますのは、ここに記載の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部改正について」など4件でございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局次長及び担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○吉本税務課長 税務課からは、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

ページの中ほど、自主財源の状況の表の上から3段目になりますが、地方消費税清算金の欄をごらんください。

これは、本県を含めました全都道府県に、国から払い込まれました地方消費税総額を、消費に関連した基準によりまして、各都道府県間において清算、配分するものでございます。

25年度の予算額は209億2,827万7,000円を計上しております。前年度に比べまして9億6,324万2,000円、対前年度比4.4%の減となっております。

地方消費税清算金につきましては、全国の地方消費税総額は、これまで比較的安定して推移をしてきておりまして、これらの状況を踏まえまして、過去5年間の実績をもとに見込んだものでございます。

続きまして、県税収入予算について説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

県税収入につきましては、県内の主要企業の業績見通し、24年度の税収の状況、税制改正等の影響を踏まえまして見込んだものでございます。

当初予算は、表の一番上の段、一番左側の列

になりますが、①の県税計の欄のとおり、788億7,000万円を計上しております。

前年度に比べまして、そこから右へ2つ目、3つ目の列になりますけども、20億9,000万円の減、前年度比97.4%となっております。

次に、主な税目の増減について説明いたします。

増減額①マイナス②の欄をごらんください。

まず、表の上から3段目の法人県民税についてですが、税制改正によりまして、法人税の税率が約5%ほど引き下げられましたので、法人税額を課税標準としております法人県民税への自動影響等によりまして、2億1,200万円余の減少となっております。

次の3つ下の法人事業税ですが、これは法人税率引き下げとあわせて改正されました、損金に歳入されます繰越欠損金や減価償却費についての限度額縮小など、法人事業税の課税標準となる所得の課税ベースの拡大等の影響等によりまして、2億8,200万円余の増加としております。

その下の譲渡割地方消費税が、消費等の減少によりまして、6億5,600万円の減少。

次に、その3つ下の県たばこ税でございますが、これは今、説明いたしました法人税率の引き下げによりまして、県の法人県民税と市町村の法人市町村民税が減収となります。

一方で、所得課税ベースの拡大によりまして、県の法人事業税と国の地方法人特別税は増収となりますので、県と市町村の増減収を調整するために、県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する税率改正の影響等によりまして、9億5,100万円余の減少を見込んでおります。

その2つ下になりますが、自動車税が、課税台数の減少等によりまして1億1,500万円余の減少。

それから、その2つ下の自動車取得税ですが、エコカー補助金廃止等の影響によりまして、1億1,900万円余の減少。

それから、その下の軽油引取税につきましては、需要等の減少等によりまして、1億7,900万円余の減少を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終わりました。

ここまでのところで質疑はありませんか。

○鳥飼委員 国の予算は、国家予算は、当初43兆円というようなことで、名目成長率が2.7%、見込まれているということのようなんです。

そうしますと、やはり税収が上がってくるというようなことになると思うんですけど、例えば、県税収入については、マイナスで見込んであるんですね。私の実感としては、国の名目成長率2.7というそのものが、本当かなというような感じがせんでも、するわけなんですけども、ところが、地方では、こうやって厳しく見積もりをしているというような状況があると思うんですけど、それについては、国の税収の見込みと地方の見込み、こういうことなんですけど、そのことについては、どんなふうな考え方をもっていますか。

○吉本税務課長 もちろん、国の見込み、予想もあるんですが、宮崎県では、独自に法人につきましてはアンケート調査をやっております。その法人のアンケート結果について見ますと、法人の規模別でいいますと、大企業が収益の増加を見込みますのが2割、中小企業が1割、それから24年度並みと見込んでいるところが、大企業が5割、これは中小企業も5割、それから、収益は減るだろうという回答をしていただいたのが、大企業が3割、中小企業が4割というこ

とで、中小企業の見方が厳しいという結果が出ております。

また、業種別で見ますと、ほとんどの業種で減少ないしは横ばいという回答が出てきております。それに加えて、それが3%ほど税収は減少するというような推計しますと、事業税については3%ほど減少するという事なんです。先ほど申し上げました課税ベースの拡大というような増税の要素もございますので、若干減るというような結果になってきています。

また、ゴルフ場利用税につきましても、ゴルフ場にアンケートをとっているんですけども、なかなか厳しい見方をされておるようなことでございます。

一度、申し上げましたように、国は国で見込んでいただいていますけども、私どもは私どもで直接、法人等にお聞きしまして、その結果を反映した税収見込みということで上げさせていただきます。

以上です。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

産業構造が違うといえますか、当然、宮崎の場合は中小企業も小さいところのほうが多いから、当然っていえば当然の、着実なといえますか、堅実な見方で見込みがしてあるんだろうというふうに思います。

もう一つお尋ねしますけど、やっぱ地方消費税清算金、これは4ページで、減額の9億6,300万で、これは今、課長から御説明があったのは、全国の総額の5年間程度、もう安定していると思うんですけどということだったんですけど、清算金としては減額という結果が一つあります。

それからもう一つ、譲渡割のほうも6億5,600万円の減少ということですよ。ということは、

消費そのものが、宮崎県、全国的に冷え込むというの、1つあるのかなというような感じもしないでもないんですが、その辺はどんなふうな見方をしておられるんでしょうか。

○吉本税務課長 これ、消費税清算金は、全国の地方消費税額の0.833%が宮崎県分の収入になるということで、清算基準によりまして清算されていると。

過去の地方消費税を見ますと、約2.5兆円から2.6兆円の間でずっと推移して、景気、不景気の波にあんまり影響されないような税目でございます。平均しますと、2兆5,297億円ということで、その0.833%ということ計上させてもらっています。

昨年は、地財計画をベースに見込んだんですけども、それほど消費が伸びなかったということもありまして、昨年の計上額が大きかったということも、原因として一つ考えております。

それからもう一つ、県内の地方消費税額なんですけども、これは先日、補正予算で説明いたしましたとおりの、実績が減少してきております。これは宮崎県だけではなくて、九州でも前年比、今現在、対23年度費でいきますと、92、93%とか下がっております。

ところが一方で、東北地方のほうは復興需要がございまして、県内分の申告が120%とか130%ぐらいの伸びを示しているエリアもございまして。

宮崎県についていいますと、24年度の決算見込みと比べますと、政府の経済見通しの個人消費の約1.6%増加するだろうというようなことも踏まえまして、対24年度と比較しますと、2%ほど増加をさせていただいているところでございます。

以上です。

○鳥飼委員 消費税が8%になるのは、2014年度か。

○吉本税務課長 ええ、平成26年の4月からです。

○鳥飼委員 そうしますと、政府とかいろんなところで言っているのは、消費税が上がるから、駆け込み需要がふえるんじゃないかというような、予測とか見込みというようなことで議論をされているんですけど、そのことについては、ほぼ変わりはないだろうというようなことで見込まれているということになるんですかね。

○吉本税務課長 税金の場合は、御存じのとおり、所得、消費、資産に対して課税されるわけですが、その所得、消費、資産がふえた後に、税金がかかってくるということになりますので、税金に反映されるためには少し時間がかかる。

一番最後で税金がかかってくる。収入がふえて、その後に税金がかかってくるということになりますので、タイムラグがあるということで、実際、税金にあらわれるのは、若干時間がかかるというふうにお考えいただけたらと思います。

○鳥飼委員 タイムラグはある場合もあるけど、ほぼないのもあるんじゃないかなって感じがするんですが、それは見解ですからわかりました。ありがとうございました。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは引き続き3課ごとに班分けをして、議案の審査を行い、最後にその他報告及び総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、

説明をお願いいたします。

それでは、まず第1班として、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○柳田総務課長 それでは、総務課の平成25年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の59ページをお開きください。分厚い歳出予算ですけども、これの59ページをお開きください。

総務課の平成25年度当初予算額は13億2,807万1,000円でございます。平成24年度当初予算に比べ、6,521万4,000円の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

61ページをお開きください。

まず、下から2段目の、(事項)文書管理費6,183万円でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理保存に係る非常勤職員等の人件費や、文書管理システムの運用管理の経費等であります。

次に、一番下の段の(事項)浄書管理費4,488万円でございます。

62ページをお開きください。

これは、庁内印刷室における非常勤職員等の人件費や、各種印刷機器のリース料及び印刷用紙などの消耗品経費等であります。

次に、中ほどの(事項)文書センター運営費3,345万4,000円でございます。これは、本県公文書の適正な保存を図るとともに、歴史的価値のある明治期からの公文書や県史資料を良好な環境のもとに保存し、県民の閲覧利用に供するための経費等であります。

次に、その下の段の(事項)庁舎公舎等管理

費 5億7,961万円でございます。これは、庁舎等の光熱水費や保守管理のための清掃、警備等の委託費及び、職員宿舍の建設費用を地方職員共済組合へ償還するための経費等であります。

次に、一番下の段、(事項) 防災拠点庁舎整備調査等事業212万2,000円でございます。これは、平成24年度に引き続き、防災拠点庁舎の整備に向けた検討を行うための、検討委員会の開催や先進地調査等にかかる経費であります。

次に、63ページをごらんください。

中ほどの段、(事項) 公有財産管理費 2億9,457万9,000円でございます。これは、公有財産の維持管理費に要する経費で、災害共済保険料や公共下水道受益者負担金、及び財産処分等の事務に必要な用地鑑定手数料や測量委託の経費等であります。

なお、説明の欄の4、改善事業「県有財産有効活用推進事業」3,281万8,000円につきましては、後ほど、常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の段の(事項) 県有施設災害復旧費9,270万円でございます。これは、災害により被災した場合の県有施設の災害復旧に要する経費であります。

続きまして、改善事業について御説明いたします。

常任委員会資料のほうにお戻りいただきまして、22ページをお開きください。

改善事業の「県有財産有効活用推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景にありますように、県立学校の統廃合を初め、職員宿舍や県有施設の老朽化に伴う廃止などが進められる中で、県有財産を適切に維持管理するとともに、貸し付けや未利用財産の売却など、さらなる有効活用を

推進することにより、歳入の確保を図るものであります。

2の事業の概要につきましては、(1)の予算額が3,281万8,000円。

(2)の財源の内訳は、一般財源が3,135万6,000円、特定財源が146万2,000円でありまして、この特定財源は、土地建物売り払い代金を充当しております。

(3)の事業期間は、平成25年度から27年度までの3カ年としております。

(4)の事業内容につきましては、①の県有財産の貸し付け等につきましては、2つ目の黒ぽつにありますように、新たに広告つき庁舎案内版の設置を検討することとしております。

また、③の未利用財産の売却につきましては、2つ目の黒ぽつの民間ノウハウの活用にありますように、不動産鑑定士とアドバイザー契約を結び、専門的な見地から助言をもらうこととしております。

3の事業効果につきましては、(1)の県有財産の適切な維持管理や効率的な運用が図られることなど、3項目を上げております。

なお、下の米印にありますように、不動産売り払い収入の目標値を年間1億5,000万円としております。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○武田人事課長 次に、人事課の平成25年度当初予算につきまして御説明いたします。

また、もとに戻っていただきまして、お手元の歳出予算説明資料の65ページをごらんいただきたいと思っております。

人事課の当初予算額は、46億4,538万7,000円でありまして、表の右から2列目の平成24年度当初予算の41億8,280万円に比べまして4

億6,258万7,000円の増となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。

次の67ページをごらんください。

まず、一般管理費の(事項)人事調整費の6億9,933万5,000円であります。これは、非常勤職員の雇用、赴任旅費、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、(目)の人事管理費の(事項)人事給与費で、34億3,852万3,000円であります。

もう1ページめくっていただきまして、68ページをごらんください。

説明欄の2の退職手当33億3,039万6,000円が主なもので、前年度当初に比べますと3億7,175万2,000円の増となっております。これは、平成25年度定年退職者数がふえることによりまして、退職見込み数が平成24年度の125名に対し、平成25年度は157名と増加したことによるものであります。

また、説明欄の3の人事給与システム管理事業では、前年度当初に比べて3,135万9,000円増の9,972万3,000円となっております。

増加の内容としましては、人事給与システムの機器更新費、及び人事給与制度の改正等に伴いますシステムの改修費用であります。

次に、(事項)県職員研修費の3,047万5,000円ですが、これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費の2,254万1,000円です。これは、自治大学校への派遣研修及び職員の自主企画による短期海外研修、自治体国際化協会シンガポール事務所及びソウル事務所への派遣経費であります。

次に、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事

業費の1,457万2,000円です。長期派遣職員の代替としまして、非常勤職員や臨時的任用職員を配置するための経費であります。

当初予算の説明については以上であります。続きまして、資料が変わります。総務政策常任委員会資料の33ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第24号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。 (1)の平成24年の人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給与に関する条例等について改正を行う必要があること。また、(2)の平成24年5月11日に公布されました、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴いまして、所要の改正を行う必要があること。また、(3)の職員のワーク・ライフバランスの推進を図るため、休暇を与えることができる単位を改正する必要があること。以上3つの理由から所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容であります。まず、(1)の住居手当につきましては、自宅にかかる住居手当、手当額は新築・購入から5年を経過するまでは月額2,000円、5年以降は月額1,000円ですが、これを廃止するものであります。

次に、(2)の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴いまして、手当を創設するものであります。

この手当は、新型インフルエンザ等が発生した際に、緊急事態措置を行うために、本県に派遣された他の地方公共団体等の職員の滞在経費を補う趣旨の手当であります。

手当額は、滞在期間や滞在する施設の内容に応じて、日額3,970円から6,620円であり、これ

は既存の災害派遣手当等に準じて支給するものであります。

次に、(3)の休暇を与えることができる単位についてであります。人事委員会が定める基準に基づく休暇、具体的には、配偶者出産休暇など育児や介護、母性保護に関する休暇について、職員がより取得しやすい環境づくりのため、休暇を与えることができる単位を1時間から30分に改正するものであります。

次に、3の改正を要する条例であります。記載しております5つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。平成25年4月1日から施行することとしております。

ただし、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当については、法律の施行に合わせて施行するため、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から、また、休暇を与えることができる単位の改正につきましては、システム改修の期間を要するため、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行することとしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○片寄行政経営課長 次に、行政経営課の平成25年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の69ページをお願いいたします。

行政経営課の平成25年度当初予算額は1億2,097万3,000円でありまして、前年度当初予算と比べて258万9,000円の増となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

真ん中の(事項)行政管理費305万円でありまして、これは、行政管理・行政改革に要する経費でありまして、行政組織・事務の管理改善や宮崎県行財政改革懇談会の開催等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)法制費828万4,000円でありまして、これは、条例の審査等に要する経費でありまして、条例・規則等の審査事務や宮崎県公益認定等審議会の開催等に要する経費であります。

72ページをお願いいたします。

最後に、(事項)県公報発行費879万8,000円でありまして、これは条例や規則など、県民に周知すべき事項を掲載する「県公報」の発行に要する経費であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 各課長の説明が終わりましたが、質疑は午後に行いたいと思います。午後1時に再開します。

暫時休憩します。

正午休憩

午後1時0分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に第1班の総務課、人事課、行政経営課の説明が終わりました。これに対する質疑を行いたいと思います。

○有岡委員 人事課の関係で、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、職員の派遣研修費ということで、昨年度と比較したときに当初予算額として、こちらの歳出予算説明資料の68ページの数字で

すけども、700万弱の予算が上乘せしてあるわけですが、この内容としまして、ソウルやシンガポールの人件費、表が重なった分があるかと思いますが、この内訳をもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○武田人事課長 御説明申し上げます。

まず、国内の派遣研修に要する経費ということで、まず自治大学校、それからあと、1年間を通じての政策研究大学院大学というのがございますが、こういうところに職員を派遣する経費として、8人分の経費を計上しております。

それからあと、職員の海外派遣に要する経費と研修に要する経費ということで、1つは、自主企画ということで、自分たちでいろんな企画を立てまして、自分でアポイントをとって、海外のいろんな施設とか派遣、研修先のほうにみずからが計画をしていく事業、これを5人分、それからあと、国際交流研究生派遣ということで、自治体国際化協会、これはクレアと申し上げますが、ここに25年度からソウルに1名、それからシンガポールに1名、計2名を派遣するというので、それらの経費を計上しております。

○有岡委員 この内訳として、ことし、予算が大幅にアップしたが、その具体的な内容をもっとお尋ねします。

○武田人事課長 これは、国際交流研究生派遣ということで、今年度、ソウル及びシンガポールに派遣がございまして、今は本部のほうで研修を、東京事務所づけて研修をしております、来年の25年度から海外に出るということで、その方々の*人件費分を計上しております。

○有岡委員 了解しました。

もう一つ人事課の関係で、第24号につきましてお尋ねしたいと思います。

これは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。この改正内容をもう少し詳しくお尋ねしたいと思うんですが、この改正内容の(2)番の新型インフルエンザ等の緊急事態派遣手当というのがございますが、私の認識では、前回、口蹄疫とかこのインフルのときに、職員間で協力体制がなかなか取れにくい中で、こういったものが必要になったのかなというふうに感じたんですが、このインフルエンザ等というこの部分の内容をもう少し、私の認識が間違っているかもしれませんが、お尋ねいたします。

○武田人事課長 これは、口蹄疫の場合は家畜に感染するそういう病気でございますけども、この新型インフルエンザについては、いわゆる人に感染するものということで、パンデミック——急速にそういう被害が拡大するような状況とかいうことで、まず、新型インフルエンザ等緊急事態措置ということで、それを実施するために、例えば他県から宮崎県に対しまして応援を求める。その応援に来ていただいた方々へのいわゆる派遣手当ということで、支給をするということになります。

日額3,970円から6,620円ということで御説明を申し上げましたけども、例えば公共的な施設とか、それから共済住宅等に滞在される場合には3,970円、それから民間の住宅に借り上げ等である場合には、6,620円を1日当たり支給するという形になります。

○有岡委員 確認ですが、今、おっしゃったのは、他県からの応援に限定した内容でしょうか。

○武田人事課長 そのとおりでございます。

○有岡委員 その次に、休暇単位でちょっとお尋ねしたいと思うんですが、1時間から30分に

※19ページで訂正発言あり

改正する、この内容をもう少し教えていただきたいんですが。

○武田人事課長 現在、いわゆる育児とかそれから介護に係る特別休暇というのがございまして、具体的に申し上げますと例えば配偶者出産休暇、自分の奥さんが出産をされた場合は、3日間の特別休暇、これ、有給の休暇になります。

それから、男性の育児参加休暇ということで、配偶者が出産する際に、その子供または小学校就学始期に達するまでの子供を養育する場合、この場合も休みがとれるということで、これは年間5日間と。

それから、子の看護休暇、これは中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合、これも5日間。

それから、短期介護休暇、これは2週間以上の要介護状態にある家族等を介護する場合とか世話をする場合、これも5日間。

それから、妊娠障がい休暇、これは妊娠中の職員が妊娠に起因する障がいのために勤務することが困難な場合、これは7日間ということで特別休暇を与えることになります。

現在は、時間単位で1時間当たりということで休暇を付与しておるわけなんですけども、例えば、出勤前に30分間、ちょっと休みたいとか、例えば、子供の送り迎えとか、病院に連れていくときに休みたいということでも、やはり1時間の休みをとらなければならないという状況でございます。

それを30分ということで認めることによって、より休みをとれる回数もふえてまいりますし、より効果的に職員の方が利用しやすくなるということで、その改正を1時間単位のものを30分にしたということでございます。

○有岡委員 理解できました。

ワーク・ライフバランスという視点から、職員の方がとりやすくなるというふうな内容だということと理解いたしました。

○星原委員 常任委員会資料の22ページ、総務課のこの県有財産有効活用推進事業ということで、会の中で今回、また新たにいろいろ取り組まれることみたいなんですけど、本当にこの未利用財産なんかの売却をどんどん進めていってほしいなというふうに思うんですが、そういう中で、ここの貸し付け等の中で、行政財産の貸し付けと、自動販売機あるいは広告、庁舎案内板とこう書いてあるんですが、これはどれぐらいの収入というか、そういったものがどれぐらい入っているもんなんですか、見込みというか。

○柳田総務課長 自動販売機につきましては、来年度の予算では、大体8,800万ぐらいの収入を見込んでおります。現在、公募をしておりますのが、大体334台ぐらいありまして、それについてそれを見込んでいってございまして。

それとあと広告つきの庁内案内板じゃ、今回、初めて実施するものなんですけども、今のところ、30万円ぐらいの年間、1台だけを予定しておりますので、30万ぐらいを今、予定しているところでございます。

○星原委員 あと、2番の未利用財産の維持管理ということになって、ここにそれぞれぽつぽつとこう書かれてあるんですが、この未利用財産の財産としての価値というのは、どれぐらいこの中に含まれているのか。

○柳田総務課長 未利用財産というのは、現在、使われていないちゅう土地なものですから、実際には鑑定評価をしないと実際の金額は出てこないってということで、従前の固定資産の価格とかそういったものがあれば、それをもとに大体このぐらいというような金額を出しているところ

ろで、来年度、未利用財産で大体7,800万ぐらいの歳入を予定しているというようでございます。

実際は、24年度みたいに、5億円ぐらいになるということもございます。というのが、その後も未利用財産になるのは年度途中に出てまいりますので、そういったものについては、また売却してまいりますので、当初予算とまた実態と、ちょっとずれが出てくるというような状況でございます。

○星原委員 3番で、アドバイザー契約ということで、今度、不動産鑑定士の方々だと思うんですが、これ、1名なんですか。それとも適宜、そのときそのときに、いろいろ依頼をしてやっていくんですか。それともアドバイザーということになると、もう固定して1年間契約とか、何かそういう形でされるもんなんですか。

○柳田総務課長 まだ、ちょっと検討中ということで人数は出しておりませんが、その場所につきましては、通常の場合で10件ぐらい、あと特別な案件で2件ぐらい、これについてどのようにして売却すれば売上げが上がるのか、そういうことを相談していきたいというふうに考えております。

そのときに応じて、ちょっと何名になるかというのは、また検討させていただきたいと思っております。

○星原委員 最後に、一番下に、毎年度1億5,000万ぐらい、不動産売り払いの収入目標ということなんですが、これはその総体枠がどれぐらいあるのかわかりませんが、その中で、その予測している目標を毎年それぐらいずつは売却していこうというふうに捉えていいんですかね。全体金額としてはどれぐらい、この金額としてあるもんなんですか。

○柳田総務課長 ちょっと金額については、先

ほど申し上げたように、なかなか出ないんですけども、現在の未利用地で、現在、保有している未利用地が30件で3万5,000平方メートルございます。これは、先ほど申しましたように、ちょっと鑑定評価を行わないと具体的には出てこないんですが、これまでも、過去の事例で申し上げますと、例えば、22年度あたりが1億5,900万円とか、その21年度が1億9,300万円とか、大体1億5,000万円ぐらい、このところ売上げが出ておりました。

それを踏まえて、その後のこの23年度、24年度の目標を1億5,000万という形でしているというところでございます。

○星原委員 今の説明では、1億5,000万とか1億9,000万とかという話でありましたよね。それで、その中に、今回、改めてこのアドバイザー契約という形になってくると、少しまだ効果が、あるいは売上げが上がってくるのかなという気がするんですが、その数値的には少し低く見積もっているんじゃないんですか。もう少し上げて、目標達成のために努力するような方向で考えることはできなかったんですか。

○柳田総務課長 これは行財政改革を策定したときに、今後の25年度、26年度ぐらいまでの目標ということでつくっておりますので、おっしゃるように、毎年度、実態としては見直して、少しでも多く実施できるように、特に、今、おっしゃったようなことも踏まえまして、さらにこの処分の体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺副委員長 関連で同じ事業についてですが、済みません、先ほど、星原委員の質問で30件とおっしゃった、未利用財産が30件しかないということに理解していいんですか。

○柳田総務課長 未利用地というものは、庁内

に公有財産調整委員会というのを設けておりました、そこで用途廃止をした土地・建物について、各部局において利用する予定がないかということでも聞きます、場所とか面積とか。

それで、その段階で、特に使う予定がないということになりますと、処分の方針を出します。そして、売却に向けていろいろ調査とか測量とかしていくんですけども、それが今現在、25年の2月1日現在で30件、土地として30カ所とか、その面積の合計が3万5,000平方メートルになるということでございます。

○渡辺副委員長 そうすると、見た目上は何も使っていないけれども、未利用地となっていない土地というのは、ほかにもたくさんあるという理解でよろしいですか。

○柳田総務課長 おっしゃるとおり、まだ、ほかにもございまして、その辺の掘り起しをしながら、売却できるものについては売却していくと。

例えば、これは教育委員会ですけれども、いろいろ再編とかございまして、それで、校長の住宅とか、こういったものをもう使わないというようなことも出てきておりますので、そういったものについては、先ほど申し上げた公有財産調整委員会に出していただきまして、そして、今、方針が出れば売却をしていくということでも考えております。

○渡辺副委員長 今、おっしゃったのは、その未利用財産という認定はされていないけれども、実態として使われていないのに——現在使われていない県有財産の実態というのは、簡単に数字が出るような把握をされているのかということと、どっちに認定されているかは別にして、私、ちょっとあるケースを見たんですが、県有地のところに一般廃棄物の投棄が行われていて、

そのままの状態になっていて、一般廃棄物などで、本当は処理するのは県が、所有者がしなきゃいけないってことで、例えばそういうこととか、ここにもありますような草刈りとか——そういう要素での維持管理コストというか、それは年間、もしどのくらいかかっているのかというのがわかれば、教えていただきたいと思うんですが。

○柳田総務課長 面積については、県有財産としてうちの土地台帳に持っておりますのが、全体で土地として1,045カ所で、面積が大体4,726万平方メートルということで、これはもう利用しているものがほとんどなんですけども、そういった土地がありまして、その中で老朽化して、もう使わなくなったとか、そういったものが出てまいりますので、それを探していて、使わないってことであれば処分をするというような状況でございます。

それと、維持管理について、総務課所管ということで申し上げますと、大体委託料で草刈り費が800万ぐらい使っております。これは、できるだけシルバー人材センターのほうに出して、年に1回から2回、草刈りをしてもらうというようなことをしております。

○渡辺副委員長 管理コストというのは、その草刈り以外には、ほかに特にかからないものなのかということと、あと、先ほど最初に説明があった1,045カ所というのは、庁舎が建っていたりとか、使っているものを含めて1,045カ所ということですね。

実態として、未利用財産という認定はされていなくても、現状として使っていない土地等々、土地であったり建物も含むのか、ちょっと詳しくありませんが、そういうものが大体どのぐらいあるのかっていうのは、実態がわかっていれ

ば教えていただきたいと思うんですが。

○柳田総務課長　　そういう、申しわけないですけど、実態調査という形では実施しておりませんで、それはもう各部局、庁舎管理者のほうで実はやりまして、使ってないっていうことであれば、それを出すという制度にしております。

おっしゃいますように、ある程度、知事部局のほうでは、ある程度、把握しているんですけど、他部局について、ちょっとその辺の把握してない部分もありますので、今後、またちょっとその辺については検討をしてみたいと思います。

○渡辺副委員長　　この書類の3の事業効果の(2)のところに、庁舎等の空きスペースの民間事業者に貸し付けなどという想定がされていますけれども、いわば、例えば県の施設が入った庁舎の一部を民間に貸すということだと理解をするんですが、これは例えばある程度の利用目的というか、業種であったりとか、そういうものの制限をつけるのかどうかということと、具体的に今、述べることは難しいのかもしれませんが、ちょっとイメージがしやすいように、例えば、この県庁周辺のどっかの庁舎のここがあいていて、こういうところが検討できていますよとか、学校の中の何とかなんだとか、出先の機関のどうなんだという、もうちょっとイメージが湧きやすい御説明をいただけて、県としてはこういう使い方がある意味、望ましいと言いはちょっと語弊があるかもしれませんが、イメージしているのかというのを御説明していただけるとありがたいんですが。

○柳田総務課長　　この①の1に、1つめのぽつに、行政財産の目的外使用許可というものがございまして、これは今、例えば、1号館の1階に宮崎銀行が入っているとか、あと本館に

労働金庫、それとか郵便局、こういったものを使うということで、許可をしているというものでございます。

それから、貸し付けの関係で申し上げますと、駐車場等について、例えば企業局とかが必要で、そういったところに駐車場を貸し付けするとか、あと、畜産会館とかそういうのがございすけれども、そこに土地を貸し付けをしているというようなことでございます。

ここに書いてありますように、自動販売機等について、これは今、私たちが使っている執務をしている庁舎内で、空き空間があればそこをお貸しをするということで、これは実施をしているというような状況でございます。

広告つきにつきましても、空きスペースを使ってやっていきたいということで、こういうことを今、考えているということでございます。

○渡辺副委員長　　今、私がお伺いした3の(2)のところで指していらっしゃる文章のイメージというのは、あくまでも今、御答弁にあったような範疇の銀行だったりとか、そのあいているスペースを駐車場で貸すとか、そういう範疇のものってことですか。

例えば、国の庁舎なんかにも、大学とかでも最近、出ていますけど、用務というよりも、皆さんが仕事する上で必要なものであったら、例えば、庁舎の空きスペースにコンビニエンスストアが入ったりとか、そういう新しい活用の仕方、それでも収入を得られるかと思うんですけども、そういうところらまで——例えば、それを思い切ったというかわかりませんが、新しい工夫の余地ということではなくて、現在、ちょっと場所がふえてもいいよという範疇での工夫というふうに、理解をすべきなのでしょうか。

○柳田総務課長 現状でも、例えば互助会の物品販売所みたいなのが、本館の地下にあるとか、そういう昔は食堂もあったというような時期もございました。おっしゃるように、新たな取り組みということで、コンビニとかそういう話もございますので、その辺については研究はしているところでございます。

先ほど、未利用財産の維持管理で、ほかにはないのかということで、草刈りは先ほど800万円ぐらいと申し上げたんですけども、ここに出てきます土地の境界の確定とか、地籍測量あたりで600万円ぐらいかかっておりますし、あと、廃止財産の解体撤去、例えば去年は独身寮の青葉寮を解体いたしましたけども、これで2,500万がかかったりしていますし、今年度の予算の中では、500万円ぐらいを解体撤去の費用として予算措置をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 確認で。総務課長、この広告つき庁舎案内板っていうのは、どんなものを想定すればいいんですかね。

○柳田総務課長 イメージで申し上げますと、例えば、宮崎駅の構内に地図がついたもので、そこに例えばホテルとか飲食店、広告も含めてこういったものが明示されている、そういう案内板がございますけども、そういったことをやっている業者がありまして、そこからの話で、敷地をお貸しすれば、そこについてそういった案内板を設置、製作をして置かせてもらうというような話もありますので、今回、それに取組もうかなと思っております。

○鳥飼委員 例えば、本庁舎、この敷地内のどこかに、こういうふうな庁舎を配置していますよというのを、もう業者の方が自分でつくって、それを置くのに、置き賃といいますか、30万円

いただくということですかね。

○柳田総務課長 今、想定しておりますのは、本館1階の玄関ホール、ここに県でつくったものはございますけども、それをもう少しシェイプアップする形で、業者さんのほうで電光を、電照的な、例えばLEDを使って見やすくするとか、それと県内の地図を置くとか、場合によっては、その県内の観光地を明示するとか、そういったものができないか。

あとは庁舎の案内、地図みたいなもの、あともう一つは、ここから市街地の地図と、そこにある例えば飲食店とか、そういったものが明示できればなというふうに考えているところです。

○鳥飼委員 わかりました。

すると、未利用財産の維持管理ということで、今、30件ということだったんですけども、行政財産が1つあって、それは行政持ってくりゃ、普通財産に切りかえて、そしてそれを使わない場合は用途廃止をして売却とか、そういうことにしていくわけですよ。

ですから、この県有財産、未利用財産の維持管理のところは、これは県って言われましたが、例えば、土地と建物がある場合と、土地だけの場合とあると思うんですけども、土地・建物があっても1件、その地番というか、もう、そういうふうな数え方と違っていいですかね。

○柳田総務課長 今、申し上げたものについては、土地を基本にして、おっしゃるように建物が乗っている場合もございますけども、土地として一応、30件というふうな整理でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

じゃあ、上物があったとしてもそれは算定せずに、土地だけを1件として上げているということですね。

では、続いて、この「歳出予算の説明資料」

の総務課のところの63ページの公有財産管理費というところを、財産収入で、これ146万って書いてありますけども、この3番の県有資産所在市町村交付金2億4,030万というのがあるんですけど、これを事業として簡単で結構なんですけども、御説明をいただきたいと思います。

例えば、宮崎市とかどどこ市には幾らとかわかれば、例示をいただければと思います。

○柳田総務課長 これは、県有財産で県営住宅とか職員宿舎とかありますけども、実際、貸し付けている財産、民間のほうでは、固定資産税とかそういったものが取られるわけなんですけども、県の所有の場合にはそれがないというのがございまして、ただし、そういう貸し付けをして収入を上げている場合については、その所在市町村に対して交付金を交付しなさいという法律がございまして。

それに基づいて交付するわけなんですけども、例えば、宮崎市で合計1億2,000万ぐらい、ですから全体の半分ぐらいは宮崎市、県庁が宮崎市にあることもございまして、そういう形で固定資産税を支払うということで、一応、全体で26団体に対して、これを支払うということになっております。

○鳥飼委員 わかりました。

それと、人事課にお尋ねいたします。

68ページの職員派遣研修費のところなんですけども、御説明のあったのでは、国内派遣は政策学院大学というんですか、自治大が8人分程度、それから職員の海外派遣研修については、自治体国際化協会のシンガポールが1人とされたんですかね、ソウルが2人とされたんですかね。

それから、自主企画が5人程度ということで予算化をされておるんですけど、職員の海外派遣に関する研修に対する考え方をお尋ねしたい

と思います。

○武田人事課長 人事課では、いわゆる海外とかそれから国等への研修派遣ということで、職員を年間で約10名程度を出しておりますけども、基本的には、通常ですと、県庁内、公務内での勤務で仕事をしていくわけなんですけども、そういう違った環境におかれまして、いろんな発想の転換とか考え方とか企画力とか、そういうものを研修することによって、養っていくという目的で派遣をしております。

したがって、結果的に2次的に、例えば、その国際交流とかいろんな国とのつながりというものもありますけども、ベースにありますのは、やはり職員の資質といいますか、そういうものを向上するためのものということで、海外のほうへの派遣を行っております。

それと、あと1点ちょっと、先ほどの有岡委員のほうで修正をさせていただきたい。

今、シンガポールと、それからソウルの勤務に対する2人分の人件費の増というふうに申し上げましたけども、これ宿泊、それから交通費等の増ということで、これが約1,200万円ぐらいの増になっております。

一方で、物産貿易振興センターの上海事務所には派遣する1年前に、上海外国語大学のほうに1年間、研修に出しますけども、今年度、24年度に今、1名出しております、その方が来年度、上海事務所に行かれまして、その研修が終わりますので、その分の減がやはり500万程度ございまして、その差し引きで約700万円の増ということになることで、御訂正をお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 それで、自主企画の研修とかあるんですが、これは期間的にはどの程度なんですか。

○武田人事課長 これは、期間的には短期間になりますので、大体1週間から2週間程度、自分のテーマを見つけていただきまして、それぞれ相手先のほうにアポイントを自分でとっていただき、派遣する研修ということでございます。

○鳥飼委員 その際に、今、私は、ずっと議会の中で発言をしてきたのは、業務によっては専門職化といいますか、キャリアを積み重ねていく必要のあるところというのは、それなりにあると思うんですけども、そういうものを意識された派遣の仕方といいますか、そういうことが非常に大事ではないかなと思っているんです。

ということは、結局、それを除いたとしても、この県庁内での人事異動について、例えば、虐待担当の主幹の方がおられるとするならば、以前は、中部福祉センターにいて、いざ虐待があるというときは、担当の人たちと一緒にあって、虐待の発見現場に行くということがやられている。

で、ほかの2つのこどもセンターといいますか、そことの指導もやっていくということだったんですけども、去年の4月からは、もう、福祉保健部のほうに引き上げてきているというような状態がある。聞くところによると、虐待の指導をされた経験もないということで、かなり、なかなか本人もつらいところもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、本会議でも言いましたように、そういうキャリアを積み重ねていくということを人事の中でやっていくべきだと。

ですから、教育委員会からの派遣も、学校の先生のキャリアアップにつながるんですけども、児童相談所のキャリアアップにはつながらないんですよ。ですから、子供たちの指導なり、子

供たちの相談に乗っていくところでは、一定程度の水準を——伸びていかないということになるわけなんですね。

それは、そういうふうなスペシャリストの養成といいますか、ものを求められている分については、それをしっかりやっていただきたいというのはあるんですね。ですから、国外についても、当然、そこを意識的にやっているのかということなんですよ。

自主企画ということをおっしゃったけども、そういうもんを出さなければいかんわけで、いけないといいますか。

ですから、そういう熱意のある人は、自分で自主企画を出すでしょうというような前提かもしれないけども、そういう積み上げてきた人たちを仮に出して、例えば1カ月か2カ月か、もっと長期に研修をさせていって、宮崎県のレベルを上げていくということが必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○武田人事課長 自主企画の場合は、短期間ということもございまして、例えば技術系の方、化学職とか農業職とか、そういう今、委員がおっしゃったように専門分野の業務をされている方で、自分が、その国内にいてはなかなかその研修が、その研究ができないという場合に、海外に行ってそういうのをやりたいという方が、テーマを自分の身近なもののテーマをつくっていかれるケースっていうのは、かなりいらっしゃいます。

それからあと、長期の海外研修につきましても、人事異動の中でいわゆる海外での研修をされている方については、例えば、流通関係、物流関係のその業務についていただくとか、例えば、先ほどもちょっと申し上げましたけども国

際交流関係とか、そういう海外との関係のある業績が主ですね、そういう者に、研修後に勤務していただくケースも多ございますし、そういったところは、やはり人事異動をする際に、過去のそういう研修の歴とか、そういうものも参考にしながら人材の配置を行っているところでございます。

○鳥飼委員 やはり人材を養成といいますか育成していくというのは、長期なものが必要ですし、非常に大事だと思うんですね。女性の部長が何でここ20年も誕生していないのかと、女性の能力が低いのかというような議論と通じるところもあるんです。

今回、ちょっと私が、県の職員からお聞きしたのは、宮崎県には海外派遣、宮崎県職員海外派遣条例というのはないんですねっていうふうなことを聞かれたんですよ。

それで、ちょっと調べてもらったら、いや、ありますよと、昭和56年か60年ぐらいにつくっていますということで、本人から聞かれたのは、人事課に問い合わせをしたら、ないですよというようなことを言われたというようなことで……。県の重点施策として、今度、フードビジネスを力を入れてやるということになっていますよね。

それについても、その人は、かなりの実績がある方なんですけども、JICAの制度を利用してこう行きたいけれどもという、そういうシステムはありませんというふうなことで、それ、1年とか2年とか、もっと長期になりますよね。

ですから、そういう職員の意欲を摘まないで、キャリアとして積み重ねていって、宮崎県の例えばフードビジネスの中に生かしていくというような、長期的なこの視点といいますか、それが必要ではないかなというふうに思いますので、

職員の海外派遣、この委員会でも、星原委員やからも出していることがあって、どんどんやっぱ、海外に出しなさいよというような意見も出たところなんですけども、そういうような意識的などいいますか、計画的などいいますか、職員育成に向けて、そういう海外派遣というものを取り組んでいただきたいというふうに思います。

○黒木委員長 鳥飼委員、答弁は要りますか。

○鳥飼委員 そういうことで、答弁にしても、そこらはいいですよ。

部長がしっかり、今度、変わらんければの話ですけども、しっかり受けとめていただければ結構です。

○柳田総務課長 済みません。先ほど、渡辺副委員長の質問の中で、「庁舎等の空きスペースの貸し付けの関係で、先進的な取り組みは」とのお話でしたが、ちょっと1点だけ御紹介をさせていただきたいと思います。

東京にあります宮崎県東京ビルなんですけども、ここの2階に空きスペースがございましたので、工業支援課のほうで、東京フロンティアオフィス運営事業という事業を始めまして、そこにあります、2階の9室を県内企業の東京での拠点のために貸し出しをしております。

現在、10社が入っております、家賃として一番少ないところが3万円ぐらい、高くても5万6,000円ぐらい、これで貸し出しをしております、東京での営業なり情報収集をされているということがございます。

以上でございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○鳥飼委員 それと、さっき総務部長から説明があった部分は、総括でもちょっと質疑を言ったんですけど、これまた、総括質疑のときで、

いろいろ各課と関連するから、それ、その時点でよろしいですか。

○黒木委員長 はい。後に総括質疑を行います。

○外山委員 今、話がありましたが、東京圏の東京ビル、あそこについて、この管理の新年度予算が出ておるんですが、これ、築どのくらいになっていますか。

○柳田総務課長 東京ビルは、昭和47年でございますので、40年ということになります。

○外山委員 私も、あそこは前に行ったことはあるんですけど、最近、行っていませんが、今、空き室があって今度貸すと。あそこに、東京の県から行かれた職員の方の宿舎、それから学生の部屋もありますよね。これは、学生の部屋は幾つあるんですか。

○柳田総務課長 部屋数でいきますと50室で、一応、100人が入れるようにしております。

○外山委員 この学生の部屋は、バス・トイレは部屋にあるんですか、それとも共同か。

○柳田総務課長 これは共同ということになっております。

○外山委員 希望者は多いんですか、少ないんですか。

○柳田総務課長 最近は、例えば昨年の24年の4月時点では、100名のうち77名が入っているという状況でございます。

○外山委員 ということは、バス・トイレが共同、しかも2人部屋ということになれば、今の学生は余り希望してこないでしょうね。

それから、前、私が行ったところも、あんまり使い勝手がいいというか、快適な部屋じゃなかったような気がするんですが、最近、ここで東京事務所におられて、最近帰ってみられた方は誰かおられますか。あそこに住まわれた方の感想を聞きたいんですが。

○四本総務部長 ちょっとこの場に、その東京宿舎に住んでた職員がいないようでございます。

確かに、もう老朽化して、耐震工事は過去にやっておると思いますが……。

○外山委員 相当古くなって、多分、居住環境も、今の生活を考えたときに、いいとは思えないと思うんですね。

私は、非常に高名な方が設計された素晴らしい建築物だと前から思っておったんですが、ところが、変な空間がいっぱいありますよね、非常に無駄の多いビルだと。

もうこれを思い切って改築して、そして高層ビルにして、例えば上のほうをマンションで貸すなり、それからオフィスで貸すなり、それから学生の居室も、1人1室にして、バス・トイレも部屋にあると、そういうような形につくり変えたらどうかと思うんですよね。

私は、そこに入ってくる企業なり、それからマンションなり、その家賃でペイできるんじゃないかと思うんですが、一度、そういう検討してみられる気持ちはありませんか。

○柳田総務課長 おっしゃるように、築40年で老朽化しているということもございまして、若干、修理が多くなったりはしていますので、今、御意見いただきましたので、今後、ちょっと庁内で検討をしてみたいと思います。

○黒木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、第1班の審査を終了いたしまして、次に、第2班に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時49分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

第2班として、財政課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○福田財政課長 それでは、財政課の平成25年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の73ページをお願いします。

財政課の平成25年度当初予算額は、一般会計、特別会計合わせて2,059億9,255万1,000円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が968億1,756万2,000円、公債管理特別会計が1,091億7,498万9,000円となっておりまして、平成24年度当初予算に比べ、182億2,055万9,000円の減となっております。

25年度当初予算額が、24年度当初予算に比べて大きく減少した理由としましては、24年度当初予算においては、公債管理特別会計を設置したことに伴い、設置初年度の必要経費が生じたことが主な要因となっております。

以下、主な事項について御説明いたします。

75ページをお願いします。

まず、一般会計についてであります。上から2番目の項目になりますが、(目)一般管理費の(事項)諸費が、21億5,453万2,000円であります。

その内訳は、1のところ、県税や税以外の収入について還付が生じた場合に備えた全庁的な経費としまして、20億670万円を財政課で一括計上しております。

また、2の部分では、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般共通経費としまして、1億4,783万2,000円をお願いしております。

次に、下から2段目、(目)財産管理費であり

ます。これは財政課において所管しております基金にかかる利子の積み立てに要する経費であります。

その内訳を基金ごとに見ますと、まず、一番下の(事項)財政調整積立金は998万2,000円、ページをめくっていただきまして、76ページの一番上の(事項)県債管理基金積立金で5,873万1,000円、その下の(事項)県有施設維持整備基金積立金で1,334万9,000円、その下の(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で62万7,000円をそれぞれお願いしております。

次に、その下からは公債費になります。

まず、(目)元金の(事項)元金償還金であります。801億6,889万9,000円となっております。これは、県債の元金償還に要する経費であります。その主なものは、その下のページになりますが、2の公債管理特別会計への繰出金となっております。

平成24年度から実際の県債償還に係る事務は、一般会計からの繰り出し先である公債管理特別会計において行うこととなっております。

次は、(目)利子の(事項)利子償還金であります。140億8,353万8,000円となっております。これは、県債の利子の支払いに要する経費であります。その主なものは、これも元金と同じく2の公債管理特別会計繰出金となっております。

次は、(目)公債諸費の(事項)事務費であります。県債を発行するために要する事務経費として、1,802万9,000円を計上しております。

次に、その下の(事項)予備費ではありますが、例年と同様に1億円を計上させていただいております。

続きまして、公債管理特別会計について御説明いたします。

ページをめくっていただいて、78ページになります。

公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金などにより、県債に係る元金および利子の償還等に要する経費を措置するものであります。

まず、(款)総務費ですが、(事項)県債管理基金積立金で13億3,400万円を計上しております。これは、満期一括償還に備えて県債管理基金に積み立てを行うものであります。

次は、その下の(款)公債費であります。1,078億4,098万9,000円を計上しております。

その内訳は、元金が次の(事項)元金償還金で941億798万8,000円、利子が、その下の(事項)利子償還金で137億2,681万8,000円、次のページになりますが、公債諸費が(事項)事務費で618万3,000円をお願いしております。

続きまして、議案そのものでありませんので、本来であれば、その他報告事項で御説明すべきかもしれないのですが、昨年の決算特別委員会での指摘要望事項に係る対応状況について御説明をいたします。

常任委員会資料とは別に配付されております、「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」と書いてあります資料の1ページをお願いいたします。全部で13ページぐらいの薄い冊子になります。

よろしいでしょうか。これは、決算特別委員会の指摘要望事項に対する現時点での対応状況を取りまとめたものでございますが、このうち総括的指摘要望事項に係る対応状況について、私からまとめて御説明をいたします。

まず、1ページの総括的指摘要望事項の①、財政改革の着実な実行に取り組むことについてであります。

平成25年度の当初予算編成におきましては、

収支不足額の圧縮や県債発行額の抑制、県債残高の圧縮といった、財政改革の取り組みを着実に実施したものの、県税や地方交付税が減少するなど、厳しい財政状況の中、県内経済の活性化や防災・減災対策に積極的な措置を講じたことから、財政調整のための基金が大幅に減少する見込みとなりました。

今後とも、第三期財政改革推進計画に基づき、徹底した財源の捻出に努めながら、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを、引き続き着実に推進することといたしております。

次に、②の指摘事項等を踏まえた予算の見直しや効果的な予算執行を図ることについてであります。

これは、厚生分科会からの御指摘でございますが、総括的指摘要望事項でありますので、御説明させていただきます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、まず、事務事業の見直しにおいて83億円の見直しを行ったところであり、これらを平成25年度の新規事業等の財源として活用したところであります。

今後とも、事務事業の見直しや予算要求、予算査定といった予算編成の各段階等において、必要な見直しに努めることといたします。

次に、2ページをお願いします。

③の県有車両に係る賠償責任保険の補償額や旅費のあり方を検討することについてであります。

県有車両に係る任意保険につきましては、平成25年度において過去の事故の事例等も勘案しながら、限度額の充実を検討することとしております。

また、旅費につきましては、それぞれの業務

量に見合った適切な額を計上するよう留意して、予算編成を行ったところではありますが、臨時的・突発的な業務の発生等によって予算が不足する場合には、財政課で管理する共通経費を活用してまいりたいと考えております。

次に、④の環境農林水産分科会からの御指摘の、各種事業について、効率的な予算の執行に努めるとともに、執行残が生じないようにすることについてであります。

予算の執行につきましては、各部局において予算執行計画書を作成し、予算の計画的かつ効率的な執行に努めているところですが、今後、過年度の決算の状況等も踏まえた上で、さらなる予算の見直しや執行の効率化等に努めることといたしております。

次に、3ページをお願いします。

最後に、⑤の「主要施策の成果に関する報告書」について、資料や説明の方法を工夫することについてであります。

「主要施策の成果に関する報告書」につきましては、これまでも内容の充実等に努めてきたところではありますが、より効果的な決算審査に資するよう、御指摘の点も含め、記載内容のさらなる充実・改善等を図ってまいります。

私からは以上です。

○吉本税務課長 税務課の平成25年度当初歳出予算につきまして説明いたします。

歳出予算説明資料の81ページをお願いいたします。

税務課の平成25年度当初予算額は、243億994万3,000円でございます。平成24年度当初予算に比べまして、13億3,633万7,000円の減となっております。

当初予算の主なものについて説明いたします。

ページをめくっていただきまして、83ページ

でございます。

ページの中ほどに記載しております(事項)の賦課徴収費でございますが、21億1,520万円でございます。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でございます。その主なものといたしましては、その下の説明の欄になりますが、1の徴税活動費の(1)徴税活動費としまして、2億4,003万円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費でございます。

次に、その2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして、15億468万円を計上いたしております。個人県民税の賦課徴収につきましては、市町村長に法定委任されておりますので、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものでございます。各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額を交付することとしております。

次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費でございます。2億4,752万9,000円を計上いたしておりますが、その主なものといたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で2億3,540万1,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります、元売業者とか特約業者の徴収取り扱いに対する報償金でございます。

ページをめくっていただきまして、84ページをごらんください。

(款)の諸支出金でございます。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、県の税収の一定割合を交付する法定交付金でありまして、208億6,380万9,000円を計上しております。

主な事項について説明いたします。

まず、(事項)地方消費税清算金につきまして

は、本県に納付された地方消費税を、各都道府県間で清算を行うために支出するものでございまして、88億7,467万6,000円を計上しております。

(事項) 利子割交付金以下の6つの各種交付金につきましては、いずれも市町村に対する法定交付金でありまして、25年度の税収見込み額を基礎に算出したものでございます。

事項別の説明は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、86ページをごらんください。

(事項) 利子割清算金でございますが、これにつきましては、本県で徴収いたしました利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で清算を行うために要するものでございまして、150万円を計上いたしております。

次に、申しわけありません、常任委員会資料の32ページをごらんください。

債務負担行為の追加でございます。事項の1番目、税務課の欄でございますけれども、平成26年度自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものでございまして、これはコンビニ納付のためのバーコード印刷とか、その読み取りテストを行うなど円滑な業務の推進を図るために、平成25年度から26年にかけての実施をお願いするものでございます。限度額1,565万5,000円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**鈴木市町村課長** 市町村課でございます。市町村課の平成25年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の87ページをお開

きいただきたいと存じます。

市町村課の平成25年度当初予算額は28億4,916万4,000円でございます。右から2つ目の欄の前年度当初予算額23億598万4,000円と比べまして、5億4,318万円の増となっております。

その主なものにつきまして御説明いたします。

89ページをごらんいただきたいと存じます。89ページでございます。

まず、ページの中段の(事項) 地方分権促進費でございます。これは、主に市町村への権限移譲交付金にかかる経費でございます。予算額は4,644万7,000円をお願いしております。

90ページをごらんください。

(事項) 自治調整費でございます。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でございます。予算額は8,303万3,000円をお願いしております。

このうち主なものにつきまして御説明いたします。

7の住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上を図るため、全国でネットワークされている、住民基本台帳ネットワークシステムの全都道府県共同の負担経費や機器使用料などの運用経費でありまして、予算額は6,622万1,000円をお願いしております。

次に、8、「みやざき申請連携・協働事業」でございます。これは、知事と市長村長との意見交換などを実施することで、県と市町村との対話による連携の強化を図り、さらに、住民自治団体組織との協働を推進して、分権時代にふさわしい「みやざき新生」を目指すための経費でございます。予算額は155万円をお願いしております。

次に、新規事業、9の「地域力再生検討事業」

でございますが、詳細につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下段の(事項)市町村合併支援費でございます。予算額は2億394万7,000円をお願いしております。

主なものを説明いたします。91ページをごらんください。

この合併関係市町村財政健全化支援事業についてでございます。これは、平成20年度から21年度にかけて、高金利地方債の繰り上げ償還を支援するため、市町村21世紀基金などを活用した無利子貸し付けを実施したところでございますけれども、この貸し付けにかかる償還金を同基金に2億132万円を積み立てるものでございます。

次に、(事項)市町村公共施設整備促進費でございます。予算額は9億16万9,000円をお願いしております。改善事業「市町村地域づくり支援資金貸付金」の詳細につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、その下の(事項)市町村振興宝くじ事業費でございます。これは、市町村振興宝くじとして発売されております、「サマージャンボ宝くじ」と「オータムジャンボ宝くじ」の収益金等につきまして、一旦、県が配分を受けた後に、その全額を公益財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものでございます。予算額は6億7,753万6,000円をお願いしております。

一番下の(事項)運営費でございます。これは、選挙管理委員会委員の報酬などや選挙管理委員会の事務費でございます。予算額は917万5,000円をお願いしているところでございます。

92ページをごらんください。

中段の(事項)参議院議員選挙臨時啓発費で

ございます。これは、参議院議員選挙における臨時啓発に要する経費でございます。予算額は446万3,000円をお願いしております。

次に、一番下の(事項)参議院議員選挙執行費でございます。これは、参議院議員選挙の執行に要する経費でございます。予算額は6億6,883万2,000円をお願いしております。

なお、参議院議員選挙に関する経費の財源につきましては、全額国費となっております。

続きまして、総務政策常任委員会資料の23ページをお開きください。23ページでございます。

新規事業の「地域力再生検討事業」でございます。

まず、1の目的・背景についてでございます。

先日、御報告いたしました、合併に関する調査において明らかになりました、平成の合併後のさまざまな課題等につきまして、市町村等と十分に意見交換を行い、行政と住民の連携強化、地域コミュニティの再生などに向けた対応策を検討しようというものでございます。

次に、2の事業の概要についてでございます。

(1)の予算額は30万円をお願いしております。

(2)の財源内訳でございます。「県単」となっておりますが、これ、「一般財源」の間違いでございます。訂正をお願いいたしたいと思っております。申しわけありません。「一般財源」でございます。

(3)の事業期間につきましては、平成25年度の単年度を予定しているところでございます。

(4)の事業内容につきましては、各ブロックごとに情報交換、意見交換を行いながら、合併後の具体的な課題等を整理し、課題解決に向けた対応策を検討することとしております。

最後に、3の事業の効果についてございま

す。

市町村合併によって生じたさまざまな課題につきまして、行政と住民とが十分に意見交換を図り、住民の意思を行政に的確に反映させる仕組み等を再構築することで、合併効果を高め、住民自治の活性化が図られることになるというふうに考えております。

次に、24ページをごらんください。

改善事業「市町村地域づくり支援資金貸付金事業」についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景でございます。

市町村は、安全・安心な地域づくりなど多様な住民ニーズに対し、迅速な対策を講じることが求めていますけれども、防災・減災事業や行財政経営健全化事業、さらに地域の活力創出事業などに対しまして無利子貸し付けを行い、支援していくものでございます。

2の事業概要についてでございます。

(1)の予算額は9億16万9,000円で、そのうち貸付金が9億円となっております。

(2)の財源内訳につきましては、これまでの貸付金に係る元利収入を充てることとしております。

(3)の事業期間は、平成25年度から27年度までの3年間を予定しておるところでございます。

(4)の事業内容は、学校との耐震化や防災拠点施設の整備などを行う防災・減災事業、公共施設の統合整備などを行う行財政経営健全化事業、コミュニティ施設整備などを行う地域の活力創出事業などに対しまして、原則として1件1億円を上限に、無利子で10年間貸し付けを行うものでございます。

最後に、3の事業の効果についてでございます。

市町村のセーフティネットとして市町村が当

面する課題に迅速に対応することができるように、特に、東日本大震災を契機としまして、早急な対応が求められている防災・減災関連事業につきまして、市町村が積極的に取り決める環境整備に資するものと考えております。

市町村課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 各課長の説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 財政課の78ページ、県債管理基金の積立金というのが、13億3,400万ありまして、これがトータルでは年度末では幾らになるんですかね。

○福田財政課長 県債管理基金であります。この当初予算の編成における平成25年度末の残高としましては、131億円ということで財源調整部分を見込んでおります。

○鳥飼委員 ちょっとこれには書いてない。関連2基金の中で前は、調整基金が67億ということでしたけども、63億に変わるということではないですね。

○福田財政課長 はい、御指摘のとおりでありまして、追加補正予算で4億円、さらに取り崩しをしておりますので、それを反映して、今回、さらに4億円減っておるということでございます。

○鳥飼委員 委員長、この「当初予算の公表について」って、これ、予算のあれではないんですけど、いただいた資料があるんですけど、この議論の場というのは総括質疑か、どこですればよろしいでしょうか。財政課がつくった「平成25年当初予算編成までの公表について」というのが、この予算書と一緒にもらったような記憶があるんですけど、この場の議論は、財政課からは全然説明はないんですね。

○福田財政課長 恐らく、委員御指摘なのは、「当初予算編成過程の公表について」という資料かと思います。この資料については既に皆さんにお配りしておりますし、県のホームページでも公表させていただいておるところでございます。

○鳥飼委員 それでは、総括質疑のときにこのことについてもやらせていただきたいと思いません。

それで、次に、税務課の243億が新しい予算なんですけども、賦課徴収費、実質的には、ここが、税務課が県のためにといいますか、貴重な県税を上げていただけたところだと思って感謝しておるんですけど、そこでのここ、6,000万円減額になっているんですけども、この理由を御説明ください。

○吉本税務課長 賦課徴収費の減額理由についてでございますが、一番大きいものが、今年度、税制改正が小幅なものとなっております、2,800万円ほど、電算システムの改修費が要らないということで2,800万円の減額と。それから、個人県民税の徴収取扱費交付金でございますが、1人当たり3,000円を市町村に交付することですけども、市町村からヒアリングしたところ、約1,000人ほど減るというところで、その分が減っております。

以上です。

○鳥飼委員 わかりました。

財政課長に要望しておきたいと思えますけども、県税収入を上げて、独自収入は税務課の所管しかありませんので、予算編成に当たっては特段に御配慮をしていただきますように、要望しておきたいと思えます。答えは要りません。

それから、市町村課なんですけど、89ページに、地方分権促進費で4,644万7,000円、推進事業と

いうのが上がっていますが、これがいわゆるいろんな事業を、市町村で移譲するときの市町村に交付をするお金といたしますか、ということですよ。

○鈴木市町村課長 そのとおりでございます、移譲件数に対しまして、まず、交付金を支出しています。基本的にいろんな考え方がございまして、標準単価、1人、人件当たり1時間3,000円を基礎としまして、その時間とか意見に要する事務経費を加算して市町村に交付していると。

その総額が全体で、これ、交付金だけで4,657万を積算しているんですが、これは全部、全額、市町村に交付するというような積算にしております。

○鳥飼委員 このことは、今まで何回か議論をしてきて、事業を受ける市町村、確かに事務事業を受けて、市民といいますか市町村民の方、住民の方たちに利便性のアップということなんですけど、市町村からとってみたら、事業はもらったけども、それに見合うものは来ないなということで、不平不満とかいうのも出ていると思うんですけども、そういう声が、そういうものは市町村課には届いていますか。

○鈴木市町村課長 市町村からは、単価をちょっと上げてほしいという等々の話がありまして、今、時間当たり3,000円という価格を上げたのも、最近になって、一応、市町村の要望にお応えして3,000円にいたしておりますので、この3,000円が九州各県と比較しまして、一応、遜色はないんですよということで、市町村には御理解いただいているというふうに考えております。

○鳥飼委員 それは実際、遜色はないんですね。

○鈴木市町村課長 一応、九州中位ぐらいの単価ということで一応、考えているところでございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

それともう一つ、市町村地域づくり支援資金貸付改善事業がありますけども、これは前といますか、現行の事業名は何ていう事業ですか。

○鈴木市町村課長 今年度まで、元気づくり市町村貸付金という形でやっていた事業を今度、改善事業としてお願いしております。

具体的な中身につきましては、スキーム等はほとんど変わっておりませんが、ことし、東日本大震災がございまして、市町村も相当防災・減災に力を入れるということで、ここの事業に徳目して、これを優先的に貸し付けていこうということで、今回、改善事業でお願いしているということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

そうすると、これまでの貸付金に係る元利収入ということで、1件1億円ですから、据え置きがあったと思うんですけども、その据え置きを置いて返ってくる分を含めてということで、補正のときにもちょっと案としては出ただろうと思うんですけども、自主的にどういう事業に何件くらい、何市町村くらい取り組んでいるのかっていうのを今、手元あれば御説明ください。

○鈴木市町村課長 大きく分けて、これ24年度の実績でございますけども、種類は安全・安心な地域づくり事業、そして、あと行財政健全化事業、あと地域の活力創出事業とか、県の重点施策、4つのカテゴリーに総務のと貸し付けております。

昨年につきましては、一応、9億全体貸し付けておりますが、大体県内で24件を貸し付けていると。ただ、上限が1億円ですので、金額につきましては多様な金額がございまして、大体24件をことし貸し付ける予定にしているというこ

とでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

そしたら、そうすると、ほぼもう活用されたという理解でよろしいんですか。

○鈴木市町村課長 はい。無利子貸し付けですので、市町村にとっては非常にこの資金事業はございます。毎年、いっぱい余っているということはございません。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○宮原委員 済みません。78ページのところで、公債費のところでは元金の償還金というのが941億円ぐらいですよね。で、利息というのが137億円ぐらい上がっているんですけど、この利息っていうのは大体何%ぐらいで、借りていることになるんですか。

○福田財政課長 利息でございますが、ちょっと23年度末の県債残高になりますが、これに対する平均利率が約1.59%ということになっておりまして、物によってまちまちではございますが、平均するとそのような数字になるということでございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、以上で第2班の審査を終了いたします。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○花坂総務事務センター課長 それでは、総務事務センターの平成25年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の93ページをお開きください。

総務事務センターの当初予算額は11億2,256万8,000円でございます。平成24年度と比べて1,634万6,000円の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明をいたします。

95ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費、予算額4,121万9,000円でございます。これは、本庁の総務事務センター、それから各県税・総務事務所においてございます、いわゆる地区センターの運営費、それから給与計算処理事務に係る経費、それから職員の諸手当の届け出等を行う、人事給与オンラインシステムの運営に係る経費でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費、予算額6,578万円でございます。

96ページをお開きください。

これは、職員の健康管理事業等に要する経費でございます。

説明欄2の定期健康診断事業費は、全職員を対象としました定期健康診断を行うための経費でございます。

それから、3の特殊業務従事職員健康診断事業費は、放射線業務、あるいは食肉屠畜検査業務などの特殊業務に従事する職員を対象としました、健康診断を行うための経費でございます。

それから、4の職員の心の健康づくり推進強化事業は、メンタルヘルスを中心としました職員の心身の健康のサポート体制の推進強化に係る経費でございます。

次に、(事項)職員厚生費、予算額9,375万1,000円でございます。説明欄2の保健体育施設管理費は、職員健康プラザ建設費の地方職員共済組合への償還や、同プラザの施設管理の業務委託に要する経費でございます。

次に、(事項)物品管理及び調達事務費、予算額6,525万7,000円でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、物品調達の適正化を図るための経費でございます。

また、25年度につきましては、特別管理産業廃棄物に指定されておりますPCB、いわゆるポリ塩化ビフェニルの廃棄物、これを処分を行うというための経費でございます。ノンカーボン紙といいますか、それを県庁内に今まで保管をしておりました。これを来年度処分するというところでございます。

次に、(事項)車両管理事務費、予算額1,939万5,000円でございます。これは、県有車両の任意保険への加入、運行業務の一部委託などの維持管理経費や、交通事故の防止のための講習会などに要する経費でございます。

なお、平成23年度決算特別委員会主査報告で御意見を頂戴いたしました、県有車両の加入する賠償責任保険の補償額につきましては、過去の事例等を再度検証いたしまして、経済性、効率性の面も勘案しながら、補償内容の充実を図ることといたしております。

次に、恩給及び退職年金費、予算額2,069万2,000円でございます。

97ページの一番上をごらんください。

これは、元知事部局職員21名に係る恩給関係の経費でございます。

次の(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額1億945万1,000円でございます。これは、元警察職員114名分に係る恩給関係の経費でございます。

総務事務センターは以上でございます。

○大坪危機管理局次長 それでは、歳出予算説明資料の99ページをごらんください。99ページでございますが、危機管理課の平成25年度当初

予算額 9億1,439万3,000円であります。平成24年度に比べまして、5億1,966万5,000円の増となっております。

それでは、主な事業について御説明します。

101ページをごらんください。

まず、一番下の(事項)防災対策費 6億264万6,000円であります。主なものとしましては、説明欄の2、防災事務の総合管理ですが、これは、地震が発生した際の震度情報を迅速、的確に伝えるネットワークシステムの維持管理費が中心であります。

次に、4の防災情報システムであります。これは災害対策本部の会議室及び総合対策部室というのがございますが、そこに必要な機器を設置し、災害対応に必要な各種気象データの提供委託等に要する経費であります。

それから、5番目、「県民への防災・防犯情報伝達システム運営事業」であります。この事業は、気象情報や避難勧告・指示の発令状況、そういった防災情報ですとか、あと防犯情報、そういったものを県民にメールで提供することで、災害時における被害の軽減化ですとか、県民の安全・安心を確保することを目的としております。

102ページをごらんください。

次に、9番目の「県民・企業の防災力強化支援事業」であります。これは、東日本大震災の状況を踏まえて進めます、防災対策の一環となるものでございまして、企業BCPのモデル的な策定ですとか、あるいは防災モデル地区の育成、さらには県の総合防災訓練等によりまして、県民・企業の防災意識、特に地震・津波対策、災害に対する意識を高めると、そういう取り組みを強化しまして、県全体としての防災力の向上を図ろうというものでございます。

そして、10番から14番の事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

次に、中ほどの(事項)危機管理総合調整推進事業費979万8,000円でございますが、これは危機事象が発生した場合に、迅速、的確に対応して、被害を最小化するために、危機管理に関する職員研修ですとか、県庁内に災害監視室を設けて、24時間監視体制を実施しておりますが、それに要する経費等でございます。

次に、その下の(事項)国民保護推進費335万3,000円でございますが、これは、国民保護法に基づきまして、県の計画の見直し等に要する経費や訓練、啓発、そういったものに取り組むための事業費でございます。

それでは次に、常任委員会資料のほうをお願いいたします。

常任委員会資料、25ページをお開きください。

まず、「宮崎県大規模災害対策基金設置事業」についてであります。

この事業は、1の目的・背景にございますように、東日本大震災の発生や、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、現在、実施しております「東日本大震災被災者等の支援」のみならず、県内における大規模災害に対する対策の充実・強化につきましても、あわせて総合的に推進するため、現行の基金を廃止しまして、新たに、宮崎県大規模災害対策基金を設置しようとするものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は新基金を設置するための5億円を計上しております。

財源としましては、現行の基金残高に県費を追加して措置することとしております。

さらに3番目、事業期間につきましては、この基金の設置期限というのは、特に明示してお

りません。ただ今回、この5億円の基金を活用する事業につきましては、今後、3年間で実施をしまして、3年後にその時点の状況を踏まえて、改めて見直しを行うということといたしております。

4番目の事業の内容ですけれども、①、大規模災害に備えて、県内で必要とされる諸対策の推進につきまして、3億8,000万円を計上しております。これは、県内で大規模災害が発生した際の備えとしまして、取り急ぎ必要となります住民の避難対策ですとか、あるいは自助・共助といった取り組みの推進、さらには消防の常備化・広域化の推進、広域連携の強化、県のBCPの推進等の事業を実施することとしております。

それから、②の東日本大震災支援等に関する事業としましては、1億2,000万円を計上しております。これは、現行の基金を継承しまして、「宮崎感謝プロジェクト」に係る県職員やボランティア等の派遣、さらには被災者の本県への受け入れなどに関する事業を、今後、息の長い取り組みとして引き続き実施することとしているものでございます。

3の事業の効果としましては、東日本大震災の被災者等への支援のみならず、県内で発生が予想されます大規模災害に対する備えを、中長期的かつ継続的に強化し、より災害に強い体制づくりが可能になるものと考えております。

次に、26ページをごらんください。

横長の資料になりますが、本県の大規模災害対策の概要を図示いたしました。左と右で大きく県外支援と県内対策に別れますが、ソフト事業の多くにつきましては、この基金、5億円の基金で対応することとしております。さらには、その欄外になりますけれども、救急医療対策や学校防災教育につきましては、それぞれの部局で

実施することとしております。

それから、右側のハード事業につきましては、県土整備部等におきまして、地震・津波・風水害への備えとなります河川・砂防等の事業ですとか、高速道路等の整備、さらには災害に強い通信網の整備を実施することとしております。

次に、27ページからが、この基金を使った新規事業でございます。何点かございますので、順次、説明させていただきます。

まず、27ページが、「減災力強化支援事業」でございます。

1の目的等にありますように、南海トラフ巨大地震等の大規模災害対策としまして、県民の生命の安全を最優先に、避難場所やルートの確保が喫緊の課題でございますので、市町村に対する支援を行って、この取り組みを加速させるということによりまして、減災力の充実・強化を図ろうとするものでございます。

具体的には、2にありますように、(4)の事業内容になりますが、①の市町村における避難場所確保促進モデル事業では、市町村が緊急に実施します避難対策を支援するとともに、②の共助による減災力強化促進モデル事業では、住民参加によります夜間訓練、避難訓練ですとか要援護者支援などの先進的な訓練等を促進することとしております。

事業の効果としましては、そういった大規模な災害に対しまして、必要な避難体制を確保し、減災力を強化することで、被害を減少させるということができると考えております。

次に、28ページをごらんください。

「県民防災力向上推進事業」であります。

1の目的等にありますように、災害時の初動のかなめとなります、自助・共助の取り組みを推進するため、地域や学校等での防災活動の中

核的な人材となります防災士の養成ですとか、あるいは防災士ネットワークの活動支援等を行いまして、県民の防災力向上を図ろうとするものであります。

具体的には、2の(4)にありますように、①、防災士養成研修では、個人や地域、学校、事業者等における防災士を年間500名程度養成するとともに、②のネットワーク活動支援では、本県独自のこれ、自発的な組織なんですけど、防災士ネットワークというものがございまして、その活動支援等を行うこととしております。

さらに、③ですが、地域防災力向上促進事業では、防災出前講座や市町村職員研修を行いますほか、東日本大震災では、「釜石の奇跡」として有名になりましたように、学校を中心とした昼間の防災力強化支援事業、そういったものにも本県でも取り組むこととしております。

事業の効果としましては、多数の防災士の養成、防災士ネットワークの強化、そういったものを通して、防災力の向上が図られるものと考えております。

次に、29ページをごらんください。

「大規模災害時における広域連携強化事業」でございます。

1の目的等にありますように、国や九州各県、市町村の防災関係機関を含めました広域連携の体制強化や、県と市町村における相互の支援・受援機能を高めるということによりまして、大規模かつ広域災害への対応強化を図ろうとするものでございます。

具体的には、2の(4)にありますように、まず、①、広域連携強化事業では、南海トラフ地震対策の九州ブロック協議会ですとか、あるいは県と沿岸市町で構成しています津波対策推進協議会、こういったものを通じまして、広域

連携の強化を図るとともに、②の後方支援拠点機能強化事業では、先般、市町村の所有する総合運動公園等を、後方支援拠点として県内9カ所に設置することとしましたので、その機能強化を図るために、災害に備えた投光器や発電機等の配備を行うこととしております。

さらに、③のヘリポート等調査事業では、「宮崎空港」が津波被害を受けることも想定されますので、代替ヘリポートの調査を実施することといたしたいと考えております。

それから、④の市町村による広域支援体制の事業では、県外からの救援物資ですとかボランティア、そういったものの派遣に対する市町村の支援体制を構築するために、モデルとなるような計画の策定を行うこととしております。

事業の効果としましては、防災関係機関、日ごろから連携をとりながら対策を進めるということで、大規模災害時の広域的な対応強化が図られると考えております。

次に、30ページをごらんください。

「宮崎県BCP推進事業」であります。

これ、1の目的にありますように、宮崎県業務継続計画、本庁版のBCPを本年度作成したんですが、そういったものを受けまして、事前の備えというものを順次推進し、非常時における職員の対応力の強化や意識の向上等を図ろうとするものでございます。

具体的には2の(4)にありますように、①、事前対策推進としまして、BCPに規定する救護用品、災害用トイレセット、そういった必要な物資の備蓄を行うとともに、②の災害対策本部等の設置では、必要となります通信設備等の確保を行うこととしております。

また、③の代替庁舎の調査等では、本庁舎が万一使用できない場合も想定しまして、代替庁

舎の調査を実施して、リストアップしておこうというものでございます。

さらに、④のBCPの普及・啓発にありますように、今後、県職員はもとよりですが、市町村や民間企業等へもBCPの普及・啓発等を行うこととしております。

事業効果としましては、BCPに規定しましたいろんな対策、計画的に進めますとともに、職員の意識の向上等を図りながら、速やかに施設の復旧や業務の再開ができるものと考えております。

それから、次に、条例改正案について御説明いたします。

常任委員会資料の34ページをごらんください。

まず、議案第27号「宮崎県大規模災害対策基金条例」についてであります。

制定の理由につきましては、先ほど申しましたような事業を実施するということでございます。

2番の基金の概要ですけれども、(1)設置目的にありますように、①としては、大規模災害に備えた県内対策、②としましては、県外で発生した大規模災害の被災者等支援、その2本立てとしておりまして、特に②につきましては、旧基金の事業を承継するものでございます。

(2)ですが、基金に積み立てる額は、予算で定める額として5億円を予定しております。また、基金の積み立てや(4)の処分に当たっては、設置の目的に区分をして行うこととしております。

3番の施行期日ですが、平成25年4月1日としまして、これに伴い旧基金は廃止し、旧基金に属する現金は新基金に属するということといたしております。

次に、右側の35ページになりますが、議案第29

号「宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、1番の改正の理由にありますように、災害対策基本法が一部改正になりまして、新たに第8号委員として、自主防災組織の構成者や学識経験者が追加されたことに基づいて、当該条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容ですが、第8号委員を新たに規定しますとともに、現在、各号の委員ごとに定数を定めているんですが、それを変更しまして、全体の定数を現行の「35人以内」から「40人以内」とするものでございます。

施行期日は公布の日としております。

危機管理課、説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○厚山消防保安課長 消防保安課の平成25年度当初予算につきまして説明をいたします。

まず、歳出予算説明資料の105ページをごらんください。

消防保安課の平成25年度当初予算額は、23億6,512万3,000円であります。平成24年度当初予算に比べ5,240万3,000円の増となっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の107ページをごらんください。

まず、(事項)防災行政無線管理費19億6,250万6,000円であります。これは、防災行政無線等の防災設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

説明欄5の新総合防災情報ネットワーク整備事業につきましては、現在、運用しております総合情報ネットワークの設備が老朽化したことから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、

平成23年度から24年度にかけて実施設計を行い、24年度から27年度までの4カ年でシステムの再構築を行うもので、25年度は、多重無線設備整備工事、中継局局舎・電源設備整備工事等を行うものです。

次に、その下の(事項)航空消防防災通信事業費2億4,352万4,000円ですが、これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理・運航に要する経費でありまして、24年度にヘリの2,500時間点検を実施した関係で、24年度当初予算に比べまして約1億5,200万円ほど減額となっております。

次に、その下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費5,031万5,000円です。

説明欄の1、地域防災力強化促進事業は、市町村が行う消防資機材の購入や耐震性貯水槽等の設置に対する助成、また、緊急消防援助隊の活動に必要な資機材等の整備に対する助成を行うものであります。

説明欄の2の改善事業、「消防常備・広域化推進支援事業」につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、108ページをごらんください。

一番上の(事項)消防指導費1,652万6,000円です。

説明欄2の救急振興財団に対する出損等は、救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道府県が共同出資して設立いたしました、救急振興財団への負担金であります。

3の「ふるさと消防団活性化支援事業」につきましては、地域防災力のかなめである消防団の活性化及び消防団員の加入促進を図るため、消防団の広報・啓発活動や消防大会、消防操法大会等のイベントの開催、県消防協会等消防関係団体との連携等に要する経費であります。

次に、(事項)予防指導費1,802万3,000円ですが、これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者免状交付、及び講習等に要する経費であります。

次に、(事項)消防学校費6,828万1,000円です。これは、消防職員、消防団員等を対象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

説明欄4の消防学校施設整備事業費は、消防学校の消防資機材を整備し、現場に即応でき、かつ災害等に対応できる教育訓練を展開するため、老朽化した資機材の更新等を行うものであります。

次に、109ページをごらんください。

一番上の(事項)火薬類取り締まり費65万3,000円、次の(事項)高圧ガス保安対策費462万8,000円、一番下の(事項)電気保安対策費66万7,000円は、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費であります。

次に、常任委員会資料の31ページをごらんください。

「消防常備・広域化推進支援事業」でございます。

まず、1、事業の目的・背景ですが、本県は、火災等の災害や救急業務に対し、消防団や役場職員等で対応している消防非常備の7町村を有しており、消防の体制を充実・強化していく必要があること。

また、災害や事故の多様化及び大規模化など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する上で、管内人口が10万人未満の小規模な消防本部が、県内9消防本部のうち6消防本部となっており、出動態勢、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があり、こうした、

非常備町村や消防本部の体制の充実・強化を推進するため、消防の常備化及び広域化を支援するものであります。

具体的には、2、事業の概要の(4)事業内容にありますように、消防本部が実施する消防の広域化、及び非常備町村の広域化を伴う常備化に係る初期的経費に対する助成として、1団体1,000万円を限度に、補助率3分の1で補助するものであります。

3、事業の効果としましては、現在のところ、西臼杵3町以外に具体的な動きはありませんが、今回の事業で、消防の常備化及び広域化による消防体制の充実・強化が図られることにより、地域防災力が強化され、大規模災害対策の実効性が高まるものと考えております。

次に、常任委員会資料の32ページをごらんください。

債務負担行為でございます。

2段目の「新総合防災情報ネットワーク整備事業」で実施する工事のうち、県庁と中継局及び総合庁舎間を結び、電話、ファクス、雨量・水位データ、カメラ映像等のデータを送信しております無線機器の更新工事であり、多重無線設備整備工事につきまして、25年度から26年度の継続事業として実施をお願いするものでございます。限度額16億7,565万9,000円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○黒木委員長 各課長の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。3時に再開したいと思っております。

午後2時55分休憩

午後3時0分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど、3班のそれぞれの課長の説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 総務事務センターに1件お尋ねします。

96ページ、職員の健康管理事業というのが、健康管理費で6,578万なんですけど、1から4までありまして、一番下の職員の心の健康づくり推進強化事業、これ、継続事業ではあるんですけど、事業の概要を御説明ください。

○花坂総務事務センター課長 職員の心の健康づくり推進強化事業についてでございます。

これにつきましては、健康診断の結果などから健康管理医が職員に対して医療機関への受診勧奨や生活習慣の改正指導を行うものでございます。

それからもう一つは、メンタルヘルス対策といたしまして、鬱病とのメンタルヘルスに関する研修・啓発、それから早期発見をするための相談を受ける事業、そういったこと、それからもう一つは、平成23年度に配置いたしました復職コーディネーターと保健師により、心の病や病気で休職となっている職員の円滑な職場復帰と再発防止のためのフォローアップを行うための事業でございます。

そういった中で、民間のドクターをお願いする経費等を組んでおるところでございます。

○鳥飼委員 実質的に24年度でどの程度、メンタルダウンされて休職をされた方とかいうのは、人事課のほうになるんですか、どの程度の方がおられて、期間はどのぐらいかというのを概略で結構ですけども、ちょっと人事課だから違うけども、この事業にありますので、武田課長の

ほうでお答えください。

○武田人事課長 まず、24年度の状況でございます。12月31日現在で休職者の数が34名、うち精神疾患、メンタルダウンで休職という状況の方が27名ということで、約79.4%、それから傷病休暇ということで、その方が38名、うち精神疾患が20名ということで、約52.6%ということでございます。

○鳥飼委員 傷病休暇というのは、90日以内でしたかね。

○武田人事課長 90日以内の有給ということになります。

○鳥飼委員 そうしますと、傷病休暇からその休職のほうに入っていられる方というのがほとんどですよ。

○武田人事課長 どうしても、やはり精神疾患の場合は長期にならざるを得ない状況がございますので、全てが長期という方ではありませんけれども、多くの方がやはり休職に至る方が多いというふうに考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、こんな言い方をすると失礼なんですけど、38名の方が休職されるかもしれない、休職予備軍の方と言えるのかなという気がするんですけど、そういうことになりますか。

○武田人事課長 説明のほうがちよっと不十分だったかもしれませんが、一応、38名は傷病休暇ということで、けが等も含めてということになります。そのうち20名が精神疾患ということでございます。

○鳥飼委員 で、20名の方がいわゆる予備軍ということは、ちよっと失礼な言い方かもしれないんですけども、その可能性がある方ということで、休職をしておられる27人の方と合わせると47人になるかもしれないということなんです

が、これは、こういうふうにならないようにということで、総務事務センターの心の健康づくり事業というのがあるだろうと思っているんですけど、コーディネーターの方がおられて、実際、当事者の方から、まだもうちょっと復職って、それともうちょっとスピードを上げないほうがいいんじゃないのとか、ゆっくりじゃないほうがいいんじゃないのとかいうふうなアドバイスをもらいましたとかいう話も聞くんですが、具体的にコーディネーターの方は、どんな活動をして……。1人ですよ、ちよっとお尋ねいたします。

○花坂総務事務センター課長 復職支援といたしましては、もちろん、コーディネーターがコーディネートするわけですが、現実的には健康管理医、それから古賀病院から1名、精神科の先生がお見えいただいて、それから保健師、そういった方々を含めて、そういう該当となる方に来ていただいて、その病気の状況とかそういったものをいろいろお話を聞いて判断をしていくと。

その方が復職可能であれば、復職可ということで、段階的に出勤のための訓練をしていただく、試し出勤ということで出勤をしていただく。その状況を見ながら、再度また、そういうコーディネーターを中心として集まっていたいて、判定をしていただいて、復職可ということになれば復職をしていただく。

病気を持っていらっしゃる方の段階を見ながら、徐々に、そういうふうにならしていくというふうな形で進めております。全てをコーディネーターの方だけでやっていらっしゃるということではなくて、みんなで協力してやっているということでございます。

○鳥飼委員 我々の仕事の多忙化と、それと人

間関係に原因というかあるのかなと思うんですけど、息の長いといいますか、そういう形ですけど、ぜひ元気でまた出勤できるような環境整備に、御努力をいただけたらと思います。

続いて、質問させていただきますが、危機管理課にお尋ねをいたします。

これ、別紙がありますので別紙で、「東日本大震災被災者等支援基金」というのを今度は、「大規模災害対策基金」というものに置きかえていく、改善充実事業かなというふうに思うんですが、これまで、ソフトとしてやってきた東日本大震災の人たちに対する支援、これは継続をしていくということでもいいんですよね。もう1回、確認をいたします。

○大坪危機管理局次長 従来からやっています被災者等の支援事業というのは、新基金でも並行してやっていくということでございます。

○鳥飼委員 補正のときにも申し上げましたが、罹災証明のある方、ない方、それぞれおられると思うんですけども、息の長い支援をということで、次長もおっしゃられましたので、そういう方たちも含めたような形の中で、何らかの息の長い支援をやっていただけないかなということで考えているものですから、そういう拠点があるといいなというふうな思いがあって、そうすると、さっき財産の云々って出た総務課長のところにも関係してくるのかなと思うんですけど、その辺もひっくるめて、ぜひいろんな御検討をお願いをいたしたいというふうに思っています。

それから、次の減災力強化支援事業ですけども、1,627万2,000円、これは大規模災害対策基金からということで、モデル事業を1カ所70万ということなんですけど、これは何カ所程度か、それからもう手を挙げているところがあるのか、

想定しているところがあるのかということを含めて、下にもモデル事業がありますけども、あわせてお尋ねいたします。

○大坪危機管理局次長 まず、①の避難場所確保のモデル事業につきましては、1カ所当たり70万の補助を限度としておりますが、初年度20カ所の実施をしたいと考えております。

本県の沿岸部は10の市と町がございますので、平均しますと1カ所当たり2カ所ぐらいずつ、まず初年度に整備をしていって、できれば、それを3カ年することによりまして、県内60カ所ぐらいのモデル避難場所というものをつくっていきたいと考えております。

それから、2番目の減災力強化促進のほうは、こちら補助限度額1件当たり10万円ですが、毎年度20カ所をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

まだ、具体的に市町村とすり合わせはやっていませんが、12月に市町村長との第1回目の会議をしましたときに、共通して大きな課題として出ましたのが、じゃあ、避難はどうするのかという問題でしたので、まず、場所やルートを確保するというのと、そのための訓練をしっかりするというのを、十分連携しながら進めていきたいと思っております。

○鳥飼委員 わかりました。

○星原委員 関連で、ここにはないんで、どういうふうに考えていらっしゃるんだろうと思うんですけど、昼と夜と訓練がありますよね。昼間はまだいいんですが、夜にもし来た場合には、じゃあ、停電とかいろんな状況が、こういったときに、じゃあどうするのか、その辺のどこについての考え方とかいろんな取り組みってことは、なされているんですか。

○大坪危機管理局次長 まさに地震と津波は、

いつやってくるかわかりません。それと、昼と夜によって、その場に住んでいる人も違います。したがって、両方の場面を想定して、避難計画をつくったり避難訓練をしたりということが、とても重要な視点だと思います。

ですから、宮崎県のまずBCPでも、夜に発生したらどうするかというパターンもつくりました。同様に、市町村で、それぞれの地域で、避難計画・避難訓練する場合にも、そういったことを想定しながら、時間に備えたような訓練体制というものを推進していきたいと思っております。特に、この②のほうの事業では、住民参加による夜間訓練というのも設けまして、そういったことを誘導しながら進めていきたいと考えております。

○岩下委員 関連です。

今、ルートの確保とか避難場所というふうに言われているんですが、なかなかちがが明かないのが、うちの地区の高松地区というところがあって、そこはまさに志布志湾の一番突き当たりのほうになるところで、地元の方が高齢の方が多いと。昼・夜と言わず高齢者が多いと。

自分たちは歩いて、恐らくあそこで相当な高さに来ると思うんですけども、1カ所だけ逃げる場所があると。そこは、結果的に踏み切りがないもんだから、鉄道の線路が邪魔だと。いざ避難というときに車でないと我々は逃げられないんだと。

寝ていても、いつでも気になるんですが、立派な踏切をつくってほしいんじゃないんですよ。とにかく車が通れるようになっていうのを早急に——その人たちの命は、歩いていってもだめなんですから、もうないわけですよ。車で逃げたいんだ。いざというときは、近所の人も連れていきたいんだという形であるんですが、そこに

何とかこういった今、いろいろ準備をされているんですけども、ぜひともこれは串間だけじゃなくいろいろな場所が、鉄道線路が妨害になっていると。

車で行けたら逃げられるという、そういった土地もあると思いますので、危機管理課のほうで、この予算を生かして、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

○橋本危機管理統括監 委員がおっしゃる論点は非常に重要でして、この前の市町村連絡協議会でも、川南の町長さんが、まさに同じような問題提起をされておまして、東北の例を見ても、鉄道の部分がちょうど防波堤的な役割を果たしたというところもあれば、それだけ高くなっているってことは、避難に対して、それは場所によっては困難な理由にもなるということで、今度、JR九州のほうが私のところに参りますんで、そういうところの対応を一緒に研究するか、そういうのも申し入れていきたいと思ますし、国のほうにも、そういう鉄道を越えて避難しなきゃいけないときの対策のあり方について、県としても要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○岩下委員 早急をお願いいたします。

○橋本危機管理統括監 はい。

○鳥飼委員 それ、もう一つ、29ページの大規模災害時における地域連携事業の中で、広域連携、それからヘリポートをいろいろ御説明いただいたんですけども、ドクターヘリのヘリポートをかなり設置をしたと思うんですけども、それとの関係はどんなことになりますか。

○大坪危機管理局次長 3番のヘリポート等調査事業といいますのは、とにかく宮崎空港が使えないということが想定されます。一方では、大規模災害になれば、全国各地から救援のため

のヘリコプターが参ります。

従いまして、本県が持っています防災ヘリだとかドクターヘリも含めて、そういったものが、一堂に離着陸が可能な場所とか管制ができるような仕組みとか、そういうものをしっかりとつくっていきたいというのが、この3番目の事業でございますので、ドクヘリとか防災ヘリも含めて、対応を検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 既に、そういうところが設置をされているところもありますので、十分連携をとっていただいてやっていただきたいと思っております。

で、この基金事業が5億ということなんですけど、実は、せんだって青島地区の方から文書をいただきまして、津波避難タワービルをつくらしてほしいということで、宮崎市のほうにも要請をしましたということでしたんですけども、この考え方、市町村がやることになるのかなと思っているんですけど、これに対する支援なり、この津波避難タワー、ビルタワーとか、その設置についての考え方について御説明をお願いします。

○大坪危機管理局次長 現在、国に対しまして、まず、この南海トラフ巨大地震に対する法律をつくってくださいと。そして、それに沿って、いろんな整備事業等も進めてくださいという要望をしております。

そういう中で、先般、内閣府に行ったときに、この津波避難タワーについては、現在、いろんな資料のものが出回っていますので、内閣府、国のほうとして標準的なものを定めて、それを採択して整備しようというところには国の助成制度を設けていると、そういったことも検討してまいりますということでございますので、十分、その国のほうから情報をとりつつ市町村と

協議をしながら、必要などころには必要なものをとということで進めてまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 この間、どこ新聞でしたか、福岡県は2カ所で、宮崎県は170ですとかいろいろ書いてありましたから、ぜひ連携を十分とっていただいで対策をお願いしたいと思っております。

それから消防保安課、消防常備広域化推進支援事業ということで、3,000万ということで御説明をいただきました。これは増額になっていると思うんですけども、改善の前の現行の事業について、説明を簡単に結構ですのでお願いします。

○厚山消防保安課長 24年度までは、地域防災力強化促進事業という中で、いわゆる消防常備化に対する準備的経費を1項目設けまして、1団体80万円ということで助成をしておりました。

議会等でも、意見をいただきました上で検討して、今回、改善事業として財源を基金とする新しい事業ということで、計上させていただいております。

○鳥飼委員 ここで書いてあります、上のほうに、小規模な消防本部においてはというのは、人口10万人以下と何か御説明をされたと思うんですけど、これが6消防本部あるということで、広域化についての議論があったんですけども、消防だけでは、やはり困難な部分っていうのがあるんじゃないかなと思っているんですね。

それ、地理をしっかりと知らないと、通報があっても十分対応できないというのがありますし、そこは慎重に対応して、市町村の意見等も聞いていただきたいと思うんですけど、広域化の議論については、現行はどういう状況になりますか。

○厚山消防保安課長 消防の広域化に関しましては、もう何年来、本県において、推進化推進

計画、1消防本部ないし3消防本部という枠組みでの議論をしてきているところですけども、23年度、24年、2カ年に来まして、市町村長の意向を尊重する形で、消防長会のほうで勉強会を設けてもらいまして、議論をしていただいておりますけども、なかなか現実的な問題としまして、具体的な話にまだ至っていないというふうに伺っておりますし、県としてもそういう認識でございます。

○鳥飼委員 もう広域化については、都会の広域化と全然違うという事情がありますよね。都会はもう30万、40万というのがくっついてこう、それ、佐土原町に30万人ぐらいおるとか、そんな都市になっていますので、そこ辺は地域の実態に合わせて、市町村の実情に合わせて、意見も聞きながら対応していただきたいと思います。

それで、先ほどの限度額1,000万円以内ということで、25、26、27年度っていうふうにあるんですけども、これが3町ですよ、3町が具体的にスタートするのが、27年度でしたかね、でしたね、27年度ということですから、それに合わせてという形に、具体的にはどういうふうな補助をやっていくことになりますか。

○厚山消防保安課長 議員御指摘のとおり、現在、具体的化しておるのが、西臼杵3町が共同して一部事務組合方式で27年4月に消防本部を設置、運用開始を目指しておるという状況でございます。西臼杵3町の常備化の場合、初期段階でいろんな施設設備、備品等に要すると試算された事業費のうち、町債等、かなり有利な起債等がございますが、そういったものを差し引いた負担額を念頭に、1,000万円を限度として初期的経費を助成しようという趣旨でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、3年間ですから、1団体1,000万、1,000万、1,000万で3,000万、3,000万の3つで9,000万、9,000万以内というふうに単純に考えていいんですか、それはもうだめっていうことなんですか、どちらなんですか。

○厚山消防保安課長 あくまで、西臼杵3町のいわゆる初期的経費の3分の1を補助するというのでございますので、西臼杵の場合、それぞれ負担額を設けて運営していくということをお願いしておりますので、具体的には、今後、事業計画等によりまして増減はあろうかと思っておりますけども、西臼杵の3町による常備化での1団体当たりの上限が1,000万円ということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

やはり非常備消防が7つもあるというのは、天下に名だたるで名前がもう知れている感にありますので、もうスタートは始めたわけですから、ぜひ解消に向けて、しっかりとした支援をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○星原委員 危機管理課に、県民防災力向上推進事業ということで、これまでに多分、防災士ということで資格を取っている人は、とりあえずどれぐらいでしょうか。

○大坪危機管理局次長 大体県内で現在700名ぐらいいらっしゃいます。この事業を使いまして、毎年度、さらに500名ぐらいずつ養成しまして、将来的には二、三千名というレベルに持っていきたいというふうに考えております。

○星原委員 そこでなんですけど、その仮に3,000名とか持っていった場合に、地域ですよ、市町村、我々の地域ですと、もう本当の中山間地で高齢者がふえていて、そういう地域の組合単

位というのが、四、五十戸とかその戸数でその集落が形成されているわけですね。あるいは、もうちょっと少ないところもある。

そういうところあたりに、そういう資格というか、そういう訓練、研修を受けた人をどう配備していくのかなというのが、私は課題だと思うんですね。

その本人同士がそれぞれ申し込んで、資格を取ろうとする分には、どの辺レベルの人かわかりませんが、そうなる。じゃあ、そういういないところに住んでいる、そういう資格を取ろうという人たちがいないような場所を、誰か、年代もだからどの辺までかわかりませんが、そういう中山間地域の高齢者の対策に向けてのこういう資格を云々とかってというのは、今、どういうふうに取り組まれているんですか。

○大坪危機管理局次長 先ほどもちょっと申しましたけども、この防災士の方々の自主的なネットワークというのが宮崎県にあるんですね。

全県的な組織なんですけど、それぞれ地域ごとにブロック会議のようなものを設定されていて、それぞれの地域の実情に合ったような防災支援を進めていこうというふうにされています。

地域ごとに自主防災組織というのが、大体自治公民館単位ぐらいでありますので、そういったところを指導していただきながら、それぞれ中高年齢者の多いような集落も含めて、防災士の方々に入って行っていただくというふうな取り組みを進めていきたいと思えます。

○星原委員 ぜひそういうふうにしていただかんと、地域に偏ってしまったりすると、やっぱり先ほども言いましたが、夜間なんかに、特にいろんなことがあった場合に、じゃあ、誰がどこをどういうふうな形でとかってというのがわか

りかねますから、そういうところまで本当に、今言われるその集落単位に、そういうネットワークをきちっとつくっていただくことあたりも、市町村と十分協議して、そういう流れを早くつくっていただきたいなと思うんですね。

きのうの夕方も地震ありましたから、いつどこで起こってくるかわからんなどいうものもありますので、なるべく早く、そういう全然、集落に誰もいないような地域のないように、取り組みを進めてほしいなと思えます。

○宮原委員 今、関連して、この防災士の方と各地区には消防団という今度、組織もあるんですね。いざ、何か災害が起きたときに、どちらの言うことを聞けばいいのかという話になってしまうような感じもあるんですが、ここの連携というのは、やっぱりとられるような、何かことをやられているんでしょうか。

○大坪危機管理局次長 実は、消防団の方も、さらに防災士の資格も取ってという方も、最近、出てこられていますので、消防団は一般的な消防だとか防災だとかの実質的な活動をされる組織でございますが、防災士というのは、防災的な専門的な勉強とか訓練を受けられて、ある意味、防災の専門家として地域に入っていただくと、そういう方々になりますので、その消防団の方々との連携というのは、非常に大きなテーマだろうというふうに思っています。

ですから、先ほども申しましたように、全県的なネットワークの中でそれぞれ支部組織もございまして、そういった活動を通して消防団との連携、そして地域の自主防災組織との連携、そういったものを進めていきたいと思えます。

○宮原委員 消防団は服装を含めて消防団だと、でも防災士の場合は、やっぱり何か——この

防災士だということで見れば連携がとれるような何かがないと、なかなか私は防災士ですと言ってももらわないといかんようなことじゃ、始まらないのかなとも思うんですが、そのあたりなんか目立つような何かがあるんでしょうか。

○大坪危機管理局次長 チョッキというんですか、ベストですかね、防災士ネットワークではそれを買って、全員が持って活動をする。着用して、すぐわかるようにということで、今、進めていらっしゃいます。

○宮原委員 わかりました。いいです。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○有岡委員 消防保安課のほうで、2点ほどお尋ねいたしますが、107ページにあります衛星通信ネットワーク整備費というのがございまして、527万ほど組んであるんですが、この地域っていうのは、ある程度、限定してある地域かなと思うんですが、その説明をお願いいたします。

○厚山消防保安課長 地域衛星通信ネットワークというのは、これは財団法人自治体衛星通信機構、ここが所管しております衛星通信、これに関するこれのデジタル化に伴いまして、機器のリース等を行っておるという内容のものでございます。

○有岡委員 特に通信が悪いところに設置すると、そういう趣旨でないわけですね。

○厚山消防保安課長 そういう趣旨ではございませんで、衛星通信にかかわる内容でございます。

○有岡委員 もう1点、お尋ねしたいと思いますが、消防学校費の中で、以前、小学校に行きましたら、お話があったように資材が大変古くて、本当もう今、使っていないようなもので研修しているというような実態がありまして、こ

の3,200万ほどの予算の中で、こういった資材の交換ができるのか、内容がもしわかれば教えていただきたいと思っております。

○厚山消防保安課長 消防学校施設整備事業でございますけども、24年度におきまして、消防ポンプ車、これがほとんど3,000万程度の車両を購入しております。

25年度につきましては、いろんな化学装備とかいわゆる救助装備、こういったもろもろの老朽化に伴う計画的な整備の一環で計上をしております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは第3班の審査を終了いたします。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○片寄行政経営課長 それでは、2点ほど御報告させていただきます。

まず、新宮崎県公社等改革指針の改訂についてであります。

本日は、常任委員会資料と、別途「新宮崎県公社等改革指針（改訂版・案）」をお配りしております。

説明は、常任委員会資料で行いますので、41ページをお願いいたします。41ページでございます。

公社等改革指針につきましては、現行指針の推進期間が今年度末までとなっておりますこと、また、公社等改革は引き続き推進する必要がありますことなどから、現行指針を改訂することとし、12月の当委員会で改訂の方向性等を御説明させていただいたところであります。

このたび、改訂版の案が固まりましたので御

説明いたします。

まず1、改革の基本方針についてであります。現行指針を基本的に踏襲し、推進期間を2年間延長すること。現行指針と同じ基準により、改めて対象公社等を選定すること。特に留意を要する4公社について、改革の方向性を個別に示すこと。公社等改革の数値目標について、新たな目標設定を行うこととしております。

次に、この基本方針に基づいた、2、宮崎県公社等改革指針（改訂版）の概要についてであります。

(1) 基本的な考え方につきましては、現行の指針と同様でありまして、ここに記載しておりますように、①、公社等の役割及び県の関与のあり方を徹底的に見直すことにより、公社等の統廃合及び経営自立化の促進を図ること。②、数値目標を設定し、スピード感を持って、実効性、確実性のある改革を推進すること。③、公社等の経営状況等について、インターネット等を活用し、県民にわかりやすく公開することにより、改革の透明性を高めることとしております。

次に、(2) 推進期間につきましては、平成25年度から26年度までの2年間。

次に、(3) 対象公社等の基準及び数であります。

まず、対象公社等の基準であります。これも現行の指針と同様でありまして、①、県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人。②、①以外で、ここに記載のありますように、(ア)、(イ)にありますように、県の関与が高い法人。

それから、42ページをお願いいたします。

③、その他、県の関与のあり方について検討する必要がある法人。これらの基準を現行のま

ま、そのまま用いているところでございます。

平成24年4月1日を基準日といたしまして、改めて対象公社等を選定いたしましたところ、この次の表にありますように、改訂後の対象公社等の数は、改訂前の45法人から42法人となったところでございます。

なお、対象法人の状況一覧を44ページから45ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、(4) 特に留意を要する4公社の改革の方向性についてであります。

ここに記載の4公社につきましては、債務超過や公社設立の目的をおおむね達成したことなどから、今回、公社等改革全体の中でも、特に留意を要する公社等を位置づけまして、改革の方向性を個別に示したところでございます。

環境整備公社、林業公社、畜産公社につきましては、経営が大変厳しい状況にありますことから、経営改善に向け重点的な対応が強く求められております。

住宅供給公社につきましては、現在、公社経営は順調であり、特段の問題はございませんが、公社設立の目的をおおむね達成しましたことから、今後、廃止に向けた計画的な取り組みが求められております。

これらの公社の改革につきましては、所管部局及び公社と一体となって、全力挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

43ページをお願いいたします。

次に、(5) 数値目標についてであります。

公社等改革につきましては、現行の指針から数値目標を設けておりまして、今回の改訂におきましても、新たな数値目標を設定するものであります。

対象公社等の数につきましては、県の財政支

出や職員派遣数の縮減等により、現在の42法人から40法人へ。次に、常勤役員、職員への県職員派遣者数につきましては、同じく現行の80人から75人。県財政支出総額につきましては、これまでの経緯から、県の直接支給人件費を含んだ額でカウントしてございますが、約112億円から約90億円と、それぞれ目標を掲げております。

これらの目標達成に向けまして、今後とも公社等と一体となり頑張ってもらいたいと存じます。

最後に、3、今後の予定であります、本日の当委員会への報告を踏まえ、来る3月26日に開催を予定しております、知事を本部長とする「宮崎県行財政改革推進本部会議」におきまして、最終的に新宮崎県公社等改革指針(改訂版)を決定することとしております。

次に、平成25年度組織改正案について御説明いたします。

資料の46ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、1、基本的な考え方にありますように、(1)宮崎行財政改革プランに位置づけた県総合計画の推進や危機管理体制の充実・強化等の観点、及び平成25年度重点施策を踏まえまして、(2)にございますように、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした見直しを行ったところであります。

2、組織改正の内容であります、大きく7点ほどございます。

(1)フードビジネスの総合的な推進を図るため、総合政策部にフードビジネス推進課を新設すること。

(2)南海トラフ巨大地震等に係る津波・地震対策を総合的に推進するため、危機管理課に南海トラフ巨大地震対策担当を新設すること。

(3)地域のきずなづくりを通じた自殺対策

を総合的に推進するため、福祉保健課に地域福祉保健・自殺対策担当を新設すること。

(4)増加する児童虐待への対応強化や専門性等を高めるため、中央福祉こどもセンターの体制強化を図ること。

(5)東アジア経済交流戦略や農商工連携、東九州メディカルバレー構想、記紀編さん記念事業などの推進を図るため、観光物産・東アジア戦略局、記紀編さん記念事業推進室等の新設など、商工観光労働部を再編すること。

(6)口蹄疫等からの再生・復興を超えた、本県の畜産の新たな成長を推進するため、畜産・口蹄疫復興対策局を廃止し、畜産新生推進局を新設すること。

(7)食の安全確保等に迅速かつ機動的に取り組むため、営農支援課に食の消費・安全推進室を新設すること。

以上でございます。

なお、47ページ以降に、今回の改正内容の詳細を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

私の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○鈴木市町村課長 市町村課でございます。

常任委員会資料の36ページをお開きいただきたいと存じます。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御報告をいたします。

県では、住民に身近な行政サービスにつきましては、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本としておりまして、市町村への権限移譲を推進しているところでございます。

まず、2の改正の概要についてでございます。

今回は、(1)の宮崎県における事務処理の特

例に関する条例の改正としまして、医療法や動物の愛護及び管理に関する法律などの、知事の権限に属する事務につきまして、その取り扱いを希望する市町村に対し権限移譲を行うものが3件、その他法令等の変更等による改正が2件、計5件の改正をお願いしております。

また、(2)としまして、昨年11月の議会で改正いたしました、宮崎県における事務処理の特例に関する条例としまして、条例の一部を改正する条例の改正を行うものでございますけども、この改正の内容は、平成23年、これ昨年度、23年8月に整備しました、いわゆる第2次一括法の施行に伴い、法令により移譲された事務2件を、当該条例から削除するものでございます。

事務の改正内容につきましては、関係する常任委員会において分割されて詳細な説明がなされますので、当委員会では詳細な説明は省略させていただきます。

37ページをごらんください。

参考としまして、平成18年から移譲事務数の推移や市町村別の移譲事務数を掲載しております。

市町村課からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大坪危機管理局次長 それでは、常任委員会資料の38ページをごらんください。

新たな津波浸水想定を作成についてでございます。

今回の県の想定は、8月に内閣府が公表しました想定を踏まえながら検討したものでございまして、津波防災地域づくり法という法律に基づいて、各都道府県が策定することとされているものでございます。

この法律に基づく津波浸水想定を公表するのは、全国では5番目、九州では初めてというこ

とでございます。

また、この想定は、去る2月13日に開催しました「宮崎県防災会議 地震専門部会」を経まして、県として正式に決定しまして、国土交通大臣に報告したところでございます。

内容を簡単に説明しますと、2の津波浸水想定の結果についてというところがございますように、(1)浸水面積が県内全体で1万4,280ヘクタール、それから(2)沿岸での最大津波高が17メートル、(3)平均津波高が最大で12メートル、(4)津波到達時間が最短で14分などとなっております。内閣府の想定よりも総じて厳しい内容となっております。

そして、今後の対応、右側3番目のほうですけども、まず、震災対策全般につきましては、今後、地震の震度分布や被害想定を検討しまして、その後、減災計画を策定、そして、地域防災計画にそれらの内容を反映させまして、今後の対策を計画的に進めることとしております。

なお、内閣府は、経済被害等を含めた最終の被害想定を今後、公表する見込みとなっておりますが、実は、連絡が入りまして、あす、各県に対する事前説明会を実施するそうです。そして、来週月曜日、18日に、大臣が公表するという連絡が入ったところでございます。

次に、その下の津波対策につきましては、沿岸の市・町におけます避難場所・避難経路の最終的な見直しですとか、ハザードマップの作成を進めまして、この法律に基づく、津波災害警戒区域の設定や推進計画の策定について検討を進めることとなります。

また、さらにハード面につきましては、堤防整備の目安となります設計津波の水位というのがございます。それをどうするかについて、県土整備部のほうで現在検討中ですので、その

結果を踏まえまして、今後の整備のあり方を判断していくことになります。

なお、本日は参考資料としまして、「津波浸水予測図」、全部で県内全域ございますが、本日は代表的な事例ということで、3つほど添付してございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 その他の報告事項について説明が終わりましたが、ここでお諮りしたいと思います。日程は4時までとなっておりますが、その他報告事項の質疑、それから総括質疑、その他がまだ残っておりますが、きょうはこれで終了して、あしたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、本日の委員会はここで終了して、あす午前10時に再開をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、本日は以上で終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時48分散会

平成25年 3月13日(水曜日)

午前9時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	黒木正一
副委員	長	渡辺 創
委員		外山三博
委員		星原 透
委員		宮原義久
委員		岩下斌彦
委員		鳥飼謙二
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	四本 孝
危機管理統括監兼 危機管理局長	橋本 憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当)	亀田 博昭
総務部次長 (財務・市町村担当)	茂 雄二
危機管理局次長 兼危機管理課長	大坪 篤史
部参事兼総務課長	柳田 俊治
人事課長	武田 宗仁
行政経営課長	片寄 元道
財政課長	福田 直
税務課長	吉本 佳玄
部参事兼市町村課長	鈴木 一郎
総務事務センター課長	花坂 政文
消防保安課長	厚山 善光

総合政策部

総合政策部長	稲用 博美
総合政策部次長 (政策推進担当)	城野 豊隆
総合政策部次長 (県民生活担当)	舟田 美揮子
総合政策課長	金子 洋士
副参事 (記紀編さん記念事業担当)	大西 祐二
秘書広報課長	甲斐 正文
広報戦略室長	藪田 亨
統計調査課長	稲吉 孝和
総合交通課長	日下 雄介
中山間・地域政策課長	川原 光男
生活・協働・男女参画課長	松岡 弘高
交通・地域安全対策監	横山 一夫
文化文教・国際課長	日高 正憲
人権同和対策課長	田村 吉彦
情報政策課長	長倉 芳照

事務局職員出席者

政策調査課主査	壺岐 さおり
議事課主査	佐藤 亮子

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

昨日は、その他の報告事項の説明までが終わっておりましたので、その他の報告事項についての質疑を行いたいと思います。委員の皆さん、質疑はありませんでしょうか。

○外山委員 言いかけてとめられたもんだから、質問いたします。津波の想定図、ちょっと見てほしいんですが、これが出たときからずっと疑問に思ってたのは、例えば宮崎市を見てください。真ん中に大淀川がありますね。その川の中の水位も、宮崎市の場合、最大16メートル

ルというような想定でしょ。満潮になったときは、川の水位も2メートルぐらい高くなるんですね。川の部分が相当16から17、18メートル上がったときに、周りの堤防との関係を見たとき、どうなのかというのが全然これではないんですよ。川の所、水面の高さが全然、水面の高さちゅうたらあふれるちゅうことは川はないんだけど、そこ辺の堤防との絡みを考えたときに、どうかということが疑問に思えるもんだから、説明をお願いいたします。

○大坪危機管理局次長 まず、海水面の高さというのは、ひとつ満潮時を前提にしています。ですから、今回の調査は、そもそもの考え方が最悪の場合を想定するというにしましたので、年間を通して最も潮位が高い時期の満潮時というのを標準にしております。そこから河川に関してはさかのぼってくるということです。河川についてもそういうことで最大の満潮時と同等の、河口付近は高さになった状態ということで計算をしております。堤防に関しても、よほど耐震とか液状化に留意した設計になってない、大多数の堤防に関しましては、地震によって25%ぐらい機能がダウンするという前提で計算がされて——地震の前の平常時の25%の高さでしか機能しないということで、75%ぐらいは機能しないという前提で計算がされてます。

これは今回の設定が、昨日も申しましたが、津波地域づくり法ということで、国交省所管の法律に基づいて、国交省と協議をしながら進めてまいりましたので、そういうことで国のほうの基準といいましょうか、考え方も十分協議をして踏まえながら策定をしたものでございます。

ですから、今回御説明してます図面につきましても、そういう前提で海側からさかのぼってきたときに、どのくらい浸水するか。堤防も25

%ぐらいしか機能しないという前提ですので、そういう際に、どういったとこまで浸水するかということシミュレーションしてできた図面がこれだということでございます。

○外山委員 私が聞きたいのは、16メートルの津波があったときに、大淀川ずっとさかのぼって16メートルがどこ辺までいくのか。それによって兩岸の堤防の高さが16メートルない所は、そこから水が漏れていくわけでしょ。その関係ですよ。川の水面が16メートルずっといくのか、どこ辺から落ちていくのか。そこ辺のところはこれじゃ全然わからんわけですね。

○大坪危機管理局次長 16メートルっておっしゃいますのは、県内で最も津波高が高い場所でございます。具体的に申しますと、串間市のちょっと山手の所で、そのような状況にはなりますが、それは特別特異な現象でございます。それで、沿岸部、平均的に津波高見ましても、大体10メートル前後という所が多ございます。したがって、宮崎市でも一番高い所が白浜の付近で14メートルぐらいというのは出てるんですけども、大淀川あたりでは恐らく最大でも10メートル程度の津波になってると思いますんで、そういった前提で計算をしたものがこれでございます。

ですから、堤防をある程度越水をしたり、あるいは水門なんかで機能しない所からは、ずっと上流にさかのぼって流れてくると。そんなことを計算をして浸水予測図をつくってますんで、例えば宮崎市でも、市役所より上流のほうでも少し色がついてる所がございます。そういった所につきましては、支川をさかのぼって一部浸水をするという所もございます。

○外山委員 ですから、川の水面が16メートル上がったときに、堤防がそれ以上あれば、一応

防げると思うんですよ。だから、これが堤防との関係があるんですかということを知りたいんですよ。

○大坪危機管理局次長 当然堤防との関係もございます。

○外山委員 ですから、16メートル以上、堤防はここはあるということなの。

○橋本危機管理統括監 委員おっしゃっていたているのは、要は海岸線の所で最大の所というのが、確かに宮崎市内は16メートルあるんですけれども、そういうのは地形的に例えば非常に入り組んでるとか、そういう所で上がる傾向がございまして、今ごらんいただいている図面を見ていただきますと、例えば宮崎空港の先端部分が赤く塗られております。ここは右の浸水深をごらんいただきますと、赤というのは5から10メートルということで、この所は実は河口では16メートルまでは来ないという前提になっております。その上で、ここの沿岸の大淀川の河口の部分の堤防というのは、比較的丈夫につくられておりますので、そのままの高さが維持できたとしたときに、このエリアに限って越水してくるということになってまいります。

ですから、16メートルがそのまま上まで行くという形ではないということで、そういう諸条件、先ほど次長から申し上げた、満水のときの、満潮位の水位で津波が来たときに、堤防の条件を踏まえると、この浸水域ということになってまいりまして、これに備えて堤防をさらに強化するかどうかという問題については——今回はL1津波というよりはL2津波の想定でございすけれども、L1津波に対応した堤防をどのように整備していくかというのは、今後整備状況の検討が行われるという状況になってまいります。今の堤防の状況でいうと、この浸水域よ

り上流の所は、今委員の御下問でいえば越えないという計算がなされたらと、シミュレーションではなされたというふうに認識しております。

○星原委員 関連で、今も議論があったように、我々もこの地図見ると、平面ではどの辺が赤だとか、何色だということではわかるんですが、現実にこういうことを示すのであれば、堤防のどこかの位置、幾らか、この辺が10メートルの位置だとか5メートルの位置だとか、何かそういったものが日常の中でないとわかりにくいですよ。地図を見て、これを読み取って、どの辺の高さが現実にどうなんだというのは、多分誰も想定できないんで、堤防のある場所あたりに、よく東北なんか行くと、道路脇にポールが立ってますよね、いろんな形で。そういう感じと同じような何らかの形が、日常の中で目に入るような形というのは考えてないもんですか、どうなんですか。

○大坪危機管理局次長 今後の話になってまいります。これをベースにして、それぞれの市町村、そしてそれぞれの地域で具体的に避難計画を立案していくということになります。その際に、市町村のほうでそれぞれの地域が、A地点ならA地点が浸水時の深さが何メートルになりますよとか、そういう表示をしたりとか、そこ辺は住民にわかりやすく周知していくという作業をされるというふうに考えております。

○星原委員 わかりました。

○鳥飼委員 きょう聞いて忘れておりました。失礼しました。これは要望なんですけれども、新公社等改革指針案の改訂についてというのが出てますが、ここで具体的に申し上げませんが、これまで議論になったところで、例えば数字が出て、正規職員の数がこうやって、こういうような移り変わりになってたというような数

字が出とったんですけど、今回から出てないというような、様式の変更といたしますか、表示の変更がしてあります。具体的に申し上げますけれども、都合の悪いところは、そんなふうに消してるなというような感じを受けないでもありませんので、ぜひ議論になったからといって、そういうことの変更がないようにということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、その他のところで、組織改正のところですけども、いろいろと御説明をいただいて、フードビジネス推進課の新設とかいうようなことがございまして、最終的な53ページの表では、部の変更はないと、部の数ですね。本庁(局・課)もゼロと、出先がマイナスの、これは九州自動車道用地事務所、ほぼ役割を終えたのかなというようなことで減なんですけど、そこで本庁の増減のところ、フードビジネス推進課というのが総合政策部にできて、商工観光労働部の商業支援課、工業支援課というような形であったのが、これは50ページに商工労働部の再編ということで書いてありまして、工業支援課と商業支援課というのが産業振興課というようなことにくられてきて、そういうような課の数が変わってないということだろうと思うんですけど、この統合に当たっての議論の経過なり、これを統合することでメリットがどういう面があるのか、デメリットがどういう面があるのかというのは、行政経営課のほうでお話を聞いておられますか。

○片寄行政経営課長 今回の組織改正、毎年そうなんですけども、まず基本的に私どもの課と、それから各部局とずっと時間をかけて議論をしてきてございます。今回、ただいま御質問ありました商業支援課、工業支援課の関係でございまして、まず50ページを見ていただきたいと

思いますけど、商業支援課につきましては3つの担当がございまして、商業振興担当、それから物産・貿易担当、それから情報・サービス業担当ということで、3つの担当から成り立ってございました。今回一番根っこにあったのは、東アジア対策をどういうふうにして今後打っていくかというところを、まず議論の一番ベースに置きまして、結果としてオールみやざき営業課のほうに物産・貿易担当というのが入ってきております。

今回商業振興、これは大事な部門でございまして、これは商工政策課のほうで、商工団体をもともとこれ取り扱ってる連絡調整課である、商工政策課のほうに商業振興のほうは持っていくこと。残り情報産業、これは情報産業でございまして、なかなか商業振興でいいのかという議論もあつたやに聞いておりますけども、従来から検討課題としてあつた部分でございまして、今回そこら辺を踏まえて、大きく産業振興という形で、製造業だけじゃなくて情報産業とか、そういったものを幅広く振興に努めていこうという趣旨で、産業振興課というのを設けまして、その部門の情報のほうを持っていったということでございまして、商業振興は引き続き力を入れてやっていきたいと思っておりますし、情報産業については産業振興課の中で、総合的な産業振興ということで取り組んでいくと。そして物産・貿易については、オールみやざき営業課の中核という形で、東アジアの戦略の中核というところで体制を強化していくという考え方で、今回の組織改正を実施してございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 その際に、デメリット、メリット、それぞれあると思うんですけど、どのような議論がその中で出てきているんでしょうか。

○片寄行政経営課長 まず、私ども議論した中で、まず最初に商業振興については、課を一つなくしてしまうというところで、商業振興が後退するのではないかと、まず懸念されたところがございますけれども、これについては商工団体との連携が非常に大切だということで、課はなくしても、その担当をきっちり連絡調整課である商工政策課の中に置いて商業振興をやっているならば、十分そこら辺の懸念は払拭されるというふうに考えてございます。

それから、情報産業、これは先ほど申しましたように、情報産業が製造業なのか商業なのかというところは、非常に微妙なところがございすけれども、産業振興をトータルとして取り組もうという形で新しい課をつくりましたので、その中で情報産業、一体的にやっていくことは非常にメリットがあるのではないかと。

それから、物産・貿易については、先ほど申しましたように、これから東アジアのほうに非常に力を入れてやっていかなきゃいけないというところで、ここはオールみやぎ営業課ということで、現在取り組んでいる体制をさらに強化していく。あわせて東アジアのほう、力を入れていくというところで、この課の3担当をそれぞれ分割して、今回の商工観光労働部の再編の柱にしたというところでございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 課数をふやさないという前提で、ひとつ組織改正も行われたと思うんですよ。そのためにといいますか、フードビジネスができたから、無理やりということではないだろうと思うんですけれども、というような御説明でしたが、私どもからすると、どうも何か無理やりくっつけたような感じがしないでもない。それはその判断で是とするにしても、現状、商業を取

り巻く状況というのは、皆さん御案内のとおりで、大型店に集中をする。そして、既存の商店街、橋通り商店街でも同じようなことが言えて、ですから宮崎市の商店街、その他の商店街、それから延岡とか日南とか小林とか、いろんな所がそれぞれあるわけです。これも惨たんたるものがありますよね。都城はとりわけ今大きな課題がございますけれども、そこはしっかり取り組んでいていただくということをやっているかないと困るというのがひとつありますので、行政経営課長の理屈といいますか、説明は了解はいたしますけど、そこをしっかりと目配りをしているいただきたいということをお願いしておきます。

○黒木委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、それでは以上でその他の報告事項については、これで終わります。

各課ごとの説明及び質疑は全て終わりましたので、これから総括質疑を行います。総務部全般についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 全般にということでもありますけれども、余り時間をとって申しわけないですが、そこでこれは単純な疑問なんですが、9ページに義務的経費の説明があります。これ私はこちらの分厚いほうを見てるんですけども、同じだということで、ここで義務的経費が2,583億円ということで1.1%減、人件費、扶助費、公債費の減少なんですが、そのうち人件費は職員数の減等により1,520億3,600万円で、対前年比7億7,200万円というような書きぶりがしてございます。

それで、14ページになりますけど、財政改革の着実な取り組みの項の、これは15ページにか

かるんですが、主な取り組みの③、15ページの下のほうの③、人件費の削減6億円というふうな記載がしてありまして、実質6億円減少したということのようですが、これ以上にまた減ることなのか。どういう理解をすればいいのかお尋ねしたいと思います。

○福田財政課長 9ページと15ページの数字が異なるということなんですけれども、まず9ページのほうは、こちらは純粋に人件費の減をそのまま乗せておるといってございまして。15ページのほうは、こちらは財政改革の取り組みという観点から数字を掲げさせていただいておりますので、例えば職員数が単に減って、その分減額になるといふところは、この6億円には*入ってこない。あるいは15ページの(2)にありますような退職手当制度の見直し、これは国にあわせて実施するもの、宮崎県独自でやるものではありませんので、それで13億円削減になるんですが、それも6億円の中には入ってこないということで、この6億円については、(1)に書いてあるような特別職の給料・管理職手当の減額といった、こういう宮崎県独自の取り組みについて、削減の数字を出すとすれば6億円になるということでございます。

○鳥飼委員 15ページのは、結果的に25年度におけるということ、新年度におけるということになるわけですかね、6億円。そうしますと結果的に7億7,200万、これは25年度の予算ですが、これは13億ということになるんでしょうか、人件費の削減というところは。

○福田財政課長 6億円の削減といえますのは、(1)にあるような取り組み、これを実施しない場合と実施する場合で比較すると、6億円の差が出てくるという話になってまいります。一方の9ページのほうは、こちら7億円余り減に

なるというのは、24年度と25年度を比べた場合に、これだけ減額になるということで、また違った観点で記載をさせていただいておるといってございまして。

○鳥飼委員 私の頭がどうなのかわかりませんが、例えば15ページの6億円というのは、このような取り組み、ここに書いてあるのは特別職のとかいろいろ書いてあります。上のほうにも書いてるんですが、こういう取り組みをしなければということ、そうしますとこういう取り組みをやっても、やった後に、9ページでは7億円減額になるということですね、結果として。

○福田財政課長 御指摘のとおり、9ページの数字というのは、15ページにあるような取り組みを全て反映しております。

済みません、1点、訂正なんですけれども、先ほど15ページの6億円には職員数の削減は反映しておりませんと申し上げましたが、済みません、そこには反映しておりました。失礼いたしました。

○鳥飼委員 概して財政課長の説明は、頭がぱつと切れるからわかりやすいんですが、私はわかりにくいから、ぜひわかりやすくお答えをいただきたいと思います。

それで例えば行財政改革プランというのが、二〇〇七が終わって、今度23年度から新たなプランをまたつくってきたわけなんですけれども、その中で昨年の6月ですか、議会のときも申し上げましたけれども、例えば目標を2007年の1割にするんだということで、人件費についてといいますか、人員について削減をするというものが出されて、23年、あと50名程度削減しますよというようなことになったわけなんですけれども、結果的に24年、それを4年間で取り組むべきところ

※同ページに訂正発言あり

を、1年間で既に取り組みをして、取り組み以上の減員になっているわけなんですよね。というのは27年の4月1日に3,800人に知事部局等はずますよという目標を立てたと。それを23年の4月に立てたと。24年の4月には、既に3,800人を割り込んだ、3,795名ということになってるわけですよね。ですから、4年間でやることを1年間でやって、やり過ぎというか、その目標を超している。

ところが、一方では本会議で私は申し上げましたけども、必要な人員について、虐待とかいろんなことがあるのに、そういう配置が不十分ではないか。今度の改革でも、確かに行政経営課のほうで、児童のところについては配慮してあるというのは、もちろん評価はするんですけども、トータルとしていけば、そういうふうになる結果的になってる。その改善をやるべきだというふうに思ってるんですけど、ことしの予算で、先ほど申し上げた、人件費が7億7,200万円、予算としては減額になってるという数字ですね。この辺を、ここをどう理解をすればいいのかということなんです。

総務部、ここで議論をしないと、そのほかのところでは、各部の職員数の問題とか配置の問題について議論があるだろうと思うんですけども、トータルをつかむところはここですから、だからといって職員が何名いますよというのは、この議案書の中でのトータルとして、常任委員会資料の中でももちろん出てきてませんし、僕らもわからないんですけども、行財政改革の昨年の6月の資料じゃないとわからない。ですから、ことしまた6月、出される予定だろうと思うんですけど、そこを考慮しながら予算を組むのか。ことしの1月1日の人員で予算を組むというような説明もあったんですけども、そ

こは今後どうなっていくのか、その辺を御説明をいただきたいと思います。

○片寄行政経営課長 まず人員の関係について、状況を御説明させていただきたいと思います。

人員数につきましては、鳥飼委員からお話のありましたとおり、ことしの4月1日現在で3,795ということで、目標の3,800を下回ると。これは前の委員会でも御説明いたしましたが、私どもとしましては3,800という数字、27年の4月1日を目標にしておりますので、昨年4月1日でそれを下回ったというのは、結果として退職者とかの関係で数字が下回ってしまったわけですが、基本的には27年の4月1日、3,800という数字をきっちり目標として、この数字を維持していきたいというふうに考えてございます。

その中で、では3,800という数字をベースに、例えば先ほどの組織改正ございました。いろいろな行政需要変わってまいりますので、そこら辺を非常に各部局といろいろ意見交換しながら、行政需要が増大しているところ、そういったところにはきっちり人の手当てもできる限りやっていきたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○鳥飼委員 総務事務センターの課長にもお尋ねしましたが、職員の健康管理、メンタルダウンのところで、業務量と人間関係というのが一番の原因になるんじゃないかというような議論をして、いろんな取り組みをしていただいていると。ところが、トータルで見ると、それは余り結果として配慮されてないと。

確かに課長が言われるように、退職者数が多かったからというような理屈もあるかもしれませんが、ただ4年間でやろうとしていることが、1年間でそれ以上のことをやって、結果

的に総務事務センターでやってることは、後追いでやらざるを得ないわけですから、そこはもうちょっとしっかりやっていただかないと、私は困ると思うんですね。

人員の適正管理は、前は行財政対策監が人事課の中にいて、そこで連携とってというのがあったんですけども、行政経営課が独立をしたから、そこで強い権限といいますか、それで実行されてきて、私も今まで歴代の課長の皆さん方にお話を申し上げたら、これ以上は限界ですわというのを四、五年前から聞いているんですけども、しかし、それが過ぎたら、変わったら、またもっとやるんですわということで、新しい計画が23年度につくられたわけですね。

トータルとして県の仕事をどうするのか。それかどっかを減らすのか。それは議論といいますか、検討しないと、なかなか総務事務センターのところにかかわってくる職員の数もふえてくるんじゃないかなと思ってるんですね。だから、その数を取り組むにしても、そういう段階的にやらないと、1年で4年間の目標達成するというのは、まず人員削減ありきじゃないかって言われても、抗弁できないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、新たに今度重点施策でフードビジネスなり、食の王国をつくりましょうとか、記紀1300年に取り組みしましょうとか、いろんな重点施策を打ち上げて、そして機構改革もやられてるわけですけども、そういうところに私は、それに従事をする人たちの職員の皆さん方のモチベーションが発揮できてるのかどうかというふうな危惧を抱くわけです。

ですから、意見がいろいろ本会議でも出されたわけですから、そこは総務部といいますか、しっかり議論していただいて、そういうことで

あれば、必要な人員は配置をして、採用の人数をふやすなり、そして前進的にとといいますか、ゆっくりゆっくり目標に近づけていくような努力をしないと、私はうまく回らないというか、職員のモチベーションが上がってこないんじゃないかなと思いますので、また課長もかわるかもしれませんが、ぜひそういう位置づけでお願いをしたいと思ってます。

続けてよろしいでしょうか。

○黒木委員長 はい。

○鳥飼委員 それから、16ページなんですけど、細かなことなんですけども、四角の2つ目の(4)の基金の効率的な運用というのがありまして、基金の運用の方法の改善等で1億円をさらに捻出をするという意味なのか、そうでないのかわかりませんが、現状の基金の運用状況はどのようになっているのか、どのくらいの基金があるのか。調整基金もありますし、それからいろんな基金がどんどん国から来てますから、それをどう運用していいのかというのは、私は承知してないんですけど、そういうものも含まれるのかもわかりませんが、そこはどんなふうになっているのでしょうか。ここは会計管理課じゃないからわからないということになるんですかね。トータルで答えができればお願いいたします。

○福田財政課長 基金の運用につきましては、さまざまな運用方法があるところではございますが、例えば一般論として申し上げれば、預金ということで運用するよりも、債券で運用したほうがより有利であるというようなことがありますので、すぐすぐ引き出す必要がないものについては、可能な限り債券による運用というものを図ってきておるところであります。そういった取り組みをすることで、1億円を目標として掲げておるということでございます。

○鳥飼委員 答弁になってないですね。先ほど申し上げた、私の頭の違いがあるんですが、ひとつ具体的にお願いします。

○福田財政課長 1億円という数字は、あくまでも財政課が所管している基金による運用益というもので1億円を目標として掲げておりますので、全庁的にはその他の基金も数多くございますので、それについては1億円の外になるということでございます。

○鳥飼委員 財政課所管の基金の現在高と運用方法をお尋ねします。

○福田財政課長 財政課所管基金は4つございますけれども、まず財政調整積立金、こちらが24年度末で117億円程度ございます。県債管理基金の財源調整部分が、これが341億円ございます。それから21世紀づくり基金というものがございまして、こちらが5億円程度ございます。最後に県有施設維持整備基金というものがございまして、こちらが92億円程度あるということでございます。運用方法であります、先ほど申し上げたような預金というものが基本的になりますが、一部では債券による運用というものも行ってきているところであります。

○鳥飼委員 また後で具体的な額をお示ください。どんな活用しているということで。県全体のは会計管理者のところでやっているとこのように思うんですけども、財政課所管のということで、ここに上がっているということですから、後でお示しをいただきたいと思えます。

最後に、「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」ということで御説明いただきましたので、これについてお尋ねします。2ページの旅費のあり方も含めて検討し、ということでもあります。これについては職員が外に出ていきやすい環境づくりに努めることというふうに

なってるんですけど、自民党の中野議員の代表質問でも出されていましたが、県内はいざ知らず、東京とかよそに出たときに、実質的に赤字になる、職員が赤字になっているという状況があるというような指摘もあったんですが、具体的には現状はどういうふうに把握をして、どのような検討といいますか、取り組みをしようとするのか、具体的にお答えください。

○武田人事課長 職員が出やすいといいますか、そういう環境をつくるという意味では、まず旅費事務の簡素化、それからそういう部分での負担軽減というのが一つあるかと思えます。具体的には、例えば県外等に出張いたしまして、本来ですと公共交通機関を使う場合に、行程の関係上とか、それから会議の日程等で、時間等でタクシーを使わなきゃいけない場合とかございます。そういうときは本来ですと、必要最低限でそういうタクシー代についても後で精算をするわけなんですけども、なかなか今手続が、例えば人事課まで合議をして、その上で承認するという手続をとっておりますので、場合によっては職員がそこまでせずに、自己負担でしてしまうというようなケースもございますので、できるだけそういう事後的な協議とか、それから承認については、例えば各課で判断していただいて、職員に負担がないような、そういう手続を簡素化するというようなことも考えております。

また、場合によっては旅費計算システムにつきましても、旅行雑費、これ200円を請求できるようになっておるんですけども、入力の手間が非常にかかる。要するに旅行命令なり、そういう旅行することについて、電算で入力するんですけども、その手順が非常に複雑で、そこまでしなくても旅費を請求しなくてもいいという

ような方もいらっしゃるというのを聞いておりますので、そのあたりは入力する際に、簡単に入力できるような形にして、漏れのないように手続をしていただくというような形で、できるだけ出張する際に、そういう手間を少なくして、できるだけ出やすいような環境づくりをつくっていかうというふうに考えております。

○鳥飼委員 その際に旅行雑費の額の変更というのは、今は議論してるんですか。

○武田人事課長 この旅行雑費につきましては、委員御存じのように、以前日当という形で出しておりまして、それを額でいいますと2,200円ですか。その額の中には昼食費が入ってるということもございまして、それを批判を受けた形で見直しを行っております。具体的には200円の部分というのは、いわゆる連絡費ということで、例えば出張先でいろんな用務に対して本庁との、事務所との連絡をする場合の経費ということで、最低限見込んでおるとこなんですけども、そういう経緯もございまして、現時点ではまだ200円を見直すということは議論はされておられませんし、今のところ考えてはおりません。

○鳥飼委員 そこも見直していかないといけないんじゃないでしょうか。確かに改革をとということで、そういうことをやってきて、人員のところもそうなんですけど、行政経営からもお話ししたけども、余り行き過ぎたことをやって、結果的に仕事がしにくくなってきているというような経緯がありますから、そこはまた武田課長のところで議論をお願いしたいと思っておりますし、もう一つはこれは実費は弁償するという、基本的な考えは持っていただきたいと思ってる。そこはいかがですか。

○武田人事課長 委員御指摘のとおり実費は、基本的に公務に必要な実費というのは弁償すべ

きと考えておりますので、そういう意味で、先ほど言いましたように、できるだけ職員に負担のかからないような形で見直しをしているところでございます。

○鳥飼委員 くどいようだけど、実費は補償補填せにゃいかんと思ってるんですね。しかし、面倒くさいし、上司も余りいい顔せんとか、人事課まで出してどうじゃこうじゃとかなるとやらない、かぶってしまうわとなるから、それはおかしいと、それをしたら違法だと、実費は弁償するんだと。電車で行くのとタクシーで行くの、その時々によって状況は違うわけですから、それは出張した職員の判断に任せて、電車のほうが早い場合もあるから、タクシーのほうが早い場合もあるわけで、そこは職員の判断に任せて、そして支給をするということ、実質それをやって、実質職員に過剰負担が出るようなことはない。県外の出張を嫌がるようなことがないというような現実をつくっていかなくちゃならないと思ってるんですね。そこをしっかりとお願いします。

○武田人事課長 確かに実費という部分では、公務に必要な経費については、職員に負担をさせないということは大前提だと思っております。ただ先ほど委員が言われましたように、職員の判断でというふうな御意見もございましたが、一定のルールは必要だと思っております。それはルールといいますのは、本当に必要なものについては認めるべきだというふうに思いますし、ただ便宜上といいますか、便利だからということでの理由で認めるというのは、ちょっとまたそこは考え方、また別ではないかというふうに思いますので、そこ辺の基本的な考え方を維持しながらも、職員には負担をさせないということで、旅費事務の執行を行っていきたいというふうに

思っております。

○鳥飼委員 あとは余り言いませんけど、余りごたごたつけるとやりにくいですから、職員の方々は。結果的にそれができなかつたら何もならんわけですから、そこは十分勘案しないと、人事課の権限は絶大ですよ、現場に行ったら。そこをしっかりと頭に入れてもらって、しっかりした対応をお願いします。答弁要りません。

○黒木委員長 ほかに質疑ありませんか。

○星原委員 1点だけちょっと教えてください、市町村課。市町村合併支援費というので、今回、前年度とすると9,000万ぐらい減額になってますよね。そうすると今まで合併してきて、いろいろ財政的には厳しかったところに、無利子の融資だという話なんですけども、だんだんそういう合併して財政が厳しいというところが少なくなってきたから減らしたのか。この辺の考えは、どういう形で減ったんですかね。

○鈴木市町村課長 この減ってるのは、新法で合併したところに、人口とか合併団体に補助金がありますということで、それが大体5年ぐらい続ける補助金だったんですが、それが一応終了したということで、大きな減額になってるということでございます。あと2億円相当については、今回20年と21年度に30億ぐらいの貸し付けをしていますから、それが返ってきて、それを21世紀基金に積み込んできると。それが若干まだ続きますということで、実質的に補助金は終了してるということでございます。

○外山委員 さっきの津波の地図の件でもう一回、一つだけ確認したいんですが、県内の主な河川の水位の変化、それは出してあるんですか。水位がどういうふうに変ってくるか。最大の津波のときに河川ごとに想定ができておるんですか。

○大坪危機管理局次長 地形については、最新の国土院の地形図をもとに、水位につきましてもですから、そこは十分に前提として作成をいたしております。例えば具体的に申しますと、一ツ瀬川なんかは結構上流のほうまで遡上して、周辺に浸水するというような格好になってますし、それはそれぞれの河川ごとに、県のほうでは2級河川のデータも全て持ってますので、そういうものを踏まえて作成をいたしております。

○外山委員 ここでどこが幾らちゅうことを聞いてもしようがないんで、主な河川のどの場所が最大水位、どのくらい上がるかというのは、各市町村がハザードマップをこれからつくっていくときに参考になるんで、それは各市町村に提示してあげたほうがいいと思うんです。そのことを要請しておきます。

○宮原委員 先ほどもあったんですけど、この津波の地図、どこまで水が来ますというのは、これは内閣府が発表してどうのこうの、南海トラフのと前に発表されたのと、今回は県がこれをつくったということになると思うんですけど、これはどこがつくったんですかね。県独自といながら、県がつくったのか、どこか委託をしたのか。

○大坪危機管理局次長 作成主体は県ということになりますが、細かな作業、これは専門的な作業になりますので、専門のコンサルタントに委託をして作業はいたしました。そして、先ほども言いましたが、これ国のほうのアドバイス等も受けながら作成をしたという経緯でございます。

○宮原委員 ちょうど今、防災庁舎の話が、県庁のこの周辺につくってはどうか。当初はこの辺、大分水がつかるので、つくらないほうがい

いですよという話も出てたんですけど、この位置だと県庁は水が来ないのでつくれますよということにもなってしまうそうなんですけど、それをどうこうというつもりはないんですけど、いつ地震が来て、いつ津波が来るかということは想定されないんですけど、例えば物すごく洪水が出てるときに、これがあつたとすれば、ちょうど県病院周辺は、たしか5メートルぐらいは浸水しますよという表示もあつたりすると思うんですよ。だから、これはあくまで何もなしの想定であつて、そういう洪水が起きてるとき、例えば地震は絶対起きませんよということであればいいんでしょうけど、そういうことを今度は想定してしまうと、エリアというのはとても広く広がるのかなという気がするんですよ。だから、これはあくまで公表するときには、これ見てしまうと、うちには水は来ないということになるんだけど、そういったことまで想定して、このエリアの人は避難しないといかんですよというようなものがまたあつると、自分の命を守るのには役に立つのかなという気がするんですけど、このあたりについては考えは持つておられませんか。

○大坪危機管理局次長 これ自体が本当に、かつて宮崎県では発生した記録がないほどの物すごい想定でございます。ですから、起こり得る可能性の高いものというよりも、今回の大震災を踏まえて、ひょっとしたらこういうことが宮崎でもあるかもしれないということを心に置きながら避難計画を立てると、そういうふうな趣旨でございます。ですから、これ自体が本当にまれにあるかないかというレベルですので、さらにそれに洪水が発生したとき、どうなるかということまでは、正直重ねての設定はございません。ただ住民の方に周知するときには、最悪

の状態を想定してということは当然ありますし、それぞれ図面の中にもいろいろ注意書きを入れてますんで、そういったことは住民の方にも十分伝えながら、避難計画等の作成を進めていきたいと思ひます。

○宮原委員 よろしくお願ひします。

○渡辺副委員長 浸水想定の中で、よくわかつてないんで教えていただきたいんですけど、こないだNHKのニュースだったと思うんですけど、宮崎市内の民間の会社か何かと宮崎大学が協力で、これをベースにした3Dというか、立体的なデータをつくつて、ニュースの中では、その会社のホームページか何かでは公表します、公開してますみたいな内容だったというふうに記憶しておるんですけど、あれはもしこれを土台としていて、そういうデータ等もあつて、ある程度の客観性のあるものであるんだつたら、例えば何か県も関与することで、どのぐらいの精度のものかわかつてないんであれなんですけど、情報共有を、例えば市町村とかも含めてお手伝いできるようなことというのは、可能なものなのかどうなのかというのを教えていただければと思ひます。

○大坪危機管理局次長 今回、宮崎県でつくりました浸水予測図につきましては、決定する前に、県の防災会議の地震専門部会というところにお諮りをしました。その座長が宮崎大学の原田教授でございます。原田先生も入つていただきながら作成というか、議論していただいたんですよ。今後は宮崎大学のほうも、これに基づいていろんな研究を進めたいというふうにおつしゃってますし、先般出ましたシミュレーションについても、今回の県のをベースにしたというふうに伺つてますんで、今後、広く県民の方にわかりやすく公表するとか、防災意識の向上

を図るといった面につきましても、十分大学側と連携をしながら進めていきたいと考えております。

○渡辺副委員長 そのとき大学と一緒にやってらっしゃったという会社があったかと思ったんですが、あれは例えばこれの、さっき外部のコンサルタントみたいなどころにつくってもらったというお話がありましたけど、そういう会社がつくったということではないんですか。

○大坪危機管理局次長 大学の中のベンチャー企業がおつくりになったというふうに伺っております。

○星原委員 行政経営課にお聞きしたいんですが、今回新しくフードビジネス推進課というのをつくられるんですが、これは本当に私もずっと以前から言っていて、生産から加工から販路まで、販売まで、そういう流れの中で、多分農商工連携、6次産業化と言われてきて、非常にこれからの宮崎が第1次産業あたりをどうやって伸ばしていくかの基本的なところに入ってきたなと思うんですが、この課の持つ役割ですよ。どこら辺まで考えてらっしゃるんですか。結局、農政水産部、それから環境森林部、場合によっては学校関係なんかに入っていくかもしれないから、教育委員会とか、それぞれ商工労働部と入っていく中で、関係する中で、ここが取りまとめを、本当にフードビジネス推進課として、全てのことを取りまとめられる場所になるんですか。

○片寄行政経営課長 今回のフードビジネス推進課の新設につきましては、まさに委員御指摘の点が一番私ども議論した中で中心になってまして、結論から申し上げますと、例えばフードで中心になる農政と、それから商工、これ従来からもそれぞれきっちり農商工連携とか6次産

業という切り口でやっておりまして、この体制が一番基盤となるころだと考えてますんで、そこは従来どおり残しながら、ただフードビジネスという新しい切り口で産業振興をやらうとした場合に、現状、まだ24年度までですけど、どうしても総合調整とか、両部門を踏まえた司令塔と申しますでしょうか、そういったところの機能が強化していかないと進んでいかないと。したがって、司令塔を総合政策部につくりましょうと。そこと農政と商工がきっちり連携しながら、フードビジネスを切り込んでいこうという思いで、今回新設に至ったところでございます。

以上でございます。

○星原委員 そこでなんですが、結局、県の職員の皆さん方の異動というか、ローテーションというか、これが3年置きで繰り返していくと、そんなに簡単にこういふこの場所の場合は、専門職と事務職、事務職の方はそれでもいいんでしょうけど、ある程度、それにタッチしてきた人というのは、ある程度の期間を、5年とか、あるいは一定の目的を達成するまでとか、そういう部分までは、配置の仕方まで考えていかないと、ただ引き継いでぐるぐる回っていくだけでは、本当にこういう事業が成功していくのかな。要するに役所の中でいろんなことを処理するんじゃないかと、多分外に出ていって、いろんなところに対応しなくちゃいけないと思うんですね。そうなってくると、対応してやっとなんか人脈的なものができた時点で、また異動していくような形になると、非常に、私はうまくいくのだろうかというふうな思いがあるんですよ。ですから、最初に課に来る人たちの中には、ある程度、一定期間、方向性が見えるまでとか、その間はそういう人事配置の面まで考えてらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いしておこうかな

と思うんですが。

○武田人事課長 今、委員御指摘のとおり、確かにフードビジネスにつきましては、専門性が必要な分野だと思いますし、また人脈等も必要な分野だと思っております。そういう意味では、委員がおっしゃいましたように、できるだけそういうノウハウなり経験なり、そういう人脈を生かせるような人事ローテーションをしていきたいと思っておりますので、今度4月1日に新たな組織の中に人が配置されるわけなんですけども、今の御指摘あたりも踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○星原委員 もう一点、今度人員なんですけど、結局この世界で専門的にやってる方というのは、県の職員の中にそういないと思うんですよね。だから、期間限定でも、5年とか、そういう限定でも、こういう専門のところでいろいろやられた方、そういう人を民間からでも入れてきて、宮崎県が本気度を示す、そういうようなものに切りかえていく、行政もそういう民間経営と同じぐらいの感覚で物事を判断していく時代に入ってきたんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうものというのではないものなんでしょうか。

○武田人事課長 これは今後フードビジネス推進課が立ち上がりまして、今御指摘のようなこともいろいろ検討されると思いますので、総合政策部といろいろ連携をとりながら、またそういう方向が必要だということであれば検討していきたいというふうに思っております。

○星原委員 ぜひ、この分野がどう機能していくかで、ある程度、本県の第1次産業で働いている人たちの所得アップにつながったりとか、後継者が今後、その分野で仕事をしようという、そういう雇用の場になったりとか、そういう部

分にも私は広がりがあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はしっかり考えて、スタート時点でどういう目標、5年先、あるいは3年先、5年先にはこういうふうになるんだという目標を掲げながらの中でしっかり取り組んでいかないと、やっていく中でというのでは、ちょっと心もとないなというふうに思いますので、その点、考えていただきたいと思います。

それともう一点、同じようなことになるんですが、今回、知事の強い意思で東アジア戦略ということで、質問の中でもちょっと言ったんですけど、特に海外にいろいろ広げていくとなると、相手は国なんですよね。韓国であり、台湾であり、香港であり、インドネシア、タイ、それぞれいろいろ国で、我々の宮崎県の113万で本当にそんなに対応できるのかと。あるいはそういう能力を持ったマネジメントできるような人が、本当にこの局の中にいるのかどうか。その辺あたりを聞いておきたいんですが、その辺はこういうふうにこのことで取り組んでいこうとされてるのか。意欲はわかるんですけど、それも最終的に目的をどの辺に置いて、どういうふうな形で、韓国とはこういう形、台湾とはこういう形、香港とはこういう形、それぞれつき合おうとすれば目的、目標があると思うんですよね。その辺の考え方というのを披露していただくとありがたいんですが。

○片寄行政経営課長 今回設置します東アジア戦略、基本的には戦略がもうできておりますので、その戦略の中で重点対策国、6カ国だったと記憶してはありますが、個別に国ごとに戦略というか、ある程度の目標を定めているところでございます。問題は、その方向に沿って、具体的に今後一歩ずつ前に進んでいく形になると思います。その際に、今星原委員御指摘のとおり、

それぞれの国ですとか、いろんな経済団体、場合によってはいろんな国際交流のグループとか、そういったものの多角的な交流、ネットワークが求められてくるのかなというふうに考えてございます。

そうなりますと、もちろん先ほどフードビジネスのところでも御指摘のありましたように、民間の活力というのを利用するというのも、当然考えられることとございますし、あと同じ民間でも例えば国際交流の団体とか、例えばどこかの国の国際交流団体とは長年、20年、30年というおつき合いがある。そういう団体の御支援も、連携が欠かせないのかなというふうに考えておりますし、あと県の中でもいろんな分野で、これまで研修とかで、いろんな海外とのネットワークを持ってる人間も、それなりにおりますんで、そういったものの力を結集して、単に部局だけで対応するんじゃなくて、各部局ともいろいろ検討して、力を全部結集して、一緒に東アジア戦略というのを進めていくべきではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○星原委員 もう一点お願いしておきたいのは、外国とのつき合いとなると、過去に宮崎との関連、留学生で来てたとか、いろんな事業所で働いてたとか、そういう人脈というのものもあるはずなんですよ、それぞれ関係があった、そういうルーツをたどって行って、その人たちが10年たつてりゃ、その国で、あるいは20年たつてりゃ、その国でのありとあらゆる層のいろんな分野で活躍をされてるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

だから、全然ない所に行くんじゃなくて、そういう宮崎に関係した人あたりの、そういうものを全部掘り起こしをして、そういう流れの中

で何か利用というか、活用できないかとか、いろんなこともやっていってのこの戦略になっていかないと、それはある一部のどこかの企業がちょっと何かで取引を始めたとか、その程度で本当にそんなにいっぱい国とやっていいのかなどうか。それだったら窓口を少し狭めてでも、確実に売り込んでいくものは、宮崎のものとして売り込んでいくもの、あるいは呼び込んでくるものは何かあるかというのを、的を絞りながらやっていかないと、総花的にやって果たして本当にいいのかなという感じもしますので、ぜひその辺のともちゃんと把握しながらの中で、せっかく新しい局という形でやろうとしてるんであれば、その辺の基本的なことを捉えて考えていってほしいなというふうに思いますので、これは要望にしておきます。

○岩下委員 フードビジネス、東アジア戦略ということでちょっと話をさせていただきますが、先日、ベトナムに行きましたら、一つの工業団地があるんですけども、そこが日本企業がその工業団地に100社入ってますと。その中で我々が見に行ったのは、宮崎県内に関連のある企業という形で、東郷メディカル関連ということで、日機装というところに行かせていただきました。何と1,500名の現地の人を雇って、総売り上げ年間1,000億、そういったすばらしい、宮崎県に關係のある企業が、東郷メディカルだけじゃないと思うんですけども、東南アジアでこんなに頑張ってますよ、中国でも宮崎に関連した企業、こんな所にあつて、こういう仕事でやってますよと、何かそういった県民に、もちろん海外でも頑張ってます——何かあつたときは、そこを訪ねて、また次の仕事にも関連づくとか、そういったぐあいに関連づけを持っていただくような——東アジア戦略の中で人的交流もあるで

しょうし、その点もひとつ県民に知らせるような形ですといいんではないかと思えます。要望ですが、お願いします。

○鳥飼委員 きのうちちょっと申しあげました、当初予算編成過程の公表についてということなんですが、これ今回は資料として配付をしてないということで、ホームページもアップしてるからというような説明だったんですが、せっかくのあれですから、この場で配付をして、なぜこういうことをするのかというのは、していただきたいというのが率直な気持ちです。

今度の、皆さん、委員の方はお持ちでないと思えますけども、21項目、予算要求額、それから財政課長の審査で幾らになって、総務部長の審査で幾らになって、そして知事の審査で幾らになったというので、代表的なのは「みやざき成長産業育成加速化基金設置事業」、これが4億1,000万だったのが25億9,900万円、知事のところで上積みをされたということで、知事の意味が明確にあらわれている。これを数字で見ることができるという意味では、非常に大きな意味があるというふうに思ってるんですね。

ですから、我々議員の側、そして県民の皆さん方も、県の事業がどういう事業があるといういろいろ関心を持って見ておられるし、ここをこうしてほしい、ああしてほしいという要望も、それぞれのところに来てると思えます。知事のところにも来ますし、各部のところにも来ます、各課にも来ます。そうするとこの要望がどう届いたんだろうかなということで、非常に初歩的な議論ですけども、県民と県政の間の距離が近くなるということにつながるというふうに思っています。

ですから、そういう意味では、財政課の職員の方にとっては大変な苦勞があって、こ

ら、鳥飼、いいかげんにせよと言いたいんじゃないかなって思うんですが、5年間ぐらいこれを言い続けてきて、ここまで来たということで、非常に御努力に感謝を申しあげて、大きく評価をしたいというふうに思っています。

そこで、事前に担当の方にもお話をしたんですが、各部でどういう議論がされてるのかというので、各部の新規事業の取り扱い。ですから、本会議で私が申しあげたのは、動物愛護センターのことで、きょうもNHKの全国放送でやりましたね。堺雅人さんが出て、宮崎県の犬管理所といいますか、動物管理所の前近代的な模様というのが、全国に映画で出てくるわけなんですけども、その紹介があって、いろんなことが、堺雅人さんが宮崎弁で話をするということが出されてました。

ですから、そういう状況を主管課でどういう議論があって、部としてどういうふうにして、これを上げないということにしたのか、上げるということにしたのか。そして、部から財政課にこうやって要求をしたけども、財政課長のところで切られるということもあるし、採択もあるだろうと思うんですけど、そこがわかったほうがいいんじゃないかな。だから、困難だということでお話は聞きをしたんですけども、各部の時点でも、そういうようなことがあっていいんじゃないかなと思うんですけども、現状の各部の予算の要求の手法、財政課長が知ってる範囲でいいですけども、一部か二部かお答えいただきたいと思えます。

○福田財政課長 今回の予算編成過程の透明化に関する資料ではありますが、事前に各議員の皆さんにもお配りをさせていただいているところであります。この予算編成過程については、これまでも部局ごとの事務事業見直しの結果であ

るとか、予算要求額、査定額等について公表してるところでありまして、今回御指摘のあった主な事業の、財政課長、総務部長、知事の各段階の査定額についても、新たに公表させていただきました。その結果、マスコミの報道等によりまして、知事が個別の事業について、大幅に増額査定するといった状況も、県民の皆様の間で知られるところとなったところでもあります。

御指摘の各部局内での予算要求に向けた作業状況の公表についてでありますけれども、これが各部局で取り扱いがさまざまであるというのが実態であります。本当にきちきちとやっているとすれば、本当夢のような話も含めて、予算要求を検討されてるところもあると聞いております。そういうことでかなり取り扱いが異なるということもありまして、なかなか難しいかとは思いますが、予算編成過程の透明化については、大変重要な課題であるというふうに認識しておりますので、作業によってかかる職員への負担なども考慮しながら、今後も改善に向けて検討してまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 各部については、いろいろのやり方でやっているとということですが、今後、そういうものがわかったほうが、県民の側と申しますか、関心を持って人たちにとっては、非常にプラスになると思っておりますので、その方向性だけはひとつ持っていて、そういう方向にぜひ進んでいていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それと今回は21項目、21事業について、こういう形で査定状況を公表されたわけですが、来年度以降、今後については、どんな考えでおられるのかお尋ねします。

○福田財政課長 各段階の査定状況であります

けれども、今後、作業によってかかる職員への負担、こういったものを考えながら検討していきたいと思っております。

○鳥飼委員 ひとつ、これは誇っていいことだと思うんですよ。ですから、この場で委員会に出して、ここまでこうして努力をしますよと、そういうことですから、ぜひ来年度以降も、新規事業の額の、新規の分の額の、この分についてはやりましようとか、いろいろ基準はあると思いますので、そこら辺、また判断していただいて、努力をお願いしたいと思います。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 質疑もないようですので、それではその他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ありませんね。それでは、その他も終わりますので、次に請願の審査に移ります。請願第30号は、民法に関する請願であり、県執行部は所管しておりませんので、執行部の説明は省略いたします。

関連して、委員から質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは以上をもって、総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時22分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総合政策部の皆さん、よろしくお願いをいたします。当委員会に付託されました議案等の概

要説明を求めます。

○**稲用総合政策部長** 総合政策部でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、今回御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。お手元にお配りをしております総務政策常任委員会資料をごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、資料の目次をごらんいただきたいと思います。今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成25年度一般会計予算」及び議案第2号「平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の2件であります。

資料の1ページをごらんください。総合政策部の平成25年度一般会計当初予算額は、1ページの一般会計の表の一番下の合計欄にありますように、137億9,365万9,000円となり、24年度当初予算と比較しまして8億6,053万1,000円の増、率にしまして106.7%となったところであります。また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように1億18万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして3,500万円の減、率にしまして74.1%となったところであります。

次に、資料の2ページをごらんください。これは、平成25年度総合政策部の事業を、重点施策ごとに整理したものであります。平成25年度の県の重点施策につきましては、「新しい時代を切り拓く『成長産業』の育成」「地域経済の活性化」「安全・安心でゆたかな地域づくり」の3つを設定しておりますが、総合政策部では、資料に記載のとおり、(1)の「新しい時代を切り拓く『成長産業』の育成」としまして5事業、(2)の「地域経済の活性化」として7事業、(3)の

「安全・安心でゆたかな地域づくり」として9事業を計上したところであります。

また、5ページから7ページにかけましては、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の重点施策につきまして、事業を整理しているものであります。

もう一度、目次にお戻りいただきたいと思います。Ⅱの特別議案といたしまして、議案第26号「みやざき成長産業育成加速化基金条例」、議案第39号「みやざきボランティア活動促進基本方針の変更について」の審議をお願いしております。

以上が議案の概要であります。詳細は担当課長のほうから説明をいたさせます。

最後に、その他の報告事項としまして、目次に記載のとおり、6件の報告事項がございます。これらにつきましても、後ほど担当課長のほうより内容につきまして御説明いたします。

私のほうからは以上でございます。

○**金子総合政策課長** 総合政策課でございます。それでは、当課の当初予算案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」、これの11ページをお開きください。総合政策課の平成25年度の一般会計当初予算は、総額で39億5,547万5,000円でありまして、前年度当初に比べまして29億3,924万5,000円の増、率にして289.2%の増となっております。

内訳は、一般会計が38億5,529万1,000円で、前年度当初と比べて29億7,424万5,000円の増、率にして337.6%の増となっておりますが、これは後ほど説明いたします30億円の「みやざき成長産業育成加速化基金」の設置が主な要因であります。

また、開発事業特別資金特別会計につきまし

ては1億18万4,000円で、前年度当初に比べて3,500万円の減、率にして25.9%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

13ページをお開きください。まず中ほどの(事項)連絡調整費1,663万7,000円は、新たな政策立案のための政策調整研究費や部の連絡調整に要する経費であります。

次に、(事項)総合企画調整費1,440万5,000円は、全国、九州知事会の負担金や国への要望等に要する経費であります。

次に、(事項)地方分権促進費389万2,000円は、市町村間や隣県等との広域連携の推進に要する経費であります。

14ページをお開きください。次に、(事項)県外事務所費7,545万7,000円は、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営や維持管理等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県計画総合推進費31億2,064万3,000円の主なものについて御説明いたします。

まず、説明欄1の総合計画策定・戦略展開事業の1,719万7,000円は、総合計画の進行管理や、戦略的な施策展開に要する調査委託料などであります。

次に、3の県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点事業1,729万2,000円は、県民や団体、企業、地域等との連携と協働を促進する機能を担っております「みやざき県民協働支援センター」の管理運営費やビル賃借料等であります。

次に、4の東日本大震災復興活動支援事業の1,797万9,000円は、その後の被災地・被災者の状況や現地のニーズの変化に柔軟に対応した多様な形の復興支援を行いますため、県内の民

間団体が行う被災地のコミュニティーづくりや心のケア、雇用確保の支援などの復興活動を支援するものであります。

15ページをごらんください。新規事業6の「宮崎の魅力再発見!県民総『語り部』化推進事業」650万円は、県内に残る神話や伝承を収集し、ウェブ上で情報発信を行うとともに、県民向けのリレー講座や講演会、小学校等における出前授業を開催し、文化資源を活用できる環境づくりや次世代へと語り継ぐ基盤づくりを推進するための経費であります。

次に、9番を除きます7の「置県130年記念『みやざき温故知新』発信事業」から、11の「みやざき成長産業育成加速化基金設置事業」までの新規事業につきましては、後ほど常任委員会資料のほうで説明いたします。

次に、(事項)地域科学技術振興費1,819万7,000円の主なものは、説明欄3の東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業1,599万2,000円でありまして、東九州メディカルバレー構想に関連して、延岡市と共同で宮崎大学医学部の寄附講座設置を助成し、将来の産業化につながる血液血管に関する研究等を進めるものであります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、16ページをお願いいたします。開発事業特別資金特別会計は、九州電力の株式配当金を原資とする開発事業特別資金を主な財源としております。

このうち、一番下の(事項)繰出金の1億円につきましては、一般会計に資金を繰り出し、環境森林部所管の太陽光発電システム導入促進事業や環境保全の森林整備事業、農政水産部所管の木質ペレット暖房機への転換加速化及び小水力発電等の事業に充当するものであります。

特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして御説明いたします。お手元の常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

まず、新規事業「みやざき成長産業育成加速化基金設置事業」についてであります。

1の事業目的・背景にありますとおり、県内経済・雇用が厳しい状況にある中、今般、策定しました、来年度以降の県政運営の基軸に据えます「復興から新たな成長に向けた基本方針」を踏まえまして、今後の成長が大いに期待され、本県経済・産業を牽引する成長産業の戦略的な育成を加速化させるとともに、それらを支える本県中小企業の振興によって、本格的な景気回復と将来の揺るぎない産業基盤を構築するため、設置するものであります。

2の基金条例につきましては、後ほど御説明いたします。

3の事業の概要ですが、基金総額は30億円で、基金による事業実施期間は、平成25年度から29年度までの5年間です。特に、平成25年度から27年度までの3年間を重点推進期間と位置づけて、短期集中的に取り組むこととしております。

基金の対象事業としては、①の新たな成長に資する取り組み分野として掲げております、フードビジネスの推進から交通・物流ネットワークの充実までの6分野の事業とし、また②の成長産業等を支える中小企業の振興に関する事業として、人材の育成・確保や経営革新、新分野進出などに充てていくこととしております。

4の事業効果であります。当事業により、成長産業の育成加速化に戦略的かつ集中的に取り組むことで、新たな事業や雇用の創出等、地域経済の活性化を図ることとしております。

次に、10ページの新規事業「みやざきフード

ビジネス推進体制構築事業」についてであります。隣の11ページの上段に、現在策定中の「みやざきフードビジネス振興構想」の概要を記載しております。本構想については、来年度新たに部内に設置いたします「フードビジネス推進課」が司令塔となりまして、下段に図示しております「産・学・官・金」による推進体制やプロジェクトの進行管理を担っていくこととしております。

10ページに戻りまして、1の事業の目的・背景ですが、豊富な農水産物を核にした、1次から3次産業までの食関連産業、フードビジネスを地域に根ざした成長性の高い産業として育成するため、「産・学・官・金」の有するさまざまな経営資源の結集や、産業間の垣根を越えた「連携」と「参入」の促進など、フードビジネス展開に必要な推進体制の構築を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は2,536万1,000円で、財源は、みやざき成長産業育成加速化基金から全額充当いたします。また、事業期間は、平成25年度から27年度までの3年間を予定しております。

事業内容は、①のフードビジネス推進会議等の設置として、フードビジネスの基本的な方針等を決定いたします「フードビジネス推進会議」のもと、「フードビジネスプロジェクト本部」を核に具体的なプロジェクトを企画・推進するとともに、地域での取り組みを推進する「フードビジネス地域ネットワーク会議」も設置することとしておりまして、いずれも官民挙げた組織とする予定であります。

次に、フードビジネスを支える知的・人的基盤とし、②のフードビジネス支援コンソーシアムを形成し、食品開発センター等の公設試

験研究機関や、食品分野に強い県内外の大学等による連合体によりまして、産業人材育成やネットワーク機能の強化を図るものであります。

次に、③のフードビジネスプロジェクトの推進につきましては、フードビジネスプロジェクト本部で検討された課題解決に必要な、例えばデータベースの構築や、業務用加工食品分野、eコマースといった必要な個別プロジェクトを外部の専門家も交えた実務者レベルで展開するものであります。

3の事業効果としましては、産・学・官・金の連携のもと、総合的にフードビジネスを展開していく基盤が構築できると考えております。

続きまして、12ページをお開きください。新規事業「置県130年記念『みやざき温故知新』発信事業」についてであります。

1の事業の目的・背景であります。平成25年は、明治16年に宮崎県が再配置されてから130年に当たることから、県民が県の成り立ちや郷土の歴史を知り、県民がふるさと宮崎を誇りに思い、県民としての一体感を育むことを目的としております。

2の事業の概要ですが、予算額は800万円、財源は、全額一般財源で、事業期間は、平成25年度の1年間を予定しております。

(4)の事業内容であります。①の置県130年記念式典につきましては、本年6月1日(土曜日)に、メディキット県民文化センターでの開催を予定しております。また、本県の成り立ちなど130年のあゆみを紹介するリーフレットを作成することとしております。

②の置県130年記念巡回展につきましては、県内数カ所で、県民向けにわかりやすく置県130年の歴史を振り返るPRビデオの上映やパネル展などを実施します。

③の置県130年記念作文絵画コンクールにつきましては、「こんな宮崎に住みたい」「よりよき宮崎のために」等をテーマに作文や絵画を募集して、優秀作を表彰することとしております。

3の事業効果であります。県民がふるさと宮崎への理解を深め、そのすばらしさを共有し、愛郷心を育むとともに、本県の未来に思いをはせる契機にしたいと考えております。

なお、13ページの2にお示ししております。この事業のほか、県の各部局等におきましても「置県130年記念事業」関連の取り組みとして、ごらんのような事業を予定しております。

次に、15ページをお願いいたします。新規事業「『神話のふるさと みやざき』ブランド定着支援事業」についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、本県には、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる、多くの伝説や伝統文化が残されており、これらを本県が持つオンリーワンの資源(宝)として磨き上げ、他県との差別化や新たな付加価値を見出して、地域ブランドとしての「神話のふるさと みやざき」の定着を図ることを目的としております。

次に、2の事業概要ですが、予算額は1,949万9,000円で、財源は、全額一般財源、事業期間は、平成25年度から27年までの3年間を予定しております。

事業内容であります。①の記紀編さん1300年記念事業補助金は、民間団体や企業等が行います。神話を活用したイベントや研修会等の取り組みに対し補助を行うこととしております。

次に、②の「神話のふるさと みやざき」ブランド情報発信は、シニア層向けの情報誌を初め各種のメディアやイベント等による情報発信や、島根県など神話ゆかりの県と連携した情報

発信を行うこととしております。

3の事業効果であります。本県ならではの地域の宝を県民が再認識することによる地域の魅力向上や、古事記編さん1300年を契機として全国的な関心の高まりと相まって、「神話のふるさと みやざき」のイメージアップにもつながるものと考えております。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、同じ資料の31ページをお願いいたします。議案第26号「みやざき成長産業育成加速化基金条例」についてであります。

第1条で、成長産業の育成を加速化させる取り組みを戦略的かつ重点的に実施するとともに、成長産業等を支える中小企業の振興を図ることにより、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤を構築することを目的に、地方自治法第241条の規定に基づき、設置するものとしております。

第2条にありますとおり、基金として積み立てる額は、予算で定める額としておりまして、来年度については30億円を措置しております。

第6条にありますとおり、当該基金はいわゆる取り崩し型基金でありまして、第1条に規定する基金の設置目的に必要な事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分できるとされております。

附則第2条にありますとおり、平成31年3月31日限りで効力を失う時限措置としております。

総合政策課からの説明は、以上でございます。

○甲斐秘書広報課長 秘書広報課の当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」の17ページをお願いいたします。秘書広報課の平成25年度一般会計当初予算額は4億3,620万1,000円でございます。平成24年度当初予算と比較い

たしますと1,195万5,000円、率にしまして約2.8%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)秘書業務費2,048万7,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費や秘書業務などに要する事務的経費でございます。

次に、その下の(事項)広報活動費2億2,350万8,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用して、県の重点施策など県政全般の広報活動に要する経費でございます。

説明の欄でございますが、まず1の印刷広報事業4,715万9,000円でございますが、これは、県の広報紙である「県広報みやざき」を年6回、1回につき36万部作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様へ配布するものでございます。

3の新聞広報事業7,012万5,000円でございますが、これは、いわゆる新聞広告という形で、随時、県の重点施策等、県政に関する情報提供を行いますとともに、毎月2回「県政けいじばん」というコーナーで県からのお知らせを掲載するものでございます。

4のテレビ・ラジオ放送事業7,104万1,000円でございますが、これは、テレビ2局とラジオ2局で県政番組の制作、放送を行うものでございます。

6の県ホームページ情報発信事業1,162万7,000円でございますが、これは、県ホームページの作成・更新及びその維持管理を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。新規事業「『楠並木ちゃんねる』情報発信事業」につきまして

は、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、8の新規事業「置県130年記念 未来に残す広報映像等デジタル化事業」1,143万円でございますが、これは、これまで長年所蔵、保管されてきました広報映像等のデジタル化を行い、その管理システムの構築や活用を図るものでございます。

次に、(事項) 広聴活動費151万1,000円でございます。これは、県民の皆様の御意見を県政に反映させるために、知事と県民の皆様が直接、意見交換を行う「知事とのふれあいフォーラム」を開催するとともに、電話やメール等による「県民の声事業」などを実施するための経費でございます。

次に、(事項) 県政相談費417万5,000円でございます。これは、県庁本館の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に10カ所設置しております県政相談室の運営のための経費でございます。

続きまして、主な新規・重点事業を御説明いたします。常任委員会資料お願いいたします。16ページをお開きください。

新規事業『「楠並木ちゃんねる」情報発信事業』でございます。1の事業の目的・背景ですが、情報の伝達・入手手段の多様化が進み、個人みずからが容易に国内外に情報を発信できたり、また双方向のコミュニケーションが可能な環境が整ってきているという状況を踏まえまして、各種の県政動画情報を配信するインターネット放送局の県ホームページ上での開設、そして電子看板を活用した情報発信など、県みずからが発信者となりまして、さまざまな手段を活用して、また連携しまして、適時的確な広報活動に取り組みますとともに、その効果を高めるための県職員の広報マインドやスキルの向上を図る

ものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、予算額は550万円、全額一般財源でございます。事業期間は、平成25年度から平成27年度の3年間を予定しております。

事業の内容ですが、まず①のインターネット放送局「宮崎県庁 楠並木ちゃんねる」の開設・運営ですが、右側17ページのイメージ図をごらんください。ホームページ上に動画ポータルサイト「楠並木ちゃんねる」を開設しまして、ジャンルごとに整理しました各種のチャンネルで、さまざまな動画情報を配信していきたいと考えております。

具体的には、一番上の枠の中に、「県のさまざまな動画コンテンツ」と表示しておりますように、これまでも配信をしております「知事定例記者会見」や「県政ニュース」の動画のほかに、新たな取り組みとしまして、県職員みずからが出演し、事業の紹介や安全・安心の情報提供などを行う「県からのお知らせ」や、県民から投稿された「県民投稿動画」など、さまざまなジャンルの県政動画を、中ほどの動画ポータルサイトイメージの下のほうに表示しておりますとおり、各種チャンネルの中で分類し、整理し、インターネット配信をしていきたいと考えております。

また、左側16ページに戻っていただきまして、(4)の②電子看板等の活用による情報発信でございますが、県庁本館等に電子看板を設置しまして、デジタル技術を活用して、県政フォトやポスター、文字情報等を発信してまいりたいと考えております。これにあわせまして、展示パネルやケースを設置し、展示コーナーの整備充実を図りたいと考えております。

次に、③の県庁広報力の強化ですが、このよ

うな広報媒体を効果的に活用するための基盤となる県職員の広報マインドや知識・スキルの向上を図るための研修を行ってまいります。

最後に、3の事業効果ですが、これまでの取り組みであります県広報紙ですとか新聞広告、テレビ・ラジオでの広報番組の提供に加えまして、ソーシャルメディア等の活用により、県民にタイムリーで的確に県政情報をわかりやすく発信するとともに、県庁・県民総力戦による広報体制を強化することで、県民との対話と協働の推進や、安全・安心の確保、地域の活性化等を図ることができると考えております。

秘書広報課は以上でございます。

○稲吉統計調査課長 それでは、統計調査課の当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」の21ページをお開きください。統計調査課の平成25年度一般会計当初予算は、左から2列目にあります3億6,298万9,000円をお願いしております。平成24年度当初予算と比較しまして、1,288万8,000円の減、率にしまして約3.4%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

25ページをお開きください。(事項)住宅・土地統計調査費7,173万8,000円でございます。これは、国の委託を受けて5年ごとに行っている調査でありまして、全国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況並びに世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするものであります。

次に、その下にあります(事項)漁業センサス費1,506万7,000円でございます。これは、国の委託を受けて5年ごとに行っている調査でありまして、全国の漁村、水産物流通・加工業等

の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするものであります。

次に、26ページをお開きください。最後の(事項)県民共有・確かな統計基盤づくり事業費211万でございます。これは、統計情報の利活用の促進と県民の統計調査への理解と関心を深めるための各種啓発活動を行っているものであります。平成24年度は、統計情報データベースの再構築が完了しましたので、平成25年度は、引き続き県民への普及啓発や統計調査担い手づくりなどを積極的に行ってまいります。

統計調査課は以上でございます。

○黒木委員長 総合政策課長の手を挙げるのが早かったものですから、それにつられて指名してしまいまして、説明が抜けておりましたが、総合政策部においては3班に分けまして、3課ごとに3班に分けまして、それぞれ説明、質疑をして、最後に総括質疑の時間を設けておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

ただいまの説明につきましても質疑は、休憩後に行いたいと思っております。午後1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に各3課の説明が終わりましたが、3課の議案について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 総合政策課にお尋ねいたします。これは15ページの地域科学技術振興費1,819万7,000円があります。その中に3番の東九州地

域産業研究開発拠点づくり事業で、東九州メディカルバレー構想の寄附講座、延岡市と宮崎に対する支援というようなことで説明がありましたけれども、これは現在もやってると思うんですけども、いつからいつまでの予定というか、概略御説明をお願いします。

○金子総合政策課長 これ延岡市と共同で宮崎大学医学部の血液・血管先端医療学講座というものを県立延岡病院内に設置してるものでございまして、大学との協定の中では、スタートが平成24年の2月1日からでありまして、今のところお尻が26年1月31日までというふうになっているところではございまして、県と延岡市で1,500万円ずつ出しまして、トータル3,000万円の講座という形で、常駐の教員が1名、それから週何回か通う教授が1名という形で、2名体制で今やっているところでございます。

○鳥飼委員 県立延岡病院内に設けているということですね。県が1,500万、財源は例の財源なんですかね、地域医療支援何とかという。

○金子総合政策課長 これは一般財源、県費でございまして。

○鳥飼委員 わかりました。そうすると今年度、来年度といいますか、新年度で一応終了予定ではあるわけですが、その後の展開については、どのようなことを見込んでいるのかをお尋ねします。

○金子総合政策課長 現在、医療機器の研究ということで、特に慢性腎臓病にかかります医療機器の研究の開発というんでしょうか、それに今取りかかっているところではございまして、これを例えば県内の延岡病院、あるいは大分県の病院等ともうまく連携しながら、うまくデータをとっていくというような形で、今進めていこうとされているところでございます。これ慢性

腎疾患への移行をなるべく抑える医療機器というような形で、今研究が進められているところではございます。ただ、すぐすぐまだ実用化まではもちろんいきませんので、当面その実証というんでしょうか、そのような作業が残っているというのが一つでございます。

それから、談話サロンといいまして、病院内に、大学の先生と、それから地場企業が医療機器開発についてのいろいろ協議を行うような部屋というのを設けておりまして、そこで医療機器開発のいろんな相談を受けたりとかというような形でやっているところでございます。これ大体週1回ほどそういうサロンを、談話サロンというんですけども、そういったものも開設しているところでございます。

そして、特別な許可をもらいまして、病院の透析室へそういった企業様が入られて、結構医療機器といいましても、最先端のものから、通常使われてるものでも、まだまだ改良の余地とかあるものがあるそうでありまして、そこらは本当にもう少し、もっと質を上げられないとか、そのようなものを実際に現場を見学しながら、企業さんがそういう今後の技術開発というんでしょうか、糧を探っているというような状況もあります。当面はまだそういった最初に申しました腎疾患関係の医療機器、そして今後の産業化の芽出し、そういったものを探っていく段階というふうに、現状であるところでございます。

○鳥飼委員 そうしますとまだ製品化というか、事業がもし継続をするかもしれないということで、見きわめがまだできてないと思っていんですね。それと旭化成メディカル、何とかわかりませんが、カテーテルを生産をしてるんですけども、地場企業というのはそこの関

連、連携ということになるんですかね。旭化成は全然関係してないんですか。

○金子総合政策課長 今御紹介ありましたカテテルは東郷メディキットさんとか、あるいは旭化成さんの人工腎臓、あるいは吉玉精鍍さんとか、そういった地場企業というのは、そういった会議に参画されて、いろいろと今後の実用化についての協議をされているというところで伺っております。

○鳥飼委員 わかりました。こっちのほうでそのままお尋ねしていきたいと思いますが、それにしても新規事業のところで、これは秘書広報課になるんですけれども、広報活動費で2億2,300万ということで議案が出されています。その中で新規事業のところでお尋ねしますと、「楠並木ちゃんねる」情報発信事業のインターネット放送局「楠並木ちゃんねる」についてお尋ねしますけど、今ある県のホームページの中から抽出というか、これを受けて、これに追加をしたやつをポータルというんですか、よくわかりませんが、そういう画面をつくって、そこから見れるというような……。デジタルに疎い私でもわかるように御説明をいただけますか。

○藪田広報戦略室長 お手元の資料のイメージ図のほうをごらんいただきますと、真ん中ほどに動画ポータルサイトの「楠並木ちゃんねる」、これあくまでイメージ図でございますけれども、県のホームページの一部をこういうイメージのものに改めまして、この中で下のほうを見ていただくと、チャンネル1からチャンネル6まで、ここでは仮に設定しておりますけれども、ここをクリックしていただくと、チャンネル1では過去の知事定例記者会見の様子が見られる。それから、チャンネル2では、県からのお知らせということで、各担当課がそれぞれの担当する

事業の施策ですとか事業ですとか、いろんなイベントの案内ですとか、そういったものを動画という形で県民の皆様にお知らせをしていくという内容になっております。

○鳥飼委員 そうしますと今電話で地域広報戦略室の誰々さんと聞いて、電話でやってますよね。この事業についてはどうですかと言ったら、上手な人も下手な人もそれぞれいますけども、それをインターネット版というようなことになるわけで、両方並行してやっていくということですね。

○藪田広報戦略室長 もちろん県民の方への事業の紹介というのは、これだけでやるわけではございませんけれども、視覚に訴えて説明するというのは、非常にわかりやすいというふうに考えておまして、なかなか県政、来年度の予算でも予算お願いしておりますけれども、県政という番組になりますと放送枠が限定されますので、こういった形でより視覚に訴えて説明しやすいものを選択しながら、楠並木ちゃんねるで、県民の皆さんに情報発信をしていきたいというふうに思っております。ですから、従来のものも当然やりながら、新たにこういった部分も加えていくということで考えております。

○鳥飼委員 わかりました。そうしますとここで2つ。1つは、他県でもこのような取り組みをやってるのかというのが1つと、私もそれぞれの県のホームページを見て、視察に行ったりするときは、それを参考にしてやってるものですから、同種の取り組みをやってるところがあるのかどうかということと、具体的にこの事業が4月から展開をされるということであれば、秘書広報課のほうで、この事業とこの事業をやってくださいということにするのか。あと手挙げで、これやらせてくれというようなことになる

のか。どんなことで進めようとしておられます。

○藪田広報戦略室長 まず1点目の御質問でございますけれども、全国に照会しているわけではございませんので、完全に把握しているわけではございませんが、類似の取り組みをしている自治体が、そういう意味ではインターネットを使った先行的な取り組みをする自治体は何件かあるというのは確認をしております。福岡市ですとか東北方面にもあったように記憶しておりますけれども。

それから、2点目の御質問ですけれども、基本的にはこういう制度を庁内に周知しまして、こちらから指名するというよりは、それぞれ担当課のほうから手を挙げていただいて、この事業を活用していただくように進めていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 それと、次の電子看板等の活用ということで、県庁本館等に新たに設置する電子看板、具体的にイメージ、KITENにある大きい、あれ看板というのかわからないですけども、あんなのか、どういうことをイメージすればよろしいですかね。

○藪田広報戦略室長 KITENにあるオーロラビジョンの小さいやつとだけ思えばいいのかなと思いますけれども、今計画しておりますのは、県庁本館と1号館に2台設置をしようと考えておりますけれども、これまでも県政フォトニュースということでごらんになったことがあるかと思っておりますけれども、県関係のいろんなイベント、それから知事への表敬等の写真なんかを写真広報という形で掲示しておりますけれども、それに加えてといいますか、そこにかえて、その場所については、それにかえて、ディスプレイ上で今まで県政フォトニュースという形で写真を張ってたものを、デジタルの技

術を活用しながら、そこの電子看板の中で写真ですとか、それから県が作成したようなポスター関係、それから県がつくったCMですとか、そういうものを時間がたつたびに、スライドショーといいますか、順次画面が切りかわっていくような形で発信をしていきたいと。そのことによって情報量がふえるというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。それとこの歳出予算説明資料の20ページ、広聴活動費というのがあります。151万、昨年が279万ということですが、これは先ほどの御説明では、知事ふれあいフォーラム等のということでしたが、現状といいますか、今年度、新年度で考えて、回数とか、それについて御説明ください。

○藪田広報戦略室長 来年度のふれあいフォーラムですけど、まず今年度の状況ですけれども、ふれあいフォーラムにつきましては、今年度10回、開催をさせていただいております、内訳を申し上げますと、各市町村のほうに出向きまして、市町村の皆様と知事が意見交換するものが8回、それから分野版と申しまして、特定のテーマに基づいて、知事か関係者の方と意見を交換したものが2回、今年度につきましては東アジア経済交流戦略について、それからもう一点は林業問題について、分野版ということで実施をいたしております。25年度につきましても、開催につきましては、おおむね10回から15回程度を予定しております、質疑同様な形で進めていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、この予算が減額になってますが、それは大丈夫ということなんです。どっかで節約されるんだろうと思いますけど。

○藪田広報戦略室長 予算的には減額になって

おりますけれども、ふれあいフォーラムの開催回数そのものについては特に影響はございません。

○鳥飼委員 わかりました。もう一つ、それから統計調査課にお尋ねいたします。23ページの職員費のところなんですけど、これは1億8,782万2,000円ということで、28名ということになっています。統計調査については10分の10ですよ。ですから、国から措置をされるといいますか、責任持って払ってもらおうお金があると思うんですけど、国が値切ってしまうからというもの一つあるのかもしれないんですが、その実情といいますか、新年度、昨年は何か2人減になってたですよ、補正のとき出ましたけども、それについての考え方を含めて、このところで御説明をお願いいたします。

○稲吉統計調査課長 25年度の予算につきましては28名ということで、1月1日現在の現員現給、それから25年度の見込みを立てまして予算を計上しております。国の、国費の算定といいますのは、国の専任職員数というのがありますが、現在国の専任職員数は28名ということで、現在の職員数と同じになっております。御指摘のように、国の単価といいますか、これが必ずしも100%ではないということで、国家公務員の行政職の俸給ということで、これの92.8%相当を支給されておりますので、単価としましては若干現給に対しては足りないという状況があります。これに関しましては、国のほうに対しましても、この確保をということで、全国の都道府県でつくっております統計協会、協議会、この中で要望をしておるところです。ただ国の全体的な財源といいますか、そういう状況もあり、また専任職員数の削減という大きな考えがありますので、その中で各県それぞれ専任職員数を

確保していくということで、国のほうにも要望しているところがございます。

○鳥飼委員 そうしますと、年齢で5級の人とか4級というんですかね、給与の格付があると思うんですけど、その格付で申請をして、その92.8%保障というか、交付をしてるというのが現状ということですか。

○稲吉統計調査課長 国の場合は、国家公務員の行政職の2の49号俸ということで、これの92.8%を実際支給されております。平成24年度でいきますと、月額23万4,360円ということですが、大体平均的な年齢の給与でいきますと、大体30歳前後の給与のレベルになろうかなというふうに思っております。実際、当課の職員の平均年齢というのが大体39歳ということで、その辺の年齢の足りない部分があるということで、県費をある程度継ぎ足さないといけないという現状にあるところです。

○鳥飼委員 わかりました。その分が一般財源の5,600万ということで出てるのかなと思うんですけど、これらの類いでは、例えばバスの補助についても、単価を値切ってるものですから、地方の持ち出しがふえてきているというのがありますし、いろんな場を通じて、その是正に向けて、国に申し入れをお願いしたいと思えます。

以上です。

○稲吉統計調査課長 今お話ありましたように、単価につきましては大体70%ぐらいの単価に、いわゆる職員費の占める国費の割合というのが70%ぐらいなんですけども、統計調査課の職員の中には、県単独の調査を行う職員、企画分析担当が中心になるんですけども、その職員に関しては、本来は県単独の業務を行っているということで、本来であれば28名の国の専任職員

数の中には入らないんですけども、この業務が何人か、厳密に言うと、その人数、職員数が何人かおるということで、私どももその辺は実際、県の独自業務をしてる職員も見てもらってるといふ部分もありますので、その辺も考慮しながら、全体としては確実に職員数を全部専任職員数にしていきたいということで、現在はそこがちょうどカバーできてるという状況であります。

○金子総合政策課長 先ほど鳥飼委員のほうからありました寄附講座の設置期間ですが、ちょっと補充をさせていただきますが、24年2月から26年1月31日までと申し上げまして、更新条項がありまして、設置から5年間については、双方異議なければ1年間ずつ延長できるという規定がございました。最長、今のところ5年間というふうに協定上はなってるところでございます。ただ予算につきましては、毎年度、毎年度、寄附に絡んでる分については、議会の審議を仰いで延長していくということになろうかと思いません。

以上、補足させていただきます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○星原委員 説明資料の10ページの総合政策課なんですけど、新規事業の「みやざきフードビジネス推進体制構築事業」ということになってますが、4月からフードビジネス推進課が新しく設置されて、その中で動くんだろうというふうに思うんですが、もう少し右側の11ページに書いてある会議の内容とか、その辺、少し詳しく説明してもらおうと。

○金子総合政策課長 11ページの下段、推進体制とプロジェクトの展開、このところかと思えます。まず図は描いてございますが、フードビジネス推進会議というのがございます。こ

れが大きな方向性ということで、上位機関ということになっております。これも産・学・官・金、4分野の代表者で形成していこうと思っております。

その下にフードビジネスプロジェクト本部ということがありまして、ここが実際の各種プロジェクトを動かしていく、まさに本部的な役割ということでありまして。下のほうにプロジェクトの例示というふうにございます。例えばフードビジネス推進のための実需者、あるいは事業者等のデータベースの構築、あるいは業務用加工食品分野をどう伸ばしていくかという、そういうプロジェクト、そして電子商取引のような場面、ここに記載はございませんが、例えば宮崎牛しかり、チョウザメしかり、あるいは高齢者の介護職の分野とか、食と観光とか、さまざまなテーマ設定は、今後可能かと思っております。そういったプロジェクトチームごとにチームを編制していくんですが、これにつきまして、まさに実務者レベルで構成しようと思っております。それに議会でもいろいろ御指摘受けましたが、外部の専門家をしっかり入れて、特に販路等に明るい方等を中心に参画した上で、ここを中心に回していきたいというふうに思っています。

そして、左のほうにありますけど、地域ネットワーク会議といいますけど、これは地域版でありまして、地域でもいろいろな新しい取り組みをということで設けていきたいと思っております。地域発のプロジェクトというのをここで掘り上げていきたいと思っております。

それから、右のほうにありますけど、コンソーシアムといいまして、連合体でありますけども、県内外の大学、あるいは公設試の連合体によりまして、人材育成機能とか、さまざまなネットワーク機能の強化というのを図って、支援して

いくような形で考えておるところでございます。

下にプロジェクトの展開とありますけども、推進体制を構築し、さまざまな新しいビジネスモデルというのを確立することによって、フードビジネスを伸ばしていくというふうなことで考えているところでございます。

今度つくりますフードビジネス推進課って、まさにこの全体を取り回していくというところでありまして、総合調整機能になっていくことにしております。各論の具体の事業になりましたら、それは農政水産部であったり、あるいは商工観光労働部であったりするわけなんですけども、これまでどちらかといいますと、縦割りのやっていた部分が否めないんですけども、そこをしっかりとフードビジネス推進課がつないでいくことによりまして、民間をうまく巻き込みながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○星原委員 今の説明受けて、大体方向というか、流れというのは多少わかったんですが、確かに宮崎がこれから変わっていくには、この分野に切り込んでいかないと、なかなか変わらないのかなというふうに思いますし、これがうまくいくかいかないかで、また宮崎がどういう方向に向いていくかなと。ある部分、今までと違って、先ほども言われたように、縦割りじゃなくて縦横、うまく絡んでいかないといけないわけで、そうなってくるとマネジメントする人というのは、どういう人が入ってくるかで随分変わっていくだろうなというふうに思うんですよね。だからフードビジネス推進課の課長みたいな人は、かなりだからいろんな経験、あるいはいろんな分野、要するに生産分野から加工分野から販売のどこまでという、相当広い範囲を巻き込んでいかないとだめだと思うんです。そう

いう人材というのは育ってきて、こういう形の課をつくられることになったんでしょうかね。

○金子総合政策課長 人事の関係は、私が専門外でございますけども、御指摘のとおり、生産現場から本当末端の流通まで、全てに通じていることが本当にまさに課長として求められる要件じゃないかと思っておりますし、フードビジネスについては、来年度からの新たな成長、まさに一丁目一番地というような形で、知事のほうの思いも強いところもあります。それなりの人材というんでしょうか、総務部のほうで十分に検討した上で配置をいただけるというふうに期待をしているところでございます。

○星原委員 先ほどだから行政経営課にこういう組織体制をつくってということをお願いしたんですが、課ができて、今の県庁のローテーションでいくと、大体3年で異動していくわけですよ。この分野なんていうのは、3年ぐらいで卒業していける分野でもないというふうに思うんですよ。ですから、ある程度の期間を専門的にできるような人を置いて、そうやってある一定の成果が上がってきた時点で交代していくような、そういう人事配置も考えとってもらわないと、その辺で失敗するんじゃないかなという気がします。その辺は何か考えがあるんですか。

○稲用総合政策部長 今御質問ありました件ですけども、通常は大体3年ぐらいのローテーションで組んでますけど、全体的に今少し長目でいこうかという感じにはなっております、ほかの所属を含めてですね。というのは全体的な数というものも、少し限定的になってきてますんで、その中では従来3年ベースというものが、若干少し長目になるのかなということは、基本的なところでは思ってます。かつこういう新しい、

これフードビジネスだけじゃなくて、今回の成長産業の中で位置づけたものについては、ある程度目鼻というか、そこ辺を持っていないといけない。

しかし、さりながらといって、同じ人間がずっと全部そのままでもいいかというところの問題はあるんで、重なりというんでしょうか、育っていくという、育成していくという部分もひとつ必要だと思います。そこ辺をうまく全体として流れがうまくいくようなそういう在任期間であるとか、人の配置のあり方というのは、これは総務部のほうにもまたお願いすることになるとは思いますけど、いろんな形で、ともにという形で——これは主にですけども、農政水産部、商工観光労働部と非常に関連がしますので、そこ全体を含めて、いろんな形の人の配置というのを考えていく必要があると思っています。

○星原委員 実は去年、我々自民党の部会で奈良に、古事記1300年をやってる担当課長さんに会ったんですが、女性だったんですけど、6年いらっしゃるんですよ。そして、いろんな調査、去年からなんだけど、その前からそうやって準備をしてきて、全国のいろんな流れから、宮崎のことまで結構いろいろ調べられたりとか、そうやって今は取り組んでらっしゃるわけですよ。

やっぱりそれと一緒に、こういうフードビジネスの業界の人たちをまとめていって、その中で県がかかわれる分野の部分と、民間がかかわっていかなくちゃいけない部分、その辺のところから取捨選択したり、あるいは職員も離合集散、必要なとき呼んできて、いっとき置いたりとか、かなりそういういろんなことをうまく機能させないと、ここの分野はなかなか厳しいのかなというふうに思いますので、ぜひそういう思いの中で、これは本当にさっき言ったように、成功

するかどうかが非常に大きくなるだろうと。

もう一点が、最終的には県民所得とか農家所得とかかかわった、今まで日の目を見なかった人たちが、この事業によってこういうふうに変わっていくんですよと、希望を持たせるというか、そこまで思いをつくってスタートしていかないと、やる中身やらこう書いてあることを見ると、非常にすごいなという感じはするんですが、結果的には県民にどう還元していくものがあるのか、何がどういうふうに変わっていったのかという、最後にはそこが問われると思うんですよ。ですから、そのとこまでを想定して、どういうふうに進めていくということを、ぜひやっていただきたいというふうに思います。4月から始まるわけですから、どういう人が云々なってくるかわかりませんが、これから見守っていかなくちゃいけないと思うんですけども、ぜひそういう思いで取り組む。

そして、ここにもありますように、産・学・官・金とありますが、本当にいろんな関係に人をどれだけうまくマッチさせていかれるかどうかというのも、非常に求められると思いますし、最終的には販路だと思いますから、売り先をどういうふうな形で、どういうふうに開拓していくのか。これをうまく持って行って、行政が持つ信用というのをいかに発揮していく。多分宮崎だけじゃなくて、全国いろんなそれぞれの都道府県、いろんな形で似たような取り組みはしてくると思うんです。その中で浮き上がっていくというか、成長していくためには、相当頑張ってもらわんといかんというふうに思っていますので、期待していますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○黒木委員長 答弁は要りませんか。

○星原委員 はい。

○宮原委員 こちらの資料の9ページに、「みやぎ成長産業育成加速化基金設置事業」という形が載ってるんですが、平成25年度の重点施策の中に、成長産業の育成ということで、今回30億の基金をつくるということなんですけど、この30億というものを、20億でもよかったし、50億でもよかったというふうに思うんですけど、30億という金額は、どういう関係で30億という金額になったんでしょうかね。

○金子総合政策課長 これは最終的に知事の判断という形で、大きな額をつけられたということでございまして、そこは財政規律ともうまくバランスをとりながら、成長産業の育成という形で、県政の軸足をそちらに移していくという思いのもと、そういう措置をされたというふうに伺っております。

○宮原委員 30億という金額で、新たな成長に資する6つの分野にということで、ここにお示しをいただいているんですけど、30億というお金を基金に積んで、それから取り崩していくということは、今回使わなかった部分というのは、基金に残ってるということになりますよね。県の予算全体を考えたときに、必ずこの分野に大体30億ぐらいのお金を数年の間に投入をしよう、29年までに投入しようということを想定してるのであれば、単年度でちゃんとつけていてもいいのかなと。要はお金がここにあるんだけど、絶対これに使う、6つの分野に30億は使いますよということでとっておくということも考えられるんですけど、それを別にも回されることもできますよね。そのあたりはどう考えたらいいんでしょうかね。

○金子総合政策課長 これだけ財政難の中、30億という、この成長分野に特化した基金がつけられる、意義は大きいと思っております。おっ

しゃるとおり、その都度、その都度、毎年度、毎年度、議会の審議を仰ぎながら、その中から充てていく流れにはなっておりますけど、通常の予算と違って、特定の財源が確保されてるといふ意味合いは、非常に大きいというふうに私ども受けとめてるところでございます。

それと5年間を設定しておりますけども、時間をかけることなく、最初の3年でやれというふうなことでありますんで、25、6、7を中心に加速化という部分は庁内挙げて取り組んでいきたいと、そういう覚悟、思いを持ってるところでございます。

○宮原委員 ちょうどこの資料の中で、フードビジネスの推進、アジア市場の開拓、交通・物流ネットワークということで予算が措置されてるんですけど、今度の平成25年度で、この30億からどれぐらいを取り崩して、6つの分野に回そうとされてるのか。

○金子総合政策課長 まず6つの分野でございまして、これが事業費で13億ほどございまして、そのうちこの基金から5億4,000万円ほど充てたところでございます。それから②の中小企業のほうでございまして、これが4,000万ほどございまして、実はちょっと13億と財政課のつくった資料に書いてあるんですけど、その分、再掲、二重計上してる分がありまして、それが9,000万ありまして、それを引きますと約4,000万という形になっているところでございます。それを合計いたしますと、基金から充当した額は約5億8,000万ということになっております。

○宮原委員 ちょうど5年間の事業ですから、6億ずつ使っていると、ちょうどになるということなんですけど、今説明があったように、なるべく早く26年、27年あたりの前倒しでということなんですけど、そういうような感覚でやられたとする

と、この30億というのが、成長産業ですから、あと少しお金入れたらという状況が来たときには、積み増しということも考えられるんじゃないかな。

○金子総合政策課長 積み増しについては、今の段階ではなかなか、まだ財政当局との相談も要ることありますし、何とも言えませんけれども、とりあえず来年度5億8,000万ということでありまして、1年目はそれでスタートしたところでありまして、2年目、3年目については、そのさらにスピードがついていこうというふうに、今のところ思っているところでありまして、なるべく5年でありまして、3年間で十分に使い切るようにやっていきたいというふうに思っています。

○宮原委員 ありがとうございます。単年度で予算つけていけばいいんだろうと思うんだけど、30億をきっちりと確保して、この分野できっちりとそのお金を充てますよというのは、言われるように保障があるような関係ですから、その分は有効に使っていただいて成長を図っていただきますようお願いをしておきたいと思えます。ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑ありませんか。

○有岡委員 説明資料の14ページ、13、14に係るんですが、地方分権促進費ということで、14ページにあります広域連携推進事業という項目がありまして予算が計上してあるんですが、この情報提供というのは、県民に対する情報提供、そういったものが行われるのかどうか、そこら辺をまずお尋ねしたいと思えます。

○金子総合政策課長 情報提供でございますか。

○有岡委員 広域連携推進事業が行われて、いろんな協議がされると思うんですが、こういった協議をやってるという経過として、県民に対

する情報提供というのは行われるかどうかをお尋ねしたい。

○金子総合政策課長 広域連携、14ページの2、上のほうにあります。これは例えば東九州軸の推進機構であったり、太平洋新国土軸、あるいは九州中央の地域連携、それから最近、ふるさと知事ネットワークということで、最近加入したわけですが、そういった広域の連携をやっていく事業という形で、予算を組ませていただいているところがあります。

県民への情報発信というところでいいますと、ことしの1月からホームページも立ち上げて、その中で発信はしておりますけど、直接的に広報番組等を使って、県民の方々までアナウンスしてるかということ、そこまでのことはやっていないのが現実でございます。

○有岡委員 わかりました。また今後とも広域的な取り組みが情報として必要になってくると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、きょうの常任委員会資料の15ページでございます『神話のふるさと みやざき』ブランド定着支援事業」という3カ年の事業ですが、この中の予算1,949万9,000円という予算の内訳をまず知りたいと思えます。

○大西副参事 資料15ページの『神話のふるさと みやざき』ブランド定着支援事業」、新規事業の内訳でございますけども、その(4)事業内容の欄に3つございます。1つ目の補助金につきまして、これが700万円ちょうどでございます。2点目の「神話のふるさと みやざき」ブランド情報発信事業でございますけど、これが委託料としての1,000万円ちょうどでございます。そして、3点目が官民でつくっております推進協議会の運営費ということで、事務費249

万9,000円ということでございます。

以上です。

○有岡委員 要望になりますけども、ぜひ、民間なり自治体が取り組む補助事業の割合がふえてきて、みんながこの取り組みがしやすいんだというような、3分の2の補助ということで、大変活用しやすい金額ですので、またぜひそういった方向に3年間展開していただけるようお願いしたいと思います。

3点目になりますが、これは秘書広報課が取り組みます置県130年記念事業、未来に残す広報映像等デジタル化事業というのがございますが、これは具体的に内容的には、どのようなものをデジタル化し、それをどのように活用しようとしてるのかお尋ねいたします。

○藪田広報戦略室長 この事業につきましては、これまでの広報担当課で撮影したり発行してまいりました。一つには、県の広報紙、これは昭和26年に創刊しておりますけれども、現在紙媒体、紙のままの状態で保存をしております。これをデジタル化していくということが一つ。それから、年数でいくと昭和34年からの映像が、これはアナログの形でテープとして残っておりますので、これをデジタルの形に変換していきたいというふうに考えております。

今年度の事業につきましては、それぞれの広報映像ですとか、広報紙のデジタル化、並びにこれを今後活用していくための管理システムを構築することにしておりまして、その後、これをいろんなキーワードで検索をして、誰もが活用していけるようにしてまいりたいというふうに思っております。今年度の事業の中では、具体的にそれを活用して何かイベントをやるとかいうところまでは予定はしておりません。

○有岡委員 私は文書センターでの展示会とか

見せてもらったんですが、大変貴重な資料がありましたし、今おっしゃるように昭和26年、34年からの映像とかいろんな資料がありまして、年配の方は大変興味深いものだと思うんですね。そういった意味では、例えばDVDにして購入していただくとか、また全国には東京、県人会、名古屋、大阪、そういった方たちに宮崎の情報として提供するとか、いろんな仕掛けができるような取り組みだと思うんですが、そういったことの広がり可能性はないのでしょうか。

○藪田広報戦略室長 先ほど申し上げましたように、具体的なことはございませんけれども、このデジタル化については順次当然やっていくわけですので、できる範囲内から、このデジタル化したものについては、県の内部だけで使うということではなくて、最終的には県民の方も利用していただけるような形で管理システムを構築し、県民の皆さんのニーズに応じて提供していきたいというふうに考えております。

○有岡委員 よろしくお願ひします。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○渡辺副委員長 今の置県130周年の事業のデジタル化の事業なんですけど、今の御説明聞いていると、最終的には著作権はフリーにするということなんでしょうか。自由に利用できる形にするという御答弁でしたけれども。

○藪田広報戦略室長 今回、デジタル化します広報紙ですとか、それから広報映像につきましては、県が発行しているものであったり、県が撮影したものでございますので、著作権については県に帰属しておりますので、その辺は支障がないというふうに考えております。

○渡辺副委員長 県が持つてるから、県がつくることに問題がないということじゃなくて、将

来的に一般の方々には利用が可能な状態にするという御答弁だったですね。これを民間の企業の方が使ったりとか、いろんな場合も想定されるわけですが、その際に県としては、その帰属が県にあるということで、権利主張はしないということでもいいんでしょうかという意味なんです。

○藪田広報戦略室長 済みません。現時点で民間の方の活用の仕方が、どんな形で利用されるかということによっても、判断が違ってくるのかなと思いますけれども、一般的に利用目的を見ながら、最終的に判断していくことになると思います。

○渡辺副委員長 置県130周年事業全体に対しても思うんですが、聞くところによると、別に10年ごとに毎回事業をやってるわけではないというようにも聞いてます。そもそもなぜ今回はどうか、130周年は置県事業に取り組むのかということが、取り組んじゃいけないという意味じゃないんですけれども、今回はやると。120年のときは特になかった、その前もなかったやに聞いておりますけれども、なぜ今130周年に取り組まなきゃいけないのかということと、取り組むのであれば、何か控え目な取り組みのようにも、全体像として見えなくもなくて、もう少し思い切った、それこそ古事記1300年等々ともあるので、13という数字がそろってるというのもあるかもしれませんが、もう少し思い切った展開もあり得るんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○大西副参事 今回、置県130年記念事業というふうな打ち出し、整理をさせていただいたことにつきましては、記紀編さん1300年記念事業との絡みで打ち出しをしたいというところでございまして、実は今回の置県130年も、テーマとし

ては温故知新ということでございまして、まさに古きを訪ねて新しきを知ると。これも一つの宮崎にとっての大きな歴史の節目ということでございまして、同じく記紀編さん1300年記念事業というの、コンセプトは温故知新でございます。すなわち温故知新という共通のコンセプトを持っておりますので、どちらかといいますと相乗効果といいたいでしょうか、こういうそれぞれの歴史の節目を契機に、地元に対する目を向けていくといいたいでしょうか、地域の資源に対して、県民の皆さん、みんなでもう一回、宮崎を見詰め直していこうと、そういう思いから整理をさせていただいているということでございます。

もう一点お尋ねのありました、もう少し派手な事業を展開というようなお話もございましたけれども、今回、この事業の取り組みにつきましては、常任委員会資料の13ページに県の取り組みとして掲げさせていただいておりますけれども、いろんな啓発、広報的なソフト事業が中心になっております。確かに大きな派手な感じはないんですけれども、市町村にもお声がけを先日推進協議会の総会の場でもお願いいたしまして、ソフト事業でありますけれども、県民全体で盛り上げていきたいというふうなことで御理解いただきたいと思っております。

○渡辺副委員長 わかりました。また戻りますが、さっきのデジタル化の事業なんですけど、これはこの取り組みがどうのこうのという意味ではなくて、できたらせっかく置県記念の事業なので、県の持つ映像とか紙媒体を残すという事業だけじゃなくて、例えば民間の中にも置県されて130周年の間の映像資料とか、いろんなものを持ってらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、そういうものを例えば、権利関係

いろいろあるかもしれませんが、御提供いただいて、県の持っているものを県が保存するというだけじゃなくて、もう少し県民に広がりを持った運動にしていけば、仮に、先ほど派手という事業じゃなくても、少なくとも県民自体もそれをやってるということを、少なくとも認知はするわけですし、そういえば昔、おじいさんがというようなものがいろいろ出てくるかもしれない。もちろん、こんなの送られても困るというようなものも、いろいろあるかもしれませんが、そういうところにも意識して事業展開を図ると、本当の意味で置県記念事業という意味合いが、より強まるんじゃないかと思しますので、そこは希望として申し上げます。

○甲斐秘書広報課長 所管外になるかもしれませんが。申しわけございません。ここの置県130年記念事業の中で、(8)に県立図書館とか出てまいりますけれども、県立図書館には、県民の方が自分で持っておくよりも、公立、公設のところで保管してくださいというような意味で、視聴覚ライブラリーというようなところもございます。そこにはかつてのフィルムマニアの方が撮られた、宮崎市街地を映した映像とかいうのもあるというふうに聞いております。県立図書館でもそういった取り組みがあるということで、私たちも興味を持っておるところでございます。

以上でございます。

○渡辺副委員長 ぜひ、そういう形で図書館とかが取り組んでることあると思うんですが、この機会に制度としてそれがあんだったら、それもひっつけて事業化してみせて、県民の方にとって、それ出すところがあるんだということを知っていただければ、よりいいかなという意味で言いました。

済みません。続けて、「楠並木ちゃんねる」、

鳥飼委員からもありましたけれども、お伺いしたいんですが、こういう動画のポータルサイトをつくるのは、非常いい取り組みだというふうに思います。ネーミングもなかなかいいんじゃないかなと思ってるんですが、鍵は、コンテンツの充実がいかんして図られるかというところだと思うんです。例えばさっきお話にありました、県の各担当課、部署の方々が自分たちのところの施策を説明するものをつくると。映像ですから、多分長さ的には限界は、一番いいのは多分2分とか、そのぐらいの範疇でわかるものだと思うんですけれども、それはどんな形で、例えばそれぞれの課と広報戦略室が連携して、自分たちで動画の作成を行ってアップロードしていくのか、それとも毎回、毎回、業者におろして、1回やるたびにかなりのお金がかかるというような形で行くのか、そこはどんな考え方でしょうか。

○藪田広報戦略室長 この「楠並木ちゃんねる」情報発信事業における県からのお知らせの分につきましては、基本的には県職員、それぞれの担当課と広報戦略室でビデオを使って撮影し、パソコン等で編集したものをアップしていきたいと思っております。ただ現実問題として、撮影ですとか編集について、現にある程度の専門的な知識なりも必要だというふうに考えておりますので、この事業の予算の中に一部専門業者に委託を考えておまして、年度の当初の段階で、そういったものに対する指導をいただいて、マニュアルみたいなものを作成していただいて、それ以降は職員でそれを運営していきたいというふうに考えております。

○渡辺副委員長 同じ資料のチャンネル5のところですが、県政番組のところですけど、これでいえば5チャンネルになってるところの県政

番組のところですが、決算や本会議のときに、今年度もほぼ去年と同額の7,000万近くの予算がついてたかと思えますけれども、県が出資して行ってる番組の2次利用の権利の問題と、あとは県のホームページからかなりの期間、見られるような形にということの意見を申し述べてきましたが、現時点での2次利用の権利関係がどのように整理になったかということと、あとここからつながるといことなんですが、あくまでも県のホームページで管理をするのか、それとも今までと同じく、MRTさん、UMKさんのページに飛ぶのか、そこはどんなふうになってるんでしょうか。

○藪田広報戦略室長 来年度も25年の予算でMRT、UMK、2社に対して県政テレビ番組の委託をお願いしております。来年度の契約に向けて、2社と今協議をしているところなんですけれども、来年度の契約時点におきまして、2次利用について契約の段階で、契約書もしくは仕様書の中に、2次利用についての考え方を明記したいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、1つには、県庁舎内、県民室等での県政テレビ番組の放映、2点目が、県が主催するような、県職員ですとか関係者に向けての会議ですとかセミナー、こういった場での利用、3点目が、県のホームページにおける配信、これについては2次利用を了解するという事で契約を結ぼうと思っております。

県のホームページでの発信ですけれども、先般の委員会でも、現時点におきましては、県のホームページ上から実際はMRTなりUMKが掲載しているところにリンクを張って飛ぶような形になっておりますけれども、来年度以降につきましては、県のホームページのほうにサーバー設けて、そこにアップして、県のホームページ

上できちっと一定期間分、今考えておりますのは、おおむね1年間分は過去の放映が見れるように変えていきたいということで、両者と協議をしております。

○渡辺副委員長 非常に県の主体性がわかるような整理になってるかと思いますんで、非常に指摘してよかったなというふうに感じております。もうちょっとだけお伺いしたいんですが、まさに今のような形で権利の整理ができると、今回のものにも入ったように電子看板化と、先ほども短い映像を流したりというのがありましたけれども、今回取り組んで、基本的には、これからの流れでは、そういうものがふえてくるんだと思いますので、そこで流すコンテンツが、ちゃんと県の管理下でつくっていけるということになると思いますんで、そこはよりそこを意識して取り組んでいただければというふうに思います。

最後に1点、要望ですが、今回も資料の16ページにもありますように、県職員の広報マインドや知識・スキルの向上を図るための研修を実施すると。必要性を指摘してきましたので、非常にありがたいと思うんですが、ぜひこの研修自体が、研修を組む側が、なぜこれをやるのかと、どのようにしてやるのかというところを工夫したら、この取り組み自体がそもそも報道されるような取り組みにできると思います。研修に来る人たちに工夫することを学んでくれというわけですから、ぜひセットする側も一工夫して、これがなぜ宮崎県がどんなふうにして——広報連絡員会議というような名前のようなテイストじゃなくて、ひとつこれがニュースになるように御検討いただけると、よりいいかなと思ひまして、指摘させていただきます。

以上です。

○鳥飼委員 2点だけ、小さなことで申しわけないんですが、先ほど星原委員と宮原委員が言いました、9ページの成長産業加速化基金設置事業の基金の対象事業で、今年度は、30億の中の基金5億4,000万、それから4,000万で5億8,000万ということの説明があったんですが、それ以外の部分については補助事業とか、そういうものを予算化するということで、一般財源のところは5.8億という理解でよろしいでしょうか。

○金子総合政策課長 基金以外の分については、その他の財源という形で、例えば開発事業特別資金とか、私どものそういうのを使ったりという例がございます。

○鳥飼委員 開発事業特別資金は対した金額じゃないから、しかし理屈としては、そういう私が申し上げたようなとおりですね。

もう一回、歳出予算説明資料の15ページの下段の一番下のエネルギー対策推進費ということで、エネルギー対策の総合推進事業というのが42万8,000円組んであるんですが、この事業そのものは、どういう事業をやっているのかの御説明をお願いいたします。

○金子総合政策課長 これ42万8,000円は、いわゆる事務費でございまして、さまざまな、これまでも新エネルギー関係を中心にいろいろ会議に行ったりとか、あるいは国のセミナーに行ったりとか、そのような形の事務費として充ててるものでありまして、単独で個別の事業を立ててやっているとものではございません。

○鳥飼委員 24年度は1,125万なんです。今度42万8,000円ということですから、ほとんどゼロに近いような形になったわけですね。ですから、事務費であれば、どこかの事業の中につければいいわけで、これを別途つけてきて、1,200

万程度つけてるのは、それなりの理由があったんだらうと思うんですよね。ですから、ここで42万8,000円になってるけど、大丈夫かなど。余りにも減額というか、ゼロ査定ですもんね。

○金子総合政策課長 それは前回の補正のときに御説明をさせていただいたんですけども、新エネとか、あるいは畜エネを使ったエネルギーのモデルという形で1,000万ほど開特資金を使った事業があったんですが、あれは結局事業として成立しませんで落としたものでございまして、その分が1,000万ほど前年度に比べると落ちてるものでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、ことしは事業やらないという、1,125万は何でしたか、もう一度説明をお願いします。なぜこんな予算組んでるのか。

○金子総合政策課長 それは、開発事業特別資金1,000万を充てまして、例えば冷凍野菜工場等新エネとか、あるいは畜エネというような形で、省エネルギー化が図れないかというふうなモデル事業を募集したんですけども、結局それは手が挙がらずに1,000万落としてしまったんですけども、それについては、来年度についてはやらないという形で、丸々1,000万円分が落ちてるといふような状況になってるところでございます。

○鳥飼委員 国の事業と県の開発事業特別300万かを持ってるやつのところへ来てるんですかね。このお金を足して有利なやつをしようということだったけど、国が採択にならんかったから不利だと。ということは国がこの事業やめたということですか。この事業そのものをやめたから、県もやめるというふうな。

○金子総合政策課長 それは国と連動を必ずしもしてるわけではないんですけども、一応来年度の事業としては、県としてはやらないという整理にしております。今後国がさまざまなま

た公募事業でも出てくれば、それはうまく活用する方策は探っていきたいと思っておりますが、現時点でそれが今見込めるものがないものですから、現状では国の今後の事業の立て方を見てるといふような状況でございます。

○鳥飼委員 くどいようですけど、同種の事業は、国において新年度には予定されてないということになりますかね。

○金子総合政策課長 現時点においては、今のところ、見通せない状況でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、議案についての質疑を終わりたいと思います。

ここで休憩を挟みたいと思います。5分後に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時8分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他報告事項について説明を求めます。

○金子総合政策課長 それでは、お手元の常任委員会資料の34ページをお願いいたします。「復興から新たな成長に向けた基本方針」の概要でございます。これとは別に資料2といたしまして、「復興から新たな成長に向けた基本方針」の本冊をつけさせていただいております。説明のほうは、34ページの概要を使いまして、ポイントのみを御説明させていただきます。

まず一番上でございます現状で、これまで県におきましては、口蹄疫等からの再生・復興、それから県内経済・雇用回復という形で取り組

んでまいったところでありまして、それぞれ例えば畜産におきましては、より生産性なり付加価値の高い、新しい畜産を構築する、次の段階に来てるといふこと。経済・雇用対策につきましても、本格的な回復、そして将来の揺るぎない産業基盤の構築に向けて、次の段階に移行する必要があると。

こういう現状認識のもと、下のほうにおいていきまして、国際、国内、県内におけるさまざまな動き、そして右のほうに整理しております本県の強み・弱み、これをベースに新しい県政運営の基軸を置く方針という形で、位置づけの欄でございますが、今回定めたものでございます。これは知事を本部長といたします宮崎県経済・雇用対策推進本部において策定をいたしました。キーワードが「復興から新たな成長へ」というところでございまして、考え方なり視点、取り組み等をそれぞれ明確化するということと、先ほど来議論になっておりますとおり、成長産業の育成を加速化させて、地域経済・産業全体の活力を図っていくと。官民共同で取り組んでいく指針という形で位置づけたところでございます。

総括部分は飛ばしまして、推進の視点でございますが、3つから整理してございます。まずは、食や環境、医療など強みやポテンシャルを最大限に生かした新事業・新産業の創出、2つ目に、産・学・官・金の分野横断的な連携等による高付加価値化の創造、そして3つ目が広い分野での地産地消及び国内外への地産外商と、それを強力に推進していこうという形で、横断的な視点という形で整理したところでございます。

6分野につきましては、先ほどの新規事業のほうでも御説明させていただきました、6つの

分野をこの中で取り込んでいるところがございます。

そして、下のほうにまいりまして、25年度から27年度を重点推進期間という形で位置づけていこうというふうにしております。成長産業をスピード感を持って戦略的かつ集中的に育成していくんだということで、5年間は育成加速化期間、これに対応するのは先ほど御説明しました基金でございます。そのうち3年間についてはリーディングプロジェクトという形で重点化を図っていこうという形でございます。その中、下のほうにございますけれども、各分野別にリーディングプロジェクトという形で整理をしたところでございます。

下のほう、推進体制に当たりましては、産・学・官・金の連携協調という形と、庁内の推進本部を核に進めていこうという形でございます。

先ほども議論ありましたけれども、30億円の、これを推進していく大きな財源の裏打ちができたということで、これをしっかりと活用することによりまして、早い成長という形を目指してまいりたいというふうに思っているところであります。

簡単でありますけれども、一応基本方針については、そのようにさせていただきます。

それから、フードビジネスでございます。これが35ページでございます。まず策定の趣旨でございます。これまでも御説明をさせていただいておりますが、改めてということで、これまで進めてまいりました産地なり食品加工企業の育成、あるいは6次産業化、農商工連携、それらに加えて飲食業とか観光産業まで取り込みながら、発展の裾野を広げて、より総合的・一元的にフードビジネスという形で捉えていくと。そして全体を貫きますのがマーケット・イ

ンという視点でありまして、産業間の垣根を越えた連携・融合なり付加価値の向上というのを図っていこうと考えております。そのための官民の適切な役割分担と、それぞれの持つ経営資源の結集という形で、成長産業化を目指して、最終的には「食の王国みやざき」としての地域ブランド確立へつなげていきたいという思いを持っております。

2、3は、既にこれまでも説明させていただきましたので省略させていただきますが、4番に策定の経緯というふうでございます。25年、本年1月に中間素案という形で当委員会に報告をさせた後でございますけれども、それ以降、宮崎県産学官ネットワーク委員会、それから地域との意見交換会ということで、7つの振興局単位で意見交換会等を持ちまして、構想への御意見等をいただいたところでございます。そして、本日、最終案という形で御報告させていただくものでございます。

次のページにまいりまして、36ページでございますけれども、来年度の予算ということで、全体が24億1,900万円ということでございます。構想の柱に沿いまして整理させていただいております。「攻め」の姿勢によるフードビジネスの創出ということで、1億4,200万円でございます。これにつきましては、主な事業としましては、農政のほうのブランドマーケティング強化、あるいは日本一の宮崎牛の販路拡大あたりを掲げているところでございます。

それから、2点目の連携・価値連鎖によるフードビジネスの拡大ということで2億9,900万円、これにつきましては「農」と「企業」、これも農政の事業でございますけれども、他産業から農への参入促進する事業、それからキャビアの産地づくりといったものを掲げてございます。

それから、3番目の柱としまして、フードビジネスの発展を支える基盤の充実ということで、19億7,900万円という形でございます。最初にございますのは、先ほど御説明させていただきました、私どもの課のフードビジネス推進体制構築事業でございます。それから、その下は商工観光労働部になりますが、開放型の研究施設ということで、フード・オープンラボの整備事業も、大きな事業も掲げたところでございます。下のほうにございますけども、その裏打ちする基金ということで30億を今回創設したというところでございます。

あと37ページから最終案の概要という形で2ページにわたりまして整理させていただいておりますので、それをもとに御説明させていただきます。

まず基本目標でございますけど、総合的な食関連産業（フードビジネス）の「成長産業化」を目指してと「食の王国みやざきづくり」への挑戦と掲げてございます。趣旨は、先ほどの分と重なりますので、要は1次か3次にわたる総合力という形で、付加価値向上を図っていくというふうに考えておるところでございます。

数値目標でございますが、1次から3次まで全体の食品関連産業の生産額、これ21年度ベースの1兆2,586億円を平成32年度に1兆5,000億円まで伸ばしていこうと考えてます。それが全体の目標でありまして、下のほうに個別目標という形で整理させていただいております。この中で、以前の間素案の段階で変更した点がございまして、1番上の農業産出額でございます。これにつきましては、農業法人の加工販売による付加価値額を以前の額でオンしておりまして、それは下の出荷額、食料品の出荷額等に要するにかぶることになりますので、それを除外する

ということでございます。変更前は3,037億でしたけれども、それを2,960億のほうに修正をいたしました。同じく右のほうの目標値も3,314億から3,194億のほうに、重なった分を除外したという形で落としておるところでございます。

あと視点につきましては3つということで、まずはマーケット・インということで、これまでどちらかといいますと素材供給型ということでとどまっておったんですが、商品企画・開発の段階まで全てマーケット・インの視点を織り込んでいくと、実需者のニーズをしっかりと織り込んでいくという形で掲げておりまして、主な課題としては2つありますが、柱、マーケット対応力と、あと一番大事な流通・販売のネットワークという形でございます。

真ん中が連携・価値連鎖ということで、1次から3次までの産地、あるいは地域での面的な広がりをしっかり厚みを持たせていこうという形で、付加価値をつくっていきたいと思います。その鍵を握りますのは情報、さまざまな業種が持つてる情報のネットワークということと、他分野とか地域展開というような形での広がりを持たせていくということです。

それから、3つ目でございますが、人材・基盤強化という形で考えてます。これも先ほど来御指摘を受けております人材育成、これは県庁内部もそうですが、外部人材の活用ということも大事かと思っております。それから、技術・経営面での支援体制という形でございます。人材育成・確保、それから研究開発・産業育成というような課題を掲げたところでございます。

それに対応する形で、次の38ページでございますけども、具体的な展開という形で3本整理してございます。その柱については、先ほど予算のところで説明したとおりでございますが、ま

ず1番目の「攻め」の姿勢によるフードビジネスの創出ということで、まずはマーケット・インによる企画・開発、生産、加工・製造の強化という形です。加工用、業務用としっかり次の売り先を想定した産地をつくっていくということと、せんだってローソン等との提携とかありましたけど、コンビニ等との安定的な取引、そのあたりも大事なかなと思っております。それからマーケットを意識した流通・販売戦略ということで、マーケティング機能、あるいは戦略的なPRとか、そこらが大事かなと思っております。それから、③でございますけど、海外市場ということで、これは特に香港市場におきまして、今度拠点をつくることになりますけども、あれを中心に中国、あるいは東南アジアへの進出という形で考えているところでございます。

真ん中の連携・価値連鎖によるフードビジネスの拡大ということで、産業内・産業間の連携・融合ということで、これまで取り組んできた農工商連携、6次産業、さらに力を入れていくところと、福祉とか医療、そういった分野とのマッチングをうまくやっていこうと思っております。それから価値連鎖をしていくためには、きちんとしたデータベースが必要だということでありまして、ここにつきましては私どもの課の事業を使って、産地、加工技術等の情報等をしっかりやって、それをベースに相談・紹介とかマッチングを高めていきたいと思っております。それから、広がりを持たせようということで、食とか食文化を基にしました地域産業と観光交流の拡大という形も考えていきたいと思っております。

それから3つ目の支える基盤の充実ということで、人材育成、これも私どもの事業によりますコンソーシアムの形成、それから2点目にあ

りますオープンラボ、これは商工のほうの事業でございます。それから、産・学・官・金の連携による推進体制の構築という形で、プロジェクトチームですが、先ほど御説明しました図が、先ほどの予算の資料と同じでございます。真ん中にありますプロジェクトチームを核にして効果的な課題解決を図ってまいりますということと、県の総合的な支援体制という形で、新しい組織のフードビジネス推進課、これを設置したということでございます。

フードビジネスにつきまして、今回の本会議におきましても、さまざまな御指摘をいただいたところでございます。担う人材の育成確保でありますとか、販売力の強化でありますとか、先ほどもありました推進体制をどう強化していくかと、そういった貴重な御指摘を十分踏まえて、来年度以降、このフードビジネスの振興ということで、当然推進課が中心となりますけども、関係機関の部局間の連携もしっかり図りながら、構想実現というものに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

あと資料3といたしまして、最終案の本体をつけさせていただいておりますが、内容につきましては省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○大西副参事 それでは、常任委員会資料の39ページをお願いいたします。記紀編さん1300年記念事業基本構想について御報告をいたします。

そのページの1、基本構想の趣旨であります。この構想につきましては、中長期的な視点から、記紀編さん1300年記念事業の展開の方向性を取りまとめるものでございまして、県、市町村、企業、民間団体等の共有の指針といたしまして、推進協議会において策定したものであります。2の策定経過にありますとおり、推進

協議会に設置いたしております企画運営委員会におきまして検討を行いますとともに、有識者との意見交換、あるいは市町村の御意見を踏まえまして策定作業を行います。先月2月19日の推進協議会総会において決定されたところであります。

次のページをお願いいたします。3の施策展開についてであります。そこにお示しをしておりますとおりの、視点1から視点4までの4つの視点と、一番下のほうにあります。2つの重点的取り組み事項というものを掲げまして、本県の歴史的・文化的資源の掘り起こしや県民の理解促進といった基盤づくりを進めながら、観光誘客や多様な分野への広がりを持たせるような、そういった形での展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

そこで、施策展開の具体的な中身につきましては、恐れ入りますが、お手元の資料4、基本構想の冊子のほうをごらんいただきたいと思っております。こちらの白表紙の冊子でございます。資料4というところでございます。資料4の表紙をめくっていただきまして、目次のほうをごらんいただきますと、基本構想の構想としましては、1のねらいから8の策定経過まで、そして参考資料、これを付しております。

この冊子の8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページでございます。施策の視点ごとに、その方向性、それと具体的な施策展開の例ということで整理をしたものでございます。この8ページの視点1は、一番上にありますように、資源の掘り起こし、再認識、保存及び整備ということ、次のページの上にあります視点2、県民の知る機会、触れる機会の創出ということでありまして、これらにつきましては文化資源の掘り起こしですとか情報発信、保存活用、

また記紀の認知度を上げる、記紀への理解を深める、そういったことなどに取り組んでいこうというものでございます。さらに、ページをめくっていただきまして、10ページには視点3としまして、観光誘客のための「神話のふるさとみやざき」ブランド定着と、それから隣のページの視点4につきましては、多様な分野での活用促進ということございまして、古事記、日本書紀、記紀という本県の強みである地域資源を生かした観光地づくりや誘致宣伝活動、また県民や企業等の主体的な活動への支援、あるいは機運醸成といったことなどに取り組んでいこうというものでございます。

それと最後になりますが、さらにページをめくっていただきまして、12ページと13ページになります。ここでは重点的取り組み事項を掲げております。1点目は、平成32年国民文化祭の本県開催ということでありまして、記念事業の集大成として位置づけをしているものであります。さらに2点目としましては、13ページになりますけれども、世界遺産を目指した文化資源の磨き上げというものを設定いたしまして、世界遺産登録を視野に入れたみやざきの神楽群ですとか西都原古墳群、これらの調査研究、あるいは機運醸成といったものに取り組んでいこうというものでございます。こういった取り組みを通しまして、「神話のふるさとみやざき」というものを積極的にアピールをしていきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、説明は以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。その他報告事項について質疑を行いたいと思っております。

○星原委員 フードビジネスのことは先ほど聞いたんですが、今回これを進めていく中で食品

関係の企業誘致、そういう関係の目標なんかは、どれぐらいの企業をどういうふうに誘致しているとか、あるいは地場でどういうふうに育てているとかっていう、そういう加工関係の、食品関係のそういう企業なんかは、どういうふうに考えてらっしゃる。

○金子総合政策課長 その事業につきまして、先ほどもちょっと触れましたが、「農」と「企業」のみやぎきフードビジネス創出ということで、農政水産部の地域農業推進課のほうが他産業からの農業参入を促そうという形のさまざまな支援事業を予定しているところをございます。それにつきましては機械等の整備でありますとか、あるいは雇用の創出ということで、雇用の補助あたりも設けているような事業であります、いわゆる企業立地というような視点に立って、農政水産部としては組み立てているところをございます。これを例えばこの前のローソンのような例が続くような形で活用していきたいというふうに考えているところをございます。具体的な目標の企業数とか、そこらあたりにつきましては、この事業自体では掲げないというふうに聞いております。

○星原委員 今の企業の関係は農政水産部という話が出てくるんですけど、どこかがまとめて、全てを網羅した形の計画というか、企画というか、そういったものに沿って分野ごとに農政が担う場所、商工が担う場所、あるいは環境農林が担う場所とか、場合によっては食関係でいくと学校給食とか、いろんなことまで細かく言えば教育委員会とか、そのトータルのまとめるところは総合政策部の中がそういう形でいって、役割の担い方にする組織体制じゃないんですか。

○金子総合政策課長 まさにそれはフードビジ

ネス推進課が総合調整は担っていくと。ややもすると、これまでそれぞれ部局、部局でやっていた部分があるんですけど、意外にそこ辺の情報の共有化とか、より効果的な施策とか組んでなかったというふうな反省もありますんで、そこらをまさにつなぎ合わせていくのが、今度つくる課の大きな大きなミッションじゃないかというふうに考えてます。

○星原委員 そしてあともう一点が、先ほどちょっと言ったんですけど、県民所得というのが大体言われるわけですね。そうするとうちは45、46番目かなという感じがして、いずれ近い将来、沖縄にも抜かれるんじゃないかなというわさも聞いたりするんですが、こういう新しい事業によって、目標として県民所得を幾らに持っていこうとか、3年後には幾ら、5年後には幾らとか、そういう豊かになっていくには、そういう部分が一つの目安として、できる、できないはわかりませんが、そういう数字的な目標数値を掲げていって、今宮崎県はどの位置にいるとか、あるいはどれだけの所得があって、県民が豊か度を感じているかどうかとか、そういったものも一方でどこかに目標に置いていかないと、事業をやってるだけで、果たしてどうなのかなという、そういう視点が私はあるんですよね。

ですから、目標にして、若い人たちが将来それぞれの生産現場でも加工現場でも、販路の売り買いの現場でも、その人たちの所得がどれぐらいになっていくかで、雇用が新たに生まれてきたり、いろいろしてくるだろうという、そういう思いがあるもんですから、そういう目標数値みたいなものも、本当は一方では掲げてもらいたいし、また掲げることで、山を登っていくんじゃないかなという気がするんですが、その

辺はどういうふうを考えてらっしゃる。

○金子総合政策課長 確かに御指摘のとおり、最終的にはそこに県民所得の向上というんでしょうか、目指していくのが最終的な成果ではないかというふうに、確かにおっしゃるとおりかと思っておりますが、この構想自体でイコール県民所得という目標値までは立てておらないですけど、とはいえ食品関連の生産額のウエイトが全体の生産額の2割という形で、非常に全国に比べても、平均値に比べても高いという部分はありますんで、やはりそれは大事な産業ということが言えますし、例えばリーマンショックとか、そういう好不況がありましても、食の産業は意外にアップダウンがないといいましょうか、一定はしております。ただ一定しているだけであって、伸びてないという部分がありますんで、そこをどう伸ばしていくかということも大事な課題だと思っております。

これはあくまでも試算ベースでありますけども、仮に1兆2,500から1兆5,000億になった場合に、県民所得はどれぐらい、計算上ですけども、試算をしてみたところ、990億ぐらいは影響が出そうだということもありますんで、そういった意味では、最終的にはその向上という形が図られていくのが一番理想的だと思っております。

それと各地の意見交換会を回ったときも、委員から先ほどありましたとおり、1次産業、これにしっかり還元していただかないと、最初の供給の部分が成り立っていかないという、非常に強い御要望いただいております。だから、しっかり1次、2次、3次、2次、3次だけをもうけるのではなく、しっかり1次の分まで利益還元がなされることによって、全体が上がっていくということ、これをしっかりつくっていかな

い限りは、県民所得全体の底上げにはなっていないというふうに思っているところでございます。

○星原委員 そこで今言われたとおりなんですが、1次産業が本当にスピード化を持ってやっていかないと、我々の地域でも、我々より下で1次産業、農畜産業に携わってる人たちが、ずっとこの10年来、将来は食糧難の時代が来るからということで、いい時代が農業にも来るんだという話はずっと前から出てて、いまだにそういう時代になってなくて、後継者がいないわけですよ、担い手がね。

だから、本当にフードビジネスの事業をするのであれば、これが軌道に乗ったころ、本当にどれだけの人が生産現場にいるのかっていう、非常に私はあと5年、遅くとも10年後あたりは、今のまんまだと本当に生産現場がいなくなる可能性が非常に高いんですよ。そういう危機感をどういうふうに捉えて、今のうちに、この3年なら3年の間にこういうふうに展開していくことで、若い人たちが自分で農業なら農業に取り組んでいこうという気になるような方向性を早く示してあげないと、本当に構想自体はすごいと思うんですが、実際に生産現場で生産する能力を持った若い人たちが働く、農業で生きていこうとする人たちが、早くしないと、今度そっちの確保にいずれ困ってくるんじゃないかなという気がするんですよ。

ですから、こういう体系捉えたんなら、これに向けてその部分の育成の仕方をどう捉えていくのか。あるいは消費者がどういうものを求めているんで、どういったものを生産したらいいのかというものもちゃんと示してあげながら、その中でそれだけの自分たちのつくってるものに評価をいただいて、それだけの所得がふえてと

いう、早くそここのところに展開していかないと、最初のもとの部分がなかなか厳しい状況に入っていくんじゃないかなというふうに、自分の身の回りでそういうふうに思ってますから、早くそこを何とか導き出してほしいなというふうに思うんです。その辺は結局農政のほうということになるんだろうというふうに思うんですけど、そこらとの連携の中で、フードビジネスのこの構想を成功に持っていくために、その辺のところが一番基本だと思うんですが、その辺の話というのは、どの辺まで進んでるものなんですか。

○金子総合政策課長 まさに大事な御指摘だと思ってます。きょうの宮崎日日新聞で知事と、それから山形の世界的なシェフの奥田シェフという方の対談が載っておったんですけども、この奥田シェフによりますと、山形で契約農家と食材の提供をしてるんですけども、そこに生産された食材は全部買い取って自分の店舗、これ山形だけでなく銀座とかにも出してるんですけど、そういったところでちゃんと確保するし、農作業ができない場合は、今度は出稼ぎ先までお世話をしてやるぐらいの形で、しっかり出口までサポートしていく体制をつくっているというようなことで、後継者対策を口だけ言ってもだめで、具体的なものがないとだめというふうな、まさに御指摘をされてまして、こういうふうにきちんと川上から川下までの流れをつくってやること、これがフードビジネスを永続的に展開していく肝じゃないかというふうに思っています。

これまで後継者対策という部分では、当然農政が一生懸命やってきたわけなんですけど、それはそれとして、新たなフードビジネス推進課を中心とした庁内体制によって、特に商工では、例えば販路に強いバイヤーを知ってるとか、売

り先を知ってるというのがあれば、うまくそれとつないであわせて、1次の事業者とつなぎ合わせていくとか、まさにそういった役割は今後力を入れていくべきというか、そこをきっちりつくっていかないと、これまでどおりと何ら変わらないということになりかねませんので、そこらは十分に御指摘の内容踏まえて、3部の連携体制の中できちんとした——小さなやつから大きなものまで、いろんなビジネスモデルがあるかと思えますけども、そこをしっかりと組み立てていって、最終的に生産現場が今後もしっかり生き残っていくように、庁内挙げてそういう体制をつくっていききたいというふうに思ってます。

○星原委員 最後にしますが、市町村とのこの事業で、関係はどういう取り合いというか、打ち合わせなり、いろんな形で位置づけを——私は農業団体、あるいは市町村、県、これが一体の中で、その地域をつくっていったり、いろんな取り組みをしないと、なかなか厳しいのかなと思うんですが、市町村との役割というか、その辺については、どういう取り組みが行われているものなんですか。

○金子総合政策課長 現場をまさに持っているのは市町村ですので、そことの連携は大事だと思っておりますし、先ほど申し上げました7地域における意見交換会にも市町村も参画していただきまして、市町村ベースで進めたい事業とかあるということでもあります。だから、そこらは当然、県もうまく支援をさせていただきながら、一緒になってやっていこうと思ってます。

また特に宮崎市でも別の国の事業等を使って、大がかりなフードビジネスの振興とかをやっておりまして、そことも常日ごろから意見交換を担当ベースでさせていただきながら、ぜひ連携

していこうという確認はし合ってるところでございますので、県内各地域、平野もあれば中山間地域もあるというような形で、さまざまな土地の違い、条件の違いはあるかと思えますけども、それぞれに応じた形で、うまく県の出先機関の振興局とも絡ませながら、ぜひ市町村、それから民間、各地域の事業者との連携というのは、しっかり築いていきたいと思っております。

○星原委員 広い分野ですから、非常に大変だろうと思えますし、いろんな意味で苦労も大変多くなってくるんじゃないかなと思えますが、ぜひこの仕上げをびしっと計画どおり進むようにやっていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、その他の報告事項についての質疑は終わりたいと思えます。以上で、第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時47分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより総合交通課、中山間・地域政策課、生活・協働・男女参画課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○日下総合交通課長 総合交通課でございます。

私から総合交通課の当初予算につきまして御説明申し上げます。お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」の27ページをお開きください。

総合交通課の平成25年度の当初予算額は、左から2列目でございますとおり、総額で8億3,395万円でございます。これは、平成24年度

当初予算と比較いたしますと7,639万6,000円の増、率にいたしまして約10.1%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

次の29ページをお開きいただければと思えます。中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費5,238万2,000円でございます。こちらは、交通基盤の整備や輸送機能の強化を行い、国内外の広域的な交通ネットワークの形成に要する経費でございます。

このうち、下の説明欄にございます3の物流・海上輸送対策事業の(2)改善事業「宮崎県物流効率化支援事業」及び4の新規事業「長距離フェリー航路活性化支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明を申し上げます。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費2億9,288万1,000円でございます。これは、地域住民の日常の生活交通手段であります、バスや離島航路といった、公共輸送サービスの確保に要する経費でございます。

このうち、説明欄の1、バス路線維持・再構築支援事業、こちらは2億7,916万1,000円でございますが、こちらにつきましては、県内のバス路線が、利用者の減少等により、その維持が大変厳しい状況にありますことから、国や市町村と連携しながら、地域住民の生活に必要なバス路線の維持を図るとともに、より地域の実情に合ったバス路線の再構築を図るため、運行費等の補助を行うものでございます。

バス路線につきましては、先日の常任委員会におきまして、「平成24年度路線バス検証会議とりまとめ」、こちらを御報告させていただいたところでございますが、この事業におきまして具体的な支援のほうを行う予定としております。

続きまして、2の、次の30ページでございますけれども、地域公共交通チャレンジ支援事業の360万円でございますが、こちらはマイカーの普及や人口減少などによりまして、地域の公共交通は大変厳しい状況にありますことから、子供から大人まで公共交通に興味を持って利用してもらえるような取り組みを促進することによって、地域公共交通の維持・充実を図ろうとするものでございます。

続きまして、3の離島航路運航維持対策事業の1,012万円でございます。こちら離島航路は、本土と離島を結ぶ唯一の交通手段でございますが、離島住民にとっては必要不可欠なものでございますが、離島住民の減少、燃料の高騰等により、その経営環境は極めて厳しくなっております。このため、離島住民の交通手段を確保するため、国の助成制度に基づいて、離島航路を運航する航路事業者に補助を行うものでございます。

続きまして、(事項)航空交通ネットワーク推進費9,165万1,000円でございます。こちらは、本県の経済活動や観光誘客などにとって、重要な基盤でございます宮崎空港の国内線・国際線の航空ネットワークの維持・充実を図るものでございます。

国際線につきましては、ソウル線及び台北線への運航支援のほか、団体での利用や児童生徒の修学旅行等での利用を助成いたしますとともに、利用促進キャンペーンやメディアを通じたPR等を行うこととしております。

国内線につきましては、航空会社と連携して、キャンペーンやPRなどを行い、利用促進に取り組むこととしております。

なお、説明欄1の新規事業(3)「東アジア新規航空路線誘致促進支援事業」につきましては、

後ほど常任委員会資料で御説明申し上げます。

最後に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費3億1万7,000円でございます。こちらにつきましては、旧高千穂線の不要施設の撤去に要する経費でございますが、平成22年度に決定いたしました積み立て計画及び撤去計画に基づきまして、25年度も、県と沿線自治体合わせまして、約1億1,100万円の基金積み立てを行いますとともに、施設の撤去に係る沿線自治体への補助等として、1億8,880万9,000円を予定しているところでございます。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして御説明を申し上げます。お手元の総務政策常任委員会資料18ページをお開きいただければと思います。

まず、新規事業でございます、「長距離フェリー航路活性化支援事業」、こちらでございます。この事業は、1の事業目的・背景でございますとおり、本県唯一の長距離フェリー航路である宮崎一大阪航路の利用を促進し、燃油価格高騰による運賃上昇や、高速道路料金の大幅割引により減少した利用者数を回復させるとともに、記紀編さん1300年のクルーズで県産食材を使った料理の提供をすることなどにより、本県の魅力をアピールし、環境に優しく、また本県の物流に欠かせない同航路の安定的な運航を図ることとしております。

次に、2の事業の概要でございます。(1)予算額でございますが、1,432万4,000円、財源につきましては、(2)にございますとおり、みやぎ成長産業育成加速化基金、事業期間は、(3)にございますとおり、平成25年度の単年度としております。(4)の事業内容でございますが、当事業は3つの事業で構成されておまして、まず①の団体客の利用促進は、本県着の10名以

上の団体旅行商品への一部補助と、また利用促進事業のPRへの補助を行い、閑散期の団体客利用増加や本県観光客等の増加を図るものでございます。

次に、②の修学旅行等の利用促進でございますが、本県発着の修学旅行や大学等の教育目的のゼミ旅行での利用への一部補助を行うものでございまして、若年層のカーフェリー利用を促進することで、カーフェリーや本県のファンの増加を図るものでございます。

最後に、③記紀編さん1300年クルーズへの支援、こちらにつきましてはクルーズにおける船内イベントや県産食材を利用した食事会、特産品の配付、またクルーズPR等に係る費用への一部補助を行うものでございまして、クルーズを活用した本県の魅力のアピールを図るものでございます。

なお、補助につきましては、事業を実施する運航会社に対して行い、補助率は2分の1以内としております。

3の事業効果につきましては、本県を訪れる観光客の増加によりまして、県内観光地の振興、県経済の活性化に資するとともに、県産食材等の県産品の魅力をアピールし、その後の消費拡大が期待でき、さらに、関西デイリー航路の安定的な運航による物流コストの維持が、県内産業の経営安定や企業誘致等における競争力向上につながるものと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただきたい。20ページをごらんいただければと思います。こちらも新規事業でございます、「東アジア新規航空路線誘致促進支援事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますとおり、本県の国際化や地域経済の活性化等を今後さらに進めていくためには、経済成長著しい中国な

どとの交流の拡大を図り、その活力を取り込んでいくことが重要でございます。本事業では、中国や香港との国際チャーター便の運航を支援するとともに、新規路線を開設する格安航空会社(LCC)に対し支援を行うことにより、国際チャーター便及び国内ハブ空港との間にLCC路線を誘致し、東アジア地域における本県の知名度を高めながら、東アジア地域との新たな国際航空路線の開設に取り組むこととしております。

次に、2の事業の概要についてでございます。

(1)にございますとおり、予算額は800万円、(2)財源でございますが、こちらはみやざき成長産業育成加速化基金、(3)にございますとおり、事業期間は平成25年度から平成27年度までの3年間としております。(4)の事業内容につきましては、本事業は、アにございますとおり、国際チャーター便補助事業と、イにございますとおり、新規航空会社就航支援事業の2つの事業で構成されております。

まず、アの国際チャーター便補助事業につきましては、新たな路線の開設につなげていくための、まずは実績づくりといたしまして、チャーター便を企画・実施する旅行会社等に対して補助を行うものでございます。補助対象経費は、国際チャーター便の企画・実施に要する経費としており、定期便につながる可能性等に応じて、片道当たり最大20万円を補助することとしております。チャーター便の実施回数は、単独チャーター、または双方向チャーターを毎月1回程度、年間で13回程度を想定しているところでございます。

続きまして、イの新規航空会社就航支援事業についてでございます。本事業は、近年、東アジア地域との間の路線を有するLCCが関西空

港などを拠点に台頭しておりますことから、中国などからの個人の観光客等を本県に呼び込むため、関西空港等との間に路線を開設するLCCに対して支援を行うものでございます。補助対象経費は、空港のカウンター設置や案内表示等、就航に際し必要な経費でございまして、補助率は2分の1、上限額は200万円でございます。

3の事業効果でございますが、国際チャーター便の運航や東アジア地域に多くの路線を有する国内ハブ空港への新規路線の開設を図ることによりまして、宮崎空港発着の新たな国際定期便の開設につながる事が期待できるとともに、観光を初めとする地域経済の活性化、県民の利便性向上、本県の国際化の推進等に寄与すると考えているところでございます。

続きまして、23ページをお開きいただければと思います。こちらは改善事業でございます、「宮崎県物流効率化支援事業」でございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にございますとおり、陸上トラック輸送から、県内港発着の海上定期航路や、県内駅発着の貨物列車にシフトした貨物、また企業立地等により新たに発生した貨物で、これらの輸送機関を利用する者に対して補助を行うことにより、荷寄せを促進しようとするものでございまして、平成21年度から実施しております。

2の事業の概要でございます。予算額は2,591万円、(2)の財源につきましては、こちらのみやざき成長産業育成加速化基金、(3)事業期間は平成25年度から平成26年度までの2年間でございます。(4)の事業内容にございますとおり、補助対象者は荷主及び運送事業者ということとしております。具体的な補助額につきましては、事業内容の②にございますとおり、年度内の任意の6カ月間内に輸送した貨物の輸送量に応じ

た額でございまして、一申請当たりの補助上限額は1,000万としております。また、より効果的な荷寄せを行うため、これまでの大口割り増しや、本県着貨物への下り荷割り増しを引き続き継続するとともに、平成25年度からは、新たな補助対象といたしまして、現在内閣府に特区を申請中でございます45フィートコンテナを加えまして、特区の優位性をさらに生かした本県港湾の活性化に努めてまいりたいと考えております。

3の事業効果につきましては、本県の港湾・鉄道駅に貨物が集約されることによりまして、取り扱い貨物量がふえ、今後の便数の増加等の利便性の向上に資するとともに、陸上トラック輸送から環境に優しい海上輸送や鉄道輸送にシフトすることで、CO₂の排出削減につながるものと考えております。

総合交通課の当初予算につきましては、以上でございます。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。当初予算につきまして御説明いたします。お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」をお願いします。31ページをお願いいたします。

中山間・地域政策課の平成25年度当初予算額は5億6,638万7,000円でございます。平成24年度と比較いたしまして2,041万円の減、率にしまして約3%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

33ページをお願いいたします。ページの中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費1億7,057万9,000円であります。これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。

説明欄の1の(1)「中山間地域をみんなで支える県民運動」推進事業につきましては、中山間地域の果たしている役割等についての理解促進や、中山間地域と都市部との交流、中山間地域の経済活性化の促進など、中山間地域をみんなで支える県民運動を推進するため、テレビCMや新聞広告、シンポジウムの開催などによる広報・啓発活動を行うものであります。

次に、1の(2)新規事業「中山間地域振興推進体制整備事業」につきましては、後ほど総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

次に、2の中山間地域産業振興センター設置事業につきましては、今年度設置いたしました中山間地域産業振興センターにおきまして、引き続き農作物等の地域資源を活用した産業振興の取り組みの支援を行うものであります。

3の未来へつなげよう！持続可能な集落づくり支援事業につきましては、集落点検や住民同士による話し合いの促進等によって、集落住民と市町村による協働の取り組みを支援していくものであります。

4のもっと「いきいき集落」サポート事業につきましては、地域活性化に意欲的に取り組む集落をふやしていくため、元気な集落づくりとしてのいきいき集落の取り組み等を支援するものであります。

6の地域力磨き上げ応援事業につきましては、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みについて、ハード・ソフト両面から重点的に支援していくものであります。

次に、(事項) 過疎対策等推進費270万2,000円ですが、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。

34ページをお願いいたします。(事項) ふるさとづくり推進事業費541万1,000円ですが、

これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費であります。

次に、(事項) 地域活性化促進費5,468万8,000円ですが、これは、地域活性化の推進に要する経費であります。説明欄3の宮崎県市町村間連携支援基金事業につきましては、各地域の市町村間連携推進計画に基づき、市町村が連携して行う事業に対し交付金を交付する事業であります。

次に、(事項) 移住・定住促進費3,693万6,000円ですが、これは、本県への移住等の促進に要する経費であります。説明欄1の東日本大震災被災者受入応援事業につきましては、東日本大震災の被災者を雇用し、生活の再建を図る業務を中山間地域の企業等に委託する事業であります。

次に、2のみやざきふるさと暮らし移住促進事業につきましては、本県への移住定住を促進するために、都市住民等を対象に本県の魅力などの情報発信や市町村、さらに地域住民等が一体となった移住促進の仕組みづくりについて支援する事業であります。

35ページをお願いいたします。(事項) エネルギー対策推進費1億5,560万3,000円ですが、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等への交付金を交付するものであります。

次に、(事項) 土地利用対策費3,379万1,000円ですが、これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費であります。説明欄4の地価調査費につきましては、一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う、基準地の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費

であります。

続きまして、新規事業につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、総務政策常任委員会資料をお願いいたします。24ページをお願いいたします。

新規事業「中山間地域振興推進体制整備事業」についてであります。まず、1の事業の目的・背景でございますが、中山間地域振興条例とそれに基づき策定いたしました中山間地域振興計画を踏まえまして、今年度から市町村、地域住民、関係団体、県等で構成する中山間地域振興協議会の設置を各地域で進めているところでございます。これらに加えまして、一部町村長から、県と市町村が連携しながら、地域の課題を地域で考え、解決する実践的なシンクタンク組織や、町村の垣根を越えて共同で地域政策を研究する場の設置などについても、御提言をいただいているところでございます。

このため、中山間地域振興協議会と連携した新たな取り組みとして、大学等と連携のもと、県と市町村が共同で地域の課題を調査・研究する組織を設置し、地域経営手法の蓄積や将来の地域づくりを担う人材育成を行うとともに、研究成果等の波及により、持続可能な中山間地域づくりを推進するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額としましては1,287万6,000円を全額一般財源でお願いをしております。事業期間としましては、平成25年度から平成27年度までの3カ年を予定しております。

事業内容としましては、①の中山間地域振興協議会運営事業につきましては、今年度に引き続き、県下7地域において中山間地域振興協議会の運営を行うものでございます。新たに②としまして、大学等との連携による共同研究事業

として、中山間地域を初めとする地域の課題について、大学等の知見を活用しながら、県、市町村、地域住民と一体となった課題解決のための共同研究を行うものであります。なお、大学につきましては、現在宮崎大学と協議を進めているところでございます。

具体的には、隣の25ページの下の図をごらんいただきたいと思いますが、県内のモデル圏域といたしまして西臼杵3町と椎葉、諸塚を加えた圏域を想定しておりますが、この圏域におきまして、大学、市町村、県等によるシンクタンク型組織を形成いたします。研究テーマにつきましては、今後、大学や町村と具体的に協議していくこととなりますが、幾つかの具体的なテーマを設定いたしまして、それぞれのテーマごとに町村職員や県職員、大学の先生や学生等によるプロジェクトチームをつくりまして、大学の知見や専門家の助言、さらには学生などの人材を活用し、実際に現地に入り込んで、フィールドワーク等を通じた課題の洗い出しや地域の声の吸い上げなどを行いまして、課題解決に向けた具体的な施策や仕掛け、仕組み等を議論し、研究していくこととしております。

24ページにまたお戻りいただきまして、3の事業効果といたしましては、研究成果等の波及により、持続可能な中山間地域づくりにつながるとともに、地域経営手法の蓄積や将来の地域づくりを担う人材の育成が図られるものと考えております。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項につきまして御説明いたします。別冊の資料1をお願いいたします。「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」でございます。

4ページをお願いいたします。中山間地域の振興に関しまして、平成23年度に策定した中山間地域振興計画に基づき実施した施策を十分に精査した上で、真に成果を上げた事業に重点的に取り組むとともに、最重要課題である中山間地域の所得の安定・向上を目指した、より積極的な対策に取り組むこととの御指摘をいただいております。

御指摘への対応といたしましては、平成25年度当初予算(案)におきまして、中山間地域振興計画に掲げた重点施策に基づきまして、中山間地域の基幹産業である農林水産業のなお一層の振興や、新たな産業の創出等の取り組みを関係部局が連携いたしまして、積極的に進めることとしております。特に、中山間地域の特性を生かした産業の振興といたしまして、農林業の振興に向けまして、いずれもそれぞれの部の新規事業といたしましてお願いしているものがございますが、ランシヤラスや夏秋イチゴ等の園芸作物のさらなる生産拡大に向けた取り組みでありますとか、シイタケなど特用林産物のさらなる経営安定・強化への支援、県産材の需要拡大や林地残材のエネルギーとしての活用等に取り組むこととしております。

また、先ほど御説明いたしました新規事業「中山間地域振興推進体制整備事業」におきまして、地域の課題を十分に調査・分析するとともに、大学等の知見を活用し、地域資源を活用した地域活性化の取り組みなど、実践的な課題解決策を検討する体制を整備することとしております。これらの取り組みを通じまして、中山間地域の最重要課題であります所得の安定・向上に向けまして、各部連携しながら、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」の37ページをごらんください。

生活・協働・男女参画課の平成25年度の当初予算額は、総額で3億7,235万8,000円でありまして、前年度当初予算に比べて1億4,932万3,000円の減、率にしまして28.6%の減となっております。この大幅な減額は、主に国の交付金を活用しました消費者行政活性化基金事業及び新しい公共支援基金事業が今年度でほぼ終了することによるものであります。このうち消費者行政活性化基金事業につきましては、先日の補正委員会でも御説明しましたように、事業期間が1年延長され、新たに交付金が配分されることになりましたので、次の議会で予算計上したいと考えております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。めぐりまして39ページをごらんください。

(事項)交通安全基本対策費768万9,000円あります。これは、交通安全実施計画の策定や交通安全活動を推進するための広報、啓発、研修等に要する経費であります。

次の(事項)交通事故被害者救済対策費332万4,000円あります。これは、交通事故被害者救済のために設置しております交通事故相談所の運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費610万4,000円あります。これは、安全に安心して暮らせる社会づくりを推進するためのアドバイザー派遣や県民のつどいの開催、県民会議の運営などに要する経費であります。

めぐりまして、40ページをごらんください。中ほどの(事項)ボランティア活動促進事業

費2,531万5,000円であります。これは、ボランティア活動やNPO活動の促進、県民との協働の推進に要する経費であります。

このうち、説明欄2の地域福祉等推進特別支援事業につきましては、厚生労働省所管のセーフティネット支援対策に係る補助金を活用するものでありまして、県社会福祉協議会が実施するボランティア活動促進のための事業費補助や、NPO活動、協働事業の促進を図るための支援事業を行うものであります。

なお、6の改善事業「協働による未来みやざき創造事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)消費者支援対策費4,755万6,000円であります。これは、知識の取得による、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るための経費であります。

このうち、説明欄2の消費者自立支援対策費につきましては、消費者講座の開催や啓発資料の作成、また、消費生活センターの都城及び延岡支所に計4名の消費生活啓発員を配置しておりますが、この配置等を行うものであります。

また、次の41ページ、一番上の3ですが、消費者被害防止・解決支援費につきましては、消費生活センターの本所、宮崎本所及び都城、延岡支所に計12名の消費生活相談員の配置等を行うものであります。

なお、消費生活相談員の報酬単価につきましては、平成25年度のこの予算より、現在の日額8,000円を300円増額いたしまして、日額8,300円として計上したところであります。専門性の高い相談員の処遇改善を図ったところであります。

次に、(事項)消費生活センター設置費2,482

万2,000円であります。これは、消費者施策の推進拠点であります消費生活センターの運営や、当センターが入居しております生活情報センターの施設管理等に要する経費であります。

次に、(事項)男女共同参画総合調整費289万5,000円あります。これは、男女共同参画社会づくりの推進体制の強化や、国、市町村等との連絡調整に要する経費であります。

次に、(事項)男女共同参画推進費3,515万9,000円あります。これは、男女共同参画社会づくりに関する広報啓発や市町村支援、その推進拠点である男女共同参画センターの管理・運営等に要する経費であります。

このうち、説明欄1の啓発・活動推進事業、(3)の改善事業「男女共同参画推進地域リーダー養成事業」につきましては、地域で男女共同参画の推進活動に取り組むリーダー等の養成を行うものであります。

また、次の(4)の改善事業「女性のチャレンジ応援事業」につきましては、女性の起業や再就職支援等を行うための専任の相談員1名の配置等を行うものであります。

続きまして、恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料の26ページをお開きください。改善事業の「協働による未来みやざき創造事業」について御説明いたします。まず1の事業の目的・背景ですが、NPOや起業、行政といった多様な主体がそれぞれのアイデアやノウハウを持ち寄って協働することで、より効果的な課題解決が可能となり、本県の一層の活性化につながると考えられます。

このため、2の事業概要、4の事業内容のところをごらんいただきたいんですが、まず①の「協働による未来みやざき創造公募型事業」ということで、県総合計画の分野別施策をテーマ

に公募、採択しました、県とNPO、企業等との協働事業をモデル事業として実施し、その意義や成果を庁内外に発信し、促進、定着を図りたいと思っております。

次の②の「NPO活動支援員設置事業」であります。現在、NPO法人の各種情報や公募、助成等に関する情報を掲載しております。県のNPOポータルサイトというのがございます。この情報更新等を行う非常勤職員を雇用しまして、協働のパートナーとなりますNPOの情報公開や活動の促進を図るものであります。

なお、①の公募型事業は、一事業当たり100万円の2事業、②の非常勤職員は1名を予定しております。合計の予算額は、上のほうにありますように299万3,000円、全額を一般財源としまして、平成25年度から27年度までの事業期間としております。

3の事業効果としまして、当事業によりまして、多様な主体と県との協働の促進・定着、及びNPO活動に対する理解や活動の促進を図ることができると考えております。

次に、特別議案について御説明いたします。そのままの常任委員会資料32ページをごらんください。議案第39号「みやざきボランティア活動促進基本方針の変更について」であります。

本議案は、平成8年3月に策定しました「みやざきボランティア活動促進基本方針」について、ボランティア活動のみならず、NPO活動や企業等による社会貢献活動の促進と、行政を含めた多様な主体による協働の促進・定着を図るため、2に記載しております「みやざき社会貢献活動促進基本方針」に変更するものであります。

飛びまして、3の策定経緯をごらんください。当委員会におきましては、これまで9月に概要

報告を、12月に素案報告を行い御審議いただいたところですが、その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施しまして、外部有識者からの最終的な御意見を伺いながらまとめたところであります。

なお、次の33ページには、この新基本方針の構成を概念図として整理させていただいております。

それでは、恐れ入りますが、お手元に別冊資料ということで、みやざき社会貢献活動促進基本方針の最終案を配布させていただいております。社会貢献活動、それでございます。それでは、この別冊資料によりまして、素案報告後に行いましたパブリックコメントを踏まえまして、修正を行った主な点について御説明いたします。

7ページをごらんください。7ページの一番上ではありますが、自治会、町内会等の地縁組織につきまして記載したものです。これは、広い意味でのNPOの一つとされております地縁組織について記載しておりました。素案では、自治会や町内会に限定しておりましたが、パブコメの中で、老人クラブや地域婦人会、また地域まちづくり協議会等でも、子供の見守りや交通安全活動等を行っており、それらの活動も記入したほうが、より内容が充実するのではないかと御意見をいただきました。それを踏まえた形に修正しております。

次に、飛びまして27ページをごらんください。27ページ、NPO活動促進のための支援、(4)の寄附文化の醸成のところになります。素案の段階では、寄附する側の県民や企業への働きかけのみを記載しておりました。パブコメの中で、寄附文化の醸成については、寄附をする側だけではなくて、寄附をされる側のNPOの認識も高めるよう啓発すべきであるという御

意見をいただきましたので、ここに書いておりますように、NPOに対しましても、寄附者への適切な情報公開による顔の見える関係づくりや、信頼と支援を得るための会計報告等の重要性についても言及した形に修正しております。

次に、33ページをごらんください。パブコメの中で、県総合計画における当基本計画の位置づけを表記してほしいとの御意見をいただきました。参考資料という形で、この計画がどう位置づけされているのかについても追加しております。

修正箇所の説明は以上であります。当基本方針に基づく具体的な施策につきましては、関係組織や市町村等とも連携しながら推進してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 各課長の説明が終わりました。

議案についての質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○鳥飼委員 まず総合交通課、補正のときも議論をしたかもしれないんですが、20ページにあります東アジア新規航空路線誘致促進支援事業ということで800万が予算化をされています。それで本県の海外路線はソウルと台北ということなんですけど、こないだ観光議員連盟で、外山委員を団長にして、台湾に行ってきたんですが、鹿児島県議会、それから熊本県議会の人と一緒に行動して、台北路線は宮崎が先発で開通して、鹿児島路線が開通して、2便から今度3便になったんではかね。4便になるんですかね。そういうようなことで、代表質問でもあったように、非常に危機感を抱いているというのが現状で、それでこういう事業が出てきてるんですけど、その台北路線についての認識といたしますか、そ

れについてお尋ねをいたします。

○日下総合交通課長 御指摘いただいているとおり、宮崎県と台北を結ぶ路線のほうが、鹿児島よりも古い、3年前に就航したという状況でございます。そういった中でこれまで運航して、今、週2便ということで運航をしているという状況でございますが、昨年からは鹿児島の方にも就航いたしまして、今はおっしゃるとおり週4便になっているという状況でございます。

昨今の台北線の状況といたしましては、1月までの平均の搭乗率が、今年度、24年度の1月までの利用率が63.9%という状況でございます。数字としては昨年度よりも若干低くなっている、少し低くなっている状況というのはございます。

要因といたしまして、当方として認識をしているところでは、一つは今年度後半、特に夏ぐらい以降から尖閣問題等が起きる中で、特に日本人のお客さんの数が減ったというのが、一つはあるのかなと。また、もちろん御指摘いただいているとおり、鹿児島便がふえるというなど、台湾との間の路線というのが、昨今オープンスカイという中で、日本との路線というのが非常にふえていまして、そういった中で選択肢が、向こう側の台湾の側の選択肢もふえているということもある中で、若干数字が減った要因としては、そういったところにあるのかなというふうに思っています。

しかしながら、そういった状況であるからこそ、この路線というのは本当に宮崎にとって非常に大事な路線でございますので、そういった状況を受けまして、県としてもさまざまな取り組みというのを行ってます。県の、県民の方にもまず行こうという、いろいろな問題はあるけども、行こうという旅行マインドを持ってもらう

ために、大型のショッピングセンターでいろいろなキャンペーンを行ったりとか、またラジオだとかケーブルテレビを利用して意識を持ってもらうとか、そういった取り組みを通じて、旅行マインドの喚起を行ってますし、またいろいろなキャンペーンを行って、お客さんに乗ってもらおうという取り組みを行っています。

今後ともそういった取り組みをしっかりと行って、この路線を維持するために、もちろん新規事業というのも行うわけではございますけれども、この路線の大切さというのは変わりませんので、引き続きそういった事業を通じて、この路線の利用促進にしっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えています。

○鳥飼委員 要因は領土問題が一つと、それと鹿児島路線ができたということが二つあると思うんですけど、日本人、国内、県民客といますか、こちらから行く人も若干減ってきてるというのと、向こうから来る、そこもふえてきてるというような状況があるんでしょうか。鹿児島に行ってしまうというような、そこら辺はどちらのほうが少ないようになってくるのか、そこら辺、わかれば教えてください。

○日下総合交通課長 去年、昨年度と比べての減少の割合といたしましては、日本人の減少の割合のほうが大きくなっています。恐らく、先ほど申しましたけれども、尖閣の問題等の中で、旅行のマインドが低下したということが大きいのかなと。ただ数的には日本人も外国人もいずれも減っている。ただ減少割合としては、日本人のほう大きいといった状況でございます。

○鳥飼委員 この間といいますか、観議連で行ったときに、向こうの旅行雑誌社の社長さんとお会いして、これ日本人の方なんですけれども、お話をして、旅行商品というのを企画をするのに

南九州、宮崎を題材にしたのは非常に少ないって言うておられたんですね。それで、誘致に行きますよね。台湾とかに誘致に行ったときに、通り一遍に行って要請するだけでは、全然だめですよ。息の長い取り組みというか、個人的なつながりもつくとか、極端なことも言うておられましたけど、たまには実弾も要りますよとか、そんな発言やらもあつたりしたんですけど、それは裏返して言えば、それだけの密接な関係なり、こちらを知ってもらうという努力なしには、そういう商品ができないということだろうと思うんですね。そういう商品ができないと、こちらにも来ないということになると思いますので、またほかの委員の方もあられるかもしれませんが、そこはしっかりお願いをしたいと。

そこで、この新規事業なんですけども、国際チャーター便というのは、今度の香港事務所を開くということで、年13回程度を想定をしてるということで、片道20万を補助をするということで、航空会社または旅行会社に対して行うということなんですけど、見込みといたしますか、これを予算化をするとき、さまざまな検討をされたと思うんですけども、そこら辺についてはどういような、大体12回程度行けるかな、もっと行けるかな、ちょっと少ないかなとか、いろいろあつて難しいでしょうけど、どんな感じでしょうか。

○日下総合交通課長 こちらの数字自体は、先ほども御説明申し上げましたけど、年間合計で13回という、合計で13回というチャーター便を見込んだというか、こちらの数字としては見込んだ上での予算額としております。かつてこういったチャーター便に対する支援事業というのが宮崎県でもございました。そういった取り組みの

結果、今の台湾、韓国の定期路線につながっているというふうな実情もございますので、ぜひチャーター便の補助事業、今回もしお認めいただければ、新たな補助事業を利用いたしまして、しっかりと海外のそういった旅行会社、また宮崎県内の旅行会社も含めて、こちら県としても誘致のほうにしっかりと取り組んで、この数字、13回と先ほど申し上げました数字を実績として上げられるように頑張っていきたいと考えています。

○鳥飼委員 イのほうの新規航空ということで、LCCのことが書いてあるんですけども、大体どういう事業といいますかね、事業の概要は書いてあるんですけども、関空からこちらに飛んでもらう、飛ばせるということかなと思ってるんですけど、詳しく説明をお願いします。

○日下総合交通課長 新規航空会社、宮崎に就航するということになりますと、さまざまな経費、新規の投資というのが必要になります。例えばカウンターの設置だったりだとか、いろいろな案内表示、こういったものの設置だとか、そういったものの設置に要する経費に対して、必要な経費の2分の1、上限200万という形で、こちら支援をするというような予算になっているところがございます。

○鳥飼委員 私も新聞でちらっと見たような感じなんですけど、LCCの発着の可能性というか、計画というのも発表になってたんですけどかね、どんなでした。

○日下総合交通課長 ことしの夏ダイヤと呼ばれてる、3月末からのLCCのダイヤについては、既におおむね各社、発表されているところがございます。3月31日からは新たに就航する路線というのは、例えば成田、大分の便がジェットスターで就航したりだとか、ピーチ・アビエー

ションのほうも、新たに路線を拡大をするだとか、そういった発表というのは、夏ダイヤにつきましては現段階でなされております。今回、こちらの事業というのは、次のダイヤ、恐らく想定されるのは冬ダイヤというのが、今度発表されるのが夏ごろ以降に発表されて、秋以降のダイヤというのが夏以降に発表されるということが想定されていますので、まずはそこに向けて、しっかりとこの予算をもとにして、誘致活動を行っていききたいなというふうに考えています。

○鳥飼委員 わかりました。こういう準備してありますよということで、そういうことで事前の準備ということでやられるということですね。わかりました。

○星原委員 今、鳥飼委員のほうからもあったんですが、今回の、去年からですかね、東アジア経済交流戦略構想の中でいろいろ取り込まれる形が、いろんなことをされてるんですが、私は思うんですけど、韓国、中国、台湾、香港、タイ、インドネシア、アセアン諸国、本当にこういう形で路線が、今チャーター便13回という計画がなされたということなんですけど、これはいろんな裏データというか、それぐらいのチャーター便飛ばして、それだけの価値が生まれるということが、ちゃんと確率としてあるんですか。非常に失礼な言い方かもしれんけど。

○日下総合交通課長 その見込みが実際に果たされる可能性があるのかということでございますでしょうか。もちろん具体的にまだ計画、こちらチャーター便の計画が現段階であるというわけではございません。ただこういった支援策があることで、ほかの地域も、いろいろな地域も、そういった誘致というのをやっていると思いますので、宮崎県が少しでもそういった中で選ん

でもらうためには、こういった支援策というのが必要ではないかということで、今回こういった予算案を組ませていただいているということでございます。

○星原委員　そこでお聞きしたいんですが、要はそういういろんなとこに窓口を開いていく。相手は国なんですよね、それぞれね。我々宮崎県は113万の県なんですよね。そういう中に人口的なレベルの問題、経済的なレベルの問題、そういったものがそれぞれ絡んでくるだろうと。それは確かにそれぞれの国に、企業でどっかにつき合っていると、いろんな形というのは、今後もしろんな形で生まれてくるだろうというふうに思うんですけど、一つの交流が本当に本格的にいくのか、観光客の誘客にしても。確かに最終的には観光客が動くとなれば、定期便でも飛ばない限りは、なかなか厳しいだろうなというふうに思うんですよね。

そうしたときに宮崎のいろんな商売なら、フードビジネスなんかもそうなんですけど、どういったものがあるって、どこの国にはどういったものが本当に希望がどうか、欲しいというふうに思われてるかとか。あるいは宮崎が今度は逆に誘客する中で、観光客でも、どういった国の人たちは、どういったものを好まれて観光地回りをするのか、あるいは食べ物を食べに来るのか、いろんな形でそれぞれ違うんですよね。韓国は韓国の状況がありますし、香港とかタイとか、そういうところになるとまた違う。

そうすると農産物でも何でもつくってるもの、大体あったかいとこのものだったら、同じようなものもありますし、そういう流れの中で、特別どこの国にどういったものをと、研究してかかっていかないと、こうやって予算かかって、旅行社あたりに少しの金を渡してしてもら

うことは、それはできるだろうと思うんですが、果たしてそういうことが本当の宮崎の経済交流戦略として成り立っていくのかなという気がするんですけどね。

なぜかという、台湾にこないだも行ったんですけど、鹿児島も4便飛び出しまして、この前、熊本がチャーター便飛ばして、知事が来て、160名前後だったと思う。そういう人たちが来たときに、宮崎県の人口と比較したら、熊本の人口のほうが大きいわけですよね。そうやってきたときに、台湾と3県の中でも勝ち残っていきえるのかな。早く定期便飛ばした宮崎が人間関係をどんだけつくったり、いろんなことを、姉妹都市結んだり、企業同士の交流なり、修学旅行なり学生の交流なり、いろんなことをやっていかないと、上辺だけのつき合いはいっぱいいろいろしても、それは一つの方法かもしれませんが、本当にそういう形で身のある方向に行くのかなという懸念があるんですけど、そういうものについては、どう捉えていらっしゃるんですか。

○日下総合交通課長　本当におっしゃるとおりだと思っております。こちらの東アジア新規航空路線誘致促進事業、そういった意味では、ある意味、一部いろいろな取り組み可能性というのがある中での、本当にそういった意味では一部の手段であるとは思いますが。こういった事業を通じて、おっしゃるとおり、宮崎というものの、中国や香港においても知名度がまだまだ高くないという実情がございますので、この事業を通じて、チャーター便の中でそういったのを通じて、少しの知名度をまず宮崎について知ってもらうというか、知ってもらう人をふやすということが、まず一つの第一歩といえますか、いろいろな交流しながらの中での第一歩だとは思

ますので、そういった第一歩には貢献できる事業ではないかというふうに考えているところでございます。

○星原委員 私は思うんですけど、私は台湾に、去年の暮れは96名かな、都城市のスポーツ少年団の子供たちを親と一緒に指導者が連れていき、その前の年は116名ぐらいだったと思うんですけど、おとどしは宮崎市と台湾の定期便を使わせていただいたんですけど、去年は旅行社が料金的にはエバー航空で福岡から飛んで、逆にそのほうがいろんな割引とかいろんなのがあって、そっちを使わざるを得なくて使ってしまったんですけど、みんなそれぞれ料金体系から、相手とのいろんなつながりから、いろんなことが出てくるわけですよ。

だから、そういうことからひっくるめてもいろんなことを調査して、しっかりした形、窓口をいっぱい開くのは、確かにそれはそれも一つの方法ですから、企業なんかがやっていきやいいんでしょうけど、私は県が取り組むのであれば、しっかりとそういう、台湾だったら、九州の中では人間関係というか、人脈のそういうものでも、どこにも負けないものだとか、何かそういうものをつくるとこまでは、しっかり取り組まないで、なかなかうまくいくのかなという懸念をしてるんですよ。みんな日本の国、47都道府県がそれぞれの国といろんなことをやりとりしてるわけですから、その中で宮崎としては一番ふさわしい形のところが幾つあるかを——企業がいろんなとことつき合う分にはいいんですが、県としてのレベルでは、そういったところが幾つあるとか、あるいはどういう形が一番望ましいとか、いろんなところの角度からも、今後は考えてやっていかないと、人口の少ない宮崎県の場合だと、多いとこのほうが最終的に

は出てくるのかなと。扱う品目もいろんなことで多いとこのほうが有利になっていくのかな。

要するに今回台湾とそうやってエバー航空使ったのも、飛行機が大きくて安い形になってしまうと。私が心配してるのは、だから今度鹿児島便が我々のところだと4便飛んでれば、今度時間的な、行きと帰りの時間的なそういうものとか、いろんなのが生まれてくると、宮崎が本当にそういう中でどうやったら勝てるのかということが出てくるんじゃないかなという不安があるんですが、そういうことについての調査とか、そういったことはされながらやられているんですかね。

○日下総合交通課長 具体的な調査というところではありませんけれども、私自身も実際台湾のほうにも伺いまして、実際に行くときに関しては、観光部門とも一緒になって行って、そういった中で旅行会社であるとか、また向こうの機関であるとか、そういったところとも意見交換はしているところでございます。

今回の事業はもちろん中国、香港などをイメージしてるんですけど、そういったところについても、そういった実際の情報収集という面では、実際にそういった旅行会社であるとかと意見交換をする中で、情報収集をしながら、こちら組み立てているという面はございますので、そういった意味では調査といいますか、情報収集のほうはしっかりと今後とも進めていきたいというふうに思います。

○稲用総合政策部長 鳥飼委員、それから星原委員から今御質問が出て、その関係です。まずチャーター便で中国、香港ということで、今回新規事業でお願いしてるんですが、1つ目の香港は特に東アジアの経済交流戦略の中で、先ほどありましたように、新しく香港事務所も構え

ていくということで、ある程度、県全体的な中で力を入れていこうということを考えてますので、こういう形でも力を入れる一つのものとして、我々総合政策部としても、それに乗っかっていこうということがあります。

私も実はこの前、1月にちょっと行って来たんですけど、旅行会社等も訪ねまして、かなり宮崎と親密で、具体的にチャーター便飛ばしてくださいねということまでお願いを具体的にしまして、感触はよかったのかなと正直、私は思っています。その積み重ねの中で最終的に定期便かなと。チャーター便を積み重ねないと、定期便になかなかいかないだろうということで、これをやっていくことは必要だろうと思います。

台湾の関係、これもちょうどチャイナの3周年ということで、私も行ってまいりまして、今後どういうふうにするのかと。ある程度、チャイナに対する支援ということも考えていきたいということで、今回予算の中でも実際お願いしてる形になってるんですが、そういうものを続けながらということで、御提案の中では、先ほどありましたような、いろんな交流の形の一つとして、文化的な交流なんかを——私どものほうの神話のことなんかもお話をしましたらば、神話はちょっと広い範囲になりますけど、民俗芸能であるとか、そういうこともあるんで、文化的な交流等を進めていけば、もっともっと広がるんじゃないかというような、相手方からのそういう提案というか、アドバイスもありましたんで、そういうことは考えていかないといけないだろうな。これは全くお互いに頑張りましょうねということでしたけど、宮崎も今2便ですけど、今度の大きなテーマとして、25年度の3便目指して頑張りましょうねということで、お互いに言ったところでありました。

○星原委員 実は私は新潟県とつき合いをしてるんですけど、ことしの2月の台湾の旧正月には青森県がねぶたのあれを持って、250名で来るっていうんですね。それぞれの県がいろんなやり方で近づいていってるわけですよ。だから、ほかの県がどういうやり方をしてるか、情報収集してみたりとか、いろんな角度で宮崎が、だから売りがどういったものが、どことつき合ったら、どういうふうな形になるかとか、台北市なんて260万ですから、宮崎の倍以上の市だけでも、それだけの人口の町なんですよ。

ですから、どういうふうに、今後、どこいろいろ広げていくのは構いませんが、そういうものをちゃんと調査されて、宮崎にとってプラスになる部分、マイナスになる部分、そういったものもしっかり見ながら取り組んでいかないと、余りにも範囲を広げちゃって、ほんのわずかなつき合いしかできないところに、いろんな予算をつぎ込むのか。ある程度限定した形で、県あるいは市町村、行政の流れの——市町村に対しても、こういうつながりができますよとか、こういうとことつながりませんかとか、いろんな情報流したりして、人的交流とか、そういうスポーツ交流、文化交流、いろんなものでもいいんですけど、いろんなのに少しずつでも結びつけて広げていこうとする、そういったものもどっかでやっていかないといけないんじゃないかなという気がしたもんですから、そういう話をさせていただきました。

○外山委員 新規航路13便、目的はさっきの説明聞くと、香港もしくは中国というようなことですかね。本当に定期路線につないでいくチャーター便であれば、目的地をきちっと決めて、ここをことし13、そして長期的に来年は倍ぐらい、3年後には50便ぐらい、そのぐらいやっていけ

るかどうかなんですよ。だから、漠然として定期航路を新規開拓したいということで、中国か香港というような計画じゃ、絶対実現しないですよ。そこの長期計画はどういうふうに考えております。

○日下総合交通課長 確かに中国といっても本当に広いわけでございますので、非常にそういった意味で、御指摘のとおり漠然としているという面はあると思います。まずは県内事業者等に実際かつてアンケート、中国の中でも、こういった都市に実際定期便というのが必要かというのを行ったところ、1番は上海、その次は香港という結果もございました。いずれも非常に人口も多くて、また企業との面でのつながりも大きい。また香港についていえば、J Aの事務所もできるという中でつながりが大きいということで、そういった2都市というのが、まずは上がってくるのかなということでございますが、まずはその上海、香港を中心として、実際情報収集を行いながら、またチャーター便の誘致も含めて行っていくということになるかなと思います。

○外山委員 中国のどこでもいいから、どこかの旅行社がチャートを飛ばそうと、それは支援していくということなんですか。

○日下総合交通課長 対象といたしましては、中国、いずれの都市との間のチャーター便であっても、この事業自体は対象になるのかなと。まずは今の段階、地ならしとして、中国における宮崎の知名度を高めるということが重要だと思いますので、そういったほかの地域についても、どれだけのニーズがあるのかという、これを通じて、そういった意味での情報収集、この企業を通じた把握にはなっていくのかなというふうには思います。

○外山委員 新規航路をつくっていくというのであれば、目的地をきちっと決めてしないと、この事業は全く生きてこないですよ。だから、そこ辺をまず精査をして、いろんな状況を考え——県民にアンケートをとった、上海が一番知名度があるから行きたいというんでしょうけど、私は個人的に言えば、上海はいろんなところが行ってるでしょ。じゃなくて香港にも近い広州あたりはいいかなという気もするし、もう少し目的地を、何年後には新規航路をつくるんだと、そういうものをベースにした事業じゃないと、全く無駄なお金になってしまうような気がしますから、もう少し検討をしてもらいたいと、お願いします。

以上です。

○黒木委員長 質疑の途中ですけれども、時間が参りましたので、本日の委員会はこれで終了したいと思います。以下の審査につきましては、あしたの午前10時に再開をしたいというふうに思います。

本日は、これにて終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 3 時59分散会

平成25年 3月14日(木曜日)

午前10時1分再開

出席委員(8人)

委員 長	黒木 正一
副委員 長	渡辺 創
委員	外山 三博
委員	星原 透
委員	宮原 義久
委員	岩下 斌彦
委員	鳥飼 謙二
委員	有岡 浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	稲用 博美
総合政策部次長 (政策推進担当)	城野 豊隆
総合政策部次長 (県民生活担当)	舟田 美揮子
総合政策課長	金子 洋士
副参事 (記紀編さん記念事業担当)	大西 祐二
秘書広報課長	甲斐 正文
広報戦略室長	藪田 亨
統計調査課長	稲吉 孝和
総合交通課長	日下 雄介
中山間・地域政策課長	川原 光男
生活・協働・男女参画課長	松岡 弘高
交通・地域安全対策監	横山 一夫
文化文教・国際課長	日高 正憲
人権同和対策課長	田村 吉彦
情報政策課長	長倉 芳照

会計管理局

会計管理者	豊島 美敏
会計管理局次長	吉田 正彦
会計課長	山口 博久

人事委員会事務局

事務局 長	内栞保 博秋
総務課 長	川越 道郎
職員課 長	渡邊 浩司

監査事務局

事務局 長	緒方 哲
監査第一課 長	甲斐 丈勝
監査第二課 長	児玉 久美子

議会事務局

事務局 長	田原 新一
事務局 次長	小八重 英
総務課 長	山之内 稔
議事課 長	福島 幸徳
政策調査課 長	佐野 詔藏

事務局職員出席者

議事課 主査	佐藤 亮子
議事課 主任主事	大山 考治
議事課 主任主事	田代 篤生

○黒木委員長 皆さん、おはようございます。
委員会を再開いたします。

昨日は、総合政策部の第2班、総合交通課、中山間地域政策課、生活・協働・男女参画課の質疑の途中で終わりましたので、引き続き第2班の質疑を行います。

○鳥飼委員 私が質問した途中で関連質問が

あったんですよ。

○黒木委員長 そうです。

○鳥飼委員 今、思い出しました。東アジア新規航空路線のことで、きのう議論になって、いろいろと多岐にわたったんですけど、総合交通課にだけこれを言っても、なかなか難しいなという思いがあって、ちょうど部長は、提案されている副知事職というのがありますから、それをいかに調整するかというのが、大きな業務になるだろうと思うんですよ。

次に、商工労働部の中に、今度、観光物産・東アジア戦略局、それから観光推進課、それからオールみやざき営業課というのが、新たにできていますので、そことの連携をやっぴり図っていかないと、総合交通課のみにその路線のことについてというのは、なかなか酷な気もするもんですから、そこをどう連携をしっかりと図っていくのかということで、それを調整するのが、新たな副知事の仕事だろうというふうに思います。

やはり三役体制があったころは、まだそれがやれたと思うんですけど、二役体制に実質なって、そして国からの副知事ということになって、そういう内部的な調整ができなくなってきた、それが総務部と総合政策部長のところできりなさいという河野知事の意向ではあったけども、実質、部長同士ですから、やれていないというのがあったと思うんですよ。

ですから、もう今後は、そういう部間の連絡調整といいますか、総合力というものが試されているんだろうと思いますので、ぜひ議案が通りましたらよろしくお願いします。

この東アジアの次の宮崎県物流効率化支援事業2,591万というのがありますので、21年度から実施をして、今回、2年間かけて、成長産業育成

加速化基金を使って2,591万円ということで、今回は特区申請の45フィートはまだだと思うんですが、後でまたちょっと御説明いただきたいと思いますが、そういうものもひっくるめていくということなんですけど、これまでの事業効果、この21、22、23、24、4年間取り組んできたわけですけども、事業効果がどういうふうに出てきているのかというのをまず、前の話になりますけど、概略で結構ですがお尋ねしたいと思います。

○日下総合交通課長 物流効率化支援事業についてでございますが、これまで平成21年度から、こちら、お認めいただいた事業でございますが、毎年、それぞれかなりの申請というか、そのような申請をいただいているところでございます。

各具体的な量ベースで申しますと、平成21年度の時点につきましては2万1,600トン、平成22年度につきましては1万5,841トン、平成23年については2万1,728トン、これ40フィートコンテナについては20トンベースで、20トンということで換算したもので割るんですけども、そういった数についてこちらを使っているということでございます。

この事業は、まさしく新規の貨物であったりとか、またはその数がふえた分に対して支援を行うものでございますので、そういった量については、その分、宮崎の港なり鉄道、貨物だつたりを新たに使う。または、その量をふやしていただいているということでございます。

また、今年度については、その昨年度を上回るペースで、実際、こちらの利用をいただいているところでございまして、かつ、まだ現段階でございます、1月末現在ではございますけれども、1万6,980トン、これは今のところで申請が23件あるうちの8件分の確定した量でございます

ますけれども、もうそれだけの量の数が実際、出ているということですので、徐々に、この事業についての認知度が上がって利用されているということですので。

この事業自体が、こういったまず最初に、これを使っていただくことで、宮崎の港なりを知っていただいて、さらに、それを継続して使っていただくことを目的としていますので、そういった面での効果というか、機能というのを果たしているのかなというふうには考えています。

○鳥飼委員 今、ざっくりと行って、物流の輸送で、なかなか難しいと思うんですけども、トラック輸送というのから転換を図るということで、船なり電車といいますか、列車に移行ということで、CO₂の削減とか、いろんな効率化を図っていこうというのが、この事業の趣旨だと思うんですけど、大体どの程度、なかなか難しいですけども、例えば100、宮崎県の物流であるとするならば、80ぐらいがトラックで、20が船とかそういうふうな大量輸送機関でっていうのは、何か出ていますかね、わかりますか。

○日下総合交通課長 国のほうで、物流センサスというものを行っていて、5年に1回やっているんですけども、それによりますと、平成22年に実施をされた調査によりますと、本県発については、トラックが約70%、本県向けについては約80%ということで、やはりトラックの割合ちゅうのが非常に高いという実情はあります。

やはり実際、九州の中から運ばれてくる、また、九州の中に出す貨物っていうのが、割合的には非常に多いものですから、どうしてもトラックの割合というものが、そういった意味では多くなる面はございます。

○鳥飼委員 そうですと、この宮崎の場合は80と言われたんですか、全国が70平均で。

○日下総合交通課長 本県発のトラックが70%、本県向けが約80%ということですので。

○鳥飼委員 ああ、わかりました。

それで、この比率を変えていくということに主眼があると思うんですけども、この4年間というか5年間やってみて、どの程度、それを見るには早過ぎるというか、量的にもあれかなというような状況なんだろうかな。どんなふうに見ればいいんでしょうか。

○日下総合交通課長 なかなか全体の数字としては、景気動向というか、運ばれる物とかも実際変わってきたりとかいう面がありますので、その割合自体、数字の面で直結して、具体的なものがあらわれているという状況ではないわけではありますけれども、現段階において、物流センサスにおける数字として、大きくあらわれているという状況ではないのかなと思います。

○鳥飼委員 わかりました。

それをできるだけ引き上げていこうというのが、事業の趣旨だろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、これ、はっきり覚えていないんですけども、細島港で中止をしたのがありましたよね。新聞に載ってたんですけど、あれ、経緯がわかれば、ちょっと御説明いただけますか。

○日下総合交通課長 台湾航路の細島寄港の中止ということが、先日の新聞にも出ましたけれども、2月18日をもって、細島への寄港が中止になったということですので。

これまでは、隔週1便ということで、台湾向けで細島を寄港する航路というのがあったんですけども、それが2月18日をもって中止になったということですので。

経緯といたしましては、船のほう——いろいろ

ろな寄港地を経由しながら台湾、最終的にはフィリピンまで行く航路ではあったんですけども、航路のその再編をする中で、新たに台湾の高雄への寄港というのを追加するなど、航路の再編を行う中で、細島は残念ながら、その荷が最もその寄港地の中で少なかったという実情があったということで、そこへの、細島への寄港が取りやめ、中止になったというふうに伺っています。

○鳥飼委員 荷そのものが少なかったというのが、そういうことで寄港を取りやめるということになったと思うんですけども、今後の影響について何か見ておられれば御説明ください。

○日下総合交通課長 実際、その台湾航路を使っていた荷の6割を超える量が、いわゆる旭化成などそういったところ、大口の事業者は使っていました。

今回、その寄港が中止になったことに伴って、そういった貨物の多くは、現在、韓国、今、週3便ほど釜山航路というのがございますけれども、その釜山航路のほうに振りかわっているというふうに聞いています。

全体のその細島のコンテナ扱い量に占める、もともとの台湾航路の割合というのは、約6%から7%という状況でございますので、もともと量的にはそれほど多量ではなかったわけですが、そのほとんどは、今現在は、釜山経由のほうに移っているというふうに聞いています。

もちろん直行便がなくなったということで、隔週1便とはいえ、一定の利便性が低下した面はございますけれども、ほとんどはそのほかの便に振りかわって、今は運んでいる実情ではあるというふうに伺っています。

○鳥飼委員 わかりました。何らかの対策なり

が必要になってくると思いますので、よろしくお願いたしたいなど。

それで最後に、特区申請をしている45フィートでしたか、これの状況を御説明ください。

○日下総合交通課長 45フィートコンテナの利用を可能する特区ということで、内閣府のほうに特区申請を行っている状況でございます。

内閣府のほうからは、3月下旬から4月にかけて、まだ認定が出るという日までは具体的にわかってはいないんですけども、認定を行うことを見込んでいるというふうには伺っているところでございます。

現段階では、具体的ないつという日にちまではわからないような状況ではございますけれども、そういう状況でございます。

○鳥飼委員 ということになると、そういう申請書を出すということになれば、それだけの事前の交渉なりがあっているわけですから、あとは書類が出てきているから、向こうの手続が済めば、そのまま特区が認められるだろうというように私も理解していて、その時期については、今言われたようなことになるのかなというふうに思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日下総合交通課長 おっしゃるとおり、事前にももちろんある程度、内閣府等とも話をする中で、申請をしたということでございますので、その先ほど申し上げたような時期には、認定をいただけるものだというふうに、我々としては見込んでいるという状況でございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

○星原委員 24ページ、常任委員会資料の中山間地域振興推進体制整備事業ということで、説明は、きのうちちょっと受けたんですが、この中身で、その協議会をつくって知事が本部長で、

県の幹部の皆さん方が全て入って、そして大学との連携による地域政策共同研究事業、もうこの中山間地域に、まだそんな研究をしている余裕があるのかと私は思うんですけど、この辺は、もう今まででも、具体的に政策としてどうやっていったら守っていけるのかということじゃないかと思うんですよね。

今から大学生とかそういうところに研究させて、そんなのに二、三年かかっている、宮崎県の中山間地域が今のまんまでは、私はもう非常に危機的状況に陥っていると思っているんですよ。

ですから、やはりこういうことをするんなら、現地に行って、実態がどういう状況で、今、何をしなくちゃいかんのかということを決めて、そのことに取り組む時期、あるいはこれまでも、この資料のほうの説明のあれによると、「未来へつなげよう！持続可能な集落づくり支援事業」と「もっと「いきいき集落」サポート事業」とか「中山間盛り上げ隊」とか、もうこう具体的にやっていますよね。

だから、そういうやっている事業を見て、これでも足りない部分は何なのか。若い人が帰ってこないのは何が原因かとか、そういったもう具体的にこうやっていかないと、きのうもちょっと言ったと思うんですけども、もう10年後の中山間地域なんて非常に危機的状況でありますよね。

そこで、今ごろ研究じゃなくて、具体的に今、抱えている課題を1つずつでもクリアして、そして地域が元気を出すような方法に、もう入っていったかないと、今からこういう協議会をつくって協議します。あるいは大学生の皆さん方に研究させて、そんな余裕があるのかと私は思うんですが、これはどうなんですか。

○川原中山間・地域政策課長 委員のおっしゃ

るとおりだと思います。

ただ、今回のこの研究事業につきましては、名称につきましては研究事業ということで言っておりますけども、私どもが考えておりますのは、実際、この県全体の中山間地域対策をどうしようかといったような、いわゆる机上の理論の研究ではなくて、典型的な中山間地域であれば、西臼杵、諸塚、椎葉、ここに実際、シンクタンクといいますか、組織的なプロジェクトチームを設けまして、ここで県職員なり市町村職員なり、あるいは大学の先生なりが、常駐はしませんけれども、週に何回か集まるような、実際、その現地に入った形で、地域にいらっしゃる人材とか、あるいはどのような地域資源があるとか、そういったものを実際、現地を歩いて現地に入って見た上で、そういったものをどうやって活用していくのか。いわゆる具体的なそういったものを活用した仕掛けなり仕組みなり施策なり、これを具体的につくり上げていくという事業でございます。

首長さんあたりともいろいろ話をするんですけども、非常に期待をしていますと。単に机上の研究で終わらないでほしいと。あくまでも地域に密着した、本当に中山間地域対策で何か課題を打開できるような、何か新たな仕組みなり仕掛けなりをぜひこの中で見出して、一緒にいきましようということで、そういったお話はしているところでございます。

○星原委員 そうだとしたら、さっき言ったように、「いきいき集落」サポート事業だとか中山間盛り上げ隊とか、実際、現地に入って、いろんな課題に取り組んでいると思うんですよね。

もうそういう人たちが、いろんなそこの地域の抱えている課題なんかぶつかったりして、こうしていかんと、もう無理ですよとか、実際、

そういうことをやられているのに、新たにまたそういう形で乗り込んでいって、それだけのその余裕があるのかなど。今、諸塚とか言われましたけど、私の地元の高城でも、私が住んでいる有水とかも、四家地区とか、もうそういうとこなんか、本当にあと10年たったときに、どういう状況、環境になるかなど非常に危惧しているんですよ。

だから、もう今までにそういうことも多分、中山間事業をどうしようとかっていうことは、ずっと言われてきていますので、もうこの分野のどこあたりことは済んでいて、実際にどうやったらいいかと、現実的な問題として取り組んでいかなきゃいけない。あるいは、その取り組む中で、いろんな課題が出てきたことをまた1つずつ方向転換、考え方をええたりやり方をええしたり、もうそういう時期じゃないかなど私は思うんですけど。

言われること、その言葉で、あるいは書いてあることを見れば、それはそれで大事なことなんでしょうけど、そんな時間的な余裕があるのかなど、私はもう思っています。部長、どうですか。

○稲用総合政策部長 この事業を考えるに当たって、実際に首長さんたちからの意見というものを私たちはお聞きして、どちらかというところ、その現場の首長さんから、こういうことが欲しいというようなことがあったというのが、まず1点です。

というのは、役場の職員の方とかいろんなことの中で知恵を出して、いろんな取り組みをしているんだけど、ある一定のところ、新たな考えとか、そういうのが出てこない部分があるんで、外部のそういうような知見であるとか、いろんな考え方であるとか、そういうものを持つ

てくることによって、今、おっしゃったように、今、何をやっていったらいいのかということ、まさにその現場に合った形での、どんな事業があるのかというのを、自分たちだけではなくて、ほかのところからのいろんな見方を入れながらやっていくと、もう一つ、一皮むけるというか、そういう事業が展開できるんだというようなりクエストがありました。我々としても、シンクタンクという言葉を使っていますが、我々は内部でいろいろ考えたのは、いわゆるドゥタンク、実際にやるようなことを一緒に考えて、行動していくようなそういう組織というような意味合いで考えています。

○星原委員 もう私から見ると、課題というのは、みんな見つかっているし、みんな思っていると思うんですよ。だから、その集落で今までやってきた中山間地域の農業で生きるのか、林業で生きるのか、あるいは新たな企業を誘致するのか、そういうとこまで目標をして、じゃあ、企業誘致できなければ、今の状況の中で若い人たちが所得を、ちゃんと食べるだけの生活できるだけの金が稼げるのか。

稼げさえすればいいと思うんですが、その地域によって生きていけるのか、生活が守れるのか、家庭を守れるのかというそういう状況までちゃんと計算されないと、それは何をやっていきますというだけであって、現実にそういうことで、だから、それが守れない、あるいはそれが難しいのであれば、どういうふうにしてやれば、クリアができるのか、あるいは、もうクリアができないのか、やっぱりそこまで踏み込んで取り組まないと、私は、ちょっと厳しいような気がするんですよ。

もう、この中山間地域が大変だっていうのは、もうこの10年来、前から言ってきたことで

あって、だんだん下がってきているわけですから、もう高齢社会になって、30%、40%以上が高齢者だとか、もう常にそういう状況に入ってきていますから。

だから、そういう流れの中で、じゃあ、どうやって守るのかというもう課題は、私は大きく言えば、もう見つかっている、今から探すんじゃない。

見つかっているものをどう今後、具体的に政策としてやれるものがあるのかなのか、その辺をしっかりと考えていってもらわないと、これで3年間、研究されて、27年度までやっていく流れの中で、それからじゃあ見つかって、それからじゃあどうしようかということになっていって、そんなことで本当に大丈夫かなと思うんですが、皆さん方がそうやって今、調査されて、こういう形で研究されていかれるのであれば、それはもうじっくり見させていただくしかないんですが、私は、もう厳しい状況にあるということだけは言うておきます。

○川原中山間・地域政策課長 この事業期間につきましては3年間なんですけども、3年間、課題について研究するというのではなくて、あくまでもいろんな課題、委員おっしゃるように、ある程度のは見えていますので、その課題を解決するためには、どのような方策、仕掛けがあるのか。

いわゆる、そういった具体的なものをプロジェクトチームで見出していきまして、それにつきましては、具体的に県の補助事業なり国の補助事業なり、これをいわゆる実証という形でやりながら、研究と実証と検証を、この3カ年の中で繰り返しながらやっていくということで考えておりますので、あくまでも3年間、ただ、机上で研究するということがなくて、そういっ

た事業と組み合わせながら、より効果的なものを見出していきたいということで考えているところでございます。

○星原委員 中山間地域活力再生支援費ということで1億7,000万円、この事業とは別で、もちろんそのいろいろ予算も組まれて、いろいろ取り組まれているわけで、それはもう十分理解していますから。

ただ、そういう状況が、もう現実に誰も感じていることなんで、その辺のところが本当にクリアできるのかできないのか、守っていけるのかいけないのか、その守っていくためにはどうするのか、もう本当に具体的に、どんどん進めていってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○岩下委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、中山間地域、いろいろ運動をやっていらっしゃるっていうのはわかるんですが、ちょっとうちの例を言いますと、ある中山間地の中で、もう年寄りが多くなって寄り合い場所もない、で、買い物もできない。

そういった中で、1人の60代の方が、何とかその地域の方が寄りやすい場所、ほんで、ちょっとした買い物でも電話いただければ届けられるわっていう形で、やり始めたんですけども、その方が言ったのは、一応、県でもいろんな制度があると。そういった中で、何とか応援できるような体制をつくりたいということで、いろいろあった。

地域のみんで組んで、盛り上げ隊としてするとか。年間5万円のが10万円になりました。地域でしっかり取り組んでいただければ、何とかそういったことはできますよというような話もしていたんです。でも地域の中でカラオケなんかも置いたり、店の前にそういった台を置い

て、細々と、年寄りの方、地域の方、通行人とか通る方が寄られる場所をつくっていたんですけども、結果的に、その方の意をくんでいろいろ話をしていたんですが、もうその方が急に亡くなってしまったんですよ。

そうなると、もうそれはもう継続しないんですよ。ですから、全く寄れる場所がなくなってしまって、その人が亡くなる前に何らかのそういった手だてとか支援があれば、それは継続して、地域の方でまた場所を確保していけたと思うんですが。

ですから、全県下、そういったところはあると思うんですけども、今まで、中山間地域で取り組んでこられて、今、成功されているとこというのはどこですか。地域の方が何とか住めて、仕事があって、あっ、この中山間地域、今まで宮崎県で取り組んだけども、この地域はもう成功していますわという地域は、どこかあるんでしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 大変難しい御質問なんですけども、基本的には県といたしましては、持続可能な中山間地域を目指した、いろんな地域の集落の活性化対策、こういったものに取り組んでいるところでございます。

その中でも、いわゆる地域活性化の取り組みにつきましても、事業費もある程度のをちょっと認めていただきまして、いろんな地域の取り組みに対して支援をしているわけなんですけども、二、三、事例を申し上げますと、西米良村の小川地区のおがわ作小屋の取り組み、ここにつきましても、地域活性化の事業を活用していろんな施設等をつくられてまして、現在は非常にやり方もうまかったんだと思うんですけど、年間2万2,000人ぐらいのお客さんが来られるような地域になりました。

また、あその場合は、新たに3名の方の雇用を生み出したと。Uターン、Iターンといったようなことで非常に成功をした事例かなと思います。

また、高千穂の秋元地区、ここは、前の役場の職員の方が早目にやめられて、民宿、レストランみたいなをつくられて、今、一生懸命、特産品とかそういったもので地域の活性化に取り組んでおられる。

あるいは今、日南のほうでも、オリーブを使った何か特産品づくりができないかといったようなことで、役場を中心に一生懸命やられていると。

で、高崎の笛水の取り組みであるとか、いろいろ地域活性化の取り組みについては、地域のどういうリーダーがそこにいらっしゃるかという分も、非常に負うところは大きいんですけども、新たにこういった地域活性化の取り組みが、非常に県内各地で見られてきている段階ではないかなということで、私どもも、今、期待をしているところでございます。

○岩下委員 わかりました。

おがわ作小屋、村長さんも、本当にこれ、熱心にやって、行政と一体となって取り組む。で、いろいろなアイデアを出して、お弁当とかいろんな種類のやつを食べさせる。なかなかいい成功例だと思います。

ただ、農村、山村部の中で、年寄りがもうデイサービスでどうのこうのじゃなくて、地域の公民館をとにかく寄りあい所にして、地域の方がそこに集まって、何らかのアクションを起こすような、そういった素朴な地域のために何かやっていただくとありがたいなというふうにいるんです。人材がおってどうこうっていうのは、市や町がいろいろ手だてをやっていけば、

そりゃできると思うんですよ。

ただ、本当に素朴な山村の中で、公民館がとにかく集まりやすい場所なんだという、そこしかない地区があるんですよ。だから、そういったのを踏まえて、もう大学教授やいろいろなアイデアを出されたんでしょうけども、そこで何とか生活できるような、福祉に頼るんじゃなくて、自分たちで何とかやっていこうという、自治公民館も含めた活力のあり方というのを今後、検討していただくとうれしいかなと思います。

以上です。

○有岡委員 関連しまして要望しておきたいと思いますが、今、私の近くには、和石地区がございまして、MRTで今度また放映されるようですが、今、お話があったように、希少植物を守ろうということで活動をしていらっしゃるし、「薩摩街道を歩こう会」とかいろんな行事をされておまして、昔の村社会が残っている地域なんですね。

何を残すかという、そういうコンセプトがしっかりしているものですから、みんながまとまりますし、それに自信を持っているということで、その地域の誇りとしてそういったものをやろうということで、地域の方が少なくても若い方も数名しかいないんですね。それでも地域の誇りを残そうという努力をしているんですね。

そういった意味で、ちょっと所管が違いますが、神楽を二百六、七、調査して、今後、残してもらおう取り組みをしようという、教育委員会サイドがやりやすいんですけど、そういったものも含めて、地域で何を残したらいいのかという、そういうしっかりつくっていくことが大切かなと思うんですね。

その中で、1つ考えたときに、実は新ひむかづくりというのを以前やられましたけども、そ

のときに携わった人材が、1回立ち上がって埋もれたんじゃないかと思うんですが、そういった人たちも、もう一度、かかわっていくような何か仕掛けも、この中山間地域の中で燃え尽き症候群で、もうやりたくないとおっしゃるかもしれませんが、そういう人材が埋もれてしまっているというのがあれば、その掘り起こしも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりでございます、この地域づくり、いわゆる集落の活性化に向けましては、やはりそこいらっしゃる、引っ張っていただく人材の方が、いらっしゃるかいらっしゃらないかというのは、非常に大きいわけでございます。

そういった意味で、現在、今回もお願いしておりますけども、集落点検という事業をやっておりまして、これにつきましては、そういった今の自分たちの集落に何があるのかとか、今後、何をしていけばいいんだろうとか、今の現状を踏まえて、そういったものを集落の住民の皆様方と市町村と一緒に話し合おうといったような事業も進めているところでございまして、そういった事業を通じまして、いわゆる人材でありますとか、自分たちの集落として何をやっていこうか、今後、何を取り組んでいこうかと、そういったものを話し合ってくださいという場づくり、また、その結果については、それに対する支援措置も同時に設けておりますので、そういった意味で事業を通じて支援していきたいというふうに考えております。

○有岡委員 本日の資料の中の質問をちょっとさせていただきたいと思うんですが、長距離フェリーの航路活性化事業ということで、18ページになっておりますが、これは実は当初、この

総合交通課の要求が2,479万4,000円だったものが、最終的には1,432万4,000円と、約1,000万強削減されているわけですね。

ところが、事業は25年度1年間の事業になっておりますので、本当にやりたかったことができないのではないかという、ちょっと私たちも危惧するんですが、この予算要求をされて削減されて単年度で終わる。これが26年、27年で繰り返ししながらやっていくんだということであれば、可能性があると思うんですが、そこら辺の流れはいかがだったのでしょうか。

○日下総合交通課長 県としましては、御指摘を本当いただいたとおりの形の経緯をたどって、今、今回の予算になっているとでございます。

確かに、事業は単年度というところではあるんですけれども、平成25年度、まずは初めてのフェリーへのこういった支援事業をやらしていただくことになれば、実際に実施をする中で、また、その効果であるとか、そういったものも見きわめながら、また翌年度の予算要求につなげていきたいなというふうに考えています。

○有岡委員 わかりました。

そういう中で、例えば、この閑散期の団体の利用補助とかあるんですが、これは年間を通してでなくてその閑散期だけなのかとか、例えば、教育目的のゼミ旅行に一部補助するとか書いてありますが、こういうものについて、もう少し具体的に内容を教えていただきたいと思うんですが。

○日下総合交通課長 こちらの事業内容の①の団体客の利用促進につきましては、おっしゃったとおり閑散期、平均よりも利用者が少ない7カ月ということ、平均よりも少ない時期というのがどうしてもあると。

そういったその時期に重点的にこういった事

業を行うことで、利用者の回復といいますか確保を図ろうというのが、①の団体の利用促進でございます。

それから、②の修学旅行の利用促進でございますけれども、こちら、修学旅行や教育目的ゼミ旅行、この若い層の方々というのは、今後、リピーターにつながる可能性というのが非常に高いということでございますので、こちらについては、力を入れて誘致をしていくということを目的として、①よりも、若干単価が高い支援を行う方向で——1人頭が単価的にも、より手厚く支援を行うことで、誘致を図っていききたいなというふうに考えております。

○有岡委員 以前もお話したことがあろうかと思いますが、鹿児島は、志布志のほうにキャンプや合宿とかいうときに補助するとか、明確にうたっているんですね。

ですから、関西から合宿に行くとするときには、鹿児島がいいよというような形で、はっきりと明示できるんですね。

ですから、こういったものを一部補助なら一部で結構ですが、もっと明文化して、宮崎に行けば、こういうものがあるらしいよという、もっと広がるような仕掛けをしないと、予算は組んでも、実際に必要な時期には、もう1年前から大体キャンプ、合宿とかそういう教育は来るんです。

また、3年前からやるということですから、これ、単年度事業でやるにしても、成果を期待するには大変短いということで、やはりこれは、ことしだけで成果を見るとなかなか難しいと思うんですが、積極的にこれをアピールしないと効果が期待できないと思うのですが、そこら辺の4月以降の流れというのはいかがでしょうか。

○日下総合交通課長 本当におっしゃるとおり

だと思えます。

やはり先ほどこういったその合宿の話が出ましたけれども、やはり宮崎の強みとしてスポーツ合宿等があると思えます。そういったところをぜひ生かせるようなアピールというのが、必要になってくると思えますので、こちら、実際に事業を行うフェリー会社であったり、また県のほうの大阪事務所とか、そういったところともしっかり連携をしながら、誘致アピールをしていきたいなというふうに思っています。

○有岡委員 どうぞ、今回の単年度新規事業だけで成果が出ないから、来年度は見直すとかいうことじゃなくて、どんどん積極的にアピールすることが、この仕掛けになると思えますので、頑張ってくださいと思っています。

もう1点お尋ねしたいと思えますが、東アジア新規航空路線誘致ということで、きのう、人的な物流のお話がありましたが、私は貨物という視点からちょっとお尋ねしたいと思うんですが、抱いている航空貨物で国内の貨物が、平成14年をピークに半減しているというのが現状なんですね。

ですから、貨物に関する取り組みが何回も何回も手が要するというふうに考えているんですが、これは国際便においても、貨物という視点でも取り組みというのは考えていらっしゃらないのか、いかがでしょうか。

○日下総合交通課長 国際便についての貨物につきましては、現状では具体的な取り組みというのは、県としても行ってはいない状況でございます。

○有岡委員 ぜひ国土交通省と航空局あたりの情報を見ますと、各県の取り組みとか宮崎は少ないというのは、すぐわかるわけですが、副知事がその方面から来られると聞いておりま

すので、ぜひ、もっと積極的に国際線を生かすためには、そういった貨物的な問題もクリアできるような施策を、今後は検討していかれるといいんではないかと思うんですが、必要性があるんではないかと思えますが、その点いかがでしょうか。

国際線をただ——人の動きがありますと、貨物という物も動き出すというような視点で、今後は取り組む必要があるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○日下総合交通課長 おっしゃるとおりだと思います。

確かに、宮崎の例えば宮崎牛であるとか、そういった今後、海外にどんどん売り出していく、こういった展開をしていくに当たっては、航空貨物の有用性というものもあるのかなというふうに考えています。

もちろん、宮崎から今、海外にある航路の直行便を使っていただくということも、もちろん考えられると思えますし、今、やっぱ全日空さんは、沖縄をハブにして、あそこに大きな那覇空港の周辺に航空貨物の基地をつくって、そこに羽田から大きなかなり機体で運ぶと。

その際にまず、沖縄に羽田経由で沖縄に集めて、ほかの地域からまず羽田に集めて沖縄に集めるとか、そういった取り組みを例えば全日空さんはしています。

だから、そういったところも含めて、しっかりと情報収集をしながら、ぜひ有効に活用できるようには、なることが望ましいのかなというふうには思います。

○有岡委員 ぜひLCC路線の話も出ていますし、薬品等も、今、物流がふえつつあるというふう聞いていますので、今後の県北のメディカルバレー構想の中で、輸送をしていくという、

このコンセプトをしっかり持つておかないと、つくったが売れないというのでは意味がないと思いますから、ぜひ国内、海外にもものが動いていくようなシステムを構築していただけると、伸びていくんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宮原委員 済みません。これは先ほど、もう通り過ぎちゃったんですが、この東アジア航空戦略、今、話があったんですけど、中国、それから香港ということだったんですが、今、それこそ先ほどチャイナエアラインも、かなりやっぱり搭乗率が厳しいという状況がありますよね。

そういうことを考えたときに、この宮崎の知名度の向上ということで、これ、総合政策ということから考えたときに、県内の各市町村が、例えば台湾なら台湾のどっかの市と、全部姉妹都市を3年間ぐらいの事業を立ち上げられて、姉妹都市推進事業みたいなのを台湾と結ばれば、多分、台湾に行かれたことのない人というのは、やっぱり外国ですから、ちょっとなかなかと思うんだけど、何回かは私も、日台議員連盟とか行かしてもらって3回ぐらい行きましたけど、行ってしまうと、ああ、これはもう嫁さんと2人で行けるなというような感じになるわけですよ。

そうなると、姉妹都市という形で、お互いの人事交流で国際化は図れる。そうすると当然、飛行機の利用はふえるということになりますよね。

そういうような事業を立ち上げてやっぱり知名度を上げ、そして航空路線の維持をするとか、そういうような何か事業をされると、例えば中国なら中国のどっかの地域、こう指定をして、その地域の都市と友好関係を結ぶ事業を3年間立ち上げて、そして、人的交流をしながら、飛

行機路線を将来的には開設するとか仕掛けをしていかないと、なかなか効果は厳しい状況があるかなと。

ただ、どこどこを目標にしますよという、今回は香港ということになりますから、何らかの形でそういった事業をつくられて維持するというのは、非常にいいかなというふうに思っていますけども、これ、答弁、多分できないと思いますので、やっぱりそのあたりは考えていただけるとありがたいなというふうに思ひます。

○稲用総合政策部長 今、いろんな部局とか課もかかわると思ひますので、私のほうから。

姉妹都市云々ということについては、それぞれの自治体の考え等もあるんですが、出てくると思ひますんで、ちょっと幅広く考えたらいいかなと思ひます。

1つは文化的な交流という、これは文化文教・国際課の中でそういう事業としてもやっておりますし、あるいはこれ、私立の学校あたりが割と中心になりまして、姉妹校みたいな形の提携もありますので、今、おっしゃったようにいろんな形で、あるいは継続的に双方向でいくようなものを仕掛けていくということは、また大事なことと思ひています。

ちょっと今回のこの予算との中ではありませんけど、そういう部分でも、これからまた考えていきたいと思ひます。

○宮原委員 言われるように、県が幾らか予算を組んで国際化を図るということで、各市町村に投げてしまえば、必ず飛びつかせたほうがいいというふうに思ひますよ。

そういう事業があるんだったら、どっかというろいろ交流を図ることで国際化をその地域の子どもたち含めてさせるということが、結果的には県の国際化につながり、こういった路線維持に

もつながるのかなというふうに思いますので、そのあたりは頭の隅にでも置いていただいて、総合政策ということでない、これはそういう発想は出てこないというふうに思いますから、よろしく願いをしたいと思います。

あと中山間地域を、先ほど話があったように、こういったモデルを見せてもらっても、やっぱり農林グループとか観光グループとかあるんですけど、最終的にここに入っておられる方たちが直接責任を負わなくていい人たちということになりますよね。いろいろ研究をやり、立ち上げていろいろやってみて、結果的には地元の方は別として、地元でない方、例えば自分がその地域の出身であってそこに入らせられると直接当事者になるんだけど、同じ地域でないところであれば、失敗しても余り影響がないということになりますから、やっぱり先ほど、どちらかの事例を挙げられましたけど、役場の職員が早目に定年されて、そしてレストランをつくったりしてうまくいってますよという、その方というのは、その地域を盛り上げななんらんといい責任が出てきますよね。だからやっぱりそういうような——おがわ作小屋に行かせてもらって、中山間地域の条例をつくるのにいろいろ意見交換もさせてもらいました。物すごく熱いんですよ。この地域をどげんかせないかんということがあって、雇用も、新しく若い子が入ってきてくれましたというような、やっぱり熱い人たちがいかにたくさんつくるかということだと思いますので、研究ということも大事だと思いますけど、この予算に1,300万ぐらいのうちの幾らかが入るのであれば——やっぱりそういうような地域でやりたいという人は、多分役場に問い合わせをすると、こういう人たちがいますよって言われると思います。だからそういう人たちに

おがわ作小屋を見せるとか、先ほど言われた高千穂かどっかを見せる。

そしてまた、前にも調査に行きましたけど、石川県羽咋市神子原地区ですかね。多分インターネット引かれたら、「神子原米」とか「ローマ法王に米が」とか出てくると思います。それで、その地域の米というのは、10アールつくと30万、35万ぐらいとれるという地域の米がありますよね。だからやっぱりそこには仕掛け人がおりましたね。役場の職員の仕掛け人がおりましたけど、やっぱりそういう人が一人いると、その地域というのは変わってくるのかなというふうに思います。「井の中の蛙」ですよ。自分たちもこうやって議員にしてもらってるからいろんなところ見れるので、やっぱり違うなと思いますけど。やっぱりうちの小林の仲間でも、外になかなか出ないので、だから外に出ないからやっぱりそれを目にすることがない。ただ、マスコミの皆さんからすりゃインターネットがあるから見なさいよと言われるけど、そんなもんじゃないですよ。現地を見て現地の声を聞いて、そして事業を進めるということが——中山間地域にとっては限界のぎりぎりのところに来てるかなというふうに思いますので、そのあたりをやっていただけるとありがたいなというふうに思います。

ちょうど市町村合併のときに、諸塚のときの村長さんが合併のときの意見交換の際に、「自分の子供をやめさせて、帰らして、自分のところに住まして、そしてその地域を盛り上げようとしてるんですよ」っていうことを言われたときに、国の役人が何と言ったかという、「そんなことやってもだめでしょ」って。戦後ずうっと中山間地域の対策、人口をふやすという政策を打ってきたのに、それで人口が減ってるということ

は、もう田舎は捨てなさいと。だから市町村合併をして、ある一定の規模のところでは子供たちも教育をしたほうが子供たちも幸せですがねって。決して山を捨てるということではなくて、山には道路の整備をしてかけていけばいいですわってというのが国の役人の意見でしたから。やっぱりそれを考えると、国はそんぐらいのことしか考えてないですよ。霞が関周辺しか考えてない人たちに幾ら言ったって無理なので、やっぱり自分たちでそこはやっていく必要があるかなというのを感じますので、ぜひそのあたりは頭に置いちゃっていただけるとありがたいかなと思います。要望にしときます。

○鳥飼委員 もう一ついいですか、委員長。生活・協働・男女参画課の課長にお尋ねしますが、消費生活、消費者支援のところ、この予算の説明資料で40と41ページになってます。ここでは消費生活支援対策費で4,700万、それから消費生活センター設置費で2,400万というようなことになってますが、トータルで上の事業はマイナス550で、下はマイナス20になってるんですけど、一般財源が主要な財源といたしますか、ですからなかなか補助事業がついてないから厳しいところもあるのかなというふうに思ってるんですけど、その減額の理由といたしますか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○松岡生活・協働・男女参画課長 これは40ページの、(事項) 消費者支援対策費の上のほうに、(目) 県民生活費がございまして、横を見ていただくと当初の7,200万、前年が1億2,800万で5,000万ぐらい減っております。この内訳は、ほとんど消費者行政活性化基金、きのうもちょっと冒頭で御説明したんですけども、これが一応今年度で終了ということだったもんですから、ここで5,000万ほど減っております。

あと住民生活に光を当てる交付金というのがありまして、これでも500万ほどいただいたんですが、これも今年度で終わりということで、このあたりで5,500万円ほど減ったのが要因でございます。

ただ、補正のほうで6,000万円配付金が今度入りますので、6月の議会ではまた追加している事業をやっていきたいと思っております。

以上です。

○鳥飼委員 それで、ちょうど舟田次長が消費生活センターに以前おられて、消費者行政といえますか、以前お伺いしてお話したときには、ようようみんな考えるもんじゃ、悪いことするのは、というふうなことをたくさんお聞きをしたんですけど。

最近の消費者をめぐる、例えば押し買いとか、昔は押し売りだったんですけど、押し買いとかですね、催眠療法とかいろいろあると思うんですけども、最近の消費者にかかわるそういう諸問題、特徴的なものについてお尋ねしたいと思います。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今委員おっしゃったような、実際家に訪問しまして、「おばあちゃん、何か宝石見せて」とかいうような感じで宝石を安く買って買いたたくとかですね、そういったのも出ております。それは今度の特定商取引法の関係でいろんな手当ができることになったんですけども、そういったのもございすし、最近やっぱり一番多いのはインターネットです。やっぱりこれだけインターネットが発達してまいりますと、インターネットによるワンクリック詐欺的なやつが非常にふえております。これは若い方から年配の方まで通じてふえているという状況はございます。

○鳥飼委員 わかりました。次から次に出てく

るわけですから、それに対する対策とかいろいろな法的な対抗手段とかもまた、それを啓発をしていくという意味ですね、それが大事になってくるとも思います。

それで、以前からお願いといたしますか、指摘をしておりました、この消費生活相談員の日額ですかね、給料を上げてほしいと、上げるべきだということで、若干、300円だから6,000円ぐらい上がるんですかね。ですからその努力は評価をしたいと思いますが、やはりベテランといたしますか、それなりの知識を持った人ではないと、なかなか対応できないというのはありますから、いろいろな年齢的なこともあるのかもしれませんが、やはりそういう人たちを継続的に、そして意識的に相談員として育てていくというような体制をとっていただきたいなと思ってますので。まず、その消費生活相談員の充実ということについて、今後も努力をしていっていただきたいというふうに思っております。何か御意見があればお願いします。

○松岡生活・協働・男女参画課長 鳥飼委員のほうからは、たびたびそういったことで相談員の処遇改善ということで御質問いただいております。我々のほうとしても、もう長年にわたりまして人事サイド、財政当局のほうにいろいろ働きかけて、ようやくわずかではありますが日額300円の増額になったところであります。

今後とも、委員おっしゃいましたように、非常に今悪質商法いろんな問題がふえておりました、相談員さんの負担はかなりふえております。勉強も常日ごろいろんな研修を受けながら、勉強、知識を更新していかないと、とても対応できないような状況にもなっております。そういった中で御苦勞いただいておりますので、今後とも処遇改善に向けてまた努力していきたいと

思っております。

以上です。

○鳥飼委員 よろしくお願ひします。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、次に、その他報告事項に関する説明をお願いします。

○日下総合交通課長 総合交通課でございます。お手元の常任委員会資料をもとに、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の最終案について御説明を申し上げたいと思います。

資料の43ページをお開きいただければと思います。こちらと別冊のほうで資料5という資料がございます。こちらが本編でございますので、その2つをちょっとお手元にお持ちいただければと思います。

まず、冒頭で大変恐縮でございますが、この資料5の最終案の22ページをお開きいただければと思います。航空貨物取扱実績の表がございます。こちらの資料5の22ページでございます。宮崎空港発の貨物取扱実績という小さな表の平成22年のところ、「8,239トン」と平成22年書かれておりますけれども、こちら「7,870」の誤りでございました。本当に申しわけございませんでした。

それでは、委員会資料の43ページのペーパーに基づきまして、この最終案について御説明をさせていただきますと思います。

こちらの本戦略につきましては、昨年12月の常任委員会におきまして、素案のほうの御説明をさせていただいたところでございます。その後、こちらの43ページ、4番の策定の経過にございますとおり、12月にパブリックコメントを1カ月間、12月からことしの1月中旬まで行

いました。パブリックコメントにつきましては特段の意見はございませんでした。

また、ことしの1月から2月にかけて、ワーキンググループ会議や、またその戦略の策定会議、外部識者会議、開催をしたところでございます。その結果、一部戦略の最終案につながるような時点修正や表現の適正化を行ったところでございます。

内容につきましては、このように前回報告させていただきました素案と大きな変更はございませんので、本日はその資料の一番下、6番のところでございます今後の推進体制を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

今回策定をいたしました戦略を着実に推進するため、今後、現在庁内に設置をされてます「物流対策推進本部」でございますけれども、こちらを「交通・物流対策推進本部」という形に改組設置したいというふうに考えているところでございます。

この点につきましては、別冊の最終ページにも記載をさせていただいてるところでございます。

それでは、この本部の構成・機能について御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、46ページお開きいただければと思います。こちら交通・物流対策推進本部の構成・機能ということでございますが、本部自体の構成といたしましては、知事を本部長、副知事を副本部長、またその上、知事部局の全部長及び危機管理統括監を本部長といたしまして、その下に課長レベルの幹事会、さらには担当リーダーレベルの連絡調整会議を設けるという形で予定をしているところでございます。

なお、この今回の戦略の策定を契機に、より

官民の連携を推進するため、この真ん中の幹事会等においてはできる限り外部の識者等にお参加いただきまして、民間の意見をさまざまな施策に反映できる体制にいたしたいというふうに考えているところでございます。

この本部の機能といたしましては、各部の交通・物流の課題、それから対応状況についての情報の共有や、またその県の物流、また交通・物流対策の協議、決定をするということで考えております。

活動内容といたしましては、具体的にはその幹事会、まず議論いたしまして、その中で課題であるとか対応状況、こういったものを協議して検討していくということになるというふうに考えております。

続きまして、47ページの「別紙4」をお開きいただければと思います。設置目的というペーパーでございます。こちらの設置目的については、戦略の説明申し上げたときにも御説明をさせていただきましたが、交通と物流の現状と課題について、まず整理をさせていただいております。御案内のとおり交通につきましては、輸送人員の減少、燃油価格の高騰、また交通事業者の経営悪化など現状がございまして、そういった中で課題として公共交通に対する県民の意識の向上、航路の維持・充実、また複数の交通機関内での円滑な移動、利用の促進の取り組みなどが上げられるところでございます。

物流につきましても、下り貨物の確保が困難な状況、また厳しい経営環境など、こういった現状におきまして課題としてインフラ整備の推進、各輸送機関の輸送能力・利便性の向上、また物流コストの低減等が上げられるところでございます。

こういった状況に対応するために、中段に記

載しておりますとおり、今回戦略を策定したところでございますけれども、この戦略の交通・物流それぞれの基本方針に基づきまして、民間と行政が連携しながらしっかりとこの戦略に基づいて取り組んでいくことが不可欠であるということで、今回こちらの推進本部を設置をさせていただくところでございます。

本戦略、目指す目標でございます「くらしやすく活力あふれる社会のための交通・物流ネットワークの形成」、こちらが実現できますように、この新たな推進本部のもと、民間との密接な連携を図りながら、県庁内の各部局一体となって交通・物流対策を県として推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○川原中山間・地域政策課長 「総務政策常任委員会資料」の49ページをお願いいたします。宮崎県離島振興計画の策定についてであります。

1の策定理由であります。離島振興法が昨年6月に改正延長されまして、本年4月から施行されることを受けまして、引き続き、本県離島振興対策実施地域における総合的かつ計画的な自立的発展の取り組みを展開していくため、第7次となります県の離島振興計画を策定するものであります。

一番下の参考のところをごらんいただきたいと思いますが、今回の離島振興法の改正の主なポイントでございます。

1つ目としまして、法期限の10年延長と離島振興施策の実施に対する国の責務規定が追加されたこと。

2つ目としまして、離島振興施策の実施に当たり、妊婦に対する支援やエネルギー対策、あるいは防災対策の推進などの配慮規定が追加されたこと。

3つ目としまして、従来の港湾や漁港等のいわゆるハード整備に係る国庫補助のかさ上げ措置に加えまして、定住促進でありますとか交流促進を目的とする、主にソフト事業を対象とした離島活性化交付金等の整備が図られたことなどでございます。

また戻っていただきまして、2の対象地域であります。本県におきましては、これまでと同様、延岡市島野浦島、日南市大島、串間市築島の3島でございます。

恐れ入りますが、52ページをお願いいたします。一番下のほうでございます。参考ということで各離島の概況について記載しております。人口及び面積等につきましては、表に記載のとおりであります。3島とも人口減少が顕著でありまして、ピーク時の半数以下となるなどの厳しい状況でございます。

なお、下のほうの米印にありますように、電気とかガス、水道等の基本的なインフラ整備は完了しております。また、港湾、漁港などのハード整備もほぼ完了しているところでございます。

また、島野浦島のみが小・中学校、診療所、デイサービス施設を有している状況でございます。

申しわけありません、再度、49ページにお戻りをいただきたいと思っております。3の計画の概要でございます。離島振興計画の計画期間は、法の期限が平成35年3月31日までとされていることから、平成25年度から平成34年度までの10年間となります。

策定方法につきましては、国が示します離島振興基本方針に基づきまして、3市が作成する計画案の内容を反映し策定することになっております。

4のこれまでの策定経緯と今後のスケジュール

ルでございますが、各市におきまして、3島の島民との意見交換会等を実施いただきまして、これらに基づいて市のほうで作成された市の計画(案)が先月、県のほうに提出されたところでございます。

これを受けまして県におきまして、昨年10月に作成された国の基本方針の骨子に基づきまして、各市の計画案の内容を盛り込んだ形で関係課と協議の上、県計画(案)を作成したところでございます。今後パブリックコメントを実施いたしまして、4月末をめどに国のほうへ提出することとしております。

次に、計画案の概要を御説明いたします。お手元に別冊資料の6として、宮崎県離島振興計画(案)をお配りしておりますが、説明につきましては委員会資料に概要をまとめておりますので、そちらで御説明させていただきます。

資料の50ページをお願いいたします。まず、計画(案)の構成でございます。第1章としまして、離島振興に係る県の基本方針を、第2章として、県の各分野別の振興計画を、52ページになりますが、第3章として、各市が作成いたしました各島別の振興計画で構成をしております。

まず、第1章の「離島振興の基本方針」でございますが、基本的な考え方にありますように、現状といたしまして、本県の離島はいずれも小規模な外海本土近接型であり、本土と一体的な生活・経済圏を形成しております。そのため本土との連帯を基本方針としまして、生活環境の整備充実を図るとともに、基幹産業である漁業・水産加工業を中心とした産業の振興を図るなど、定住条件の改善を推進してきたところであります。

しかしながら、課題にありますとおり、人口

構造が大きく変化していく中で、地域の連携や交流によって、その機能や活力の維持向上を図っていくことが特に重要となっております。

このため振興方針としましては、県総合計画「未来みやざき創造プラン」に基づき、産業、医療・福祉及び防災等について地域連携のシステムを構築するとともに、離島と本土、さらに広域的な市町村の交流連携などの仕組みづくりを進めることにしております。

次に、第2章の「各分野別の施策」でございますが、国の離島振興基本方針に基づきまして、14の施策分野につきまして施策の方針を定めております。

1の交通通信体系の整備におきましては、島民の貴重な交通機関となっている離島航路の安定確保や充実を図りつつ、本土と比べコストが割高となっている物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取り組みを支援することとしております。

2の農林水産業振興におきましては、本県離島の基幹産業である漁業及び水産加工業の活性化を図りつつ、地域資源を活用した6次産業化の取り組みで、地域の新たな成長産業の創出などをしていくこととしております。

51ページをお願いいたします。5の医療の確保では、無医地区となっている大島と築島においては、ドクターヘリの活用等により、救急搬送体制の充実を図るとともに、島野浦島においては産婦人科医の不在により、妊産婦が検診等のため島外へ通院する必要があるため、必要な医療を受ける機会の確保に努めることとしております。

また、6、介護サービスの確保については、本土より高齢化率の高い離島地域においては重要な課題となっております。円滑な介護保険

サービスの提供体制の充実を図っていくこととしております。

9の観光の開発と10の国内及び国外の地域との交流の促進におきましては、ブルーツーリズムなどの体験・滞在型観光を展開させつつ、他地域との交流を活発化させ、さらにインターネット等を活用いたしまして、島の魅力を発信することで移住等の取り組みにつなげていくこととしております。

12の再生可能エネルギーの利用についてであります。島野浦で導入が検討されている住宅用太陽光発電設備の普及促進など、新エネルギーの積極的な導入促進を図ってまいりたいと考えております。

13の災害を防除するために必要な国土保全施設整備等の防災対策についてであります。災害保全対策の推進や災害時の避難体制の確保、防災の啓発など、ハード、ソフト両方の対策を推進していくこととしております。

52ページをお願いいたします。第3章「地域別の計画」でございますが、これは各市から提出されました市の計画案を県計画の地域別計画ということで記載をしております。各島ともそれぞれ1の基本方針、それぞれ基本方針を掲げまして、今後「目指すべき島の姿」というものをうたいまして、2におきまして、その具体的な取り組みについて記載をしております。各種の施策を進めていくということになっております。

各島とも共通した主な取り組みとしましては、安全で安定的な輸送の確保でありますとか、観光資源の有効活用による交流人口の増加や定住の促進、また医療や福祉など本土と一体となった生活環境の向上などに取り組むこととしております。

以上が計画案の概要でございますが、今後はこの計画に沿いまして、先に申し上げました今回新たに創設されました離島活性化交付金等を3市とともに積極的に活用することなどを検討し、離島振興施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。その他の報告事項、その他報告分について質疑はありませんか。

○有岡委員 これは資料の44、45ページの中でお尋ねしたいと思いますが、その物流ネットワークの現状と課題というところがございまして、バスとトラック、貨物というところをちょっと注目してはるんですが、経営者の立場から見た課題としてはこれでいいんですけども、働く人の立場で見たときに、実は若い方が大型トラックの免許をとらないとかいう現状がありまして、このトラック輸送の現状は今は何とかなってませんが、将来的には厳しいというふうな話を聞いてるんですね。そういった意味では若い方のこういった分野の参入、雇用という視点からも、何らかの手を打つべきじゃないかなという話を、働いてらっしゃる方から聞いたことがあるんですね。

ですから、ここの現状と課題の中、やはりもっと踏み込んだ中身の問題を精査した上で課題を整理しないといけないんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○日下総合交通課長 おっしゃるような声は我々も認識をしています。

その原因といたしましては、非常に実際の規制が厳しく、労働条件上の規制も厳しくなっている中で、なかなかどうしても各事業者さんの競争も非常に大きく激化をしております。

て、そういった中で非常に、要は働いている運転手などの労働環境、こういったものが厳しくなってきたら。例えば長時間の運転であるとか、なかなか休みが確保できないとか、そういった実情があるというふうに聞いています。

そういった中でやはり必要になってくる一つの施策といたしまして、まさしくそのフェリーの活用であるとか、そういったトラックの事業者さんがフェリーに乗ることで、その間で要は乗っている運転手の方々も休むことができる。そういった意味では非常に労働環境的にも非常に向上するという側面もございますので、こういった長距離フェリーの活用であるとかそういったことが、今御指摘いただいたような運転手などの労働環境の改善、これにもつながるのかなど。そういった労働環境の改善につながれば、その辺の人材の確保にもつながっていくと、そういう効果もあるのかなというふうに考えています。

○有岡委員 要望としておきますが、フェリー関係者によると、今度フェリーからおろしたトラックを運転する人が減りつつあるという現状ですから、もっと現状先を行ってるんじゃないかと思っておりますので、こういった現状を再度把握して、総合的にまた検討いただけるとありがたいと思っております。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

○渡辺副委員長 離島振興計画のほうで1点お伺いしたいんですが、国の法律があつてそれに基づいて県としても計画をつくって市町村ともやりとりしてるということですが、この法律だったり、計画が根拠になってというか、切り分け難しいかもしれませんが、これが根拠になって、例えば去年、昨年度でもいいんですが、どのぐらいの予算が県の予算の中からこの対策として

回っているのかというのがわかればちょっと教えていただきたいんですけども。

○川原中山間・地域政策課長 大変申しわけないんですけども、昨年度実際どういう予算が配分されたかということについてはちょっと資料を持っておりません。この現在ある離島振興計画に基づきまして、各種のハード整備、あるいはソフト事業が行われるところをごさいますて、参考までに現在ある離島振興計画の中でどんな取り組みが行われたかということをごさいますと、簡単に申し上げますと、島野浦島ですと島野浦漁港の整備をやっておりますし、離島航路の赤字補填、こういったものもこの法律を根拠、あるいは平成19年度に海底光ケーブルの新設が行われておるとか。あるいは保健、島野浦診療所への運営費補助あるいは設備更新、こういったものがこの法律に基づいて計画に基づいて国のほうから助成をされてる。大島島につきましても各種観光施設等の整備が行われてるところをごさいます。

また、築島におきましても漁港の改修とかそういうものが行われておりまして、各省庁でこの法律に基づきまして各種のハード整備なりソフト整備が行われてるところをごさいます。

○渡辺副委員長 なかなか国がやる分もあれば県がやる分も市町村がやる分もあつて難しいと思うんですけども、戦後すぐにこういう法律ができて対策が必要だということで取り組んできて、十分では決してないでしょうけれどもインフラ整備が進んできた。そこへの支援というか、対策として入っているものが今減少をしてきているのか。国の財政も含めて厳しい中で、追いやられるようにという言い方は失礼かもしれないですけど、非常に規模が小さくなってき

てるような状況にあるのか、ある程度のものを維持し続けているのか。それ今わからないということでしたので、もし傾向としてわかれば御答弁をいただきたいですし、できればどっかで精査をして、数値的な把握をして、宮崎県における離島支援のあり方がどういう状況にあるのかというのを少し整理できたデータがあったら、後でも結構ですから教えていただければと思います。もし当年度だけでもわかれば御答弁いただければと。

○川原中山間・地域政策課長 やはり事業規模につきましては、漁港とか港湾の部分のインフラ整備のときが一番かかっているんだろうと思います。そういった意味では今後先ほど説明いたしましたように、定住でありますとか、交流促進のいわゆるソフトのほうに移っていくのかなということで、そういった従来のハード主体のときよりは若干落ちてはいくとは思いますが、ただ、最近国境離島の関係がございまして、そういった部分でやはりこの離島の重要性といったものがまた新たに見直されておりますので、そういった意味では今後定住なり、あるいはそういった部分に予算がついてくるのかなという感触は持っております。

○黒木委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行いますので、順次説明をお

願いたします。

○日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課の当初予算案につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。文化文教・国際課の平成25年度一般会計当初予算額は、左から2列目のところになります。63億2,001万6,000円でございます。これは平成24年度当初予算の額と比較しますと、19億5,378万1,000円の減、率にしまして約23.6%の減となっておりますが、昨年度新たに設置いたしました「みやざき芸術文化振興基金」の積み立てに係る予算の減が主な要因であります。

それでは、主な事業内容につきまして御説明いたします。

次の45ページをお願いいたします。まず、一番下、(事項) 県立芸術劇場費 4億9,538万5,000円であります。

次の46ページをお開きください。これは県立芸術劇場の管理運営に要する経費でございます。説明欄1の指定管理料 4億220万1,000円は、県立芸術劇場の指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費であります。この内訳としまして、(1)の国際音楽祭開催事業 9,838万6,000円は、平成25年度に実施する第18回音楽祭の開催経費と、平成26年度に実施される第19回音楽祭の準備経費を合わせたものでございます。

(2)の県立芸術劇場管理運営委託費 3億381万5,000円は、劇場の人件費及び設備等の維持管理に必要な運営経費になっております。

次の2の県立芸術劇場大規模改修事業費は5,378万3,000円でございますが、平成5年の開館から20年目を迎えます劇場の老朽化に伴う事故等を防止するため、各種設備や舞台機構等

のメンテナンスにつきまして、必要性の高いものから改修・修繕を行っているものであります。

次の4の新規事業「県立芸術劇場開館20周年記念事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、(事項)文化活動促進費3,330万3,000円であります。主なものとしまして、説明欄1の宮崎県芸術文化協会補助1,531万4,000円は、県内文化団体の取りまとめ役を担っております公益財団法人宮崎県芸術文化協会の運営に必要な経費及び同団体が実施する県民芸術祭の経費を補助するものであります。

次に、7の改善事業、ミュージックランドみやざき協働事業208万8,000円は、多様化する県民ニーズに柔軟に対応し、地域で音楽に親しむ環境づくりを推進するため、文化活動の運営等に実績のあるNPO法人との協働により、地域音楽活動の掘り起こしを行う事業であります。

8の地域の芸術文化環境づくり支援事業500万円は、県内の市町村等が実施する地元に着したさまざまな文化事業に対して助成を行うものであります。

続いて、一番下の(事項)文化環境育成費537万3,000円であります。

内容につきましては、次の47ページをごらんください。これは説明欄3にあります財団法人地域創造への負担金が主なものとなっております。

次に、(事項)海外渡航事務費3,396万7,000円あります。現在、身近な窓口で旅券の申請・交付の手続きができるよう、宮崎パスポートセンターのほか、県内6カ所の県税総務事務所に旅券窓口を設置しているところでありますが、これは各窓口で行っている旅券の発給事務に係る人件費等であります。

続きまして、(事項)国際交流推進事業費6,835万1,000円あります。主なものについて御説明いたします。

まず、説明欄3の外国青年招致事業1,757万8,000円は、当課に3名の国際交流員を配置しまして、英語、中国語、韓国語の通訳・翻訳業務のほか、各種の国際交流業務に従事させるとともに、県内市町村に配置されている国際交流員や外国語指導助手への研修、カウンセリングを実施するものであります。

4の海外国際交流推進拠点整備事業負担金1,400万円は、財団法人自治体国際化協会が行っております地域の国際化推進事業の負担金として同財団に納付するものであります。

次の6、多文化共生地域づくり推進事業2,672万5,000円は、地域住民と外国人住民の方々がお互いを理解し合い、ともに協力しながら暮らしていく多文化共生社会を推進するため、啓発活動や外国人住民支援を行う事業であります。

続いて、(事項)海外技術協力費579万円あります。海外技術研修員・留学生受け入れ交流事業は、開発途上国から技術研修員を受け入れ、県内の大学や試験研究機関等で専門技術の研修を受ける機会を提供するとともに、本県出身ブラジル移住者の子弟を留学生として受け入れまして、県内の大学等で学ぶ機会を提供する事業であります。

次に、一番下の(事項)私学振興費54億8,424万6,000円あります。主なものについて御説明いたします。

次の48ページをお開きください。まず、説明欄1の私立学校振興費補助金38億1,446万9,000円は、私立学校における教育の振興や経営の安定化、また保護者負担の軽減を図るため、学校法人の経常的経費に対する補助を行うものであ

ります。

次に、3の私立学校振興・共済事業団補助金4,272万7,000円であります。これは日本私立学校振興・共済事業団が行う長期給付事業に対する補助を行い、学校法人及び教職員の負担を軽減するとともに福利厚生の上昇を図るものであります。

4の私立学校退職金基金事業補助金8,122万5,000円は、退職手当の支給を円滑にするとともに私立学校教職員等の福利厚生を図るため、公益財団法人宮崎県私学振興会が行う退職手当資金の積み立てに対する補助を行うものであります。

次の5、私立高等学校授業料減免補助金3,788万6,000円は、私立高等学校が行う授業料減免制度に対して補助を行い、生活困窮世帯等の生徒の学費負担軽減を図るものであります。

10の私立専修学校教育充実支援事業2,197万9,000円は、私立専修学校教育の質の向上を図り、そこに学ぶ生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材を育成するため、私立専修学校の特色ある教育を支援するものであります。

11の私立高等学校等就学支援金14億7,620万7,000円は、平成22年度から実施された公立高校の授業料無償化に合わせまして、私立高校生等に対して、公立高校授業料相当額を助成する事業であります。

続きまして、新規事業「県立芸術劇場開館20周年記念事業」について御説明いたします。

資料は変わりますけども、お手元の常任委員会資料の27ページをお開きください。この事業は県立芸術劇場が開館20周年の節目を迎えることから、これまでの成果を県民を初め広く内外に発信し、各種の記念公演等を実施するほか、本県の伝統文化を周知する機会を設けるもので

ございます。

次に、事業概要であります。2をごらんください。事業費は3,400万円を計上しておりまして、財源としましては、みやざき芸術文化振興基金を活用いたします。

事業内容は(4)になりますが、まず、①の記念誌発行では、県立芸術劇場のこれまでの足跡を振り返るとともに、施設の設置意義を県民及び関係者へ周知するための冊子を作成いたします。

また、②の記念式典及び記念公演の実施は、関係者の出席のもとで記念式典及び海外オーケストラの記念公演の実施を予定しております。

さらに③その他関連事業としまして、県民を中心とした公演等の実施や神楽を中心としたフェスティバル、雅楽公演を実施いたします。

最後に、3の事業効果であります。県立芸術劇場の開館20周年をPRするだけでなく、施設の特性を生かした記念公演等を行うことで、本県における文化振興の拠点施設としての意義や役割を改めて再認識していただけるものであります。

あわせて多用な事業展開は、劇場の今後の誘客につながるとともに、記紀編さん1300年記念事業の一層の盛り上げにも資するものと考えております。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。

○田村人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の49ページをごらんください。人権同和対策課の平成25年度の一般会計当初予算額は、総額で1億4,250万6,000円で、前年度当初に比べまして208万2,000円の減、率にしまして約1.4%の減となっております。

主な内容について御説明いたします。

51ページをお開きください。下から2番目の(事項)人権同和問題啓発活動費2,929万5,000円であります。これは同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1の「みんなで築く人権啓発推進事業」につきましては、県民の人権意識の高揚を図るため、県民運動の推進母体である宮崎県人権啓発推進協議会に委託しまして、年間を通じてさまざまな啓発事業を実施するものであります。

2の「人権ハートフルフェスタ事業」は、人権に関する詩の朗読など、人権の大切さを言葉の力などで感性と理性に訴えかける事業を展開しますことにより、人権問題を自己の問題として感じ、考え、行動するきっかけとしていただくものです。

次に、一番下の(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費2,379万8,000円でございます。これは本県の人権教育・啓発の基本方針である「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づく施策の推進に要する経費であります。

1の「宮崎県人権啓発センター事業」は、人権同和対策課内に開設しております宮崎県人権啓発センターを拠点としまして、人権問題に関する相談や情報誌の発行、ホームページによる情報提供等の事業を実施するもので、(1)の改善事業「人材育成・研修支援強化事業」につきましては、県民が主体的に人権啓発研修に取り組むためのリーダーとなる人材の育成を強化しまして、また、研修のための視聴覚教材を整備することで、各種団体等の人権啓発研修の取り組みを推進し、人権意識の高揚を図っていくものです。

(2)の改善事業「人権をもっと身近に啓発活動推進事業」につきましては、民間団体等と

連携・協働し、そのノウハウや発想を生かした効果的な人権啓発活動を展開するとともに、情報誌の内容の一層の充実を図り、県民一人一人の心に届くような啓発活動を実施していくものです。

続きまして、52ページをお開きください。2の新規事業「宮崎県人権教育・啓発推進方針改定事業」についてであります。

資料が変わりますが、お手元の常任委員会資料の28ページをお開きください。1の事業の目的・背景ですが、平成17年1月に宮崎県人権教育・啓発推進方針を策定し、県民、企業、関係団体等との連携・協働のもと、人権教育啓発を推進しておりますが、いじめ等による児童生徒の自殺や児童虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題は複雑・多様化し、さまざまな課題が生じております。

このような社会情勢の変化に適切に対応するため、宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定を行うものです。

次に、事業の概要でございますが、予算額は195万8,000円、全額一般財源でございます。

事業期間は、平成25年度から平成26年度までの2年間を予定しております。

事業の内容でございますが、①の人権に関する県民意識調査を平成25年度に実施しまして、社会情勢の変化に伴う最近の県民意識の変化を把握し、今後の人権施策を実施していく上での必要なデータを収集するものであります。

②の宮崎県人権教育・啓発推進懇話会の設置につきましては、方針の改定に関し、各種人権問題に関する有識者の意見を求めるため、平成25年度から平成26年度まで設置するもので、県民意識調査結果の分析や宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定に関する事項について検討を行い

ます。

③の宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定につきましては、平成26年度に議会の承認をいただき改定し、行政はもとより、県民、企業、関係団体との連携・協働のもと取り組みを推進していくこととしております。

右側の29ページをごらんください。推進方針の改定事業の検討体制ですが、関係課でワーキンググループを構成し、外部有識者、懇話会の方々の意見を聞きながら検討作業を行い、改定作業を進めることとしております。

スケジュールにつきましては、下段の表のとおり、平成25年度は調査を実施、分析等を行い、平成26年度に改定のまとめ作業、パブリックコメント等を実施し、11月の定例県議会に議案を提出する予定としております。

左側の28ページに戻っていただきまして、3の事業効果であります。県内の実情に即した人権教育・啓発推進方針に改定することによりまして、今後の人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ効果的に推進していくことができるものと考えております。

人権同和対策課の当初予算につきましては以上でございます。

○長倉情報政策課長 情報政策課の当初予算案について説明いたします。

お手元の「平成25年度歳出予算説明資料」の53ページをお開きください。

情報政策課の平成25年度一般会計当初予算額は、9億396万1,000円をお願いしております。これは平成24年度当初予算と比較いたしまして、6,358万1,000円の減、率にして6.6%の減となっております。

それでは、主な内容について説明いたします。

55ページをお開きください。上から2番目の

(事項) 行政情報化推進費1,224万1,000円であります。これは職員に対する情報関係研修の開催や全庁でインターネットによる行財政情報サービスを利用するための経費であります。

次に、(事項) 行政情報処理基盤整備費の8,122万2,000円であります。これは全庁で使用しているパソコンのうち、情報政策課において負担している分の経費であります。

次に、一番下の(事項) 行政情報システム整備運営費の2億6,761万3,000円であります。これは説明欄の3にあります県庁LANや1枚めくっていただきまして、56ページの一番上の4にあります全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワークなどの維持管理等のための経費であります。

続きまして、その下の(事項) 電子県庁プロジェクト事業の3億2,753万4,000円であります。これは電子行政を推進する上で必要な情報システムの維持管理等に要する経費であります。

主な内容を説明いたします。

まず、説明欄1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億4,786万2,000円は、県と市町村が連携して電子行政を進めるための協議会への負担金でありまして、職員の研修や施策の研究、宮崎情報ハイウェイ21の共同運営のための費用となっております。

また、2の公的個人認証サービス運営事業2,376万9,000円は、電子申請などの手続における本人確認サービスを行う指定認証機関である自治体衛生通信機構への負担金であります。

また、3のサーバ管理委託事業の9,223万7,000円は、情報システムの安全性等を高めるため、民間のデータセンターに置いている県の各種システムのサーバの管理を委託するための経費であります。

5の行政情報システム全体最適化推進事業の2,539万3,000円は、県のさまざまな情報システムについてサーバやシステムの統合等を進め、全体として経費の削減や事務の効率化等を図るものであります。

6のICT業務継続計画構築事業は、後ほど、常任委員会資料で説明いたします。

7のパソコン等ヘルプデスク事業の1,837万7,000円は、県職員のパソコンや庁内システムの利用等の支援に要する費用であります。

次に、2番目の(事項)地域情報化対策費の1億723万9,000円であります。まず、説明欄の1、情報通信基盤整備対策費の(1)宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業の2,711万8,000円は、県が所有する光ファイバーの保守やインターネットの接続料等に要する事業であります。

次に、説明欄の2、電気通信格差是正対策費の8,012万1,000円は、情報通信格差を是正するため、携帯電話等の施設を整備する市町村に対し、その費用の一部を助成するものであります。

続きまして、主な重点事業について説明いたします。

「総務政策常任委員会資料」の30ページをごらんください。ICT業務継続計画構築事業であります。1の事業の目的・背景につきましては、東日本大震災を教訓に、県所管の情報システムやネットワークに関する業務継続計画——ICT-BCPですが——の策定等を行うことにより、非常時における情報システムの早期復旧等に全庁的に取り組む体制を構築するものであります。

今年度、全体方針編を策定したところですが、25年度は各重要システムの所管課が取り組むICT-BCP(個別システム編)の策定を支援等を行うこととしております。

2の事業概要ですが、(1)の予算額は400万円をお願いしております。(2)の財源は、全額一般財源であります。(3)の事業期間は、平成24年度から25年度までであります。(4)の事業内容ですが、①のICT-BCP(個別システム編)の策定支援につきましては、重要なシステムを所管する所属への説明会の開催や相談対応等の指導・助言を行うこととしております。

②の庁内研修につきましては、ICT-BCPの庁内への周知を図るため、職員向けの研修を実施することとしております。

③の訓練につきましては、非常時の情報システムの早期復旧に係る訓練を行うこととしており、復旧行動についての職員の理解を深めるとともに、ICT-BCPに定める手順の有効性等について検証し、計画の充実に努めていくこととしております。

3の事業効果ですが、災害に強い情報システムづくりを進めることにより、県業務の継続的な実施を確保し、県民サービスを安定的に提供してまいりたいと考えております。

情報政策課の説明は以上であります。

○黒木委員長 各課長の説明が終わりました。

議案についての質疑は午後1時から行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後0時58分再開

○黒木委員長 再開いたします。

午前中に説明のありました文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課についての質疑を行います。

○鳥飼委員 文化文教・国際課からお聞きをしていきます。

歳出予算説明資料の46ページの事業で、先ほどちょっと御説明いただいたんですけども、わからないところがあったもんですから。文化活動促進費の7番のミュージックランドみやざき協働事業、NPO法人と協働して地域文化の掘り起こしをというようなことを言われたような感じがしたんですけど、具体的にはどういう事業をやられるわけでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 このミュージックランドみやざき協働事業でございますが、これは県内を4つの地域に分けて、一応音楽公演を主にした文化活動、これに実績のあるNPO法人に委託しまして、NPO法人がそういう地域の音楽活動を掘り起こして、そういう活動に対して委託する事業でございます。

○鳥飼委員 具体的にNPO法人ってどこになって、地域の音楽って民謡とか何かそんなことなんですかね。もうちょっと具体的にお願いします。

○日高文化文教・国際課長 NPO法人はこれからコンペで指定していくというんでしょうか、決めていくことになるとは思いますけども、実はこれは改善事業でございまして、昨年まではミュージックランドの展開事業というのをやっておりました。その中でやっぱりNPO法人が絡んでた事業でございまして、その中ではNPO法人として音楽に親しむ会というんでしょうか、そこをお願いしたことはございます。

それと、音楽の中身でございまして、これは地域の音楽でございまして、今委員がおっしゃいましたような地域のそういった民謡でございまして、それはもちろんでございまして、例えばクラシックの音楽、そういったものもこれは幅広く捉えていきたいと思っております。

○鳥飼委員 わかりました。それと、次の文化

環境育成費の3の財団法人地域創造負担金というのがあるんですけど、この財団法人地域創造という財団法人なんですよね。具体的に御説明と何の負担金なのか、お伺いします。

○日高文化文教・国際課長 この地域創造といえますのは、財団法人地域創造でございますが、平成6年9月に設立された財団でございまして、目的はやっぱり地域のそういった文化活動を促進するためを目的としてつくられた財団でございます。

ここに対する負担金ということでございますが、グリーンジャンボ宝くじというのがございまして、そのグリーンジャンボ宝くじの中で一定の金額を芸術文化に使うということが決まっております、そのうちのシェアというんでしょうか、各県のグリーンジャンボ宝くじを売り上げたシェアに応じて、地方に分担される収益金がございまして、そのうちの一部を地域創造への負担金ということで支出をしてるものでございます。

○鳥飼委員 所在地と財団の正式名称、それから運営状況とか活動状況を御説明ください。

○日高文化文教・国際課長 財団法人地域創造でございますが、理事長は梶田信一郎様でございます。設立者が全国知事会、全国市長会等のそういう自治関係の団体になっております。

事業内容が地域の芸術文化環境づくり支援事業でありますとか、地域の伝統芸術と保存事業、こういったものを主にしてございます。

所在地でございますが、お待ちください。東京都なんですけど、済いません、細かい住所はちょっと……。

○鳥飼委員 ちょっとしつこいようですけども、470万といたら結構なお金ではあるんですけど、国どこかわかりませんが、省庁がこうい

うのをつくらせてといえますか、つくってそこで運営をしている、どこかの人が天下りと言っては語弊がありますが、その人が行って役員とかをやってるのではないかなと想像するんですが、具体的な宮崎県への恩恵といえますか、どのようなものがあるのでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 これは地域創造に対する負担金ということで、来年度476万3,000円の予算化をしてるところでございますが、この地域創造というのはそういった地域の文化の振興のためにいろんな事業をやっております。

宮崎県につきましては、やっぱり地域創造が採択した事業というのがございまして、24年度で申しますと、地域創造から2事業につきまして400万円いただいております。来年度も内定が出ておるんですが、来年度、25年度につきましては、やはり2事業でございますが、580万円分の予算をいただくことになっておりますので。ですから、負担金はこれだけ出してありますけれども、ある程度これに見合うような事業はいただいているのかなというふうに思っているところでございます。

○鳥飼委員 わかりましたが、何か国がないシステムつくって、それでやってるというような感じですね。

それでは、もう一つです。自治体国際化協会について。次の国際交流推進事業費6,800万、海外国際交流推進拠点整備事業負担金というのが1,400万で、先ほどの説明では、自治体国際化協会の負担金というような説明だったと思うんですが、この事業の概要を御説明ください。拠点整備ということですか。何かをつくるんかなとは思いますが。

○日高文化文教・国際課長 これはいわゆる財団法人の国際交流協会に対する負担金でござい

まして、1,400万円でございます。これは年末ジャンボ宝くじの中に国際交流推進くじというのを100億円考えておりまして、これもやっぱり各都道府県の販売シェアに応じまして、収益金が分配されるようになっております。

本県につきましては、大体3,000万を超える金額を配分することになっておりまして、そのうちの1,400万円を一応こちらの国際交流協会のほうに分担金という形で負担してるといってございまして。

こちらの事業につきましては、基本的に地方公共団体の国際化の担い手となる人材育成でありますとか、海外における地方自治体の活動支援とか、海外青年招致事業の推進、そういった事業を行っての団体でございまして。

○鳥飼委員 拠点整備事業って書いてあるんですけど、何かこの拠点をつくるということなんですか。通常の事業だけではなくて、何か上物をつくってというようなことなんですか。

○日高文化文教・国際課長 もともとはこのクレアに現在海外事務所が7カ所、ニューヨークとかございまして、この海外事務所をつくるに当たりますの拠点を整備するための負担金という意味合いはございました。ところが、今はもうこういう拠点が既にでき上がってまして、そういう意味の海外事務所の拠点整備ということではなくて、このクレアの事業に対する分担金ということに今なっております。

○鳥飼委員 わかりました。先ほどの地域創造とこれと比べて、何かうまいぐあいに向こうが、東京のほうでつくっているのかなという感じはしますが、中身については了解しました。

次、資料のほうは後回しにしまして、人権同和対策課についてお尋ねします。

人権同和対策課の51ページの下段から人権教育啓発推進方針推進事業費ということで、いろいろと事業をされて、今回啓発推進方針の改定事業とかもやられてるんですけども、基本的に最近の人権問題、先ほどいじめによる自殺とか概略的にも御説明が何かいろいろありましたけど、特徴的にはどういうものが今あるのかということについてお尋ねします。

○田村人権同和対策課長 難しい質問で、人権問題、女性、子供、高齢者、障がい者、それから外国の方、さまざまうちの人権啓発推進方針で12重要課題というのを掲げております。女性に関しましては社会参画とかDV対応、子供につきましては、いじめ、虐待とか、障がい者の方については今度障害者虐待防止法等が制定されました。そのような形でさまざまな人権課題について、さまざまな問題があるという状況であります。

○鳥飼委員 それはわかってるんですけど、人権同和対策課、課長として、最近長いでしょ。3回目ぐらいおられると思うんですけども、そういう人権問題の専門家から見られたときに、最近の今、当初は同和の問題から入っていったと思うんですけど、それが人権という形に変わってきたという経緯が一つあります。

そういう状況の中で例えば地名総監の問題とかもあったり、今それはもう余り出てこないと思うんですけど、そういう呼称の差別的な名前といいますか、呼称を言ったりとかですね。

最近では、市町村の発行する住民票を不正にそういう差別に使用するとかいうことで申し出を団体の方が市町村にされたりというようなこともあったりするものですから、そういう中でたくさんは必要ありませんので、1つか2つか特徴的なことをお尋ねしたいと思います。

○田村人権同和対策課長 鳥飼委員のほうからお話がありました、最近の住民票の不正取得、これが愛知県警のお巡りさんに対しまして、お巡りさんの家族の戸籍を調べて、家族の安全も考えろよとかいうのを暴力団の方から言われたということが発端で、全国的に愛知県警のほうで捜査しまして、1万数千件のそういった住民票の情報が取得されたというような。1件について数十万円の情報取得料とかいう、情報屋というのが全国各地に暗躍しているといった状況はございます。それもこの問題、同和問題に関しましては、調査の依頼は、結婚相手の身元調査がほとんどだったというようなことを現在公判の中で関係者は供述されてるといった情報がございます。こういった形で結婚の身元調査というのもまだまだ全国的に根強い状況があるのかなというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。どちらかといえば地味なといいますか、業務ですけども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

常任委員会資料のほうでお尋ねをいたします。

27ページの芸術劇場開館20周年記念事業ということで3,400万、かなりの金額が記念事業ということで上がってきておりますが、この記念事業を検討する組織といいますか、それはどういところでこの事業についての検討をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○日高文化文教・国際課長 この一つには今度20周年を迎えますが、実は10周年にもこれほどまでではございませんが、記念事業をやっております。

今回20周年記念事業をやるに当たりましては、当然そういうノウハウがございますので、劇場のほうの御意見を伺いながら、私ども県のほうで決めて、このような形をつくったということ

でございます。

○鳥飼委員 その際は、例えば青木館長はずっと当初立ち上げからですね、当時の松形知事の時代の立ち上げのときからかかわってこられたわけですから、館長からは何かこんな提案をとかいうのはなかったんですか。

○日高文化文教・国際課長 館長からの提案は幾つかもちろんございました。特にこの中で申しますと、やっぱ20周年になるので記念誌を——いろんな写真もありますし、これまでの実績もございますから、そういう記念誌をやっぴりつくりたいというのがございましたし、あと記念式典の後に記念公演がございますが、この海外オーケストラ——特に予定では、チェコフィルハーモニー管弦楽団を予定しておりますが、こういう海外オーケストラのアイデアでございますとか、あとその他の関連事業で申しますと、この開館フェスタですね。県民の方に開放した形の公演を実施したいというようなお話もございました。そういうのを取り入れた形で事業内容も組んでいるところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。それで、前も申し上げたことがあるんですけど、この記念公演、チェコフィルハーモニーを呼んでやられるということで、有料だと7割ぐらいですかね、席が埋まっているのは。大体平均ですよ。国際音楽祭のときが7割から、8割いってないかなと思うんですけど、それを記紀1300年と絡めてもらって、お客さんを呼び込む何か一つしてもらってまたありがたいなというような気もするものですから、何かそういうことを考えておられますか。

○日高文化文教・国際課長 まず具体的には、この事業内容で幾つか分かれておりますが、その他関連事業というのがございます。ここでは

神楽を中心とした郷土芸能フェスティバルと書いておりますが、実際には神楽のフェスティバルという形になるかもわかりませんが、この事業とか、下の雅楽公演ですね。これにつきましては当然記紀編さん1300年記念事業、これと絡ました直接的な事業になるかなというふうに思っております。

ただ、上のほうの記念式典、これはやっぱり海外オーケストラでございますが、それをその記紀編さん1300年事業と絡ましていくのか、置県130年と絡ましていくのか、ちょっとその絡ませ方は今のとこまだ未定ではございますが、できるだけそういった大きな事業と絡ませた形で進めていきたいというふうには考えております。

○鳥飼委員 わかりました。私が申し上げたい趣旨は、やはりお客さんをどれだけ呼んでくるか。すばらしいこれだけの施設があって、国際音楽祭のときでも空席があるもんですから、それが一緒になれば、もっと呼べるんじゃないかなとか、そんな思ったりするもんですから、今後具体的な検討の際にはよろしくお願ひしたいと思います。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○渡辺副委員長 人権のことなんですけど、こういうふうに取り組むというのは取り組むとわかったんで、せつかくの機会なんで、例えば宮崎県として昨年なら昨年でも結構ですが、1年間になかなか難しいとは思いますが、県として認識なのか、認定なのか、そこはわかりませんが、人権侵害の具体的事案として把握だったり、認識している案件というようなのが年間どのぐらいあるものなのかということと、この中にえせ同和行為の対策というのも出てきてますが、それについても県としての認識してるような事例が、期間は1年間で区切るのか、どう

区切るのかはお任せしますが、実態としてのどの程度あるのかというのを教えてください。

○**田村人権同和対策課長** 本県内の人権の問題ですが、法務省法務局が各県別で年間の人権相談事案、人権侵害事案というのを集計しております。

本県におきましては、昨年度の人権侵害、法務局のほうの人権問題だということで救済に入った数ですが、これが宮崎県では421件、前年比の2.4%、全国では2万2,930件で、全国割合からいいますと1.8%という状況です。県の人口割では全国の0.9%ですので、若干ちょっと多いのかなというふうには感じております。

人権侵害事案の内訳ですが、学校におけるいじめが46件ふえているという状況にあります。それから、例年多いのが、私人間での暴行、虐待、それから差別待遇、プライバシー関係、住居、生活の安全関係というのが多いという状況になっております。

それと、えせ同和行為に関しましてですが、毎年度当方のほうで各県内の事業所3,000に対しましてアンケート調査を実施しております。本年度の結果ですが、本年度、回答あった事業所が3,000のうち1,240、そのうち35事業所、2.8%がえせ同和行為を受けているという状況でありました。35事業所のうち、残念ながら、2事業所はその要求に応じてしまったという状況であります。県としましては、えせ同和行為等の対策講習会を県内各地で毎年実施しております。

また、このアンケートの際には、このえせ同和に注意していただきたいというリーフレットも添えてアンケートを実施し、事業者さんのほうで回答に際して事業所名をお送りいただいた場合には、応じてしまったというところで名前があったところには、こういうふうにご注意して

対応すればいいですよというのをまた別途お送りしているところです。

○**黒木委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**鳥飼委員** なければ、情報政策課、55ページですね。これの行政情報処理基盤整備費ということで8,100万、内訳はパソコン等整備費というふうになってるんですが、庁内のパソコンの職員の保有といいますか、基本的な考え方はどんなふうになってるんでしょうか。

○**長倉情報政策課長** パソコンの整備は充実してきたわけですが、もう既に大分以前から1人1台ずつの体制になっております。現在、知事部局プラス各種委員会を合わせまして、大体6,200台程度は入っている。

○**鳥飼委員** 本庁と出先機関も職員それぞれ1台ずつ所有しているということですね。先ほど言われたのは、情報政策課所管のパソコン等の整備でこうこうというような何か説明だったんですけど、そのほかにもあるんですかね。

○**長倉情報政策課長** 私どもで一括購入をしております。一括購入しているというのは県庁LANにつながって、私どもである程度具体的に使い方等をコントロールしてるようなものなんですけれども、そういったものが約5,500台ほどあるんですけれども、そして全体としてそれ以外のパソコンもございまして、例えばそれぞれのシステムごとに設けてるパソコンがあるとか。例えば県土整備部であればダム監視に使ってるパソコン、業務別のパソコン等があったりします。そういったようなもので一括購入に合わないようなものであるとか、それぞれの事業費の中から執行したほうが良いようなものというのは別にありまして、私どもが予算で計上しているのは、来年度では3,627台分予定をしております。

○鳥飼委員 6,200台県庁内にあって、5,500台が個人用で、それ以外の台数が業務用ということではないですかね。

○長倉情報政策課長 個人用という具体的な厳密な区別をしておりませんが、県庁LANに接続しているのが基本的には個人用に使っているのが主だと思います。その数字が約5,500台程度になろうかと思っています。

○鳥飼委員 そうすると普通はリースをしたりとかあるんですけど、それは購入、リース、どんな形になるのでしょうか。それから更新の考え方、お願いします。

○長倉情報政策課長 全てリースでございます。基本的には5年ですけども、再リースという形で1年延ばしまして、1年延長する形でそのときはリース代が約10分の1になるという形でリースしております。

○鳥飼委員 そうしますと3,627、今回3,600台ですから、それが5年もあるわけですかね。それは関係ないのか……。1年間のリース代というふうに思えばいいわけで、そうするとあと残りの差額の分、差のリース代というのは——5,500台リースじゃないんですよ。今回の予算では3,600台とか言われたから、その辺の違いをちょっと説明ください。

○長倉情報政策課長 先ほど申し上げましたように、情報政策課で予算を計上している、そして去年入れたもの、おとし入れたものいろいろありますけれども、来年度負担するのが3,627台分を予定しているということで、それ以外につきましては、それぞれの所属なりで導入される分はそこで払われてるということになります。

○鳥飼委員 そうしますとリース代は毎年発生するんですよ。毎年発生しますから、県庁L

ANにつながってるのを個人とすれば5,500台ぐらいあるということですから、5,500台が毎年リース料として上がってくるのではないかとこの気がするんですけど、差の2,000台分というのはいまもう古くなったやつを使いなさいということではないわけですよ。そこ辺はどんなんでしょうか。

○長倉情報政策課長 基本的には一括購入する分が約5,500台ぐらいあると言いましたけれども、その5,500台については、その導入したときの調達金額まで私どものほうで決定しておりますので、いわゆるリース期間費用は私どもが負担しているものと基本的には同じ形になっております。ですので、基本的には5年リースで、一部は6年目の再リースをするというような形になります。

一括調達というのは、私どものほうでいわゆる公告して入札をして、合わせて5,500台ぐらいの調達をしていきます。そして、そのうち情報政策課で最終的に負担するのは3,627台、それ以外につきましては各課で負担していただいているということになります。

○鳥飼委員 そうしますと各課で負担するのでも個人用のやつも各課で負担する場合もあるし、それと業務用といいますか、1つの課に2台とか1台しかないやつも各課で負担する。そういう2種類があるということで、こういう差が出たということですね。わかりました。ありがとうございました。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、以上で第3班の審査を終了いたします。

終了後、総括質疑を行います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時33分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。

総合政策部全般について、質疑はありませんか。

○川原中山間・地域政策課長 申しわけありません。午前中、渡辺副委員長から御質問のありました離島振興に係る事業費の関係でございます。

直近3年間の事業費申し上げますと、平成22年度、約3億2,000万、23年度が約2億800万、24年度が約3億1,800万、いずれもハード、ソフト込みなんですけども、ハードにつきましては漁港の維持補修でありますとか、ソフトにつきましては離島航路の赤字補填でありますとか、僻地医療の関係。

ちなみに10年前、平成15年を見ても、この時点のときはハード整備がまだ残っておりまして、漁港整備等を含めまして約17億円の事業費になっているようでございます。

以上です。

○黒木委員長 質疑はありませんか。

○外山委員 記紀1300年の事業で、総合政策のほうで基本構想を持っておられますね。ところが、商工のほうでもそれに関連する事業が計上されておるんですが、25年度に入って、イニシアチブはどこがとっていくことになるんですか。

○稲用総合政策部長 25年度の組織改正ということで、これは記紀編さんの推進室をまず、今副参事ほか置いてますけど、室をつくることにしました。その室をつくることに合わせまして

商工観光労働部のほうにそれを移管するというので、一括して基本的には商工観光労働部、新しくできます観光東アジア推進局のほうで持つという形になります。

○外山委員 ということは総合政策から商工のほうにこの事業は、リーダーシップはそっちへ移るといことですね。

○稲用総合政策部長 そういうことになります。

○外山委員 それから、世界無形文化財、神楽、これも教育委員会で同じような事業を持ってますよね。これはどういう形になるんですか。

○大西副参事 世界遺産の関係につきましては、基本的には文化財行政に属するところになりますので、教育委員会の文化財課を中心に、あと地域振興、観光振興的な側面もございまして、文化財課とあわせて商工観光労働部なり、関係部局が協力して取り組んでいくというような状況になります。

○外山委員 その際、違った部にまたがるときに、一つ事業をやっているとしたら、こっこの職員がこっちと協力するときは、こっちの上司のやっぱ許可もらってやっていくような、ちょっとやりにくいところが出てくると思うんですね。ですから、そこ辺の調整が非常に難しいと思うんですけど、どうなんですか、それは。

○大西副参事 この1年間もこの記紀編さん1300年記念事業を通じまして、そういう関係する部局間の連携構築というところは築けてきたのではないかなと思いますので、御懸念の点は御理解いたしますので、そういうことのないようにしっかり取り組んでいくようにしたいと思います。

○外山委員 しっかりお願いします。それから、さっきの世界無形文化財、それから西都原の古墳群の世界遺産、文化遺産、ようやく世界文化

遺産を視野に入れ、というような形で文言が入ってきて非常にいいなと思っておるんですが、この西都原を視野に入れて世界遺産を目指しているというときに、やっぱり当該する西都市がどういう意識持っておるか。それがなければ非常に難しいと思うんですね。

この件について、仁徳天皇陵が今暫定的に世界遺産のほうに入ろうとしておるわけですけど、それで堺市に行ったら、堺市が中心だけど大阪府も協力するという、どっちにイニシアチブ持つとるんかよくわからなかったんですけど。ですから、ここでこういう事業をやっていくという前提で、西都市とどういう協議が今なされてきたか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○大西副参事 西都市のほうでは従前、平成9年、随分古い話になりますが、この世界遺産を目指すというところで、西都原につきまして文化庁との協議等もされたというような経緯もいろいろお持ちでございましたので、まず西都市の地元としての取り組みのこれまでの経緯等について、いろいろと状況確認をいたしました。その上で今後の方策という中で、お互い県、市、一致協力して進めていこうという中で、やはりそれぞれの役割分担といいましようか、そのあたりをもう少ししっかり明確にしていく必要があるのかなというところで、特に世界遺産を目指すということになりますと、大変ハードルの高いところであるんですが、一つに、やはり学術的な調査研究というものがどうしても前提になりますので、そこらあたりは県文化財課、教育委員会の所管になりますけども、そのあたりは県が主導的に世界遺産を視野に入れた形での調査研究を今後も続けていかなくちやいけないと。

もう一つは、一方ではこれを地域振興、観光振興というところでの側面も大きくありますの

で、そこらあたりになりますと、また県あるいは地元市、一緒になって、例えばシンポジウムを地元で開くですとか、あるいは共同して先進地の取り組み事例を調査するですとか、そういった目に見える形での動きをやっていこうではないかというようなところで話はしてきているところでございます。

○外山委員 西都市のやっぱ地元の熱意というか情熱というか、それがないと県だけが幾ら頑張ってもうまくいかないと思うんですね。現時点でどうですか、西都市の熱意は。どういうふうに感じられます。

○大西副参事 正直申し上げますと、まだまだ大きな盛り上がりがあるというところではございません。といいますのが、地元ではやはり余りにも身近にあり過ぎて、この特別史跡ということの価値というものについて、市民レベルでの認識というものは、そこまで実はないというようなお話も聞いたりもします。ですから、そういう意味ではまだ大きなうねりになるとかいうところまでは至ってないというふうに私は感じております。

○外山委員 ぜひ県のほうがリードして、そういう気持ちを、地元のほうに盛り上がりができるようお願いしておきます。

それから、先ほどこれを目指す上では、相当学術的な積み重ねが必要だというような、そうならば組織の中に、やっぱり優秀なそういう詳しい人が入ってこないと、なかなか行政組織だけでは難しいと思うんですが。そこあたりの組織なり、そこに人的な何かを入れ込む、そのことについて、これ部長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

○稲用総合政策部長 副参事のほうからお答えしましたように、教育委員会が基本的に主管と

なる中で、これまでもいろんな学術調査等もやってきました。かなり専門家もいらっちゃって、そういう方たち、いろいろ当然県庁の職員でありますので定年の問題でありますとか、そういうところもあります、できるだけそういう方たちを活用していきながら、あと、今古事記なんかでは看護大学の館准教授あたりもいろいろそういった面でも詳しい方でいらっしゃいますので、そういう人的な体制といいたいでしょうか、そういうものをつくっていきながら、高いハードルではありますけども向かっていきたいと思っております。

○外山委員 確かに高いハードルですが、私は可能性はあると思う。だから今ここでいつごろというのはちょっと酷ですからそれは言いませんけど、一つ大いなる情熱を持って取り組んでいただくようお願いをしておきます。

以上です。

○岩下委員 文化文教・国際課にお伺いしたいんですけども、今まで研究させていただいて、芸術家集団とか芸術家に関する情報というのは余り聞かないんですね。今芸術家集団って、宮崎のほう、県内含めて、かなりの芸術家の方がいらっしゃると思うんですけども、そういったのをまとめているというのは、そちらのほうでされているんですか。

○日高文化文教・国際課長 私どものほうで文化担当ということで所管しておりますが、関係団体で宮崎県芸術文化協会というのがございます。渡邊綱纜さんが会長されておりますが、この県の芸術文化協会の中にいろんな団体が参加しておりまして、全部で50の団体が参加しております。市町村の文化協会的なのが20、ジャンルごとの文化団体、これが全県的なですね、これがジャンルごとののが30入っておりまして、短

歌でございますとかバレエとかいろんなのが入ってます。

ですから、委員がおっしゃいましたようなそういう芸術文化的な方であれば、そういうのをやられてる方であれば、こういうジャンルごとの団体の会員として活躍されておりますので、そういうことで県の芸術文化協会が把握してるということでございます。私たちはそこを通しまして一応把握はしておりますし、そういう県の芸術文化の振興のために頑張っていたらというふうに理解しております。

○岩下委員 特にそういった団体、芸術文化、芸術関係に対して県のほうは特に支援、応援しているというのはどういった、資金的な面とか、そういったのはどういったことがあるんですか。

○日高文化文教・国際課長 この当初予算でも幾つか文化振興の事業を上げさせていただいておりますが、それとは別に今おっしゃいました、例えば県の芸術文化協会、これに対しても補助を行っておりまして、今回も1,500万円を超える補助を人件費も含めてでございますが出させていただいております。そのうちの1,000万円というのが、これ県の芸術文化協会のほうで県民芸術を進めるための事業に使っていただいているところでございます。幾つかの団体の周年事業とかそういう事業、あるいは宮崎文学賞とか、これは毎年やっております。そういう文学を進めるための事業なんかに使ってもらっている状況でございます。

○岩下委員 宮崎県にはかなり芸術家が数多くおられると思うんですけども、ある意味では県を挙げてそういった芸術家を支援するような形で積極的にやっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。要望でお願いいたします。

○日高文化文教・国際課長 今おっしゃいましたように、こういった県の補助金と別にそういう芸術文化で秀でた賞をとりますとか、あるいはいろんな活躍された方につきましては県に来ていただいたりとか、知事とお話をさせていただいて、そういう表敬というんでしょうか、そういうこともさせていただいてますので、いろんな形をとりながら、そういう芸術文化の方々をいい形で励ますんじゃないかもしれませんが、お金だけじゃなくて、そういう面で支援していきたいというふうに思っております。

○岩下委員 どうぞよろしく願いいたします。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長倉情報政策課長 先ほどの鳥飼委員への説明でちょっと言葉足らずな点がございました。私どもで一括で導入というか、調達してる分ですけれども、それで先ほど3,000何台かを私どもが負担していると申しましたが、それ以外の5,500台のその差の分につきましては、最終的には各課から予算を分任いただきまして、私どものほうで支払い事務はやっております。そういう形にしておりますので、契約条件も全部一緒でございます。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時49分休憩

午後 1 時57分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

会計管理局の皆さんにはお疲れさまでございます。よろしく申し上げます。

当委員会に付託されたました議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は説明が終わった後をお願いいたします。

○豊島会計管理者 会計管理局の平成25年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元にあります歳出予算説明資料の423ページをお開きいただきたいと思います。会計管理局の当初予算は、総額で4億8,161万6,000円をお願いしております。前年度当初予算5億2,788万7,000円と比べますと、金額で4,627万1,000円、率にしまして約9%の減となっております。

その主なものにつきまして御説明をいたします。

次、2ページほど開きいただきまして、427ページをお願いいたします。まず、上の段の(目)の一般管理費、その下に(事項)の職員費が2億7,273万4,000円ですが、これは会計管理局職員37名の人件費であります。

次に、中ほどの(目)の会計管理費、その下の(事項)の出納事務費が1億1,871万5,000円ですが、これは出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費であります。

最後に、下の段の(事項)の証紙収入事務費が9,016万7,000円ですが、これは県の収入証紙の売りさばきに要する経費であります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほ

どよろしくお願ひいたします。

○黒木委員長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

○宮原委員 この証紙売りさばき手数料というのは9,000万ほど出てますけど、年によって昨年からすると1,000万ほど落ちてるといふふうになりますけど、これは年によって大分違うんでしょうか。

○山口会計課長 証紙の手数料につきましては、県税等から証紙の売りさばき人に売って、それに対して3.15%するものですが、証紙の収納のほうは運転免許関係とか、それから食肉、鶏肉ですね、その手数料とか、そういうものがございまして、全体的には少しずつ警察の関係が変動しておりまして、免許の関係が違反の行為によりまして3年から5年とか更新期限がずれております。それから、高齢化が進んで、いわゆる新規の方が少ないといったところも含めまして、若干警察関係の運転免許関係が変動しております。そういったことでちょっと見込みが難しいんですけども、毎年の変動が若干ありまして、大きいときと小さいときの幅がちょっと大きくなっております。

○宮原委員 わかりました。ありがとうございます。

○星原委員 出納事務費が前年度とすると2,500万ぐらい減ってますよね。これは3番の会計システム運営管理費のこのリース料か何かが下がったというふうに捉えていいんですか。

○山口会計課長 出納事務費のほうでございましてね。これはその説明の中の3番目に、財務会計システム運営管理費というところがございまして。これが23年度と24年度本年度まで、旅費システム機能アップ事業というものを総務事務センターに分任しまして開発しておりました。それ

が2,484万ほどございまして、その分が終了ということで大きく下がったところでございます。

○星原委員 わかりました。

○鳥飼委員 出納事務、県費の返還とか、例えば県民が県費を返還をしてくださいという処分があると思うんですけども。いろんな事務ですすよ。今話題になってるのは、生活保護の不正受給があったとする場合に、県費に係る分と国庫に係る分とありますよね。その分を返還をしてくださいということで、63条ですかね、それで返還命令出す場合に。県費の分は県の機関ですからいいんですけど、それらに類いする国庫の分というのは、取扱額というですかね、トータルで概略でいいんですけども、あるんですかね。

○山口会計課長 申しわけございません。確認なんですけど、県民にいわゆる返納命令をかけるということでございましてか。

○鳥飼委員 そうです。

○山口会計課長 そういった部分は生活保護とか措置入院とか、いわゆる児童の関係とかでございまして。そういったところについて総額的なデータはちょっと本日持ち合わせておりません。

といいますのは、うちのほうで債権管理上やっておりますのは、国庫、いわゆる国費事務として国の法定受託事務として私どもがやっている国費関係だけでございまして、そのほかの県費の部分、あるいは国庫が入った県費の部分につきましては所管課のほうでやりとりして——国費としてはないということでございまして、そういった所管課のほうでやっておりますので、ちょっとデータの的には持っておりません。

○鳥飼委員 例えば生活保護だったら3割ですかね。例えば児童扶養手当も5割とか何か、国庫が負担する分と県費継ぎ足していろんな給付

事業やってますよね。それで、これが適当でなかったということでその給付そのものを遡及してさかのぼって廃止をします。そうすると返還義務が当然受給者に生じますので、返還をしてくださいというので、県費に係る分についてはいいわけですが、国庫に係る分というのは会計課は今扱ってないということですか、債権管理の部分というのは。

○山口会計課長 債権管理上で国費としての債権管理は若干ございますが、いわゆるそういったものとして県費を継ぎ足して出したものとしての部分で、いわゆる県として債権管理をする部分ではタッチしておりません。

○鳥飼委員 国庫の代理機関みたいな取り扱いはしてるんですよね。

○山口会計課長 そういった部分での債権管理は若干はございます。

○鳥飼委員 そのもの自体は非常に少額というか、事務的にも少ないということでもいいでしょうか。

○山口会計課長 額的にはちょっとそれほど大きな額ではございません。受給資格がなくなった方の場合にそういったのが、いわゆる所管課とか市町村の認定とずれた場合に生じるような、事実関係が見えずに支給してしまったとか、そういうものはございますが、そういう関係での受給資格がなくなったものが、うちの国としての国の法定委託事務としてで管理してる部分が若干ございます。

○鳥飼委員 わかりました。所管外かもしれないです。ちょっと確認だけ。例えば職員が出張しますよね、旅費の支払いなり、精算なりがあると思うんですけど、これはもう会計課全くタッチしてないんですよね。

○山口会計課長 旅費につきましては、本庁の

場合ですと、今集中処理されておりました。原課で、旅行命令かけまして、旅費の計算と総務事務センター。それで最終的に私どもの旅費の審査担当のほうで最終的なチェックをかけます。

○鳥飼委員 わかりました。支払い事務については総務事務センターがやって、その後の最終的な審査を会計課のほうでやられるということですね。

それでお聞きしたいのは、例えば県外に出張するとか県内出張して、事務手数料じゃなくて旅行雑費を200円にしたというのがありますね、経緯で。そういう関係で県内はそれなりによりとして、例えば県外に行った場合、東京とかに行った場合には、出張した職員が負担をしなくちゃならない部分というのが結果的に出てきてしまって赤字になって、余り県外に行きたくないというような人たちもいるというようなことが議論になったんです。ですから、実費を支払うべきだということで、人事課なり総務部のことはこの中で議論をしたんですけども、そういう手法に変えるということは会計課でチェックをしていくのもなかなか難しいですか、どんなですか。

○山口会計課長 私ども会計管理局は、執行機関としての知事部局、知事のあれ受けまして、うちのほうは出納機関として、その支出負担行為、簡単に言いますと、支出することがいいかどうかを審査すると、内部決済機能でございますので、管理局のほうで管理者がそういった支出負担行為が妥当かどうか、その証拠書類等をチェックかけまして、妥当であれば支出すると。これが大原則でございまして、旅費の場合も同じでございます。

ですから、私どもは県の旅費条例に基づいて、その運用規則等も含めまして、そういうのに従

いまして、ちゃんとした命令となっているか、そして、ちゃんとした計算となっているか、それをうちの旅費担当のほうで審査して支出するというのが実情でございまして、その旅費条例あるいは運用規則そういったものに関しては、申しわけございませんが、いわゆる執行機関側の御判断だと考えております。

○鳥飼委員 わかりました。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので質疑を終わりますが、その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

人事委員会事務局の皆さん、よろしく願いをいたします。

当委員会に付託されました議案の説明をお願いします。

なお、委員の質疑は説明が終わった後をお願いいたします。

○内戸保人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成25年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の505ページをお開きください。

表の一番上の当初予算額の欄でございしますが、

人事委員会事務局の予算額は1億4,746万9,000円でありまして、対前年度比2.2%の減となっております。

次に、各事項ごとに御説明いたします。

509ページをお開きください。上から5段目の(事項)委員報酬583万9,000円は、人事委員3名に対する報酬でございまして。

次の(事項)委員会運営費69万5,000円は、人事委員会の開催等に要する経費でございまして。

次の(事項)職員費1億1,313万8,000円は、事務局職員15名の人件費でございまして。

次の(事項)事務局運営費487万7,000円は、事務局の運営に要する経費でございまして。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,667万2,000円は、採用試験の実施等に要する経費でございまして。内容につきましては次のページをごらんください。

まず、1の県職員採用試験実施費は、試験問題の印刷など試験実施等に係る事務的経費でございまして。2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政の調査研究や採点処理の効率化等に要する経費でございまして。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費246万3,000円は、警視庁ほか4府県と共同で採用試験を実施する経費で、試験案内や試験問題の印刷等の事務的経費でございまして。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費200万9,000円は、人事委員会勧告等に要する経費であります。内容につきましては、まず1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間給与実態調査、給与報告・勧告などに要する経費でございまして。

2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査、給与の支払い監理等に要する事務的経費でございまして。

最後に、(事項) 審査監督費177万6,000円は、不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費でございます。

なお、お手元に来年度の県職員採用案内のパンフレットをお配りしておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○黒木委員長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

○鳥飼委員 509ページからですけど、任用研修費のところなんですけど、2のほうの任用制度等に関する調査研究費というのは、人事行政研究とか採点のあり方とかいうことで、旅費とかそういうものかと思っていいんでしょうかね。

○川越人事委員会総務課長 この県職員採用試験及び任用研修調査費の中身でございますけども、主なものといたしましては、まず、採用試験の際の試験問題の印刷費、それから受験案内等の印刷費、これが268万余でございます。それから、職員採用につきまして周知するためのホームページの作成業務の委託費が187万余ということになっております。それから、採用試験の際に使用いたします適正検査の判定業務委託料として199万余。それから、採用試験の結果の採点などをいたしますシステムの改修経費といたしまして173万余を計上させていただいてるところでございます。

○鳥飼委員 次のその下の給与等、この勧告ですわね、人事委員会勧告は、あれはホームページか何か載せてるんですけどかね、どんなんです。

○渡邊人事委員会職員課長 県のホームページに載せてございます。

○鳥飼委員 冊子もつくってるんですね。

○渡邊人事委員会職員課長 冊子もつくってお

ります。

○鳥飼委員 できたら私どももいただけるとありがたいなど。もうことしの12月でいいんですけども、そんなことを感じました。

それと最後です。最後の審査監督費のところなんですけども、不利益処分の不服申し立ての審査費で160万組んであるんですが、現状の不服申し立て、件数とか内容とかありましたらお聞かせください。

○渡邊人事委員会職員課長 平成24年度につきましては、不利益処分の不服申し立てはございませんでした。

○鳥飼委員 もう係争もないですね。今ゼロということよろしいですか。

○渡邊人事委員会職員課長 係争事件が昔のやつが残ってるものがございます。中身といたしましては、教職員の争議行為に関する事案でございます。

○鳥飼委員 わかりました。それは和解とか何かできんもんでしょうかね。もう昔のやつですよ。

○渡邊人事委員会職員課長 鳥飼委員がおっしゃいましたとおり、これは今からもう30年ないし40年も前のやつでございます。日教組の全国指示のもとにストライキが行われ、それに対して教育委員会が戒告処分を大量にした、そういう事案でございまして、これにつきましては平成11年に何とかこれを動かそうということで、私どもと教育委員会と教職員組合のほうで協議をいたしまして、この件については今後争わないということを確認した上で、毎年度退職者が出るたびに不服申し立てを取り下げていくと、そういった形で段階的に終了させていくということで今進んできているところでございます。

ちなみに当初2万8,000件ぐらいあったもの

が、現在では600件程度に減少してきております。

○鳥飼委員 わかりました。そうすると年数がたてばそれで終わりにしますよということで、松形知事のときですよ、そういう合意がなつてということで、実質ゼロということで考えてよろしいですね。

○渡邊人事委員会職員課長 そのとおりでございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。

○外山委員 教育委員会のほうで職員の不祥事がずっと続いて、ことしから教育委員会のほうでも採用のあり方を検討しようということになってますが、教育委員会のほうはやっぱ人物をきちっと見る採用試験が必要だと。こちらの人事委員会のほうでは採用試験のあり方についての検討は何かされてますか。

○川越人事委員会総務課長 ただいまの委員おっしゃいました人物重視という観点からの改善事項と申しますか、そういうものといましては、まず、できるだけ多くの受験者を面接をいたしまして人物を直接見たいということもございますので、まず1次試験の合格者数を少しづつふやすという方向で対応しております。

一例で申しますと、大卒程度試験の一般行政につきましても、以前は1次試験の合格者数は採用予定数の2倍程度でございましたけれども、これを徐々に引き上げて、今年度の試験で申しますと、大体採用予定数の2.4倍程度の数を1次試験合格ということで2次試験に進ませまして面接の対象といたしております。

それから、その試験の配点につきましても、従来よりも面接試験の配点の比率を高めると申しますか、ウェートを高める方向で改善を行っておるところでございます。

○黒木委員長 ほかに質疑ありませんか。

○渡辺副委員長 採用試験の関係なんですが、残念ながら、たしか去年できた社会人枠ももう私は受験ができない年齢になっておるんですけど。去年から社会人枠の採用があつてると思いますが、実際やってみて、これ合格者数全体が載ってますが、いわゆる社会人採用のところで何名採用がそれぞれあつてるのかということ。

あともう一点だけ。警察の採用は合同採用というか、共同での実施になってますが、いつからその試験スタイルになって、メリットは何なのかと。その中から2つぐらいを選んでできるとどっかに書いてありましたけれども、警視庁に行きたいのか、神奈川県警に行きたいのか、宮崎に行きたいのか選べると自由になってましたが、それによって宮崎県の受験者がみんなよそを希望しちゃつてるとか、そういう事態はないのかなということをお聞きしたいんですけど。

○川越人事委員会総務課長 まず、社会人試験の関係でございますけれども、社会人試験につきましては24年度、今年度からスタートしたわけでございますけれども、概要を申し上げますと、まず受験申し込みは全部で361名ございましたが、実際に第1次試験を受験されましたのは269名でございました。そして、そのうち31名の方を1次試験合格ということで2次試験に進んでいただきまして、最終的には9名の最終合格者を決定したところでございます。

受験者の内訳で申しますと、第1次試験の段階では、男性が64%、女性が36%というような状況でございました。

それから、年齢別で申しますと、まず受験資格といたしまして、29歳から35歳未満ということで年齢の設定をいたしましたけれども、1次試験の段階で申しますと、6歳幅があるわけで

すけれども、どの年齢も大体同じような比率でございました。

それから、1次試験の合格者でこれを年齢別で申しますと、32歳の方が8名ということで最も多くなっておりまして、次いで29歳と34歳の方が6名ずつというような状況だったところでございます。

それから、出身地別でございますけれども、受験者全体で申しますと、県内に在住しておられる方が79%、県外にお住まいの方が21%という状況でございましたが、1次合格者31名の中で申しますと、県内在住の方が58%、それから県外在住の方が42%というようなことになってまいりまして、最終合格者9名でどういう内訳かと申しますと、まず最終合格9名の方の平均年齢が30.6歳。それから男女比で申しますと男性が3名、女性が6名。お住まいの場所で申しますと、県内在住の方が3名、県外在住の方が6名というような状況でございました。

それから、警察官の共同試験のことでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、警察官の共同採用試験と申しますのは、志望先を2つまで選ぶことができます。これはもともと東京ですとか大阪ですとか、そういう都会地の警察におきましては、もちろんそれぞれ自前で職員採用試験、警察官採用試験なさいますが、なかなか都会地では自分ところの採用試験だけでは受験者数がなかなか確保できないというような事情があるようでございまして、そういった都会地の県警本部を中心といたしまして、主に地方の府県と共同でも試験を実施する。宮崎県なり鹿児島県なりそういったこの警察官採用試験に、いわば相乗りをするような形で、こちらからも一定の受験者を確保するというようなことが従来から行われております。

それで、その仕組みといたしましては、先ほど申しましたように、受験者に志望先を2つまで申告することを認めまして、例えば第1志望が宮崎県、第2希望が警視庁というような形での申告を認めまして受験をさせるわけですけれども、共同試験でございますので、宮崎県で実施する1次試験、これがその共同試験を実施するところにとっても1次試験というような位置づけになるわけでございまして。例えば宮崎県が第1志望で第2志望が警視庁という方について申しますと、その方が第1次試験を合格されずと、もちろんそのまま宮崎県の採用試験の2次試験に進むわけですけれども、この方が1次試験で不合格だったという場合には、この方の1次試験の結果ですとか、そういった関係書類を警視庁のほうに送りまして、警視庁のほうの基準で本県で実施した試験の結果を評価していただきまして、向こうの基準で1次合格ということになれば、あとは警視庁のほうの2次試験に進むというような仕組みになっておるところでございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、質疑を終わりたいと思います。その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時29分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

監査事務局の皆さん、よろしく願いをいた

します。

当委員会に付託されました議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は説明が終わった後をお願いいたします。

○緒方監査事務局長 それでは、まず、監査事務局の平成25年度一般会計当初予算について説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の499ページをごらんいただきたいと思います。

監査事務局の当初予算額は、表の一番上にありますように、2億1,473万6,000円をお願いしております。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

503ページをお開きいただきたいと思います。まず、上から4段目、(目)一般管理費の1,643万9,000円についてであります。これはその下にあります(事項)外部監査費でありまして、包括外部監査人による監査の実施に要する経費であります。

次に、中ほどの(目)委員費2,936万8,000円についてであります。その内訳につきましては、(事項)委員報酬が、監査委員4名の給与及び報酬並びに職員手当等となっております。2,773万円、それからその下の(事項)運営費が監査委員の監査活動に要する経費163万8,000円であります。

次に、下から3段目の(目)事務局費1億6,892万9,000円についてであります。この内訳につきましては、(事項)職員費が事務局職員の人件費であります。1億5,707万3,000円。また、おめくりいただきまして、次の504ページの(事項)運営費、これが事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費1,185万6,000円であります。

予算につきましては以上であります。

続きまして、議案35号の「包括外部監査契約の締結」についてであります。

議案書では129ページであります。お手元に配付いたしております委員会資料で説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、平成25年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

この監査契約を締結する流れを御説明いたします。

2ページのイメージ図をごらんいただきたいと思っております。この包括外部監査契約は、知事と外部監査人との契約ではありますが、そこに至る手続といたしまして、まず①にありますとおり、知事が監査委員に意見を求め、これを受けて②にありますように、監査委員が合議により意見を決定した後、③から④にありますように、契約議案の議会への提出、そして議決をいただくということになっております。

1ページにお戻りいただきまして、その契約の目的は、2にありますとおり、包括外部監査人による監査の実施及びその結果の報告を求めるものであります。契約金額は、3にありますように、1,584万1,560円を上限とする額としております。

次に、4の契約の相手方についてであります。地方自治法においては外部監査人として契約できるものとして、弁護士、公認会計士等とされておりますが、包括外部監査は財務監査であることに鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会という組織がありまして、そこか

ら推薦をいただいた公認会計士であります木下博義氏と契約したいと考えております。

木下博義氏につきましては、平成23年度、24年度もこの包括外部監査をお願いしてるところであります。誠実にしっかりとやっていただいておりますと認識しております。

また、契約の期間は、5にありますとおり、平成25年4月1日から平成26年3月31日でございます。

議案の説明は以上であります。次に資料の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思っております。昨年の決算特別委員会の分科会において、監査の流れについて御質問をいただきましたので、若干補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページでございますが、監査の仕組みを概要として大まかにまとめたものであります。資料を縦にごらんいただきたいと思っております。

議会の同意をいただいて、知事から選任されました監査委員が事務局の補助を得ながら、一番下に記載しておりますように、県の本庁や出先機関、具体的には県立学校あるいは警察署も含めますが、約250カ所、それからその1つ飛んで、いわゆる財政援助団体、これが県の補助あるいは出資を受けている団体でございますが、こういった財政援助団体を監査することとしております。

監査の種類としましては、そのすぐ上に記載してありますように、財務監査と行政監査に分かれております。また、監査の方法としましては、今度は左側に記載しておりますが、定期監査と必要に応じて行う随時監査に分かれております。

さらにこれらの監査に加え、さらにその左側に記載しておりますように、決算審査意見書の

作成や財政健全化判断の意見書の作成、さらには例月出納検査等の役割なども担っているところでもあります。

このページの右上の外部監査につきましては、より独立性、専門性の高い制度として平成9年に創設され、本県では平成11年度から導入しているところでもあります。

次に、右4ページの定期監査の流れをごらんください。前回の説明と重複いたしますけれども、前年度中に監査実施計画を作成しまして、当該年度に入りましてから事務局監査、委員監査を行いまして、監査委員協議会での指摘事項の決定、県公報による公表を行います。そして、指摘事項等により講じた措置があれば、その通知、そして県公報による公表という流れになっているところでもあります。

説明は以上であります。よろしく御審議お願いしたいと思います。

○黒木委員長 説明が終わりました。説明につきまして質疑はありますか。

○有岡委員 包括外部監査の企画報告書をちょっと見ておりまして、その中で例えば産業廃棄物の調査をされまして、保健所との連携が必要だということいろいろ御指摘をいただいているんですが、こういうことがこの外部監査をして、そういった具体的な対応を現場がやられるかどうか、そこら辺の追跡というようなものが実施されるかお尋ねしたいと思います。

○緒方監査事務局長 包括外部監査につきましては、これまでも平成11年に導入して以来いろいろと提案をいただいております。

例えば例を申し上げますと、県病院におきましては、従来1社随契でありました医療事務の業務委託をこの包括外部監査契約の監査の要望、意見等によりましてプロポーザル方式に変更い

たしました事例がございます。それから、県営住宅の維持管理あるいは家賃徴収について民間委託を導入した。こういった成果が出てるところでございます。

私ども監査事務局といたしましては、こういった包括外部監査の種々の点につきましては、先ほど説明いたしました定期監査の中で監査調書の中に包括外部監査人の指摘事項に対する取り組み状況という欄を設けまして、その流れの中で確認をさせていただいてるということでございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 質疑もないようですので、それでは、その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ありませんので、それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時39分休憩

午後 2 時41分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明をお願いします。

なお、委員の質疑は説明が終わった後をお願いいたします。

○田原事務局長 議会事務局でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

議会事務局の平成25年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。議会事務局の平成25年度当初予算

は、11億1,586万3,000円をお願いしてございまして、前年度当初予算と比べますと2.0%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

5ページをお開きください。まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、7億4,524万7,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明をいたします。

まず、その下の(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬、期末手当の経費といたしまして、4億6,542万9,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費といたしまして、2,623万8,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費といたしまして1,102万4,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、正副議長の各種大会、協議会等への出席などに要する経費といたしまして、2億3,484万4,000円を計上しております。このうち説明欄の3でございますけど、各種協議会負担金等には政務活動費交付金、約1億3,600万円や議員年金の給付に係る地方負担金、約8,200万円などが計上されております。

6ページをお開きください。一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費といたしまして771万2,000円を計上しております。

次に、(目)事務局費でございますが、3億7,061万6,000円を計上しております。

以下、同じく事項ごとに御説明をいたします。

まず、(事項) 職員費でございますが、事務局の職員31名の給与等といたしまして、2億5,468万1,000円を計上しております。

次に、(事項) 本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷などに要する経費といたしまして、1,258万6,000円を計上しております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費といたしまして、246万6,000円を計上しております。

次に、(事項) 図書室運営費でございますが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費といたしまして、700万7,000円を計上しております。

下の7ページをごらんください。(事項) 議員寮運営費でございますが、議員寮の維持管理に要する経費といたしまして、935万5,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございますが、議会広報など議会運営に要する経費といたしまして、7,846万9,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会史編さん費でございますが、議会史の印刷費などに要する経費といたしまして、531万6,000円を計上しております。

議会史につきましては、今年度と来年度の2カ年で、平成11年度から14年度までの4年分を第22集として編さんしてるところでございますが、来年度は主に印刷に要する経費を計上しているところであります。

最後に、(事項) 特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行に要する経費といたしまして、73万6,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 議案についての説明が終わりましたが、質疑はありますか。

○鳥飼委員 議会の常任委員会の調査ですよ、県内・県外調査をやって今1泊2日と2泊3日でやってるんですけども、従前は県内の場合は、県北、県央、県南というような形でやっています。県北と県南ということなんですけど、2日の日程になってから、実は例えば入郷とか西臼杵とか、実質行けないところが出てきているんですね。ここはやっぱり行く機会をつくっていかないと、なおそういう実情を把握することが難しくなってくるんじゃないかな。私は宮崎におるもんですから、在住ですからあれですけども、全体を一人の議員として県内の状況を把握する。個人的にも国の調査で行ったりはしますけど、それぞれの常任委員会の中での調査活動の中で、そういう日程ではとれないというか、前々から出てたんですけども、それについての考え方、事務局としての考え方をお聞かせください。

○山之内総務課長 常任委員会の県内視察に關しまして、まず、この25年度の予算に関して申し上げますれば、24年度に県内の視察は2泊3日がよろしいんじゃないかということで、いろいろと御議論いただいているということで、25年度の予算に關しましては2泊3日ということで計上してございます。

○鳥飼委員 ありがとうございます。やはり議長からも前話がありましたけど、僕らは県内全体を把握をしながら、そして出身といいますか、地元だけじゃなくて、そういう判断をしていきたいというふうな思いがあったもんですから、そういう意見が出たんですけども、今総務課長が答弁がありましたけど、そういう配慮をしていただきましてありがとうございます。しっかりと調査をしていきたいと思っております。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、質疑はないようですが、その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時49分休憩

午後 2 時50分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は午後 1 時としたのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 2 時51分散会

平成25年 3月15日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(8人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 一括でよろしいでしょうか。それでは、一括して採決いたします。

議案第1号から第3号、第24号、第26号、第27号、第29号、第35号、及び第39号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか8件については原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 継続という意見がありますので、それではお諮りをいたします。

請願第30号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数です。よって、請願第30号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時6分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成25年 3月15日(金)

○黒木委員長 御異議ありませんので、その旨
議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 何もないようですので、以上で
委員会を終了いたします。

委員の皆さま、お疲れさまでした。

午後1時7分閉会